

# 産業廃棄物処理業の 経理的基礎のあり方

社団法人大阪府産業廃棄物協会  
<http://www.o-sanpai.or.jp/>

環境省経理的基礎検討専門委員会  
委員

大仲 清



社団法人大阪府産業廃棄物協会  
Osaka pref. Industrial Waste Association



まえがき

昭和46年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下本書において廃棄物処理法という。）が改正施行された。従来の汚物清掃法の全面改正であった。

廃棄物処理施設は社会のインフラであるが同時に嫌悪施設という面をもっている。また、悪質排出事業者と処理業者による様々な事故及び事件（豊島、青森・岩手、福井、滋賀等における不法投棄事件）の発生により誘起された住民の反対運動にも当然耳を傾ける必要がある。しかし、インフラ整備も当然必要である。そこで、処理施設の技術基準が導入された。長らく住民の反対運動及び訴訟も施設の技術的不備を指摘するものが多かったが、平成9年当時から裁判において技術的に問題がない施設であっても、財政的に不十分な排出事業者及び処理業者の場合は、事故発生をもたらす可能性があることが主張され始めた。それを受けて平成12年廃棄物処理法改正において廃棄物処理施設設置等に必要な財政的基盤を「経理的基礎」という概念でもって法令化した。すなわち廃棄物処理法第15条の2第1項第3号である。同時に処理業についても第14条第5項第1号と第14条の4第5項第1号で同様の規定を設けた。

しかし、そもそもどのような目的で「経理的基礎の有無」を審査するのか、どのような書類をもって、どのような基準で審査すべきかが明確ではなかった。とくに設置許可の場合の規定が曖昧であった。設置許可申請時点ではその施設は設置されていないので、設置することによりどのように経営状況が変化するかを予測する必要があること、施設を設置して事業を営むまではその施設からの収益はないのであるから当然赤字経営となることに対してどのように配慮すべきかが明らかではなかった。

今回千葉のエコテック裁判を契機にして、設置許可申請に対しどのような基準で審査すべきかを明確にすべく委員会が設置された。筆者もこの分野に関する知見があるので委員として参加した。そこで経理的基礎審査の基本的な考え方を本書で解説することとした。

産業廃棄物処理はその事業内容が多岐多様であるため、すべての事例について解説することは不可能であるが、会計分野の専門家を確保できない行政のために解説するものである。決算関係の書類と確定申告書を具体的に記載したものを示し、資料間の相互関連と会計的なチェックポイントをQ&A形式で詳しく解説した。若干の重複があるが、質問に対する回答ということなので了解いただきたい。

他の委員及びオブザーバーの方々、環境省及び事務局の方々に謝辞を捧げたい。また、委員会として開催されたほかに頻繁なメールのやりとり、少数メンバーでの検討会等を重ねた結果委員会報告ができあがったことを申し添える。最後に国際会計基準、特殊会計論等の勉強の機会を与えていただいた京都大学経営管理大学院徳賀教授にも謝辞を捧げたい。

なお「はじめに」としては異例であるが、本書は委員会報告の易しい解説書なので、理論的根拠についてはあえて示さなかった。そこで読者が持つかもしれない疑問点に対して本書で解説した考え方の理論的根拠を示しておきたい。併せて本書の特徴についても説明する。



### 1. 業種全体の概観を行うための工夫

1種のリバースエンジニアリングによって、「中小企業の財務指標」から計算書類と確定申告書を作成した。これにより業界を概観することができる。もちろん、事業内容は多岐多様であるため、実際にこの財務内容に当てはまる会社は存在しないが、業界全体を俯瞰することに意味があると思われる。また読者の理解の助けともなると思われる。

参考までに、業界を俯瞰するような資料としては次のようなものがある。

- ・「みずほ産業調査」業界全体を俯瞰した上で、「大きな構造変化」「潮流の動き」「ビジネスモデルの変化」「ビジネスの新基軸」といった視点で分析し、「業界の将来像の予測」「業界への提言」も盛り込んだレポートである。26業種を対象としているが、廃棄物関連事業の記述はない。 [http://www.mizuhocbk.co.jp/fin\\_info/industry/sangyou](http://www.mizuhocbk.co.jp/fin_info/industry/sangyou)

・社団法人経済産業統計協会 特定サービス産業実態調査報告書

・社団法人金融財政事情研究会「業種別審査事典」1290業種記載

廃棄物と資源関連事業も記載されている。

### 2. なぜキャッシュ・フロー計算書のみで経理的基礎の有無を判定しないのか？

今回委員会報告は、「経理的基礎がある」とは「長期的に収支相償すること」と定義した。Q13とQ14に対する回答で「損益計算書はオピニオン、キャッシュ・フロー計算書はファクト」であるといわれていること、今回委員会報告の事業収支計画書と経営収支改善計画書は損益計算書とキャッシュ・フロー計算書が実質合体した様式となっていることを説明した。長期的に収支が相償することをもって経理的基礎があることの最終判定とするのであるならば、キャッシュ・フロー計算書のみを示せば許可審査が可能ではないかという疑問が生じると思われるので説明する。

本書の取扱の理論的根拠は次のとおりである。

利益の方がフリー・キャッシュ・フロー（キャッシュを生み出す力）よりも安定性があるので少なくとも両方の要素を組み合わせる許可事業を展開することによる将来結果を推測する必要がある。ただし、いずれにしても許可を受けることによる経営環境の激変の影響についてはあくまで推定ないし推測でしかない。

実証研究では次のような結果となっている。

会計数値の持続性を測定するために、 $X_{t-1} = \alpha + \beta X_t + \varepsilon$  のように将来の会計数値を当期の会計数値で回帰することがある。 $\beta$ が1に近いほど、持続性は高いと判断される。

Dechow and Schrand (2004, p.13) は、1987年から2002年の56,940企業・年をサンプルに利益とキャッシュ・フローの持続性を調べている。それによると、営業利益と税引前利益の $\beta$ がそれぞれ0.76と0.72で、営業キャッシュ・フローとフリー・キャッシュ・フローがそれぞれ0.65と0.41であった。持続性の観点から、フリー・キャッシュ・フローは会計利益ほどには将来に持続しない。つまり、キャッシュ・フローデータのみでは将来予測として不十分すぎるのである。（京都大学経営管理大学院乙政教授講義資料より）

### 3. 廃棄物処理に係る許可審査において、維持管理積立金は自己資本とすべきではないか？

維持管理積立金を損金とするための経理処理を行った結果貸借対照表貸方に表示される特定災害防止準備金は実質将来に備える留保金的性格があるので、自己資本比率算定時には、自己資本として取り扱うべきではないかとの主張がある。しかし、この準備金は会計理論と最終処分場の実務を考え合わせると、負債の性格を持った引当金である。

「説明」

①分析には必ず目的がある。廃棄物処理に係る許可申請に際しての審査における自己資本は、廃棄物処法の許可審査の目的から定義すればよいことである。一般的な経営分析の定義を流用する必要はない。また、銀行に対する自己資本規制の定義を借用する必要もない。ただし、特定災害防止準備金を自己資本として計算する分析もありうる。

②それならばなぜ許可審査においては貸借対照表の表示のまま負債として自己資本比率を算定するのであるか。その理由は会計理論上の理由と実務上の理由からなる。

③純粋の会計理論上の理由（負債性引当金としての計上義務）

将来の費用又は損失が特定されその発生原因が当期以前の事象にあり、費用又は損失の発生の可能性が高く、設定金額の見積りを合理的に行いうるもので、かつ、法的債務性のあるものについては、引当金等を計上しなければならない。

法的債務性のないものは、重要性の高いものについては計上する。

◎引当金計上の必要性のテストのポイント

○将来の費用又は損失が特定されているか。

廃棄物処理法によってその内容が特定されている。

○その費用又は損失の発生が当期以前の事象に起因するか。

「埋立処分をした」という事象に起因する。

○その費用又は損失の発生の可能性が高いか。

過去の最終処分場の統計データによれば、埋立終了後に維持管理が必要であることは確実である。

○その費用又は損失の金額を合理的に見積もることができるか。

「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン」によってかなりな確度でもって見積もりが可能である。

◎負債性引当金であるか否かのテストのポイント

廃棄物処理法でもって閉鎖後の維持管理が義務付けられているので、法的債務性がある。ただし、支払時期、支払先、支払金額が特定されていないので、確定債務ではない。引当金として計上することになる。

以上の理由によって、維持管理に関する負債性引当金の計上は会計上の義務である。廃棄物処理法は閉鎖後の維持管理の原資を確保するために環境再生保全機構に維持管理積立金を積立てることを義務付けているものである。これは資金の留保で



あり、利益の留保ではない。

#### ④実務上の理由

維持管理積立金として積立てられた資産の特性を検討する。「最終処分場設置許可申請」から「埋立処分開始」、「埋立処分中」、「埋立処分終了」、「閉鎖の届出」、「維持管理積立金の取り戻しと維持管理業務実施」と「廃止の確認と維持管理業務の終了」という最終処分場特有のイベントの進行にともなって維持管理積立金の性格と計算書類の表示は変化していく。

- 1 閉鎖の届出までは、環境再生保全機構に積立てているため、申請会社が自由に使用できないいわば拘束された資産である。
- 2 閉鎖の届けを出して、実際に埋立終了後の維持管理が行われる段階で、その拘束が解かれて、次年度において必要とされる資金が取り戻される。実務的には、手続きの都合で、実際の支払に対して、取り戻される維持管理積立金は一部後払い、一部前払となる。しかし、前払といっても長くても1年であり、その用途は確定しているものである。つまり、利益を留保したということではなく、閉鎖後においては、その用途は埋立終了後の維持管理に使用するという目的に限定されて取り戻されることになる。
- 3 維持管理積立金の積立状況は様々ないきさつがあつて、きわめてごくわずかな例外を除いて一般的に必要額に比較して積立不足となっている。余剰が出ることはごくまれである。維持管理積立金に利益留保的性格はないと解してよい。「特定災害防止準備金」プラス「積立不足埋立後維持管理費用」＝最終処分場閉鎖引当金として必要額全額を負債の部に計上している会社も実在するが、いずれにしても将来発生が確実であり、かつ、すでに売上計上済廃棄物処理に伴う将来支出に対する引き当てなので負債性引当金であり、利益留保ではない。
- 4 以上の結論として、利益留保のような会計処理をしているが実は維持管理積立金（特定災害防止準備金）である場合及び、維持管理積立金への積み立ては実行していてもその経費処理及び負債計上処理を行っていない場合は、正しい経理処理との整合性と公平性を保つために審査に当たっては補正すべきである。

#### 4. 伝統的な経営分析における「貸借対照表による安全分析」なるものへの批判

伝統的な経営分析においては、短期的財務安全性の分析ということで次のような指標がある。

①流動比率＝流動資産÷流動負債×100 200%以上が望ましい。

②当座比率＝当座資産÷流動負債×100 100%以上が望ましい。

しかし、最近の実証研究によれば、この流動比率は倒産確率には関係しないことが白田佳子教授（「企業倒産予知モデル」中央経済社平成15年3月15日）等によって明らかにされた。SAF2002モデルという倒産に直面した企業が共通に見せる行動パタ

ーンを映し出す情報による倒産予知モデルを使用している。白田教授は筑波大学大学院教授で、倒産研究の第一人者である。それ以外にも複数の倒産予測会社が様々な実証研究を行っているが、いずれにおいても流動比率は黒字企業と赤字転落企業との判別力が小さいことが確かめられている。本書は財務の専門家が対象ではないので理論的検証はこれ以上行わないが、次の資料によって思い込みを改めていただきたい。アサヒビールと麒麟ホールディングスの有価証券報告書より作成した資料であるが、両社とも流動比率と当座比率は「標準指標値」なるものを大きく下回っている。行政によっては、このような理論的にも実証的にも無意味な指標を利用し許可審査を行っていることがあるので、審査要項を改めるべきである。

流動比率の事例（アサヒビールと麒麟ホールディングス） 単位：百万円

		2003.12期	2004.12期	2005.12期	2006.12期	2007.12期
アサヒビール						
流動資産	a	393,260	420,780	385,451	428,951	411,211
当座資産	b	261,808	285,661	259,807	290,233	283,341
流動負債	c	542,308	531,690	499,941	560,918	596,796
流動比率	a/c %	72.5	79.1	77.1	76.5	68.9
当座比率	b/c %	48.3	53.7	52.0	51.7	47.5
麒麟						
流動資産	a	565,327	620,848	594,855	575,787	634,629
当座資産	b	411,950	472,520	456,910	409,902	413,882
流動負債	c	443,363	442,847	477,392	449,763	891,760
流動比率	a/c %	127.5	140.2	124.6	128.0	71.2
当座比率	b/c %	92.9	106.7	95.7	91.1	46.4

（京都大学経営管理大学院乙政教授講義資料より）

平成22年3月31日

大仲 清



目 次

Q 1 「経理的基礎」について審査する場合の基本的考え方・・・・・・・・・・ 1

Q 2 産業廃棄物処理に係る許可制度の本質・・・・・・・・・・ 6

Q 3 許可申請とはなにか。許可申請と審査基準・・・・・・・・・・ 7

Q 4 経理的基礎の審査はなぜ必要か・・・・・・・・・・ 9

Q 5 「欠格要件」と「経理的基礎」に関する他の法令の規定・・・・・・・・ 13

Q 6 「経理的基礎があること」＝「長期的にみて収支相償」とは？・・・・ 23

Q 7 許可審査にあたり提出する書類間の整合性・・・・・・・・・・ 25

Q 8 許可審査にあたり提出する書類と提出すべき理由・・・・・・・・・・ 27

Q 9 事業計画書と事業収支計画書、  
経営改善計画書と経営収支改善計画書の作成方法・・・・・・・・ 33

Q 10 許可審査のポイントと提出書類の関係・・・・・・・・・・ 35

Q 11 許可審査の手順（プロセス）・・・・・・・・・・ 38

Q 12 新規設立法人の場合の提出書類・・・・・・・・・・ 42

Q 13 事業収支計画書と経営収支改善計画書は  
キャッシュ・フロー計算書なのか・・・・・・・・・・ 46

Q 14 事業収支計画書と経営収支改善計画書の具体的作成方法  
計算書類等との相互関連の図示・・・・・・・・・・ 53

Q 15 経営改善計画書と経営収支改善計画書作成のための  
同業他社データ・・・・・・・・・・ 58

Q 16 減価償却は必ず実施しなければならないか・・・・・・・・・・ 84

Q 17 未処理廃棄物の取り扱い・・・・・・・・・・ 85

Q 18 維持管理積立金の積み立ては原価とはならないのではないかと・・・・ 87

Q 19 適正役員報酬額・・・・・・・・・・ 90

Q 20 借入金のチェック方法・・・・・・・・・・ 92

Q 21 以上の説明の実例版（廃棄物処理業の実際の財務指標を  
使用して作成した計算書類、確定申告書、固定資産台帳  
による審査ポイントの例示）・・・・・・・・・・ 95

Q 22 計算書類等とはなにか、  
産業廃棄物処理に関する許可申請にあたり作成すべき  
計算書類等の作成方法、個別注記表のチェックリスト・・・・・・・・ 127

巻末資料集

1. 第4回経理的基礎検討委員会への大仲委員意見書・・・・・・・・・・ 169

2. 経理的基礎検討委員会報告書・・・・・・・・・・ 185

Q 1 「経理的基礎」について審査する場合の基本的な考え方はどうなのか。

Q 1 一口に産業廃棄物処理施設あるいは、産業廃棄物処理業といってもその内容はまことに多岐多様である。いかに具体的審査基準と審査方法を説明してもすべての場合を網羅することはできないと思われる。許可審査を実効あらしめるためには基本的な考え方を明らかにすべきではないか。

A 1 指摘のとおりである。経理というとすぐ電卓をたたき始める人がいるので、要注意である。経理の本質は決算書ではなく、それが作成され、さらに開示されてくるプロセスにある。そのためには、まず基本原理（プリンシプル）を明らかにし、基準（ルール）はその次に策定することが必要である。

「経理的基礎の審査」の基本原理

経理的基礎の審査は次の原理で行うものとする。

- ・ 事業を長期間継続させていくこと、つまり会社経営は申請者の自己責任であること
- ・ 法令で作成が義務付けられている書類等は申請者が作成し開示するものであること
- ・ 申請書に添付された書類等は信頼できるものとする
- ・ 行政の審査は、申請が法令に適合することを確認する行為であること
- ・ そして法令適合性が確認できない場合は許可しないこと
- ・ そのかわり法令適合性が確認できれば許可しなければならないこと
- ・ しかし、事業計画達成は申請者の自己責任であること

解説

基本的な考え方をごく平らかに表現する。

1. 経理的基礎の審査の原理

経理的基礎の審査の基本的考え方は、A 1 で示したとおりである。申請者が自ら作成し、開示した書類で経理的基礎の有無を行政は審査することとなる。

申請者は、会社法、税法、業種によっては、建設業法等業法の規定に基づいて計算書類等を作成し、開示する義務がある。諸法令に基づいて作成され、開示された計算書類等を廃棄物処理法に基づく申請書に添付することが基本となる。この添付された計算書類等を行政は基本的には信頼し審査を行うものである。しかし、計算書類等は過去の経営の結果を示すものであって、許可を受けることによって行われる将来の事業の結果を直接示すものではない。誠実に事業を営んでいるということ、又は、経営していくであろうということ、書類の面から確認するという行為を行政の許可審査は行うものである。審査に当たって行政は、様々な観点から確認行為を行うこととなる。

なお、書類は審査の一手段であるから、設立当初であるため廃棄物処理法が定める書類が揃わない場合でも代替的書類の審査をもって許可することはありうる。



## 2. 計算書類等の数値の補正の必要性

### 2.1 計算書類等の真正性の担保

審査にあたっては、提出された計算書類等は本質的な部分では、適正であると考え。つまり、監査の導入は全く考えていない。申請者による自主作成・点検、株主総会、国税当局、所轄官庁、銀行等による調査・点検等を信頼するものである。

ただし計算書類等の真正性の担保のため次の配慮が必要である。

#### (1) 計算書類等

- ①代表取締役による署名・捺印による原本証明
- ②株主総会の議事録の添付または提示

#### (2) 確定申告書

- ①税務署、都道府県または市町村事務所の受付印
- ②電子申告の場合は、電子申請等証明書（受信通知（メール詳細）も必要）

注メール詳細には所得金額又は欠損金額と税額が記載されているので利便性が高い。

これらにより、確かに申請者において作成・開示・申告がなされたものであることを確認する。

### 2.2 計算書類等と確定申告書の計数等の一致の確認

#### (1) 目的

添付された計算書類等が審査対象とする価値があるかどうかを次の手続きで確認するものである。また同時に、会社法、税法等に定められた会社の義務を誠実に実行しているかどうかをこの手続きで確認するものである。

#### (2) 手続き

- ①損益計算書の「当期純利益」の金額と確定申告書別表4の①の①欄の「当期利益または当期欠損の額」が一致することを確認する。
- ②貸借対照表及び株主資本等変動計算書の「繰越利益剰余金」の金額と確定申告書別表5（一）の②⑥の④の繰越損益金の金額が一致することを確認する。
- ③確定申告書別表2の株主と申請書添付の株主名簿が一致することを確認する。
- ④最終処分場の場合ですでに維持管理積立金を積み立て始めている場合には、経費計上がされているかどうか確定申告書別表12（四）で確認する。  
なおこれについては巻末資料大仲意見書9ページから14ページを参照のこと。

### 2.3 補正の必要性の根拠

審査対象は数多く、しかも、産業廃棄物処理事業には、数多くの事業モデルがある。その結果計算書類の内容も多岐にわたり、また業種によっては要求される会計基準も異なる。すなわち、申請書添付の計算書類等がすべて同じ会計基準と会計能力で作成されているとは限らない。また廃棄物処理法に基づく経理的基礎審査に必要なすべての情報が作成・開示されているとは限らない。そこで廃棄物処理法に直接関係する事項に関しては、会社法等の規定を超えて必要な情報の開示を求めるとともに、必要な

場合は行政が計算上1種の補正を行い、全体の会計水準を揃える必要がある。

補正は、審査対象会社間の公平性を保つために必要である。また、施設設置と施設の継続的維持管理が技術上の基準に従って可能であるために必要な財務内容を、申請会社が備えているかどうかを、行政が確認するためにも補正は必要である。

### 2.4 補正の具体的内容

審査は審査時点で提出された計算書類等の計数を機械的に計算して、経理的基礎があるかどうかの推定をすることになる。しかし、産業廃棄物処理の特質に直接関係する一定の勘定科目に関しては補正が必要な場合は補正した後の計数を使用することは当然である。ただし、この補正は申請書添付の計算書類等が、間違っているとか、不適法あるいは不適正であると断定するものではない。あくまで、廃棄物処理法の観点からする許可審査の基礎資料とするには、提出された計算書類等では不十分であると判断するということである。国税あるいは融資担当とは判断の観点と目的が違うというにすぎない。補正が必要と考えられる項目は次のとおりである。

#### (1) 会計基準より甘い処理がされている場合及び廃棄物処理法特有項目の補正

勘定科目等	影響項目	解説箇所
① 減価償却等	当期純利益・自己資本比率	Q16、Q21
② 未処理廃棄物	当期純利益・自己資本比率	Q17
③ 維持管理積立金	当期純利益・自己資本比率	Q18
④ リースの費用処理	自己資本比率	Q22

#### (2) 長期間を通して見ると会社経営に影響がでる項目の補正

役員報酬及び人件費については、どの金額が適正かを判断する基準を作成することは事実上不可能であるが、確認が不要ということではない。

Q8とQ19において最低限必要な確認事項と確認方法を解説する。

### 3. 審査対象がまだ実行されていない将来の事業の結果予測であることに伴う配慮の必要性

許可申請に伴う経理的基礎の有無の審査は、許可されることによって始めて行われる施設設置・産業廃棄物処理事業の結果、その事業又は経営がどのように変化するかを予測する必要がある。将来事業の結果の予測は誰にもできないことであるが、申請者の計画が一定の基準を満たしていれば、申請事業を行うに必要な経理的基礎があると見なすことでこの課題をクリアできることを今回の委員会は報告している。すなわち、廃棄物処理法が規定する経理的基礎の有無は、委員会が報告する方法によって判定されるべきである。

申請者の自己責任を貫徹した上で、一定の基準に従って行政は審査を進めていくことになる。

審査は次の順序で行う。（詳しくはQ11で説明する。）



### 第1段階（過去の実績による判断）

過去の事業の結果を示す計算書類等で機械的に計算を行い経理的基礎の有無の判定を行う。過去の事業経営がうまくいっている場合は、将来もうまくいく可能性が高いと考えるものである。

### 第2段階

第1段階の審査で、

- (1) 経理的基礎ありと判定された場合は、事業計画書と事業収支計画書で、許可後行われる事業によって収支がどのように変化するかを審査する。
  - (2) 経理的基礎なしと判定された場合は、経営改善計画書と経営収支改善計画書を作成させて、それにより将来の事業活動によって長期的には収支が相償するかどうかを審査する。
- (1)、(2) いずれの場合も長期的に収支相償すれば、経理的基礎があると判定される。

### 第3段階

第2段階で経理的基礎があると判定された場合は、審査時点では経理的基礎があると判定することになる。

### 審査のポイント

- ①「過去の実績による判定」プラス「将来の計画の実行による変化の推定」によって経理的基礎があるかどうかを判定するものである。
- ②過去の実績による判定結果が、一定の基準をクリアしている場合は、事業計画書と事業収支計画書で将来予測を行う。これを簡易審査と呼ぶこととする。
- ③過去の実績による判定結果が、一定の基準をクリアしていない場合でも、経営改善計画書と経営収支改善計画書によって、長期的にみて収支相償となる可能性が高いことが証明されれば、経理的基礎があると判定する。これは、産業廃棄物処理事業は、まず設備投資が先行する業態であるため、大規模投資が行われた当初は赤字経営となることが通常であることを考慮したものである。将来とも民間活力による廃棄物処理事業が行われるために必要な配慮である。
- ④申請時点あるいは、許可後会社更生法あるいは民事再生法その他法的処理によって事業再生を図る場合、直ちに許可取り消し、あるいは、審査しないということではなく、裁判所・監督委員等の動向を考慮し、許可に至る場合もありうることをも意味する。会社更生法・民事再生法等によって経営状況が大幅に改善する事例が多数存在すること、会社更生・民事再生手続きの申し立てから更正・再生計画の認可に至る日数が平均1年以内ということ、および、裁判所の監視下で行われる手続きであることから、非合法勢力の介入が行われにくいこと等からの配慮である。

詳しくはQ15図表15-2. 5会社更生法の推移と同2. 6民事再生法の動向を参照のこと。

### 4. 経理的基礎があることの定義である長期的に収支相償とは何か。

Q6を参照のこと

### 5. 長期的に収支相償するかどうか明らかでないとき又は民事再生法申請等の場合の措置

Q11参照のこと

### 6. 経理的基礎の審査に当たって融資審査等目的が異なる手法を導入することの是非

行政によっては、経理的基礎の有無の審査に当たって融資審査の手法を導入することがあるようであるが、これは無意味である。どのような審査あるいは分析もそれぞれ固有の目的を持っている。

融資審査の場合は、根本的には融資額の保全である。しかも短期的視点からの審査手法が多く用いられている。たとえば流動比率等であるが、今回委員会で確認した事項すなわち今後とも民間を活用した許可制度を維持するということから考えれば、施設設置に多額の投資を行うことを嫌うような審査は審査としての価値がない。返済までの期間における財務健全性の検証並びに債権保全のための担保・保証等について審査することは銀行に任せて行政は本来の許可審査を行う必要がある。

建設業の場合の経営事項審査は、公共が発注する工事に対しての施行能力を点数制で評価するものである。適正な公共工事の施工を確保するためには、工事の規模及びそれに必要な技術水準等に見合う能力のある建設業者に工事を発注する必要があるという考え方である。建設業の場合は、契約保証金と工事完成保証人制度等もあり、そもそも制度の目的が、産業廃棄物処理に係る許可審査とは違うものである。

産業廃棄物処理に係る許可は、申請者に対し申請事業の禁止を解除するのみであり、許可権者が融資するとか処理を委託することはないので、別の観点から行われる審査手法を流用することは有害無益である。

### 7. 委員会報告の文言で若干曖昧と思われる箇所の解説

#### ①経理的基礎を審査するに当たり必要な書類のうち「各種諸税の納税を証明する書類」

(委員会報告12ページ) → Q7の解説

#### ②事業収支計画書、経営収支改善計画書の原価内訳の維持管理積立金

(委員会報告14ページ等) → Q18の解説

#### ③事業収支計画書、経営収支改善計画書の次期繰越金の備考欄の算式

(委員会報告14ページ等) → Q13の解説

### 8. 留意点

なお、本書では読者の理解を助けるために数値を使用して説明しているが、具体的事例でサンプルとして使用した数値は「中小企業の財務指標」の数値である。従って実在の会社の数値ではない。



Q 2 産業廃棄物処理に係る許可制度の本質

Q 2 廃棄物処理法では、〇〇をするには都道府県知事の許可を受けなければならないという規定が各所に置かれているが、この場合許可とは何を意味するのか。

A 2 許可というのは、法令に基づいてすべての人に禁止されている行為について、特定の場合又は相手方に限って解除するという法律効果を有する行政行為であるといわれている。廃棄物処理法の場合申請された計画や申請者の能力が法令に適合するかどうかを確認するという性質と一般的禁止を事前に解除するという性質がある。廃棄物処理法の場合、法令に適合している場合は必ず許可しなければならないとされている。許可なくして行った行為は、私法上無効ではないが、罰則と行政強制がある。罰則には行政罰と刑事罰の両方がある。

解説

廃棄物処理法における許可等には、設置許可、業許可、変更許可、更新許可、譲り受け又は借り受けの許可、合併又は分割の認可、相続の届出等複数の許可がある。

認可とは、第三者の行為を補充して、その法律上の効力を完成させる行為であるといわれている。認可なくして行った行為は無効となる。

許可は、公共の福祉に反する個人の行動を規制する行政の監督手法の一つであって、個人が行動する前にその行動が許されるかどうかをチェックするシステムである。

届出は、行政庁に対し一定の事項の通知をする行為であって、法令によって直接にその通知が義務づけられているものである。届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、届出が行政庁に到達したときに届出をすべき手続き上の義務が履行されたものとされる。

廃棄物は一般的にその所有者にとって不要物であり、また、その成分に危険物質を含んでいる等のケースが多いため、その処理を誰でも行うということでは、環境破壊をもたらす危険性が極めて高いこと、さらに、リサイクル等を行うためには高い技術力が必要であるため、許可制度が設けられている。憲法上営業の自由は保証されているが、産業廃棄物処理施設の設置及び処理業を行うことは、公共の福祉のために一般的に禁止されている。産業廃棄物処理は誰にでもできるものではなく、一定以上の基準に適合しているとして許可を受けた排出事業者又は処理事業者でなくてはならないということである。これを制度的に担保するのが産業廃棄物処理施設及び処理業に対する許可制度である。

Q 3 許可申請とはなにか。許可申請と審査基準

Q 3 許可を受けるための手続きはどうなっているか。

A 3 許可を受けるためにはまず許可権者である、都道府県又は政令市に許可を申請しなければならない。許可権者は、許可を受けるための手続、どのような場合に許可するか審査基準を事前に定めて、この手続と審査基準を公にしておかなければならない。

解説 国民が安心して経済活動を行うためには、一般的に禁止されている活動と、自由に行うことができる活動を明確に区別する必要がある。憲法上営業の自由は保証されているので、一般的に禁止される活動を法令により定めることとなる。次に一般的に禁止されている活動について、絶対的に禁止されているのか、許可を受ければ活動しても良いのかを明確にする必要がある。

許可を受ければ活動しても良い場合は、許可が必要であることと、どのような場合にその禁止が解除されるかを明確にしなければならない。許可制度があっても、その手続と審査基準が明確でなければ、実質許可制度がないのと同じになる。特に審査基準が曖昧であると、どのような準備と計画をすれば許可が受けられるかが分からないので、事業活動が不安定となる。これは特に長期間の準備を必要とする経済活動たとえば最終処分場、焼却施設等に不利となる。また施設に関する技術開発等も進まなくなる。許可の取り消し等不利益処分についても明確な基準を定める必要がある。

許可を受けるためには、都道府県知事又は政令市長に対し許可を申請しなければならない。

申請とは、法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為で、その行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされている。

処分とは、一般には不利益なことを意味するように理解されているが、そうではなく、法令に基づき、処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。行政行為のほか、事実行為も含まれる。申請に対して拒否することも処分であるが、許可することも処分である。

行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、行政上特別の支障があるとき（国防・外交上など）を除き、申請の提出先とされている機関の事務所に備付けるなどの方法により審査基準を公にしておかなければならない。

行政庁は、許可の申請がなされた時は、審査基準にその申請が適合しているかどうかを審査して、基準に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない（廃棄物処理法第15条の2第1項）とされている。これは適合していると認める場合は必ず許可しなければならないことを意味するとされている。



たとえば、産業廃棄物処理施設の設置許可制度は次表のように設計されている。

図表3-1 産業廃棄物処理施設の設置許可制度に関する法令

法律事項	条文
許可が必要であること	廃棄物処理法第15条第1項
許可を受けるための申請手続	同条第2項と同法施行規則第11条
対象となる施設	同法施行令第7条
設置許可の技術上の基準	法第15条の2第1項第1号と同法施行規則第12条、第12条の2
周辺の施設への適正な配慮	同法同条同項第2号と同法施行規則第12条の2の2
申請者の能力	同法同条同項第3号と同法施行規則第12条の2の3
欠格要件に該当しないこと	同法同条同項第4号
維持管理の技術上の基準	同法施行規則12条の6、12条の7
取り消し等	多数箇所

このうち**申請者の能力**は次のように規定されている。

- 1号 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 2号 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる**経理的基礎**を有すること。

「施設」と「維持管理」に関する「技術上の基準」も、時代の進展とともに絶えずメンテナンスされている。「経理的基礎」についても、経済情勢の変化、市民意識の変化と産業廃棄物処理を担う処理業者の増加・多様化等に合わせてより合理的なものに進化させる必要がある。

今回委員会報告は、産業廃棄物関係の許可申請等の審査基準のうち経理的基礎に関する考え方を明確にすること及び申請時に提出される書類等の明確化と審査のプロセス及び着眼点を提案している。

Q4 経理的基礎の審査はなぜ必要か。

Q4 ①許可基準に申請者の能力特に経理的基礎についての要件を設ける必要があるのか。あるいは、②意味があるのか。あるとすればどのようなことか。③意味があるとしても規定が申請者に過大な負担を掛けさせているのではないか。

A4 いずれも今まで、明確に議論されてこなかった事項であり、疑問が生じるのも止むを得ない。

①の疑問に対して、今回廃棄物処理法上要請されている意味と内容を明確にするため、目的規定を置くことを提言した。処理業者を悪者視するのではなく、事柄の本質上一般的に危険を防止することが目的であることが、明確になった。

②については、消極的意味と積極的意味がある。施設の設置であれ、処理業を営むことであれ、廃棄物処理法上一定以上の投資が必要とされること、およびその投資を回収するのは申請者の自己責任であることから、設置に関する計画書・業許可に関する計画書において必要投資額とその回収が可能であることについて、申請者自らがその自覚を明らかにすることが必要である。これは当然計数的に行われなければならない。これが消極的意味である。これは少なくとも周辺環境に悪影響を与えずに施設の設置及び処理業を営むことができることを周辺住民、排出事業者に明らかにすることを意味する。さらに投資に際しては融資を受けることが多く、設置許可の申請に先立つアセスメント、さらにそれに先立つ行政・周辺住民等との事前協議段階から銀行等とも共同していくことになるが、このことは産業廃棄物処理事業を健全に経営していくためにも役立つこととなる。採算の合わない施設設置等を安易に住民等に約束しないことにもつながる。この共同作業には当然申請者の社員・役員等が含まれる。これが積極的意味である。

③負担については、申請者と審査する行政庁の双方について考える必要がある。申請者については、新たに特別な資料を求めることはしないが、会社法、法人税法等基本的な法令に基づいて当然作成すべき書類の提出を求めることとした。法令上当然に作成されているべき書類を活用しようとするものであって、負担を増大させるものではない。ただし、申請者には、規模等極めて大きな格差があることから、審査基準としてはかなり規模の小さなたとえば売上1000万円程度の申請者であっても作成可能な書類を想定している。これは大規模法人にとっては、かえって作成の手間がかかることにはなるかもしれないが、別途当然作成されている書類の書き換え程度のもので済むことである。また様式が簡易すぎるため実は申請者に不利となる場合があるが、これについては、正式の書類を提出することで代用できることを委員会では確認している。特に事業収支計画書、経営収支改善計画書の様式についてそのような事態が発生することが予想されるので、その項のQ&Aで詳しく説明する。

一方行政庁については、圧倒的に数が多い収集運搬の許可更新手続について簡素化することにより、設置許可等の審査に集中できるよう書類等の簡素化を行うことを提言した。



解説

### 1. 質問①について

なぜ産業廃棄物処理業者に「経理的基礎」が必要かについて、このたび目的規定を設けることとなった。

これについては委員会で極めて激しいやり取りがあったが、従来うわさされていた業者悪者論的な考え方は環境省にも一切なかったことが明確になった。

いかに真面目で誠実な処理業者であっても、資金が枯渇している場合、技術上の基準に従った「施設の設置」さらには「施設の維持管理」ができなくなることで、また、収集運搬及び処理処分についても法令に従った処理ができなくなることから、健全経営を心掛けて経営してくださいという趣旨であることが明確となった。別の観点からすると申請会社が万一経営不振に陥った結果、悪質な不適正処理又は違法処理特に不法投棄が発生した場合は、改善命令ないし、措置命令に実効性がなくなるので一般市民の産業廃棄物処理に対する信頼を失わせることとなる。このようなことを防止する必要がある。

目的規定に「なお書き」があるが、これは許可審査というものは許可の本質が禁止の事前解除であることから、審査対象が将来計画に対するものであるため、当然のことである。

許可を受けることが最終目的ではなく、不断の経営努力があつてこそ地球環境に貢献するという産業廃棄物処理事業者の使命が全うされるということを主張しているものである。次に委員会の報告の原文を記載する。

#### (1) 経理的基礎に係る許可要件を設けている理由

##### ① 産業廃棄物処理業の許可

処理業者が経理的基礎を有しない場合、経営破綻による廃棄物の処理の滞りや放置といった事態を招くおそれや、適正な処理費用の拠出を怠ることによる不適正処理の誘発のおそれが高まる。したがって、こうした経理的基礎を有しないことによる不適正処理等の未然防止を図り、悪質業者の排除等に資するため、当該要件を設けているところである。

なお、許可審査においては、審査時点における財務状態（資産や負債の状況等）及び申請に係る事業の計画の経理的見通し（所要資金額、資金の調達方法、事業収支の見込み等）の確認を行うものであるが、将来に亘る事業の安定性を保証するものではない。

##### ② 産業廃棄物処理施設設置の許可

施設を建設し適切に運用していくためには、建設費、維持管理費等が必要となる。経理的基礎を有さずこれらの資金が調達できなければ、施設自体の欠陥、不適正な維持管理、保管量の上限超過等の問題を起すおそれが高まる。したがって、こうした経理的基礎を有しないことによる不適正処理等の未然防止を図るため当該要件を設けているところである。

なお、審査においては、審査時点における財務状態及び申請に係る事業計画の経理的見通しを確認を行うものであるが、将来に亘る事業の安定性を保証するものではない。

### 2. 質問②について

これについては、回答で詳しく説明したので、解説は省略するが、ここ数年来エコタウン等大規模投資が行われ、その直後リーマンショックをきっかけに発生した世界同時金融危機に見舞われていることを直視しなければならない。

日本政策金融公庫（中小企業金融公庫、国民金融公庫等が合併してできた公庫）が、2009年3月期の中間決算で5700億円の赤字であった。景気後退に伴う企業の経営悪化で、同公庫が担っている信用保証協会への支払保険金が4294億円に膨らんだことが響いたものである。中小企業事業の最終損益は最終赤字が5266億円である。同公庫から融資を受けている産業廃棄物処理業者も数多く、資金繰り等予断を許されない。

また、大規模投資の多くを手掛けたファンドは既に一斉に手を引いている。また、メガバンクも特別審査部隊を設けて、融資を回収する融資先と引き続き支援する融資先を選別し始めている。現在産業廃棄物処理業界でも、全国で破産あるいは民事再生法の申請が相次いでいるところである。このような経済・金融情勢の中での処理業経営となっている。

### 3. 質問③について

産業廃棄物の処理についての許可審査において、「経理的基礎」の審査が必要であることは、明らかであっても、申請者・行政庁にも過大な負担を掛けさせてはならないことは重要な論点である。

特別な負担、過大な負担を掛けさせてはいけないということは、許可することによって生じる社会公共の利害と許可することによって生じる申請者の利益の比較考量が必要であることを意味する。

原子力発電事業の許可となると極めて厳格であり、多額の負担が関係者に発生するが、事柄の重要性からすれば当然といえる。

産業廃棄物処理の場合は当然それよりは少ない負担でなければならない。

審査に際して提出する書類とその審査にあたってのポイントは項を改めて詳しく解説するのでここでは、新たに特別な書類の作成を求めるものではないことのみを述べておくに止める。

今回新たに提出を求めるように提言した書類はすでに、会社法、法人税法によって作成・開示又は申告が義務付けられている書類であるので廃棄物処理法によって新たに特別な負担を生じさせるものではない。また、従来技術的審査のために提出を求めていた書類を、経理的基礎の審査においても活用するように提言しているが、行政に負担を与えることはあっても、申請者に新たな負担を求めるものではない。

### 4. 締めくくり

廃棄物処理法の許可制度が目指す目的との整合性、平らな表現をすると役に立つかどうかについて、今回委員会報告で初めて目的規定がおかれたことで役に立つことが明確となった。ただし、いわば必要条件であつて十分条件ではないことに留意が必要である。

経理的基礎があること、あるいは、少なくとも無いとは言えないことのみで、不適正処



分、環境破壊等を防げるというものではないが、廃掃法の他の仕組みである技術基準、排出事業者との連携、行政の立ち入り検査、警察の監視、市民等の協力と相まって目的達成に効果があると考えられる。

Q5 「欠格要件」と「経理的基礎」は廃棄物処理法だけのものか

Q5 「欠格要件」と「経理的基礎」は、廃棄物処理法独特のものであるのかどうか、他法に規定がないとすればなぜ産業廃棄物処理業者にだけ法律は厳しい態度であるのか。

A5 「欠格要件」については、多数の法令で規定がある。解説のところで一例として国家公務員と地方公務員の場合の規定を記載する。

「経理的基礎」についても多数の法令で規定されている。具体例として経理的基礎の規定が置かれているものと財産的基礎の規定が置かれているものを紹介しておく。財産的基礎が具体的に金額を決めてそれ以上でないことと許可しないとする事が多い。一方経理的基礎の規定は、金額等について明確でない場合が多い。産業廃棄物については、その業の内容、規模等が全く違うので、具体的金額を示すことが困難である。

解説

#### 1. 欠格要件

欠格要件については、建設業法等多数の具体例があるが、許可審査をする行政庁の職員に対する欠格条項ということで公務員の場合と、経理的基礎の規定と欠格要件の両方を規定している武器等製造法を業許可の事例ということで紹介しておく。

##### (1) 国家公務員

国家公務員（官職）に就くことができない者の事項（欠格条項）について、国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）第38条において規定されており、人事院規則に定める場合を除き国家公務員（官職）に就くことができない。また、在職中にその条項に該当した場合は、当然失職する（人事院規則八十二）。

- 一 成年被後見人又は被保年被
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第109条から第111条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

##### 地方公務員

地方公務員の場合、地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第16条（欠格事項）に規定され、この事項のひとつに該当した場合は、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う（地方公務員法第28条第4項）。

- 一 成年被後見人又は被保佐人



- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

(2) 武器等製造法 (昭和28年8月1日法律第145号)

申請者が次に掲げる事由に該当しないこと。

- イ この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- ロ 第十五条の規定により製造の事業の許可を取り消され、取消しの日から三年を経過しない者
- ハ 最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者
- ニ 成年被後見人
- ホ 法人であって、その業務を行う役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2. 経理的基礎

他の法令の状況は図表5-1のようになっている。これがすべてではない。その後法改正によって内容が変化あるいは廃止されたものも含まれているが参考にされたい。

他の法令とのバランスは当然必要であるが、法令を作成するに当たっては内閣法制局が検証しているので、突出するような法令が作成されることはごく稀である。

これに対し禁止の解除に対して経理的基礎を要求するものはないという意見もあるが、たとえば武器等製造法においては、次のように要求されている。

(目的)

第1条 この法律は、武器の製造の事業の事業活動を調整することによって、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、武器及び猟銃等の製造、販売その他の取扱を規制することによって、公共の安全を確保することを目的とする。

第4条 武器の製造は、前条の許可を受けた者（以下「武器製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。

(許可の基準)

第5条 経済産業大臣は、第3条の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可しなければならない。

4号 事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

なお、便宜のために図表5-1の最初に業の許可を得るために経理的基礎が必要とされる事例を記載した。なおこの図表5-1は、諸法令から筆者が作表したものである。

図表5-1

1. 経理的基礎に関する規定のある法令

法律名	条項	条文	規定
電気事業法	5条	業の許可基準	二 その電気事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること
熱供給事業法	5条	業の許可基準	三 その熱供給事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること
武器等製造法	5条	業の許可基準	事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること
有線放送電話に関する法律	4条	業の許可基準	二 その業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること
石油業法	6条	石油精製業許可基準	二 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること
アルコール事業法	6条1号	業の許可基準 審査基準	その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること 事業を運営するにあたり必要な資金の額、調達方法、経営状態等から総合的に判断して、資金面において継続的な事業活動が可能な状態をいう。
建築基準法	77条の18	指定確認検査機関の指定基準のひとつ77条の20	確認検査業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律		証明基準 物品納入等に係るものと工事に係るものの2種類	事業を運営するにあたり必要な資金の額、調達方法、経営状態等から総合的に判断して、資金面において継続的な事業活動が可能な状態をいう。 ③その他経理的基礎または金銭的信用の面で問題があるとみとめられるものでないこと
身体障害者補助犬法	15条第1項	訓練または研究を目的とする法人の指定基準	三 認定業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること
核燃料施設	安全規制	設置等建設前段階	(精錬) 計画的遂行、技術的能力、経理的基礎及び災害防止の観点から審査を行う。



			(加工) 加工能力、技術的能力、経理的基礎及び災害の防止の観点から審査を行う。
			(貯蔵) 平和目的、計画的遂行、技術的能力、経理的基礎及び災害の防止の観点から審査を行う。
			(再処理) 平和目的、計画的遂行、技術的能力、経理的基礎及び災害の防止の観点から審査を行う。
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	16条	登録格付機関の登録	2 二 当該申請をした者、当該申請に係る農林物資の格付けを適確かつ円滑に行うに十分な経理的基礎を有する法人であること
	17条の六 準用	登録認定機関	
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律	7条	指定登録機関指定の基準	二 登録事務を的確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること
システムインテグレーター登録・認定制度	租税特別措置法	審査基準	経理的基礎 ①資本金 ②自己資本比率(過度の借入金への依存となっているか否かを考慮する) ③売上高(企業全体としての業務規模を考慮する) ④売上高経常利益率(企業経営の安定度を重視する) ⑤主要取引銀行等
土壌汚染対策法	12条	指定調査機関の指定基準	一 土壌汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
	省令	指定手続 第1条第2項2号	申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書
		省令第2条第1項 経理的基礎	①債務超過となっていないこと ②土壌汚染状況調査を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること

水道法	8条	水道事業経営の認可	6. 地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足りる経理的基礎があること
	20条3項 指定制度から登録制度移行に伴い廃止	登録水質検査機関 水道法第20条3項に規定する厚生労働大臣の指定に関する規程 第2条5項	①指定に係る業務を的確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有し、かつ次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。 イ 業務の継続的な遂行に必要な収益を挙げることができ、または資金を調達することができること。 ロ 債務超過となっていないと認められること。
		同規定第5条	②毎事業年度終了後3ヶ月以内に事業報告書に貸借対照表及び損益計算書を添えて報告しなければならない。
		同規定第8条	③規定第2条の規程する指定の基準に適合しなくなったときは指定を取り消すことができる。
	20条の10		財務諸表等の備え付け及び閲覧等 準用による上記と同趣旨
	25条の13	指定試験機関	経理的及び技術的な基礎を有すること
製造時等検査代行機関等に関する規則	13条	指定基準(労働安全衛生法)	個別検定の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経理的基礎を有するものであること
温泉成分分析施設登録行規則	15条	登録申請 温泉法	分析を適正かつ確実に実施するに十分な経理的基礎を有すること
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則	2条	特定化学物質の製造の許可申請	八 最近の事業年度に係る事業報告書、貸借対照表及び損益計算書またはこれらに準ずる書類 九 前号に掲げるもののほか、その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを説明した書類
気象業務法	32条の4	指定検定機関指定 基準 1項2号	検定事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能



	32条の11	指定の取り消し等	力があること 取り消すことができる。
救急救命士法	12条	指定登録機関 3項 2号	登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること
警備員等の検定に関する規則		指定講習の指定基準	全国警備業協会が指定された理由
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	12条の9の5	指定評価機関指定基準	特定建築物維持管理評価の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること
言語聴覚士法	12条	指定登録機関	登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程	3条1項 ニ	審査・証明事業の認定の基準	審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎および事務的能力を有するものであること
港湾運送事業法		港湾運送事業の免許基準	当該事業の経理的基礎が確実性を有すること
鉱工業技術研究組合		審査基準	その事業を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
育児休業、介護休業育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則	35条2項	指定法人	最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎及び技術的基礎を有することを明らかにする書類
自転車組立、検査及び整備技術審査事業認定規程	2条	審査・証明事業審査基準	審査・証明事業を適確かつ円滑に実施するのに必要な経理的基礎を有するものであること
社会体育指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程	2条	認定基準	審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するのに必要な経理的基礎及び事務的能力を有するものであること

社会福祉士及び介護福祉士法	10条3項 2号	指定試験機関の指定	試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること
道路運送車両法		分解整備検査及び分解整備事業の認証	分解整備事業 経理的基礎の廃止法 80条
住宅品質確保の促進に関する法律	9条	指定住宅性能評価機関	技術的・経理的基礎があること
出入国管理及び難民認定法施行規則		研修評価事業	研修評価事業を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること
石油資源探鉱促進臨時措置法	11条	試掘権の譲渡	通産局長は、試掘権者が現に事業を行っており、かつ、試掘権を譲り受けようとするものが当該鉱区における探鉱を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を現に有しているときでなければ試掘権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。
個人情報の保護に関する法律施行令	9条	認定個人情報保護団体	最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類
宅地造成等規制法施行規則		認定講習実施者	
電気通信回線による登記情報の提供に関する法律	3条	登記情報提供業務	登記情報提供業務を適確かつ円滑に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること
東京港港湾施設用地の長期貸付に関する規則	3条	公募	港湾機能の充実に資すると認められる適切かつ確実な計画を融資、それを実施するために十分な経理的基礎及び業務遂行能力を有するものであること
浄化槽法	43条の2	指定検査機関	試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること
民事法律扶助法	5条	指定扶助事業を行うもの	民事法律扶助事業を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力ならびに経理的基礎を有するものであること

遊漁船業の適正化に関する法律第2条第1項の規程により農林水産大臣が定める内水面を定める件	1条	講習実施者	講習の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること
緑資源	4条	指定調査機関	指定調査業務を適正かつ確実に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有するものであること
老人福祉法	28条の2	老人健康保持事業を実施する指定法人	職員、業務の方法その他の事項について業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力ならびに経理的基礎を有すると認められること
食品リサイクル法	10条3項	登録再生事業者	事業を適確且つ円滑に遂行するに足りる十分な経理的基礎があること

2. 財産的基礎に関する規定のある法令

著作権等管理事業法	第6条第1項第六号	登録の拒否要件 財産的基礎を有しない法人	①負債合計額が資産合計額を超えないこと。 ②支払不能に陥っていないこと。
貸金業法	6条14号	財産的基礎	純資産が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たないものは登録を拒否しなければならない 純資産額2000万円以上
貸金業規制法施行規則（15年改正分）	5条の32項	会社更生法及び民事再生法により事業再生を図っているもの	裁判所の関与の下で再建が図られているので適用除外とした。
監査法人			財産的基礎
地質調査業		財産的基礎または金銭的信用	地質調査業に関する契約を履行することに足りる財産的基礎または金銭的信用を有しないことが明らかでないこと（法人の場合資本金500万以上でかつ自己資本が1000万円以上個人の場合自己資本1000万円以上）

託児所		派遣業として行う場合	財産的基礎 イ 資産－負債一般 $\geq$ 1000万円 $\times$ 事業所数 ロ 資産－負債 $\geq$ 負債 $\times$ 7分の1 ハ 自己名義の預金 $\geq$ 800万円 $\times$ 事業所数
貨物利用運送事業業法	貨物利用運送事業業法6条	貨物利用運送事業の登録申請等	財産的基礎 純資産300万円以上を所有していること
マンション管理業	国交省令	財産的基礎	基準資産額300万円以上
建設業法			経営再建中の建設業者に係る建設業法上の特例措置あり 一般建設業（どれかに該当すること） 自己資本の額が500万円以上 500万円以上の資金を調達する能力を有する 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績があること 特定建設業（すべてに該当すること） 欠損額/資本金 $\times$ 100% $\leq$ 20% 流動資産合計/流動負債合計 $\times$ 100% $\geq$ 75% 資本金が2000万円以上 自己資本4000万円以上
宗教法人		財政的基礎	
商品取引参加者規程施行規則	1条の22項	財産的基礎	純資産が50億円以上 純資産倍率が1倍程度以上 収支状況については安定的収益が見込
特定債権等に係る事業の規制に関する法律	54条	小口債権販売業者許可基準 審査基準	小口債権販売業を的確に遂行するに足りる財産的起訴及び人的構成を有しない法人は許可しない
有料職業紹介事業	31条1項1号		当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること



			①資産（繰延資産及び営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額が 500 万円以上であること ② 事業資金として自己名義の預貯金の額が 150 万円以上であること
電気事業法 93 条	9 3 条 1 項 2	送配電等業務支援機 関	経理的基礎
特定目的会社	1 4 4 条	業務の委託	特定目的会社は、第一項の規定にかかわらず、特定資産のうち次に掲げる資産については、当該資産の譲渡人又は当該資産の管理及び処分を適正に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者にその管理及び処分に係る業務を委託することができる
保険業法	3 条	免許申請に対する審査基準	保険会社の業務を健全且つ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、且つ申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること
旅行業法		旅行者保護のための旅行者登録の拒否	財産的基礎を有しないもの
		国土交通省令	基準資産額（資産合計－負債合計－営業保証金額または弁済業務補償分担金額－（不良債権、繰延資産等）） 第 1 種旅行業 3 0 0 0 万円 第 2 種旅行業 7 0 0 万円 第 3 種旅行業 3 0 0 万円
			営業保証金（財産的基礎の他に必要） 第 1 種 7 0 0 0 万円 第 2 種 1 1 0 0 万円 第 3 種 2 5 0 万円 以上は最低であり、取引金額により決まる。 旅行者優先で還付される。
信託銀行	信託業 法	信託銀行	資本の額が委託者又は受益者の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない株式会社 純資産額が前号に規定する金額に満たない株式会社

Q 6 「経理的基礎があること」の定義である「長期的に見て収支相償」とはどのような意味か。

Q 6 産業廃棄物処理業には、経理的基礎が必要であることは理解できた。しかし、経理的基礎があるとは何を意味するかが明確ではない。事業活動は長期的視点が必要であるということは自明であるが、長期的に見て収支相償とはどのような意味なのか理解しにくいので、説明をお願いします。

A 6 審査は、将来に向かっての禁止の解除であるため、施設の設置等が行われていない時点での計画に対する許可審査となる。大規模投資が数年間で投資回収されることはありえないので、申請に伴う計画（設置に関する計画と維持管理に関する計画の両方）期間の全体を通じて、経営に支障を来たすことなく申請に係る事業が完遂されることを望むものであることを明らかにした。従来審査基準ではややともすれば、利益が計上されていること又は自己資本比率が 1 0 % 超などという文言があるため、ごく短期的視点で経理的基礎の有無を判断しようとするかのように受け止められていたのであるが、当然のことながらこのような長期的視点で事業活動が行われるのであるから、同じ長期的視点で審査すべきであるとしたものである。収支相償とは従来、法律あるいは経済学の分野で営利事業とは何かということに関して議論されてきた用語である。一般になじみが薄いと思われるので、具体的な定義を行うことを提言したものである。

解説

従来の基準では留意事項として「高額な設備投資を要する場合にあっては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案して判断すること。」という規定があるのみであった。エコタウン等は当然のこと、最終処分場であるとか焼却炉等大規模投資の場合、その投資回収には長期間を要することは自明であり、申請に係る計画においても当然長期的に回収されて、採算が合うということが明らかにされているはずである。今回報告は従来の規定の説明不足を補足したものである。

今回委員会で環境省とも確認しあったことで一番重要な論点は、今後も許可を認めるのか否かということであった。大規模投資の場合は申請時点までは事業が行えないので当然赤字であること、設置許可後使用前検査に合格し使用可能となって、業許可申請をし、業許可を受けた時点までは、売上がないのであるから当然に債務超過、その後事業活動ができるようになって数年かかってやっと単年度黒字となるというのが一番理想的にいったケースであるという事実（ファクト）について、共通認識ができたものである。その結果当然のことながら審査において誤解が生じないように配慮する確認規定と収支相償の定義規定を置くことを提言したものである。このように回収に長期間を要する施設に係る申請の場合であっても、長期的に収支相償する場合は、今後とも許可することは確認できたことになる。

もちろん、実際の審査は、かなり厳しい審査となることは当然である。

将来のことは誰にもわからないものであるが、行政庁だけでなく、関係者を納得させるだけの事業計画でなければならないものである。

一般に収支相償とは、収支が相償うということであって、少なくともゼロという意味でつかわれる。この場合の「支」にはどのようなものがあるかを明確にしたものである。実際の事業活動においては、それ以外に多種多様の支出を必要とするものであるが、少なくとも将来計画に、例示列挙したような趣旨の支出が織り込まれた事業計画となっていないなければならない。なお、当然「収」についても、申請者において十分な市場調査を行うことが必要である。さらに排出事業者が産業廃棄物処理を委託するに当たっても、許可業者の処理コストと処理内容を検証のうえ必要とする委託料を支払う必要があることについても議論されたが、この委員会の答申の範囲外であるので提言とはしなかった。

#### 委員会報告の提言

「産業廃棄物業廃棄物処理施設の設置の許可に当たっては、初期費用として多額の設備投資が必要となることが一般的であり、この設備投資に対して長期的には少なくとも収支相償する計画となっているかが重要なポイントとなる。」

「経理的基礎を有する経営とは、必ずしも大きな利益を残すことを意味するものでなく、長期的には少なくとも収支相償し、各種税金、期的には少なくとも収支相償し、納や未払い、その他負債の不払い等を来さず、また廃棄物処理関連法令にもとづく積立金等の滞納を来すことなく経営できることをいうものと考えられる。」

Q7 委員会報告における必要書類が多岐に亘り、関連箇所間で整合性がないのではないか。

Q7 委員会報告をみると経理的基礎を審査するに当たり必要な書類とチェック項目との間で提出する書類に過不足があるというか用語が統一されていないと思われるが。

A7・経理的基礎審査に関する基本的な考え方を説明している箇所

- ・経理的基礎を審査するに当たり提出を求める書類名
- ・実際に審査するに当たりどの書類によってどのような事項をチェックするのかをそれぞれ提言する箇所によって若干書き方が違っているが、過不足等はない。

#### 解説

経理的基礎の有無を審査する場合に、必要な書類については複数の箇所で記述がある。説明的な部分と実際に必ず提出させる書類、疑問等がある場合に追加的に提出させる可能性がある書類等があるので、記述の精粗はあるが、実質的に過不足なく記述されている。

(1) 経理的基礎審査に関する基本的考え方を説明している箇所(委員会報告8、9ページ)では次のものが記述されている。

審査のために必要と考えられる計算書類関係の書類

① 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

個別注記表は機関設計等によって注記が義務付けられている項目が異なるが、経理的基礎の審査上必要とされるものについては、会社法上の義務を超えて作成・提出させる。具体的には次のとおりである。

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」、「貸借対照表に関する注記」、「損益計算書に関する注記」、「株主資本等変動計算書に関する注記」、「リースにより使用する固定資産に関する注記」である。

② 事業報告、計算書類附属明細書、事業報告附属明細書

必要に応じて

③ 固定資産台帳、建設仮勘定内訳書等

④ 確定申告書 法人税、住民税、事業税、消費税及び地方消費税

税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるものの写し

確定申告書の別表、勘定科目内訳明細書及び添付書類

この場合添付書類とは、法人事業概況説明書、設立時の事業概況書等

この中で等となっているのは、審査に必要な可能性のある事項について追加説明を求める可能性があるためである。たとえば、確定申告書と同時に税務署に提出する勘定科目内訳明細書については、税法でその科目及び記載要領が規定されているため、必要な事項が記載されていない可能性がある。そのような事態を想定して記述している。



(2) 表形式でまとめているため、あっさりとした書き方となっている。網羅性に欠ける点はあるが、まず、必ず提出させる書類を明らかにするというスタンスで記述されている。

経理的基礎を審査するに当たり必要な書類のうち経理関係（報告書12ページ）  
 ①決算関係書類（計算書類及びその附属明細書）直近3年  
 （許可審査のために追加書類を要求する場合がある）  
 ②税務署の受付印のある確定申告書の写し若しくは電子申請等証明書、及びその内訳書、並びに各種諸税の納税を証明する書類：直近3年

なおこの文中「各種諸税の納税を証明する書類」となっているが、これは確定申告書を意味している。納税証明書は別途徴収することとなっているので、一見誤植かと思われるかもしれないが、本意は次の通りである。

納税額及び納税したことの証明 ⇔ 納税証明書  
 その納税額の計算が正しいことを証明する書類 ⇔ 確定申告書

そして、確定申告書の金額と計算書類の金額（法人税等及び未払法人税等、未払消費税等）が実質一致していることを確認することを行政に義務づけたという趣旨である。巻末資料10ページ大仲意見書（2）を参照のこと。

(3) 実際のチェックポイントを示す箇所で記述している書類

委員会報告20, 21ページで記述されている書類である。チェック項目と提出書類間の相関関係がよくわかるように整理されているものである。

なお、チェックポイントとして「収支等」となっているのは、「長期的に収支が相償するか否か」をチェックするという意味である。また、確定申告書添付の勘定科目内訳明細書の他に、必要に応じて計算書類の勘定科目内訳明細書を求めるのは当然である。

貸借対照表及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）  
 損益計算書及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）  
 株主資本等変動計算書（直近3年）  
 重要な会計方針に係る事項に関する注記（直近3年）  
 貸借対照表に関する注記（直近3年）  
 損益計算書に関する注記（直近3年）  
 株主資本等変動計算書に関する注記（直近3年）  
 リースにより使用する固定資産に関する注記（直近3年） 証拠書類添付  
 事業報告（直近3年）  
 計算書類附属明細書及び事業報告附属明細書（直近3年）  
 固定資産台帳の写し  
 建設仮勘定内訳書  
 税務署の受付印若しくは電子申請等証明書のある確定申告書の写し（直近3年）  
 確定申告書の別表、勘定科目内訳明細書、添付書類（直近3年）  
 なお必要な場合には追加資料を求めることがある。

Q8 提出すべき書類はどのようなものか。

Q8 申請に当たり提出すべき書類についてはどうなるのか。基本的考え方はどうなのか。

A8 委員会報告12ページから24ページにわたって提出すべき書類と様式(例)と審査ポイントを記載している。法人と個人とで若干違いがあるが本質は同じである。個人の場合は、株主資本等変動計算書は当然無いが、青色申告書の貸借対照表と損益計算書を添付させればよい。業の更新許可申請の場合は、簡素化している。

解説

委員会報告は、表にまとめたため分かりやすくなっているが若干言葉足らずの部分もあるので補足する。

1. 経理的基礎を審査するに当たり必要な書類は次のものである。

提出  
必要  
書類

- 不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（直近のもの）、公図
- 土地の貸借契約証書、土地の売買契約書等売買を約する書類
- 構造図等の施設に関する提出書類
- 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）（直近のもの）
- 事業の開始に要する資金の総額を記載した書類
  - ・事業の用に供する施設の整備に要する費用（事業用地、施設、機械設備等）
- 資金の調達方法を記載した書類
  - ・借入金の調達方法（借入残高、年間返済額、返済期限、利率 他）
  - ・利益をもって資金に充てる場合の見込額
- 決算書関係書類（計算書類及びその附属明細書）：直近3年  
 （許可審査のために追加書類を要求する場合がある）
- 経営改善計画書（赤字計上等の要因、事業改善方策、改善スケジュール、実施管理体制と実施責任者を記載したもの）と経営収支改善計画書  
 （本報告書のIV-3-(2)-②-アに該当する場合）
- 税務署の受付印のある確定申告書の写し若しくは電子申請等証明書、及びその内訳書、並びに各種諸税の納税を証明する書類：直近3年
- 税務署交付の直近3年間の「納税証明書（その1, その2, その3）及び直近3年間の事業税及び住民税の「納税証明書」
- 事業計画書及び事業収支計画書
  - ・売上高算定根拠
  - ・最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用
  - ・損害賠償保険の保険料
  - ・維持管理積立金の額 他
- 金融機関からの融資の状況を証明する書類

## 2. 本質的な改正点

(1) 技術上の基準に適合しているかどうかを審査するための書類・データも活用すべきであること。また、データ間の整合性をチェックすべきであること。

①理由 審査の本質と目的規定から当然そうなるべきである。

経理的基礎の有無を審査する目的は、申請者が「技術上の基準に適合した施設」を設置することができること、及び、「技術上の基準に適合した維持管理」ができることを確認することである。これらを確認することができない場合はそもそも禁止を解除してはいけないものである。今まで技術上の基準適合性と経理的基礎の有無の審査が切り離されていた。その結果経理的基礎とは何のための審査であるかが曖昧となり、不要論まで飛び交うこととなっていたが、今回このように改正することを委員会は提言した。技術上の基準に適合しているとは、その施設を設置できる資金の裏付けがあることも必要であるということである。また当然、技術上の基準に従って維持管理するためにも資金の裏付けも必要である。

②活用すべきデータの例示（限定列举ではない。）様式についてはQ21を参照のこと

- ・土地等の使用権限を確認するために、不動産登記簿謄本あるいは賃貸借契約書またはリース契約書等が提出されているが、これらを経理的基礎の有無を審査するために活用しなければならない。これらと計算書類の賃借料又はリース料の金額及び確定申告書の勘定科目内訳明細書のうちの「地代家賃等の内訳書」とを照合して、地代家賃の支払実績あるいは、権利金等の期中支払実績の有無を検証すべきである。契約書作成のみで実際は賃貸料の支払等が無いこともありうるので要注意である。支払事実がない場合架空の契約書あるいはトラブル発生または支払能力が無いこと等が疑われる。
- ・施設設置及び維持管理に必要な資金を確認するために、構造図等の施設に関する書類を活用しなければならない。必要資金の総額に技術上の基準に適合するために必要な施設が全部盛り込まれているかどうかを確認しなければならない。
- ・計算書類の役員報酬金額と①勘定科目内訳明細書の「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」の金額及び②法人事業概況説明書の代表者に対する報酬等の金額欄を照合しなければならない。①では役員については各人別に支払金額と役職名・担当業務と常勤・非常勤の別も記載されている。また、②では役員報酬以外に賃借料、支払利息等を支払っているか等を確認することができる。計算書類に役員報酬と従業員賃金・給料が合計で記載されていても、この①の明細書と照合すれば、各人別役員報酬額と人件費総額を確認することができる。また職務との関連で報酬額の妥当性を確認するための資料となる。(Q21様式例を参照のこと)

さらには代表者の報酬が低額でも、賃借料、支払利息等を合計すると十分な報酬額となる場合もありうる。また役員報酬に家族分を合算すると著しく低いとはいえない場合もありうる。家族を含んだ代表者一家全体の役員報酬額が①には記

載されているので確認しておく必要がある。

- ・申請書添付書類のうち株主名簿については、法人税確定申告書別表第2の「同族会社の判定等に関する明細書」の株主名と住所及び持ち株数を照合すべきである。
- ・計算書類の固定資産の計上金額と固定資産台帳の金額を照合し、業許可申請に係わる資産が漏れなく計上されているか否かを照合すべきである。リースにより使用権原を確保している場合で、支払額を経費処理する会計処理方法を選択している場合には、リース契約書等によってリース債務残高を確認しなければならない。また減価償却の方法について、①個別注記表の会計方針の減価償却方法と固定資産台帳の減価償却方法が一致していること、②法人税確定申告書別表16(一)から別表16(八)をみて会計方針通りの方法で減価償却されていること、③規則的に減価償却していることを確認すべきである。これらの別表は減価償却方法ごとに用意されているので、各資料の相互参照は減価償却方法の確認に役立つ。
- ・維持管理積立金については、計算書類の資産に計上されている金額、受取利息に維持管理積立金の利息が計上されているかどうか、また、法人税確定申告書別表12(四)「特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書」の金額とも照合すべきである。

(2) 審査時点のみではなく、許可時点でも再確認を要する書類が明らかにされた。

- ・不動産及び商業登記簿謄本  
申請後の登記の有無及び内容を確認することは必須である。
- ・融資証明と納税証明だけではなく、報告書では明言していないが、計算書類についても審査に時間が掛っている場合で、許可が事業年度末を超える場合は、その事業年度の計算書類も提出させるべきである。融資証明については、期限が設定されていることも多く、許可時点で状況が変化していることもあり得る。納税証明については、申請後の事業年度分を滞納することがありうる。また、申請後大きく経営状況が変化することがありうること、特に申請後の借入金等の状況についても確認する必要があるので、許可時点までに、申請時に提出された年度分以後の計算書類が作成されているべき場合には、提出を求める必要がある。

これらは単なる確認のためであって、再審査するためではないが、提出された書類が許可審査基準に抵触するような重大な状況を示す場合には、再審査となることも当然ありうる。

(3) 簡易審査の考え方を導入した。

一定の計算式をクリアできた場合は、事業計画書と事業収支計画書で審査する。

一方その計算式をクリアできなかった場合、例えば赤字・債務超過等の場合は経営改善計画書と経営収支改善計画書を作成・提出させて重点審査を行うこととする。

これに関して従来一部の自治体では、利益が計上されていることあるいは自己資本比率が10%超というのは重点審査か簡易審査かを区分するためのチェックポイ



イントであって、これをクリアしていないことが経理的基礎がないことを推定させるということではないことを無視して審査していた実態がある。

(4) 中小企業診断士又は公認会計士による診断等の問題点

① 基本的論点

(3)に関連して、許可審査時、赤字等形式的数値基準をクリアしていない場合中小企業診断士の診断書等として、中小企業診断士又は公認会計士の診断書等を義務付けている自治体があるがこれは本来の環境省の通知が想定していないことである。

環境省通知はあくまで、不許可処分をする場合には第三者意見を行政が求めなければならないことを規定しているものである。この通知をあえて捻じ曲げて中小企業診断士による産業廃棄物診断の基礎を築いた功勞者であるとして、旧環境省通知を発遣する委員会の委員であった阿澄中小企業診断士を英雄視する向きもあったが、これは間違いである(「企業診断」2002年2月号)。

そもそも中小企業診断士の診断は中小企業庁の出している業界の平均値を基準値として定め、それとのかい離を埋めるようにして定め、それとのかい離を埋めるよ環境省通知の当時業界の基準値とされたものは、中小企業金融公庫(当時)が融資先としていたごく少数(30社程度)の廃棄物処理業者の平均値であった(図表15-4.4参照)。また現在中小企業基盤整備機構で利用可能な基準値は、廃棄物処理業の平均値である。特別な設備投資を必要としない一般廃棄物収集運搬業者と浄化槽業者等を含めた平均値が基準値足りうることはあり得ない。そもそもそのような診断は産業廃棄物の診断には不適である。

また、前述のように産業廃棄物の処理に関する専門的知識が不可欠であり、単なる経営診断では通用しない。廃棄物処理法を無視した診断ではかえって不適正処理等につながることもあり得ないことではない。

よってこの旨を明確にするために、従来の環境省通知の留意事項に、審査はあくまで行政が行うものであること、中小企業診断士、公認会計士の診断を委託するのは行政であること、この診断書等は**審査を補完**するものであることを明らかにした。当然その診断委託料は行政が負担することになる。

なお、安澄診断士が提案した自己資本比率が30%という数値については、筆者が平成16年環境省における勉強会で提示した10%という数値に改訂された。

② 他法令の事例

このような是正は当然であり、他法令ではあるが農業水産省管轄の**中央卸売市場の仲卸業者財務検査**が参考となる。具体的には大阪市の業務委託仕様書では次のようになっている。大阪市の公認会計士に委託するのであるから、委託料は大阪市が支払うことになる。

以下の業務は1社当たり2日間で検査するものである。

業務の目的

仲卸業者財務検査業務は(以下、「本件業務」という。)、大阪市中央卸売市場業務条例第61条第1項に基づき、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、本市が市場内の仲卸業者を対象に実施する「仲卸業者の財務に関する検査」のうち、財務内容の把握、関係帳簿の検査、対象事業者への経営に関する改善指導などの財務検査について専門的な見地から補完することを目的とした業務である。

本件業務の内容

(1)「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)」に準拠し、以下の財務書類について検査を実施し、経営分析表を作成すること。

①被検査業者から提出される書類:

対象事業年度の総勘定元帳、各種元帳、補助簿、伝票類、契約書、領収書、開設者への承認申請書(写)及び承認書、その他必要に応じて本市が提出を指示する証拠書類等関係帳票類

②検査において照合する帳票類:

貸借対照表、損益計算書、純資産額調書、総勘定元帳、各種元帳、補助簿、伝票類、その他必要に応じて照合が必要な証拠書類等関係帳票類

(2)被検査業者の事業主又は役員に対して、(1)の内容に関して説明するとともに、意見を聴取すること。

(3)検査の結果については、確認された法令等に違反する事項又は運営上、是正もしくは改善の必要があると認められる事項を項目毎に分類・整理したうえで、被検査業者の事業主又は役員に対し検査結果に関する講評を行うとともに、改善の必要があると認められる事項がある場合は、必要に応じた助言を行うこと。

(4)各被検査業者の検査終了毎に、検査結果報告書を作成し、遅滞なく提出すること。

(5)全検査終了後、被検査業者に共通する経営課題や問題点などに関する報告書(検査結果報告書(全体講評))を作成し提出すること。

根拠条文

大阪市中央卸売市場業務条例

第62条第2項(改善命令) 仲卸業者の財産の状況が自己資本比率0.1以下及び3連続事業年度経常損失の場合は、業務の適正かつ健全な運営を確保する必要がある場合には、財産に関し、必要な改善措置を命ずることができる。

そしてこれは公認会計士協会近畿会あてに来ているものであり、市の業務を補完するために公認会計士が「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」に準拠して業務を行うものである。行政の審査業務を補完する業務の委託料を審査対象である申請者が支払うなどということでは、審査業務の公平性に疑義が生じるおそれがある。

(5) 形式基準である数値基準をクリアしていない場合はどうするのか。

この場合は、経営改善計画書（赤字計上等の要因、事業改善方策、改善スケジュール、実施管理体制と実施責任者を記載したもの）と経営収支改善計画書を提出させることで重点審査をすることとなる。様式は委員会報告16、17ページに例示されている。これについては項を改めて解説する。

なお、これ経営改善計画書と経営収支改善計画書を作成にあたって、経営者が単独で悩むことなく幅広く衆知を集めて作成する必要があることは当然である。

前項において、診断書等をもってのほかであると批判したが、その真意は次のことにある。

経営改善は、環境事業特に環境への配慮から規制が厳しい産業廃棄物処理業の場合、通常の経営改善策では、廃棄物処理法違反となる可能性が高いことを留意しなければならない。

通常の経営改善策は①人件費の削減、②販売単価のアップ、③下請け先の選別による外注費ダウン、④融資リスク要望、⑤設備廃棄・売却等となるが、いずれも廃棄物処理法上問題が発生する可能性がある経営改善策である。運搬の再委託ができるだけでも、あるいは、安い処理業者へ処理を委託するだけでも大幅な収支改善となるが、そもそもそれが廃棄物処理法を順守して行われているのかどうか慎重に検証する必要がある。中間処理物の処理委託先を製造業の場合の下請け先と同様に扱うことはきわめて危険である。

設備の廃棄・売却等についても許可事業に支障が出るかどうかを慎重に検証しなければならない。

そこで、経営改善は、中小企業診断士に頼るといようなことではなく、排出事業者、処分業者、銀行、社員さらに行政等に幅広く協力を求めることが再建に必要となる。その際に各部門の専門家の意見を聞くことは有用である。

## Q9 事業計画書と事業収支計画書及び経営改善計画書と経営収支改善計画書の作成方法

Q9 事業計画書と事業収支計画書、経営改善計画書と経営収支改善計画書の関係について説明されたい。またその作成方法はどうか。

A9 申請する際にすべての会社は、事業計画書と事業収支計画書を作成する。そして計算書類から導かれる数値に基づいて形式基準で審査して、一定の場合は、経営改善計画書と経営収支改善計画書の提出をさせることとなる。事前に形式基準は公表されているので、該当する会社は申請に先立ち経営改善計画書と経営収支改善計画書を作成しておく必要がある。

事業計画書は委員会報告13ページ、事業収支計画書は委員会報告14ページに例示されている。

同じく経営改善計画書は委員会報告16ページ、経営収支改善計画書は委員会報告17ページに例示されている。

## 解説

(1) 事業と経営の違いについて

① 申請に当たりどの申請者も事業計画書と事業収支計画書を提出することとなる。

この場合委員会報告18ページのチェックリストに従って計算した結果、利益基準又は自己資本比率基準のいずれかをクリアした場合は、計画書に関してはそれだけでよい。いずれもクリアできない場合は、経営改善計画書と経営収支改善計画書を提出して重点審査を受けることとなる。

② 18ページの計算式は法人としての計算書類に基づいて行われるものであるため、改善計画は法人全体となる。場合によっては、申請する事業は大幅な黒字が見込めるが、法人全体としては大幅な赤字である場合もありうる。この場合法人全体の経営が改善されその結果として、経営収支が改善されることを示さなければならない。

申請事業をすることによって法人全体の収支が改善されると主張するのであればその旨を明らかにしなければならない。

(2) 事業収支計画書の作成区分とはなにか

事業収支計画書には、作成区分として申請事業、廃棄物処理部門と企業全体の3区分が設けられている。次の配慮によるものである。

① 設置許可の場合、排出事業者が申請する場合がある。この場合申請対象である施設は売上を目的とするものではなく、自社が排出する廃棄物の処理のためのものである。従って申請事業だけで事業収支計画書を作成した場合、コストのみ発生するので経理的基礎がないという結論に当然なるのであるが、これは不合理である。設置許可全部に経理的基礎を要求することとしたこともあって、排出事業者による設置許可申請の場合は、企業全体としての収支計画書として、企業全体で経理的基礎があればよいと



した。実際は自ら排出している廃棄物を委託料を支払って処理していたものを自社で処分するのであるから、企業全体で見れば、新たに設置し運営することにより発生するコストとこれにより減少する廃棄物処理費との比較をする収支計画書が一番わかりやすいと思われる。ただし、排出事業所であるからといって審査が甘くなるものではない。

- ② 収集運搬の場合、現在は積み下ろしのあるすべての都道府県、政令市に許可申請する必要がある。この場合遠隔地への収集運搬による申請事業だけの収支計画書を作成することは非常に煩雑であり、また、正確に計算すれば赤字となっている場合が多いと思われる。このような場合廃棄物部門全体での収支計画書でよいということである。
- ③ 委員会報告15ページに注記されているように、検証する範囲を拡大して経理的基礎があることの有無を審査しようとするものである。
- (3) 一番重要な点であるが、基本は申請事業に係る事業計画と事業収支計画がなければならぬことは当然である。この場合次のことに留意することが必要である。
- ① 申請事業が赤字である、あるいは、経理的基礎があるとは言えないとしてもそれは法人全体が、経営危機であるとか倒産の可能性があるとかを意味するものではない。禁止の解除であるから、廃棄物処理法に定められている許可が必要とされるあらゆる場合に許可申請が必要であり、それは禁止解除を求める事業単位の申請となるためその申請事業のみを審査対象とすれば長期的に見ても収支相償しないすなわち経理的基礎がないという場合が当然あると思われる。しかし、そのような事業の許可を申請することは法人全体の経営から判断すると極めて有効な投資である場合で、法人全体としては収支相償する場合は、許可対象となりうるものである。
- ② 今後の経済情勢は一層厳しくなると思われるので、事業の採算性、コスト管理の単位を細かくする必要があるので、経理的基礎の審査は別問題としても、申請事業の収支計画は経営管理上必須であると思われる。
- (4) いずれの場合でも計画書と収支計画書の様式そのものは同じである。ただし、経営改善計画書は、ISOの場合と同じように、赤字計上の原因、自己資本比率が10%以下であることの原因、事業改善方策、改善スケジュール実施体制と実施責任者及びその他特記事項まで立ち入って計画すべきであることは言うまでもない。

#### Q10 審査ポイントと提出書類の関係

Q10 多数の書類の提出が必要となっているが、それぞれの書類と審査の着眼点の関係はどうなっているか。

A10 許可申請者と審査を行う行政のために、委員会報告では表に取りまとめている。

#### 解説

多数の書類の提出が必要となっている。そのすべての内容を審査するものではなく、書類が適法に作成され、開示されているとの事実を確認するだけの目的のものもある。一方許可申請の審査事項と密接に関係するために、中身を慎重に審査すべき事項もある。委員会報告の様式を次に示し、解説する。

		チェック項目	チェック	備考
表紙		許可申請書		
技術事項	位置	位置図関係図書		
		施設計画図関係図書		
		不動産登記簿謄本及び公図（直近3ヶ月以内のもの）		
	方式	計画の概要		
		処理工程図・フローシート等		
	設備	全体配置図		
		主要設備の平面図・立面図（断面図）		
		主要設備の構造図		
	排ガス・排水	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び性状		
		排出の方法		
		処理方法		
		排出口の位置、排出先の明示図書		
公害防止・災害防止	放出排ガス性状・放流水の水質			
	排ガス・放流水の生活環境への影響対策			
	周辺地域の生活環境の保全のための事項			
	産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項			
	火災の発生の防止に関する事項			
		最終処分場に係る災害の防止に係る事項		最終処分場のみ

構造	構造等に関する技術上の基準への対応		
----	-------------------	--	--

		チェック項目	チェック	備考	
技術事項 (つづき)	維持管理	維持管理計画書（公害関係測定頻度、達成数値等含む）			
		維持管理に関する技術上の基準への対応			
	技術計画	処理に伴う廃棄物の処分計画			
最終処分場の埋立処分計画				最終処分場のみ	
産業廃棄物の搬入・搬出計画					
許可申請添付事項	資格	技術的能力を説明する書類			
	資金総額	事業の用に供する用地の入手（借入を含む）・整備の費用			賃貸契約書等含む
		事業の用に供する施設の整備に要する費用に係る事項			証拠書類添付
		維持管理費に係る費用の見込額に関する書類			
		最終処分場における維持管理積立金に係る事項			最終処分場のみ
		損害賠償保険等の保険料に係る事項			証拠書類添付
	資金調達	資本金の調達方法に係る事項			
		設備投資資金の調達方法に係る事項			
		借入先、年間返済額、返済期限、利率等の書類			証拠書類添付
		金融機関からの融資の状況を証明する書類			
	収支等	利益をもって資金に充てる場合の見込額に関する書類			
		貸借対照表及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）			
		損益計算書及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）			
		株主資本等変動計算書（直近3年）			
		重要な会計方針に係る事項に関する注記（直近3年）			
貸借対照表に関する注記（直近3年）					
損益計算書に関する注記（直近3年）					
株主資本等変動計算書に関する注記（直近3年）					
		リースにより使用する固定資産に関する注記（直近3年）		証拠書類添付	

		事業報告（直近3年）		
		計算書類附属明細書及び事業報告附属明細書（直近3年）		
		事業計画書		
		事業収支計画書		
		経営改善計画書		必要な場合
		経営収支改善計画書		必要な場合
		固定資産台帳の写し		
		建設仮勘定内訳書		
許可申請添付事項	収支等	発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主の住民票の写し		
		商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）（直近3ヶ月以内のもの）		
	謄本・納税関係	定款又は寄付行為		
		税務署の受付印若しくは電子申請等証明書のある確定申告書の写し（直近3年）		
		確定申告書の別表、勘定科目内訳明細書、添付書類（直近3年）		
		「納税証明書（その1～3）：諸税」（直近3年）		
		事業税及び住民税の「納税証明書」（直近3年）		

ポイント1

技術上の基準確認の資料と資金総額、資金調達、収支等と謄本、納税関係を体系的に審査することが明らかにされた。

ポイント2

計算書類と注記事項等のチェック方法はQ22を参照のこと

ポイント3

審査のプロセスを明らかにした表についてはQ11を参照のこと



Q11 審査の手順(プロセス)はどうなるのか

Q11 提出すべき書類とそれぞれが何を審査しようとしているのかは分かったが、実際の審査の手順はどうなるのか。

A11 審査の手順は委員会報告の次の表で示す。

解説

次に示す順序で行う、一目瞭然であるが、若干補足する。

(法人用)  
(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請時及び (特別管理) 産業廃棄物処理施設の  
設置(変更)の許可申請時におけるチェックリストの例

申請者住所	
申請者氏名 (法人名称・代表者)	
電話番号	

※該当事項を○で囲む

申請の種類	(特別管理) 産業廃棄物処理施設の設置許可		(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可		
	新規・変更		新規・更新		
申請の区分	新規・変更		新規・更新		
申請の種別	中間処理施設	最終処分場	収集運搬業	処分業	
				中間処理	最終処分
令 第 七 条 区 分	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設(機械)	汚泥の乾燥施設(天日)		
	汚泥の焼却施設	廃油の油水分離施設	廃油の焼却施設		
	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類の焼却施設		
	木くず又はがれき類の破碎施設	コンクリート固型化施設	水銀等含有汚泥のばい焼施設		
	シアン化合物の分解施設	石綿等の熔融施設	PCB廃棄物の焼却施設		
	PCB廃棄物の分解施設	PCB廃棄物の洗浄又は分離施設	産業廃棄物の焼却施設		
	遮断型最終処分場	安定型最終処分場	管理型最終処分場		

1. 直前3年の税金の納付状況(該当事項を○で囲む)

	直近3年前		直近2年前		直近年	
国税庁関係証明	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし
地方税関係証明	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし	滞納あり 滞納なし

※諸税の滞納・未納がある場合は、経理的基礎があるとはみなされません。

直ちに諸税の納入をして下さい。

2. 直前3年の各事業年度の当期純利益の平均又は直前決算の当期純利益について

前々々期(円)	前々期(円)	直前期(円)	直前3期の平均(円)
当期純利益:A	当期純利益:B	当期純利益:C	$D = \frac{A+B+C}{3}$

3. 直前決算の自己資本比率について

直前決算の負債・資本合計額(円): E	
直前決算の自己資本額(円): F	
直前決算の自己資本比率(%): $G = \frac{F}{E} \times 100$	

4. 申請時の留意事項等(対応している場合、○印を記すこと。)

事業の用に供する土地について自己保有又は賃貸契約が締結されているか	
事業の用に供する施設は、法定耐用年数に見合った減価償却を行っているか	
事業の用に供する不動産に抵当権が設定されている場合は、これを抹消するために必要な費用が計上されているか	
最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用は計上されているか (施設申請時には、計算書に織り込まれていること) (業申請時には、維持管理積立金の積立金額が確定していること) (業更新時には、維持管理積立金が滞納されていないこと)	
損害賠償保険の保険料等は計上されているか	
職務に見合った適正な役員報酬が計上されているか	

解説

審査は様式に従って、順序を追って行われる。

1. 直前3年間の納税状況を調べる。もし未納がある場合は、納付するまで審査はストップする。

2. ①計算書類により当期純利益と自己資本比率を計算する。

②次の判断基準を適用する。

経理的基礎の有無の判断基準

次のア及びイの条件を満たしている場合、経理的基礎を有するものとする。

ア 経営主体について

過去3年間の損益平均値から判断して利益を計上できていること

又は

自己資本比率が1割を超己資本比率が

イ 申請に係る事業について

申請事業に係る事業計画に沿った収支計画（事業収支計画書）において、少なくとも収支相償していること

申請事業に係る事業収支計画書が収支相償していない場合、廃棄物処理部門あるいは企業全体としては少なくとも収支相償していること

3. 以上簡明であるが、念のため別の表現をして誤解を防ぐ。

① まず当期純利益又は自己資本比率で判断すること。

2. の判定方法のアについてはどちらか一方がクリアできていればよい。

② アの基準がクリアできていても、申請事業が少なくとも長期的に収支相償していない場合は、経理的基礎があるとは言えない。この場合、事業全体又は企業全体で判定することが必要な場合もある。すなわち2. の判定基準は、ア及びイの両方をクリアすることが必要であることを明確に示している。

廃棄物処理法の規定では、経理的基礎があると認められる場合でなければ許可をしてはいけないとなっている。収支相償の判断はQ 1 3の表で行う。

したがって経理的基礎があることを証明する義務は許可申請者にある。その責任を果たすために、幅広く協力を求め経理的基礎があるようにしなければならない。

一方行政は、許可をしない、あるいは、許可を取り消す等不利益処分をするときは、専門家等第三者意見も求める必要があるという全体の立て付けとなっている。なお当然のことではあるが、この第三者意見を求めるのは、行政自らである。

4. 2. の方法で判定した場合、当期純利益又は自己資本比率という形式基準がクリアできていない場合の対応

ア 経営主体が上記アの条件を満たさない場合であっても、「直前期が黒字であること」又は「債務超過でないこと」が確認できる場合、許可権者は申請者から経営主体に係る経営改善計画書（赤字計上等の要因、事業改善方策、改善スケジュール、実施管理体制と実施責任者等を記載したものをいう。以下同じ。）及び経営収支改善計画書を徴し、審査の結果、容認される余地があるものとする。

当然のことながら、各種税金、社会保険、労働保険、維持管理積立金（最終処分場を有する場合）等が完納されている必要がある。

イ 申請事業にかかる事業収支バランスの審査に当たっては、必要な資金の総額の妥当性やその資金を調達できるか否かに留意する。

ウ 産業廃棄物処理業更新許可の審査に当たり、現に保管場所に未処理の産業廃棄物が残留しているなどの場合は、これらの全量を速やかに処分できるだけの費用が計上されている必要があり、これらの要素を加味して財務状況の審査を行う必要がある。

5. 当期純利益又は自己資本比率の計算は、各種補正を行った後の計数で行うこと

粉飾された計算書類による場合、不公平となるものである。しかし、計算書類に対する監査等を予定しているものではなく、また、当然中小企業の会計基準によっているというような証明書のものを予定しているものでもない。提出された計算書類を一義的には信頼するが、廃棄物処理法に關係の深い勘定科目については、審査を行い、その計数については行政が計算上の補正を行い、そののちの当期純利益又は自己資本比率によって計算し、それが前述の基準をクリアできていることが必要という意味である。

補正の内容については、委員会報告19ページで項目のみ記述されている。

6. 債務超過となっている場合又は民事再生法の申請がなされた場合であっても、場合によっては、許可することがありうることは委員会で確認している。

民事再生は破綻の恐れがある段階で申請が可能であり、裁判所の管理のもと、多くの場合は裁判所任命の監督委員のもとでの再生となるものであり、行政処分の指針に書かれているように直ちに許可取り消し又は不許可処分とするのは時期尚早である。ただし、この段階では各種専門家が再生計画に参加することになるので、行政はその専門家等と連絡をとることが必要となる。この際、廃棄物処理法に抵触するような条項を盛り込んだ再生計画であれば再生計画が認可されても、許可は取り消す又は不許可とするということを明確に伝えておかなければならない。産業廃棄物関連の民事再生が続出しているが、この辺りが曖昧なまま手続きが進んでいるケースもあるやに聞いているので注意が必要である。たとえば次のようなことが想定される。

①リースによる使用権原があった施設を返還した。

②賃貸借契約を締結して使用権原があった土地を返還した。

③再生計画認可により切り捨てられた債権により連帯保証人であった取締役が破産申し立てされ破産人となった。

④人員整理を行ったが、残された人員では、維持管理等が十分にできないおそれが生じた。

⑤再生手続きの開始決定から、再生計画認可決定までは時間がかかることが多いので（平均8ヶ月図表15-2. 4から2. 6参照）、手続き途中で許可期限が来る可能性が高い。この場合許可期限までに更新申請を出しておけば一応期限切れは猶予されるが、この申請内容と再生計画とに大きく差異が生じることがある。

⑥スポンサーが欠格要件に抵触した。

なお、民事再生の場合、なお許可の対象となり得ることの理論的根拠は次の通りである。

① 債務免除等により貸借対照表はバランスがとれるようになること。

② スポンサーにより事業も再生される。つまり長期的に収支相償することとなる。

ただし、再生計画認可に1年以上を要する場合には、いったん取下げまたは許可返し、再生計画認可後再申請すべきである。



## Q12 新規設立法人の場合における提出書類

Q12 新設法人で業許可申請があったが、この場合委員会報告書にある書類が揃わないがどのように審査するのか。

A12 新設法人で収集運搬業あるいは設置許可を伴わない中間処理業の許可申請をすることはありうる。あるいは、従来別法人で廃棄物処理業を営んでいたものが、子会社を設立して申請することもありうる。また、従来個人事業であったものを法人経営とする場合もあるであろう。また最近共同経営による新設法人で許可申請することも増加している。新設法人といっても実質全くの未経験者が事業を営む場合もあれば、経験の深い経営者が準備万端整えて新設法人で許可申請をすることもあるということである。いずれの場合でも法人設立にあたり、少なくとも作成・提出すべき書類があるのでこれが過去に関する参考書類と考えて差し支えない。許可は将来に向かっての禁止の解除であるため、許可申請に際し、提出される過去の計算書類等は経理的基礎の有無を審査するための参考資料でしかないという本質を踏まえると過去3年分の計算書類等が揃わないから審査できないということはないと考えるべきである。

### 解説

#### 1. 新設法人の法令適合性審査の可能性について

法人を設立し、すぐに業許可申請あるいは設置許可申請を行うことはありうることである。A12で述べたとおり、さまざまなケースが考えられるが、新設法人であるからといって信頼性が劣るということではない。また、経営者と社員の質が不明であるということでもない。役員等に欠格要件該当者がいるという場合は当然許可にはならない。能力に関しては役員又は社員に技術的能力があることを証明する書類が提出できるのであれば、この点も問題とはならない。また当然ではあるが、施設と維持管理に関する技術上の基準等に適合することを証明するための書類等は新設法人であるかどうかには関係がない。残るは3期間の計算書類と納税関係の証明書等が不足するだけとなる。

#### 2. 3期間の計算書類に代わる書類

(1) 代用することが可能か否か。あるいは絶対必須の書類であるか。

過去3期間の計算書類の提出を要求しているのは次の2つの理由からである。

① (遵法精神の確認) 過去3年間会社法の規定に従い計算書類等を作成しているということ自体を評価する。また、税法の規定に従い一定の申告書を作成・提出していること、かつ、納税していること自体を評価する。

② (実績からの推定) 過去3年間一定の利益を上げる経営をしていたのであれば、申請に係る事業を許可しても健全経営を行える蓋然性が高いので、経理的基礎については有るとみなすということである。

しかし、過去の実績が良いからといって将来も大丈夫ということはいえないし、ま

して、新たな投資を行う場合成功するか否かはだれもわからないので、許可審査という点では、新設であっても同じ程度の信頼性しかない。また、①に関しては新設法人であっても当然作成・提出すべき書類があるので、遵法精神があるかどうかを審査することは可能である。

(2) どのような書類が作成又は提出されているべきか。

#### 新設法人の作成書類

法務局 設立登記

税務署 ① 法人設立届出書 設立後2カ月以内に届け出る義務がある。

添付書類

ア 定款等の写し

イ 登記事項証明書

ウ 株主等の名簿

エ 現物出資者名簿

オ 設立趣意書

オ 設立時の貸借対照表(例示)

カ 合併契約書の写し、分割計画書の写し

そのほか法人(設立時)の事業概況書(例示)

② 源泉所得税関係の届出書

ア 給与支払事務所等の開設・移転・廃止等届出書

③ 消費税関係の届出書

ア 消費税課税事業者届出書

④ 青色申告の承認申請書 設立の日以後3カ月以内

⑤ 棚卸資産の評価方法の届出書

⑥ 減価償却資産の償却方法の届出書

⑦ 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書

⑧ 申告期限の延長の特例の申請書

留意事項 ⑤、⑥、⑦については法定の評価方法をとる場合は届け出る必要がないので、作成されていなかったからといって問題があるのではない。

また、⑧については通常事業年度終了後2カ月以内となっている申告書提出期限が3カ月以内となる。必要な場合申請することとなっている。

都道府県事務所 事業開始等申告書又は法人等の設立等報告書(名称は各都道府県によって異なる。)

市町村事務所 同

労働基準監督署・社会保険事務所 所定の届





Q13 事業収支計画書と経営収支改善計画書の様式はキャッシュ・フロー計算書なのか

Q13 委員会報告の事業収支計画書と経営収支改善計画書の様式の下部はキャッシュ・フロー計算書と似ているが、どうなのか。

A13 「勘定合って銭足らず」とか「損益計算書はオピニオン、キャッシュ・フロー計算書はファクト」と言われている。会社が倒産するのは赤字であるからではなく、お金が足りないことによる。また倒産していない限り必ずお金の残高はあることになる。一方損益計算書には巨額赤字が計上されることはありうるし、また、貸借対照表も債務超過となることがありうる。そこで、事業収支計画書と経営収支改善計画書は単に収益状況を見るだけではなく、資金の状況をも見るできるように工夫したものである。事業収支計画書と経営収支改善計画書は損益計算書+簡易版キャッシュ・フロー計算書となっている。キャッシュ・フロー計算書に抵抗感を持つ経営者も多いが、当期純利益あるいは当期純損失に、お金の支出を伴わない経費である減価償却費、固定資産の売却損、除却損、引当金計上額等を加算するので、基本的にキャッシュ・フローの方が当期純利益より大きくなることが多いことを忘れていないことになる。もうひとつ重要なことはキャッシュ・フロー計算書は2期間の決算書があれば誰でも作成できるということである。誰でもというのは、会社が自ら作成しなくても、銀行であるとか取引先であるとかが自由に作成できるということである。自分の知らないところでかってにキャッシュ・フロー計算書を作成されて、しかも、その内容を知らないことは会社にとって不利となることが多いことに留意しなければならない。

解説

今回委員会報告では、経理的基礎があるか否かの判定は、長期的に収支相償するか否かで行うとされた。そして長期的に収支相償するか否かを判定する基の計算表が、次の事業収支計画書である。重要な改正点であるため、Q14でも別の角度から取り上げる。

1. 事業収支計画書と正式版キャッシュ・フロー計算書の比較

(1) 委員会報告における事業収支計画書様式 (委員会報告14ページ)

		(実績)	1期	最終期	備考
A 売上高合計					
原価内訳	材料費				
	外注費				
	労務費				
	減価償却費				
	維持管理積立金				最終処分場のみ
B 売上原価					

C 売上総利益						=A-B
内訳	役員報酬					
	人件費					
	減価償却費					
	その他					
D 一般管理・販売費						
E 営業利益						=C-D
F 営業外収益						
G 営業外費用						
H 経常利益						=D+E-F
I 特別利益						
J 特別損失						
K 税引前当期純利益						=H+I-J
L 法人税、住民税及び事業税						
M 当期純利益						=K-L
① 前期繰越金						
② 償却前利益						=M+減価償却費
③ 借入実行						
④ その他の資金調達						
⑤ 設備投資支払額						
⑥ 年間返済額						
⑦ 次期繰越金						=②+③+④-⑤-⑥
要返済残高合計						

(2) AからMの部分は損益計算書と製造原価報告書の様式となっているので、理解は簡単である。Mから⑦までが簡易版のキャッシュ・フロー計算書となっている。

なお、⑦の備考欄の算式「=②+③+④-⑤-⑥」は、①を加算するのが抜けていると思うかもしれないが、Mの当期純利益の部分からキャッシュ・フローの計算が始まり、①の前期繰越金に備考欄の加減算を行うと⑦の金額となる様式となっている。当然の流れであるためにMと①を略してあるだけのことにすぎない。すなわち、Mの当期純利益が損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の連結環である(図表14-1参照)。

もう一つの確認点であるが、Mの部分からキャッシュ・フローの計算が始まるのであるから、ここでいう前期繰越金、次期繰越金は現金預金残高のことである。貸借対照表の前期繰越利益とは、全く異なるものである。

さて、理解を助けるために次に正式のキャッシュ・フロー計算書(間接法)を示す。間接

法というのは、2期間の計算書類があれば外部の第三者でも作成可能な手法である。

正式のキャッシュフロー計算書（間接法）の例

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	300
減価償却費	30
固定資産売却損	20
売掛金・受取手形の増加額	△60
棚卸資産の減少額	40
買掛金・支払手形の増加高	30
小計	360
法人税等の支払額	△150
営業活動によるキャッシュ・フロー	210
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の売却による収入	200
有形固定資産の取得による支出	△160
投資活動によるキャッシュ・フロー	40
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金による収入	100
長期借入金の返済による支出	△80
財務活動によるキャッシュ・フロー	20
IV 現金及び現金同等物の増加額	270
V 現金及び現金同等物の期首残高	2,400
VI 現金及び現金同等物の期末残高	2,670

## 2. 事業収支計画書が意味するもの

事業収支計画書の次期繰越金が長期的に少なくともゼロ以上なので長期的に収支相償すると事業収支計画書は主張しようとしている。この考え方で経理的基礎の有無を判定することを今回委員会は提案したものである。

事業収支計画書を見ると、次期繰越金と借入金の要返済額残高合計を比較している。これは長期的には次期繰越金が借入金要返済額残高合計を上回ることが示されなければならないことを意味する。

## 3. 事業収支計画書が簡易版キャッシュ・フロー計算書を兼ねていることの問題点

この判定手法はもちろん正しいのであるが、この事業収支計画書が簡易様式であるところに若干問題が残されている。

このことは正式のキャッシュ・フロー計算書を見れば一目瞭然である。

①税引前当期純利益と法人税等の支払額は、計上場所が違うだけである。

②借入金実行と年間返済額は計上場所が違うだけである。

③有形固定資産取得による支出も計上場所が違うだけである。

④減価償却費はどちらも当然考慮されていて、当期純利益に加算されている。

⑤売掛債権と買掛債務及び棚卸資産の増減が事業収支計画書では考慮されていない。

⑥固定資産売却損が事業収支計画書では考慮されていない。

つまり、事業収支計画書では、例えば固定資産を売って別の固定資産を取得した場合、売却代金はその他の資金調達欄に書くとしても、固定資産売却損は実はお金の支出をともなわないため、キャッシュ・フローを計算するときは当期純利益に加算しなければならないが、この加算欄が設けられていないことになる。実務的には他にもキャッシュアウトを伴わない経費があるため、指定の様式だと申請者に不利となることがありうる。

この場合は、委員会報告には書かれていないが申請者において正式なキャッシュ・フロー計算書を作成して提出してもよいこととした。

## 4. 正式版キャッシュ・フロー計算書を作成することが有利であることの説明

### (1) 作成の仕方

実売価額2万円程度の会計ソフトであっても必ず、貸借対照表と損益計算書を作成するときに自動的に作成する機能がついている。当初の設定が若干難しいがこれについては会計ソフト導入時会計事務所等に指導を受ければよい。なおキャッシュ・フロー計算書の作成そのものは誰でもできるが、これは次の危険性を持つことに注意が必要である。

### (2) 誰でも作成できることの意味

2期間の決算書があれば誰でも作成できる。

「誰でも」というのは、会社が自ら作成しなくても、銀行であるとか取引先であるとかが自由に作成できるということである。

問題は、その時に会社に有利な情報が正確に開示されているかどうかである。

キャッシュ・フロー＝当期純利益＋（減価償却＋引当金計上額＋売却損＋除却損＋評価損）となる。（）内は利益のマイナス要因である。つまりそれだけ当期純利益が減少しているが、いずれもキャッシュアウトを伴わない。その結果当期純損失であっても、キャッシュ・フローがプラスという会社も多数存在する。

ところが決算書で特別損失〇〇円としか記載していないとこの中に除却損が××円あっても会社外部の第三者では、その事実が分からないのでこれを加算できない。ということで正確な情報を持っている会社が自ら作成するのが一番会社にとって有利となる可能性が高い。

また、外部の第三者が2期間の計算書類から作成する場合も無料で自動作成するソフトが公開されているので、これを使用すれば簡単に作成が可能である。



自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日

間接法

株式会社 様式例

(単位 円)

項 目	金 額
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前当期純利益（損失）金額	37,179,000
減価償却費	39,106,000
貸倒引当金の増加額	0
退職給付引当金の増加	0
受取利息及び受取配当金	-744,000
支払利息	12,421,000
手形売却損	0
為替差損	0
有価証券売却益	0
有価証券売却損	0
投資有価証券売却益	0
投資有価証券売却損	18,000,000
有形固定資産売却益	0
有形固定資産売却損	0
有形固定資産除却損	9,164,000
前期損益修正	0
損害賠償損失	0
その他非資金損益項目の増加（減少）額	22,726,000
売上債権の増加（減少）額	1,926,000
たな卸資産の増加（減少）額	-200,000
仕入債務の減少（増加）額	-37,930,000
割引手形の増加（減少）額	0
未払消費税等の増加（減少）額	0
役員賞与の支払額	0
その他資産の増加（減少）額	-2,314,000
その他負債の減少（増加）額	4,670,000
その他	0
小計	104,004,000
利息及び配当金の受取額	744,000
利息の支払額	-12,421,000
損害賠償金の支払額	0
法人税等の支払額	-16,859,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	75,468,000
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金等の預入による支出	0
定期預金等の払戻による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	-66,780,000
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
その他投資活動による支出	-22,726,000
その他投資活動による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	-89,506,000

5. 「中小企業の財務指標」によると廃棄物処理業界のキャッシュ・フローは次のようになっている。平成16年数値である。  
金額単位：千円

対 象 項 目	業界全体	従 業 員 数 別			
		5 以下	20 以下	50 以下	51人以上
売上高	797,195	96,892	317,948	827,426	2,167,566
当期純利益	20,320	△1,233	8,531	31,772	37,967
有利子負債額	524,727	134,699	214,521	563,730	1,331,698
減価償却実施額	39,106	6,040	16,025	45,409	95,959
営業CF概算額	48,304	4,315	11,904	50,815	140,188
投資CF概算額	△89,506	△9,161	△61,235	△76,084	△217,174
財務CF概算額	54,707	7,804	54,400	41,583	108,071
ネットキャッシュ・フロー	13,505	2,959	5,070	16,314	31,084
フリーキャッシュ・フロー	△41,202	△4,846	△49,330	△25,269	△76,987

この表の読み方であるが、業界全体の数値を例に説明する。

- ①売上高7億9千万円に対し当期純利益は2千万である。あまり収益性が高いとはいえないが、利益があるだけ他の業界よりもましである。隣接業界では、運輸業で当期純利益は、1200万円、建設業で660万円程度となっている。ただしその後両業界とも激減していると推測される。
- ②収益性が低い原因の一つが減価償却が多額であることである。これは新規設備投資または大規模修繕のための投資が多いことにより資金繰りが圧迫されることと関連する。
- ③営業活動から生じるキャッシュ・フローは当期純利益に減価償却費を加算するために4,800万円の黒字となる。
- ④投資資金が多額であるため投資活動に要する資金収支は8,900万円の赤字となる。
- ⑤その資金不足を補うために、借入金が必要となる。結果財務活動による資金調達が5,500万円黒字となる。資金調達が黒字ということは、返済額よりも借入額がその金額だけ多いことを意味する。
- ⑥設備産業であるという産業廃棄物処理業の特質から、投資活動のウエイトが大きく、売上高の10%を上回る投資を行うこととなる。当期純利益に減価償却額を加算した金額を4,000万円程度上回る投資を行うのが業界の平均値である。その結果フリーキャッシュ・フロー（営業活動で稼いだキャッシュから投資のために支払ったキャッシュを差し引いたキャッシュの流出入）は4,100万円の赤字となっている。
- ⑦以上の結果、最終的には1,300万円のキャッシュが増加することとなっている。業界として規模の大小にかかわらず同じ傾向を示している。なおどの規模においても、ネットキャッシュ・フローはプラスとなる。次にこの廃棄物処理業の平均値を使用したキャッシュ・フロー計算書を示す。どのような加減算項目があるかを示すために、あえてゼロの項目を記載している。

キャッシュ・フロー計算書

自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日

間接法

(単位 円)

株式会社 様式例

項 目	金 額
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	97,333,000
短期借入金の返済による支出	-97,333,000
長期借入れによる収入	152,040,000
長期借入金の返済による支出	-97,333,000
社債の発行による収入	0
社債の償還による支出	0
株式の発行による収入	0
自己株式の取得による支出	0
配当金の支払額	0
その他財務活動による支出	0
その他財務活動による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	54,707,000
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	0
Ⅴ現金及び現金同等物の増加額	40,669,000
Ⅵ現金及び現金同等物の期首残高	101,738,000
Ⅶ現金及び現金同等物の期末残高	142,407,000

Q14 事業収支計画書・経営収支改善計画書の具体的作成方法

Q14 事業収支計画書が実質損益計算書とキャッシュ・フロー計算書から構成されていることは理解できた。具体的に貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書とキャッシュ・フロー計算書と事業収支計画書の連関を図で示してもらいたい。

A14 実例ではないかとの誤解をさけるために、中小企業庁から公表されている数値(Q15 中小企業の財務指標を参照のこと)を使用して各項目間の連関を図表14-1として図示する。単純化のために、減増資、配当等がないのものとして、株主資本等変動計算書は省略する。なおキャッシュ・フローとは、現金及び現金同等物の流入出をいう。

解説

1. 前期の貸借対照表(図1)に記載されている資産と負債に対し当期に事業活動を行った結果がどうなるかは、当期の貸借対照表(図3)に表現される。その事業活動の内容は当期の損益計算書(図2)に表現される。
2. 一方図1と図3において前期末の現金預金残高(①)と当期末の現金預金残高(③)とはすでに表示されているので、現金預金残高と増減額(③-①=④)は直接確認できる。
3. しかし、その増減の内容は確認できない。
4. そこでキャッシュ・フロー計算書が必要となる。

キャッシュ・フロー計算書の作成方法には直説法と間接法がある。

外部の第三者でも作成可能な間接法で説明する。直説法は①会社内部でないと作成不可能であること、②膨大なコストが必要であること、③間接法のほうが経営者にとってもキャッシュが不足する場合の対応策との関係がわかりやすいという理由で、日本においては上場会社であってもほぼ全社が間接法で作成している。現段階で国際会計基準は直説法によることを提案しているが、反対が多いためどうなるかは不明である。

(1) 全体構造

事業活動を以下のように区分して記載することで、キャッシュ・フローが源泉別に把握できるメリットがある。現金預金残高が把握できるのみでは、悪い意味でのどんぶり勘定である。どんぶりの中が区分されていると幕の内弁当に近くなる。

次の3区分とするのが通例である。

- I 営業活動によるキャッシュ・フロー(商売でいくらキャッシュを稼いだか。)
- II 投資活動によるキャッシュ・フロー(いくら投資したか。)
- III 財務活動によるキャッシュ・フロー(いくら借り入れたか、返済したか。)

(2) 営業活動によるキャッシュ・フローのポイント

- ・様式の一番上の部分が損益計算書の税引前当期純利益から始まっている(②)。
- なぜ当期純利益から始まらないかというと、金融費用と法人税等の支払額とを区分記載するためである。



・減価償却費、固定資産売却損、固定資産除却損、貸倒損失、引当金計上額等は損益計算書において、費用となっているので、当期純利益はそれだけ小さくなっているが、資金が流出しているのではない（非キャッシュ損益項目という。）。そこでキャッシュ・フローに加算する。

・売掛金等の営業資産、買掛金等の営業負債の増減を調整する。  
利益すなわちキャッシュとはならない。入金して始めてキャッシュとなる。そこで営業資産の増加額だけ利益から差し引く必要がある。営業資産の減少はその反対となるので、利益にその減少額を加算する。営業負債はそれと逆の動きとなる。

・小計欄は、金融収支・税控除前のキャッシュ・フローを示している。

(3) 投資活動によるキャッシュ・フローのポイント

・廃棄物処理業は、施設設置と維持管理の両面で投資が必須となる業種であり、固定資産売却等による収入よりも、投資額が大きくなり、この区分のキャッシュ・フローはマイナスとなることが多い。

(4) 財務活動によるキャッシュ・フローのポイント

・他業種に比べ収益性が良いとされる廃棄物処理業であるが、施設の設置が先行するために資金的には苦しく、借入金を原資とした事業展開となっている。

5. 計算書類のみの開示では、キャッシュ・フローを正確に計算するのに必要なデータが開示できていない場合が多い。図表14-2キャッシュ・フロー計算書調整表に示すように、外部からであると調整前のキャッシュ・フロー計算書（集計金額欄⑤）しか作成できない。この表を作成するために使用した会計ソフトの場合は数値が一致しないというメッセージ（⑥）を出してくれているが、外部の第三者だと無視すると思われる。結局情報開示不足は、会社にとってマイナスとなる可能性が高い。

対応策としては、次のようなことが考えられる。

- ・販売費及び一般管理費の明細において、引当金計上額、減価償却費を記載する。
- ・製造原価報告書において減価償却費、準備金繰入額、引当金計上額を記載する。
- ・勘定科目内訳明細書において、売却損、除却損、売却益、貸倒損失等を区分して表示する。

6. なお、事業収支計画書の代わりに、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書を提出しても受理されることは委員会で確認済である。

図表1の真ん中の二重線内の部分が、すなわち、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書であるが、一目瞭然事業収支計画書である。経営収支改善計画書も様式としては事業収支計画書と同じである。

図表14-1 貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書各項目間の連関図 金額単位:千円

図1 貸借対照表	前 期	図2 損益計算書	図3 貸借対照表	当 期
現金・預金合計	101,738	① 売上高	現金・預金合計	142,407
売上債権合計	112,730	製品製造原価	売上債権合計	110,804
棚卸資産合計	3,150	売上総利益	棚卸資産合計	3,350
他流動資産合計	69,439	販管費	他流動資産合計	71,753
流動資産合計	287,057	営業利益	流動資産合計	328,314
廃棄物処理施設	529,059	営業外収益	廃棄物処理施設	529,569
無形固定資産計	3,415	営業外費用	無形固定資産計	3,415
維持管理積立金	21,200	経常利益	維持管理積立金	43,926
子会社株式	23,859	特別利益	子会社株式	23,859
固定資産合計	577,533	特別損失	固定資産合計	600,769
繰延資産合計	3,155	税引前当期純利益	繰延資産合計	3,155
資産合計	867,745	法人税等	資産合計	932,238
		当期純利益		
仕入債務	84,035		仕入債務	46,105
短期借入金	97,333	I 営業活動によるキャッシュ・フロー	短期借入金	97,333
未払金	85,226	税引前当期純利益	② 未払金	89,896
未払法人税等	8,500	減価償却費	未払法人税等	8,500
流動負債合計	275,094	受取利息・配当金	流動負債合計	241,834
長期借入金	363,085	支払利息	長期借入金	417,792
特定災害防止準備金	21,200	有形固定資産売却損	特定災害防止準備金	43,926
固定負債合計	384,285	有形固定資産除却損	固定負債合計	461,718
負債合計	659,379	特定災害防止準備金繰入	負債合計	703,552
資本金	27,747	売上債権の減少	資本金	27,747
資本準備金	20,742	たな卸資産の増加	資本準備金	20,742
利益準備金	3,202	仕入債務の減少	利益準備金	3,202
繰越利益	156,675	其他資産の増加	繰越利益	156,675
当期純損益金額	0	其他負債の減少	当期純損益金額	20,320
繰越利益剰余金合計	156,675	小 計	繰越利益剰余金合計	176,995
利益剰余金合計	159,877	利息・配当金受取額	利益剰余金合計	180,197
株主資本合計	208,366	利息の支払額	株主資本合計	228,686
純資産合計	208,366	法人税等の支払額	純資産合計	228,686
負債・純資産合計	867,745	営業活動によるキャッシュ・フロー	負債・純資産合計	932,238
		II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
		有形固定資産の取得による支出		
		維持管理積立金積み立て		
		投資活動によるキャッシュ・フロー		
		III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
		短期借入れによる収入		
		短期借入金の返済による支出		
		長期借入れによる収入		
		長期借入金の返済による支出		
		財務活動によるキャッシュ・フロー		
		IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		
		V 現金及び現金同等物の増加額		
		VI 現金及び現金同等物の期首残高		
		VII 現金及び現金同等物の期末残高		
		現金及び現金同等物の増減額(VII-VI)		
		現金及び現金同等物の増加額との差額(増減額-V)		

注 ①、②、③の数値は各表の対応関係を表す。

④ = ③ - マイナス①

図表14-2 キャッシュフロー計算書調整表

金額単位:千円

項目	集計金額⑤	調整金額	金額
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益(損失)金額	37,179	0	37,179
減価償却費	0	39,106	39,106
貸倒引当金の増加額	0	0	0
退職給付引当金の増加	0	0	0
受取利息及び受取配当金	△ 744	0	△ 744
支払利息	12,421	0	12,421
手形売却損	0	0	0
為替差損	0	0	0
有価証券売却益	0	0	0
有価証券売却損	0	0	0
投資有価証券売却益	0	0	0
投資有価証券売却損	0	18,000	18,000
有形固定資産売却益	0	0	0
有形固定資産売却損	0	0	0
有形固定資産除却損	0	9,164	9,164
前期損益修正	0	0	0
損害賠償損失	0	0	0
特定災害防止準備金繰入	0	22,726	22,726
売上債権の増加(減少)額	1,926	0	1,926
たな卸資産の増加(減少)額	△ 200	0	△ 200
仕入債務の減少(増加)額	△ 37,930	0	△ 37,930
割引手形の増加(減少)額	0	0	0
未払消費税等の増加(減少)額	0	0	0
役員賞与の支払額	0	0	0
その他資産の増加(減少)額	△ 2,314	0	△ 2,314
その他負債の減少(増加)額	4,670	0	4,670
その他	0	0	0
小計	15,008	88,996	104,004
利息及び配当金の受取額	744	0	744
利息の支払額	△ 12,421	0	△ 12,421
損害賠償金の支払額	0	0	0
法人税等の支払額	△ 16,859	0	△ 16,859
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,528	88,996	75,468
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
定期預金等の預入による支出	0	0	0
定期預金等の払戻による収入	0	0	0
有価証券の取得による支出	0	0	0
有価証券の売却による収入	0	0	0
有形固定資産の取得による支出	△ 66,780	0	△ 66,780
有形固定資産の売却による収入	0	0	0
無形固定資産の取得による支出	0	0	0
無形固定資産の売却による収入	0	0	0
投資有価証券の取得による支出	0	0	0
投資有価証券の売却による収入	0	0	0
貸付けによる支出	0	0	0
貸付金の回収による収入	0	0	0
その他投資活動による支出	△ 22,726	0	△ 22,726
その他投資活動による収入	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 89,506	0	△ 89,506
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入れによる収入	97,333	0	97,333
短期借入金の返済による支出	△ 97,333	0	△ 97,333
長期借入れによる収入	152,040	0	152,040
長期借入金の返済による支出	△ 97,333	0	△ 97,333
社債の発行による収入	0	0	0

社債の償還による支出	0	0	0
株式の発行による収入	0	0	0
自己株式の取得による支出	0	0	0
配当金の支払額	0	0	0
その他財務活動による支出	0	0	0
その他財務活動による収入	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	54,707	0	54,707
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 48,327	88,996	40,669
VI 現金及び現金同等物の期首残高	101,738	0	101,738
VII 現金及び現金同等物の期末残高	142,407	0	142,407
現金及び現金同等物の増減額(VII - VI)	40,669		40,669
現金及び現金同等物の増加額との差額(増減額 - V)	88,996		0

必要な情報開示

販売費及び一般管理費の明細

給料手当	106,009
賃借料	9,263
租税公課	5,704
減価償却費	9,106
雑費	134,352
販売費及び一般管理費合計	264,434

製造原価報告書

<b>【材料費】</b>	
期首材料棚卸高	3,150
当期材料仕入高	120,000
合計	123,150
期末材料棚卸高	3,350
材料費合計	119,800
<b>【労務費】</b>	
給料手当	45,233
労務費合計	45,233
<b>【製造経費】</b>	
減価償却費	30,000
賃借料	5,812
場内外注費	49,162
その他	206,759
租税公課	1,035
特定災害防止準備金繰入額	22,726
製造経費合計	315,494
総製造費用	480,527
当期製品製造原価	480,527

勘定科目内訳書又は諸勘定内訳明細

特別損失

固定資産売却損	18,000
固定資産除却損	9,164



Q15 経営改善計画書と経営収支改善計画書を作成するための同業他社諸元データ

Q15 自己資本比率が10%を下回るために経営改善計画書と経営収支改善計画書を作成する必要がある。そのための同業他社の諸元データを知りたいのであるが。

A15 産業廃棄物処理業は、多種多様な業態があるため、これが基準値あるいは目標値であるというものがない。以下参考となる財務数値を記載するが、あくまで平均値にすぎない。申請会社が独自に目標とすべき計数値を定めるべきである。なお「経営自己診断システム」では基準値という表現を使用しているが平均値を基準値と呼ぶのは誤りである。

参考資料一覧（以下それぞれのデータベースから筆者作表）

1 「中小企業の財務指標」及び「経営自己診断システム」による財務数値

図表15-1.1 売上高当期純利益率と自己資本比率の現状

- ① 実数値による分析
- ② 比率分析のみによる分析及び留意事項

図表15-1.2 廃棄物処理業の社員数別財務指標

図表15-1.3 廃棄物処理業と建設業と運輸業の財務数値の比較

図表15-1.4 中小企業実体基本調査確報（売上規模別貸借対照表）

図表15-1.5 「経営自己診断システム」と他信用調査会社の指標比較

2 倒産・デフォルト関係データ

図表15-2.1 「経営自己診断システム」による業界基準値とデフォルト企業の計数値

図表15-2.2 「経営自訴診断システム」のデフォルト企業数

図表15-2.3 上場企業の倒産及び負債総額年度別推移表

図表15-2.4 RCCによる再生実施案件

図表15-2.5 会社更生法の推移

図表15-2.6 民事再生法の動向

3 産業廃棄物処理業の売上規模別、業種別計数値

図表15-3.1 廃棄物処理業財務数値

図表15-3.2 産業廃棄物収集運搬業財務数値

図表15-3.3 産業廃棄物処分場財務数値

4 その他経営数値データ

図表15-4.1 産業廃棄物処理業一人あたり平均給与

図表15-4.2 産業廃棄物処理業役員報酬売上規模別

図表15-4.3 業種別標準報酬月額

図表15-4.4 産業廃棄物処理業 各種データとの比較

図表15-4.5 TKCデータ 年度別比較及び留意事項

1. 「中小企業の財務指標」及び「経営自己診断システム」による財務数値

図表15-1.1 売上高当期純利益率と自己資本比率の現状

「中小企業の財務指標」18年版(対象年度16年1月から16年12月)より筆者作表

①実数値による分析

項目	業種内同一企業			業界全体	従業員数別			
	14年	15年	16年		5以下	20以下	50以下	51人以上
売上高	755,083	794,519	860,949	797,195	96,892	317,948	827,426	2,167,566
当期純利益	18,692	27,354	23,118	20,320	△1,233	8,531	31,772	37,967
売上高当期純利益率	2.48	3.44	2.69	2.55	△1.27	2.68	3.84	1.75
自己資本	208,269	237,390	257,976	228,686	22,205	84,450	311,865	505,521
負債・純資産計	907,933	959,687	1,010,626	932,238	180,858	368,332	1,077,550	2,296,384
自己資本比率	22.94	24.74	25.53	24.53	12.28	22.93	28.94	22.01
運転資本	65,881	98,125	116,258	86,478	2,424	8,462	99,569	273,512
有利子負債額	499,391	516,765	563,026	524,727	134,699	214,521	563,730	1,331,698
保証債務	379	119	136	6,270	0	0	19,037	0
減価償却実施額	42,836	41,434	41,897	39,106	6,040	16,025	45,409	95,959
営業CF概算額	68,503	58,932	51,449	48,304	4,315	11,904	50,815	140,188
投資CF概算額	△85,595	△55,250	△84,397	△89,506	△9,161	△61,235	△76,084	△217,174
財務CF概算額	30,190	17,205	46,023	54,707	7,804	54,400	41,583	108,071
ネット・キャッシュ・フロー	13,098	20,887	13,075	13,505	2,959	5,070	16,314	31,084
フリー・キャッシュ・フロー	△17,092	3,682	△32,948	△41,202	△4,846	△49,330	△25,269	△76,987

金額単位:千円

②比率分析のみによる分析

項目	業種内同一企業			業界全体	従業員数別			
	14年	15年	16年		5以下	20以下	50以下	51人以上
売上高当期純利益率	1.3	1.6	1.5	1.6	1.3	1.6	2.0	2.0
自己資本比率	21.2	22.3	23.0	22.6	20.9	21.9	27.4	26.9
会社数(社)	3,638	3,638	3,638	5,284	2,110	2,120	793	261

比率単位:%

売上高	3千万以下	1億以下	5億以下	5億超
売上高当期純利益率	0.9	1.3	1.8	2.0
自己資本比率	24.1	19.8	24.1	23.3
会社数	560	1,709	2,323	692

少し古い資料であるが、資源バブル崩壊後はこの程度の数値となると思われることと、最新のデータが諸般の事情により公表されていないので、この資料を使用する。

CRDとは、中小企業信用データベースであり、現在では約100万社を超える信用データの蓄積がある。廃棄物処理業についても約9000社のデータ蓄積がある。

①の実数値による分析と②の比率分析のみによる分析で数値が違うが、対象企業の違いによる。①は92項目勘定科目の計数値すべてにデータがある企業を対象としているが、②は38項目の計数値のデータがある企業を対象としているものである。

### 留意事項

中小企業の決算書データについては次のような流れとなっている。

①平成9年4月期から平成15年3月期までは「中小企業の経営指標」として中小企業庁から発表されていた。中小企業診断士協会編

サンプル数が極めて少なく、産業廃棄物処理業では数十社程度であった。

特徴は、中小企業金融公庫の融資先データからの指標であったため、かなり業績のいい会社がサンプルされていたこととサンプル数が少なすぎた(廃棄物関係は収集運搬30社弱、処理業10社弱)ため、廃棄物処理業でいう「経理的基礎」判定用サンプル又は指標値として採用するには根本的弱点があった。

②平成15年1月期から平成17年12月期までは、「中小企業の財務指標」ということで中小企業庁から発表されていた。中小企業診断士協会編

これは上記のようにCRDという百万社を超える信用データから成り立っているため、かなり利用価値があった。特に廃棄物処理業として社員数別の実数データ(実際の金額データ)があったため初めて実用価値のある廃棄物処理業界の実態数値が公表されたことになる。これと同じく規模別データのあるTKC、帝国データバンク又は東京商工リサーチのデータを参照すると中身の濃い比較が可能となった。

③平成18年以降は、中小企業実態基本調査結果が各種規模別、産業別データに中小企業庁から公表されている。残念ながら、小分類データは公表されていない。参考に全産業平均及び売上規模別財務数値を資料1.4として掲載する。これは中小企業庁から公表されている。

④現在では中小企業基盤整備機構から「経営自己診断システム」としてだれでもが無料で同業他社との比較が可能となっている。ただし、同システムの分析評価手法と分析に対する評価方法には当然異論がある。特に産業廃棄物処理業の場合は単純には適用できない評価方法である。

第一法規より出版した「産業廃棄物処理業の経営実務」577Pから589Pで詳しく説明した。

図表15-1.2 廃棄物処理業の社員数別財務指標  
中小企業庁「中小企業の財務指標」18年版より作表  
廃棄物処理業実数データ 平成16年度 デフォルト企業は除いている。

項目	対象業種	業界全体	5人以下	6~20人	21~50人	51人以上
	対象企業数及び平均従業員	5284社 31名	2110社 3名	2120社 12名	793社 33名	261社 85名
貸	流動資産	328,314	52,743	126,587	354,038	868,137
	固定資産	600,769	123,987	239,488	720,998	1,422,909
	有形固定資産	529,569	116,691	208,095	656,968	1,216,457
	建物・構築物	114,319	21,107	42,135	122,600	305,273
	機械・装置	102,657	12,584	47,369	129,327	225,918
	工具・器具・備品	11,378	992	2,171	19,449	22,111
	土地	267,660	50,991	80,449	372,058	596,622
	建設仮勘定	33,555	31,017	35,971	13,534	66,533
	無形固定資産・投資	71,200	7,296	31,393	64,030	206,452
	繰延資産	3,155	4,128	2,257	2,514	5,338
借	総資産	932,238	180,858	368,332	1,077,550	2,296,384
	流動負債	241,834	50,319	118,120	254,468	594,626
	内短期借入金	97,333	29,746	53,695	104,448	217,040
	固定負債・引当金	461,718	108,334	165,762	511,217	1,196,237
	内長期借入金	417,792	104,094	159,064	451,282	1,080,829
	純資産	228,686	22,205	84,450	311,865	505,521
	内(資本金)	27,747	14,372	23,822	33,053	35,388
	(準備金・剰余金)	200,939	7,833	60,628	278,812	470,133
	負債・純資産合計	932,238	180,858	368,332	1,077,550	2,296,384
	純売上高	797,195	96,892	317,948	827,426	2,167,566
損	売上原価	480,527	50,121	172,169	474,159	1,394,004
	売上総利益	316,668	46,771	145,779	353,267	773,562
	販売費・一般管理費	264,434	43,698	128,556	294,536	630,321
	内人件費	106,009	17,680	57,019	126,308	284,664
	内賃借料	9,263	2,188	6,352	10,104	18,432
	租税公課	5,704	1,938	4,086	6,488	10,113
	営業利益	52,234	3,073	17,223	58,731	143,241
	営業外収益	13,992	1,185	9,069	14,661	31,064
	内(受取利息・配当金)	744	104	240	514	2,585
	営業外費用	16,213	3,208	7,012	18,292	39,529
内(支払利息割引料)	12,421	2,870	4,480	13,766	32,148	
益	経常利益	49,943	1,050	19,280	55,100	134,776
	特別損益	△ 12,764	△ 178	△ 5,522	△ 2,413	△ 54,240
	税引前当期利益	37,179	872	13,758	52,687	80,536
	減価償却費計	39,106	6,040	16,025	45,409	95,959
	売上原価	480,527	50,121	172,169	474,159	1,394,004
	内労務費	45,233	3,876	15,224	49,709	158,366
	内賃借料	5,812	1,425	2,728	7,801	11,337
	租税公課	1,035	298	304	1,368	2,378
	外注加工費	49,162	14,864	21,437	67,978	93,458
	参考	売上高別会社数	-	3千万以下	3000超1億以下	1億超5億以下
会社数	-	560	1,709	2,323	692	
売上規模別比率(%)	-	11	32	44	13	

参考 全産業の売上別企業数(平成20年度中小企業実態基本調査より中小企業庁)

母集団企業数	500万円以下	1億円以下	269,063
1,435,809社	1千万円以下	5億円以下	445,670
	3000万以下	10億円以下	87,205
	5000万以下	10億円超	87,277

留意事項:売上規模別にみると5億円以上売上比率は、廃棄物処理業13%、全産業12%である。



図表15-1.3 廃棄物処理業と建設業と運輸業の財務数値の比較 平成19年7月10日現在

評価視点	資料出処	CRD(廃棄物処理業) 8638社		CRD(総合工事業) 118105社		CRD(運輸業) 45322社					
		業界基準値		業界基準値		業界基準値					
		中央値	上位30%	中央値	上位30%	中央値	上位30%				
	数字の性質		デフォルト		デフォルト		デフォルト				
	経営指標名	単位									
収益性	売上高総利益率	%	72.1	97.4	19.8	26.9	23.5	59.4			
	売上高営業利益率	%	1.6	4.1	0.7	2	0.5	2.1			
	売上高経常利益率	%	1.4	4	0.4	1.4	0.5	1.9			
	総資本営業利益率	%	2.4	5.7	1.2	3	0.9	3			
	総資本経常利益率	%	2.2	5.93	0.6	2.2	0.8	3			
	総資本償却前経常利	%	9.15	14.78	2.27	5.38	7.19	11.97			
	インテレストカバレッジレシオ	倍	1.8	5.4	1	2.2	0.7	2.1			
	債務償還年数	年	4.6	2.6	10.4	5	6.4	3.6			
	総資本回転率	回	1.55	2.21	1.64	2.33	1.62	2.18			
	効率性	売上債権回転日数	日	37.6	28.52	39.9	21.1	45.8	32.9		
棚卸資産回転日数		日	0	0	15.3	2.3	0	0			
生産性	一人当たり売上高	千円	13,913	20,098	19,947	32,241	10,828	14,650			
	一人当たり有形固定資	千円	3,813	7,896	2,500	5,156	2,869	5,323			
	一人当り経常利益	千円	210	623	85	317	58	222			
安全性	自己資本比率	%	18.5	33.7	3.5	12	3.4	9.3	20.6	△2.45	
	流動比率	%	151.7	237.34	93.15	133.5	189	114.8	121.4	181.5	79.1
	当座比率	%	120.2	186.5	50	81.8	126	52.1	96.1	147.9	47.4
	固定長期適合率	%	76	55.9	88.2	56.2	35.3	57.7	81.1	62	96
	減価償却率	%	18.4	25.2	12.5	12	20.9	7.6	18.9	27.4	10.8
	手許現金預金比率	%	8.79	14.68	3.38	7.83	13.56	4.18	7.17	11.73	3.36
	借入金月商倍率	ヶ月	4	2.2	8	4	2.3	6.7	4.3	2.7	6.6
	借入金依存度	%	54.6	37.3	67	56.6	39.1	69.7	60.6	44.8	72.6
	預貸率	%	25.3	52	4.5	22.3	46.4	7.6	19	35.8	5.7
	売上高支払利息割引	%	0.7	0.3	1.9	0.8	0.4	1.8	0.8	0.4	1.8
成長性	前年比増収率	%	2	9.8	△1.80	13.9		1.1	7.5	△	
	総資本回転率増減	回	0	0.12	△0.03	0.23	△	0.01	0.12	△	
	自己資本比率増減	%	0.9	3.9	△	0	2.8	△	0.1	2.1	

CRDとは、CRD協会が運営する「中小企業信用リスク情報データベース」である。  
 上記の指標は、CRDのデータを活用して注業企業が経営状況の自己採点を行えるように  
 中小企業基盤整備機構が運営している「経営自己診断システム」を実際に利用して得た数値である。  
 中小企業の財務指標とは若干数値が違うが、基本的に同じ傾向を示している。

図表15-1.4 中小企業実態基本調査確報(中小企業庁20年度)

1. 資産及び負債・資本(法人企業)

(4) 産業別・売上高階級別表

金額単位:百万円

調査事項	全産業合計					
	計	500万円以下	500万円超 1千万円	1千万円超 3千万円	3千万円超 5千万円	5千万円超 1億円
母集団企業数(社)	1,435,809	31,142	65,841	259,207	190,405	269,063
従業者数(人)	24,032,256	64,387	157,491	965,574	1,019,738	2,057,124
株式会社数(社)	712,027	7,166	16,033	66,700	63,451	109,406
株式譲渡制限を定めている株式会社数(社)	516,447	4,616	10,378	43,832	41,124	75,560
<b>資産合計</b>	<b>384,101,008</b>	<b>394,776</b>	<b>1,469,020</b>	<b>7,131,122</b>	<b>7,768,666</b>	<b>18,139,843</b>
流動資産	207,607,790	168,042	447,464	3,056,913	3,501,364	8,758,359
現金・預金	65,842,088	67,906	203,794	1,262,235	1,357,945	3,428,535
受取手形・売掛金	70,918,369	20,126	69,614	639,206	803,095	2,123,562
有価証券	5,672,226	5,121	13,272	81,170	67,914	164,860
棚卸資産	39,100,705	37,209	69,775	572,787	666,966	1,728,344
その他の流動資産	26,074,403	37,680	91,010	501,514	605,444	1,313,057
固定資産	175,223,668	224,126	1,015,975	4,039,721	4,236,752	9,307,932
有形固定資産	138,494,920	189,765	906,694	3,430,851	3,590,291	7,707,575
建物・構築物	51,657,016	74,423	578,749	1,616,006	1,709,777	3,400,376
機械装置	13,216,148	11,877	51,269	304,108	288,146	614,235
船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	11,950,634	20,944	63,080	382,553	398,426	841,665
土地	59,829,383	80,113	203,501	1,094,509	1,164,817	2,760,454
建設仮勘定	1,841,740	2,409	10,095	33,676	29,125	90,844
無形固定資産	2,878,183	4,092	14,876	76,013	75,063	164,054
投資その他の資産	36,676,515	32,589	103,394	622,018	648,198	1,603,480
減価償却累計額	△ 2,825,950	△ 2,320	△ 8,988	△ 89,160	△ 76,800	△ 167,177
繰延資産	1,269,549	2,609	5,581	34,488	30,549	73,552
<b>負債・資本合計</b>	<b>384,101,008</b>	<b>394,776</b>	<b>1,469,020</b>	<b>7,131,122</b>	<b>7,768,666</b>	<b>18,139,843</b>
負債	274,922,195	608,196	1,632,525	7,358,014	7,735,408	15,314,438
流動負債	154,747,502	290,618	672,669	3,338,464	3,410,280	6,836,941
支払手形・買掛金	60,609,601	15,280	47,693	369,265	472,711	1,329,255
短期借入金(金融機関)	43,228,031	25,696	64,644	512,784	609,294	1,753,268
短期借入金(金融機関以外)	13,407,948	184,046	321,861	1,548,220	1,157,063	1,815,884
その他の流動負債	37,501,922	65,597	238,471	908,195	1,171,213	1,938,534
固定負債	120,174,692	317,579	959,856	4,019,550	4,325,129	8,477,497
社債	5,712,892	134	1,447	37,881	9,044	30,967
長期借入金(金融機関)	81,468,962	86,491	472,444	1,704,465	2,517,356	5,547,128
長期借入金(金融機関以外)	15,805,598	216,793	418,891	1,786,531	1,373,166	2,203,417
その他の固定負債	17,187,240	14,161	67,073	490,673	425,563	695,985
資本	109,178,813	△ 213,420	△ 163,504	△ 226,892	33,258	2,825,405
資本金	17,991,695	162,308	385,275	1,539,416	1,324,112	2,244,133
資本剰余金	5,619,392	△ 11,062	△ 8,752	26,417	32,310	148,480
利益剰余金	75,831,267	△ 343,944	△ 486,403	△ 1,706,025	△ 1,232,163	200,158
その他	9,736,460	△ 20,722	△ 53,625	△ 86,701	△ 91,002	232,634

留意事項

- ①金額はその売上ゾーンの全企業の合計額である。
- ②自己資本比率は全産業平均で28%であるが、売上高3000万円以下ではマイナス(欠損)となっている。

調査事項	全産業合計		
	1億円超 5億円	5億円超 10億円	10億円超
母集団企業数(社)	445,670	87,205	87,277
従業者数(人)	7,102,681	3,325,662	9,339,600
株式会社数(社)	287,586	77,815	83,869
株式譲渡制限を定めている株式会社数(社)	209,256	60,682	70,998
資産合計	82,892,814	50,496,128	215,808,639
流動資産	42,963,684	26,428,626	122,283,339
現金・預金	16,374,817	9,289,212	33,857,643
受取手形・売掛金	12,341,920	7,968,405	46,952,441
有価証券	1,046,869	642,372	3,650,647
棚卸資産	7,164,400	4,941,176	23,920,048
その他の流動資産	6,035,679	3,587,459	13,902,559
固定資産	39,626,906	23,873,414	92,898,843
有形固定資産	32,116,983	18,854,033	71,698,729
建物・構築物	12,344,826	6,734,802	25,198,057
機械装置	2,576,020	1,564,624	7,805,870
船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	3,028,469	1,327,639	5,887,858
土地	13,925,307	8,998,838	31,601,845
建設仮勘定	242,361	228,130	1,205,100
無形固定資産	686,268	341,475	1,516,343
投資その他の資産	7,425,909	4,997,616	21,243,312
減価償却累計額	△ 602,254	△ 319,709	△ 1,559,541
繰延資産	302,224	194,089	626,457
負債・資本合計	82,892,814	50,496,128	215,808,639
負債	59,160,492	35,279,763	147,833,358
流動負債	27,599,926	18,359,008	94,239,596
支払手形・買掛金	8,620,033	6,722,709	43,032,656
短期借入金(金融機関)	7,415,876	5,474,589	27,371,882
短期借入金(金融機関以外)	3,817,272	1,032,874	3,530,727
その他の流動負債	7,746,745	5,128,836	20,304,332
固定負債	31,560,566	16,920,755	53,593,761
社債	400,002	617,324	4,616,093
長期借入金(金融機関)	22,768,513	11,976,281	36,396,283
長期借入金(金融機関以外)	5,355,959	1,206,866	3,243,976
その他の固定負債	3,036,091	3,120,285	9,337,409
資本	23,732,321	15,216,365	67,975,281
資本金	5,846,654	1,991,698	4,498,097
資本剰余金	939,219	787,089	3,705,690
利益剰余金	14,752,305	11,317,844	53,329,494
その他	2,194,144	1,119,733	6,441,999

図表15-1.5 「経営自己診断システム」と他信用調査会社の指標比較

評価視点	資料出処	CRD(廃棄物処理業) 7,246社			帝国データバンク		TSR	
		業界基準値	デフォルト企業	黒字会社	平均値	平均値		
収益性	数字の性質	単位	中央値	上位30%				
	収益性	経営指標名						
売上高総利益率		%	71.95	97.2	—	37.65	37.22	32.43
売上高営業利益率		%	2.1	4.9	—	5.87	5.21	7.11
売上高経常利益率		%	1.8	4.7	—	6	5.21	6.95
総資本営業利益率		%	3	6.5	—	—	—	—
総資本経常利益率		%	2.7	6.8	—	6.2	—	6.34
総資本償却前経常利益率		%	9.87	15.18	—	—	—	—
効率性	インタレストカバレッジレシオ	倍	2.2	5.7	—	8.88	7.09	6.06
	債務償還年数	年	4.6	2.6	—	—	—	—
	総資本回転率	回	1.5	2.2	—	1.23	1.22	0.92
生産性	売上債権回転日数	日	38.3	28.8	—	6.56	6.69	5.6
	棚卸資産回転日数	日	0	0	—	0.07	0.07	9
	一人当たり売上高	千円	14,129	19,890	—	25,326	24,940	21,312
安全性	一人当たり有形固定資産額	千円	3,854	7,963	—	13,011	12,980	10,447
	一人当たり経常利益	千円	264	721	—	1,509	1,277	1,476
	自己資本比率	%	18.6	32.2	4.95	27.05	23.97	31.4
	流動比率	%	144.8	222.68	89.85	180.61	171.07	159.3
	当座比率	%	113.5	176.2	47.1	145.05	135.72	126.1
	固定長期適合率	%	77.4	57.8	86.8	76.49	78.49	76.7
	減価償却率	%	18.7	25.2	13.3	14.7	14.68	—
	手許現金預金比率	%	8.69	14.25	3.44	—	—	—
	借入金月商倍率	ヶ月	4	2.3	7.6	—	—	—
	借入金依存度	%	54.4	38.7	65.9	56.11	55.99	—
成長性	預貸率	%	25.1	50.2	4.5	—	—	—
	売上高支払利息割引料	%	0.8	0.4	2	1.1	1.16	1.33
	前年比増収率	%	2.5	10.4	—	5.59	4.78	2.3
	総資本回転率増減	回	0	0.11	—	—	—	—
	自己資本比率増減	%	1.2	4.1	—	17.06	14.95	—

注1 帝国データバンク「全国企業財務諸表統計」第47版より筆者作表

注2 TSR(東京商工リサーチ)「中小企業経営指標」平成16年度版より筆者作表

注3 CRDのデータでは、売上高総利益率が突出して高いが、これは製造原価あるいは作業原価等の原価データを販売費及び一般管理費として処理している小企業が多いことが影響していると思われる。

帝国データバンクとTSRはほぼ同じ傾向となっている。

全体としては信用調査会社の数値の方が、CRDよりもいい状態であるが、信用調査される会社は比較的規模が大きいことが影響していると思われる。

注4 CRDとあるのは、「経営自己診断システム」の計数値である。



図表15-2.1「経営自己診断システム」による業界基準値とデフォルト企業の計数値

中小企業基盤整備機構「経営自己診断システム」より 平成21年11月20日現在で筆者作表

診断項目	指標名	デフォルト企業の中央値	業界基準値	
			中央値	上位30%値
収益性	売上高総利益率	%	71.65 %	97.01 %
	売上高営業利益率	%	1.61 %	4.14 %
	売上高経常利益率	%	1.4 %	4 %
	総資本営業利益率	%	2.3 %	5.9 %
	総資本経常利益率	%	2.1 %	6 %
	総資本償却前経常利益率	%	9.15 %	14.68 %
	インタレスト・カバレッジレシオ	倍	1.7 倍	5.3 倍
	債務償還年数	年	4.7 年	2.6 年
	総資本回転率	回	1.53 回	2.19 回
効率性	売上債権回転日数	日	36.7 日	27.5 日
	棚卸資産回転日数	日	0 日	0 日
	一人当たり売上高	千円	14,223 千円	20,657 千円
生産性	一人当たり有形固定資産額	千円	3,950 千円	8,385 千円
	一人当たり経常利益	千円	210 千円	628 千円
	自己資本比率	3.29 %	17.94 %	33.32 %
安全性	流動比率	96.65 %	154.67 %	244.46 %
	当座比率	56.19 %	119.79 %	191.07 %
	固定長期適合率	87.5 %	75.35 %	54.9 %
	減価償却率	11.83 %	18.67 %	26.24 %
	手元現金預金比率	3.83 %	8.93 %	14.78 %
	借入金月商倍率	8.4 ヶ月	4.15 ヶ月	2.32 ヶ月
	借入金依存度	72.35 %	56.2 %	38.62 %
	預借率	4.99 %	24.2 %	50.09 %
	売上高支払利息割引料率	1.88 %	0.69 %	0.32 %
	前年比増収率	%	2.19 %	10.34 %
成長性	総資本回転率増減	回	0.01 回	0.14 回
	自己資本比率増減	%	0.89 %	3.87 %

注 この「経営自己診断システム」は、中小企業基盤整備機構のホームページで誰でも無料で利用できるが、当然自己責任である。

2期間の貸借対照表と損益計算書があれば、ごくわずかな項目を入力すれば自動判定する。

分析指標に関するコメントがあるが、鵜呑みにするのは危険である。

廃棄物処理業として分類される業種全体で判定している。

廃棄物処理業には一般廃棄物処理業が含まれるので、産業廃棄物処理業の現状については、TKCBAST活用事例を参照する必要がある。

図表15-2.2 各業種のデフォルト企業データ数[経営自己診断システム]より21.11.20現在

	診断に係るデータ数	デフォルトに係るデータ数	デフォルト率(%)
農業	2,326	178	7.6
非鉄金属・土石採取業	1,686	283	16.7
総合工事業	126,226	23,725	18.7
職別工事業	70,728	9,716	13.7
設備工事業	65,630	7,738	11.7
飲食料品製造業	29,127	4,070	13.9
繊維品工業	21,253	4,630	21.7
木材・木製品製造業(家具を除く)	10,367	1,738	16.7
家具・装備品製造業	7,188	1,069	14.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	6,204	660	10.6
出版・印刷・同関連産業	25,725	4,055	15.7
化学工業	4,684	546	11.6
プラスチック製品製造業	10,177	1,177	11.5
ゴム製品製造業	1,854	230	12.4
なめし革・同製品・毛皮製造業	1,652	385	23.3
窯業・土石製品製造業	10,732	1,646	15.3
金属工業	46,977	5,315	11.3
機械工業	39,006	4,283	10.9
電気機械器具製造業	19,992	2,711	13.5
輸送用機械器具製造業	12,074	1,202	9.9
その他の製造業	27,402	3,973	14.4
運送業	46,725	5,826	12.4
倉庫業	1,548	188	12.1
運輸に付随するサービス業	8,821	1,412	16.0
各種商品卸売業	4,970	788	15.8
繊維・衣服等卸売業	19,502	4,411	22.6
飲食料品卸売業	31,199	4,692	15.0
建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	31,020	3,958	12.7
機械器具卸売業	31,674	4,297	13.5
その他の卸売業	48,306	7,275	15.0
各種商品小売業	6,818	1,107	16.2
織物・衣服・身の回り品小売業	22,005	3,970	18.0
飲食料品小売業	37,472	4,792	12.7
自動車・自転車小売業	20,632	2,558	12.3
家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業	14,492	1,883	12.9
その他の小売業	82,810	11,293	13.6
一般飲食店	32,352	5,025	15.5
その他の飲食店	6,425	778	12.1
不動産取引業	24,956	3,446	13.8
不動産賃貸業	32,687	3,149	9.6
教育	2,925	330	11.2
洗濯・理容・美容業	15,269	1,253	8.2
その他の生活関連サービス業	7,161	926	12.9
旅館・その他の宿泊所	11,091	2,548	22.9
娯楽業	6,663	1,358	20.3
自動車整備業	13,718	871	6.3
機械・家具等修理業	4,566	338	7.4
物品賃貸業	10,259	1,204	11.7
映画・ビデオ制作業	1,452	157	10.8
広告・放送業	11,652	2,229	19.1
情報サービス・調査業	18,209	2,704	14.8
専門サービス業	44,878	5,881	13.1
その他の事業サービス業	29,448	3,484	11.8
廃棄物処理業	8,677	731	8.4
医療業・保険衛生業	17,696	796	4.4
その他のサービス業	26,269	3,537	13.4
合計	1,275,357	178,525	13.9

ウで業種比較をした、廃棄物処理業、建設業と運輸業についてはゴシック体で表示した。

○ デフォルト企業とは

デフォルト企業というのは、業績悪化により金融機関からの借入金を返済することができなくなった企業の総称である。具体的には次の通りである。

- ①金融機関への借入金返済が3ヶ月以上滞っている企業
- ②法的・形式的に破綻している企業
- ③法的・形式的には破綻していないものの、実質的に破綻している企業
- ④信用保証協会による借入金の代位弁済(肩代り)を受けた企業

図表15-2. 3 上場企業の倒産及び負債総額  
帝国データバンク調べ  
年別推移 (1980年~2008年)

年	件数	負債総額
1980年	2	19,500
1981年	2	8,800
1982年	2	49,000
1983年	1	8,247
1984年	5	282,000
1985年	1	520,000
1986年	3	84,000
1987年	0	0
1988年	0	0
1989年	0	0
1990年	0	0
1991年	1	285,837
1992年	4	152,354
1993年	5	192,791
1994年	2	92,740
1995年	6	665,400
1996年	3	1,325,506
1997年	14	2,635,951
1998年	10	1,213,121
1999年	7	626,803
2000年	12	2,676,869
2001年	15	2,882,637
2002年	29	1,943,209
2003年	20	632,415
2004年	12	288,590
2005年	7	181,140
2006年	2	103,215
2007年	6	221,931
2008年	34	1,354,895

出典：帝国データバンク  
2008年上場企業倒産の動向調査より作表  
上場企業の子会社・関連会社等の倒産動向調査

上場企業系列会社の倒産

年別推移

金額単位：百万円

年	件数	負債総額
2005年	26	647,548
2006年	29	334,212
2007年	30	171,365
2008年	30	290,884
2009年	33	175,687

態様別分布 (2009年度)

会社更生法	1
破産	1
特別清算	27
民事再生法	4
合計	33

多くの企業が本格的なリストラを断行。  
自社グループ内の事業再編にも取り組み、  
ノンコア事業からの撤退や子会社の統廃合を  
早期に決め、系列下の不振子会社や関連会社を  
法的整理するケースが相次いでいる。  
業種別では、「サービス業(13件)」  
や「製造業(8件)」の増加が目立つ。  
かつて系列倒産の中心であった「不動産業」や  
「ゴルフ場関連」は減少した。

図表15-2. 4RCCによる再生実施案件  
再生実施案件業種別一覧表(RCC資料より) 平成15年1月末現在

業種	資本金 (百万円)	従業員数 (人)	負債総額 (億円)	区分	業種	資本金 (百万円)	従業員数 (人)	負債総額 (億円)	区分
建設・土木 10社					不動産	1,450	40	3,000	中小
建設	1,000	200	300	中堅	不動産	321	40	300	中小
建設	9,356	300	400	大	不動産	490	50	60	中小
建設	60	20	20	中小	不動産賃貸業	200	80	20	中小
建設	21	10	90	中小	不動産賃貸業	20	2	20	中小
建設	12	20	80	中小	ホテル・旅館 14社				
建設	20	10	100	中小	ホテル・ゴルフ場	280	200	700	中堅
建設	21,576	800	3,000	大	ホテル	96	20	400	中小
建設	100	3	400	中小	ホテル・旅館	25	500	100	中小
建設	500	200	400	中小	ホテル・旅館	40	300	20	中小
土木	30	30	40	中小	ホテル・旅館	50	10	30	中小
製造業 6社					ホテル・旅館	3	※	20	中小
砕石	48	90	300	中小	ホテル・旅館	3	※	10	中小
建材	45	20	7	中小	ホテル・旅館	3	※	60	中小
木材加工	12	50	2	中小	ホテル・旅館	10	※	20	中小
機械	10	3	2	中小	ホテル	80	80	200	中小
出版	20	50	20	中小	ホテル・旅館	—	40	20	中小
船舶	500	600	200	中堅	ホテル・旅館	10	100	60	中小
運輸業 5社					ホテル	300	100	20	中堅
海運	40	100	600	中小	ホテル	10	60	50	中小
海運(信託)	40	100	600	中小	娯楽業 24社				
海運	30	20	90	中小	ゴルフ場	90	1,000	2,000	中堅
港湾運送業	100	600	200	中堅	ゴルフ場	30	※	50	中小
海運	7,000	300	200	大	ゴルフ場	50	100	300	中小
卸売・小売・飲食業 15社					ゴルフ場	45	70	50	中小
魚介類卸売	30	40	100	中小	遊園地	48	4	200	中小
衣料販売	48	200	100	中小	ゴルフ場	20	30	100	中小
衣料販売	45	100	40	中小	遊園地	300	100	40	中小
食品販売	585	200	60	中堅	ゴルフ場	45	70	200	中小
寝具販売	476	100	50	中堅	ゴルフ場	64	※	※	中小
寝具販売	10	6	2	中小	ゴルフ場	15	※	※	中小
飲食業	56	2,000	100	中堅	ゴルフ場	50	200	300	中小
飲食業	10	100	10	中小	ゴルフ場	60	800	600	中堅
飲食業	90	300	200	中堅	ゴルフ場	48	※	※	中小
飲食業	70	100	10	中堅	ゴルフ場	10	※	※	中小
飲食業	323	5	800	中小	ゴルフ場	20	※	※	中小
飲食業	132	300	200	中堅	ゴルフ場	10	※	※	中小
飲食業	10	50	30	中小	ゴルフ場	45	※	※	中小
宝飾品卸売業	80	20	8	中小	ゴルフ場	10	70	200	中小
飲食業	80	200	40	中堅	パチンコ店	10	100	30	中小
金融 3社					ゴルフ場	90	100	200	中堅
金融	1,300	8	600	中小	ゴルフ場	50	60	300	中小
金融	1,020	1000	1000	大	ゴルフ場	500	1,000	5,000	中堅
金融	30	3	200	中小	ゴルフ場	50	400	1,000	中小
不動産 19社					レジャー・ホテル業	50	30	20	中小
不動産・ゴルフ・ホテル	1,950	600	3,000	大	その他サービス業 6社				
不動産	1,233	30	300	中小	各種学校	45	80	90	中小
不動産	80	7	300	中小	産廃業	3	40	50	中小
不動産	29	300	400	中小	不動産管理	44	1,500	6	中小
不動産	21	10	9	中小	不動産管理	30	40	1,000	中小
不動産	10	10	80	中小	銭湯	10	1,000	40	中小
不動産	80	30	50	中小	公衆浴場	30	70	10	中小
不動産	20	20	100	中小	合計 102社				
不動産	96	20	200	中小	再生計画合意済・認可済 58社				
不動産	40	30	40	中小	法的再生実施中 19社				
不動産	—	—	2	中小	私的整理実施中 24社				
不動産	96	30	100	中小					
不動産	14	30	20	中小					
不動産	47	100	30	中小					

(注)従業員数・負債総額※についてはグループ中核会社に含まれている。



図表15-2.5 会社更生法の推移

① 申請数の推移

年度	申請会社数	負債総額	開始決定	認可決定	終決決定	取下、棄却、廃止
2000年	24	9,240,769				
2001年	25	2,113,787				
2002年	64	2,081,992				
2003年	47	1,114,277				
2004年	39	489,245	39	38	36	1
2005年	21	265,102	21	21	20	0
2006年	5	187,342	5	5	2	0
2007年	9	720,337	8	7	6	1
2008年	29	637,956	26	19	6	3
2009年	36	1,476,394	36	6	1	0
2010年	3	2,322,181	3	0	0	0

注過去に更正法を申請した上場会社137社の内再上場下のは9社のみである。

注2 更正法申請後破産に移行した会社も存在する。日本鋳鋼を始め少なくとも11社程度

② 開始決定から認可までの期間

必要期間	調査年度	
	2010年 件数	2000年 件数
1年未満	52	6
1年～1年半未満	34	22
1年半～2年未満	5	19
2年～2年半未満	5	22
2年半～3年未満	0	20
3年～3年半未満	0	8
3年半～4年未満	0	2
4年以上	0	5
合計	96	104
平均月数	11ヶ月	2年2ヶ月

③ 認可から終結までの期間

必要期間	調査年度	
	2010年 件数	2000年 件数
5年未満	71	19
5年～10年未満	0	13
10～15年未満	0	19
15年以上	0	26
合計	71	77
平均年数	8ヶ月	9年11ヶ月

④ 弁済率

必要期間	調査年度	
	2010年 件数	2000年 件数
10%未満	70	23
10～30%未満	14	64
30～50%未満	5	10
50～75%未満	2	6
75%以上	2	1
合計	93	104
平均弁済率	9.9%	18.1%

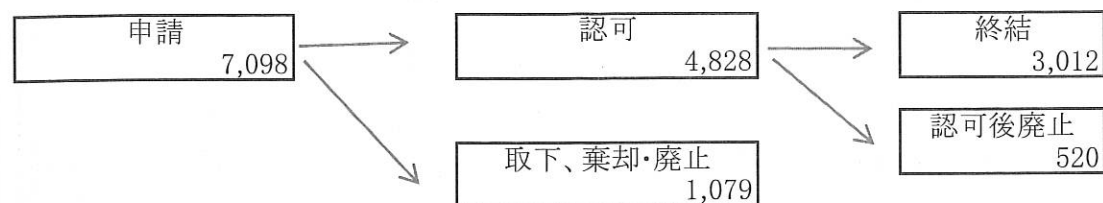
資料: 帝国データバンク「会社更生法申請会社の動向調査」より筆者作表

図表15-2.6 民事再生法の動向

① 申請件数の推移

年度	件数
2000年	804
2001年	1,019
2002年	948
2003年	864
2004年	622
2005年	606
2006年	588
2007年	712
2008年	935
合計	7,098

② 申請後の動向(2009年3月末時点判明分)



③ 負債総額分布

負債規模	件数
1000億円以上	46
500億円以上	62
100億円以上	553
50億円以上	469
10億円以上	1,981
5億円以上	1,208
5億円未満	2,779
合計	7,098

④ 手続に要した日数

- ・申請から開始決定までの平均日数 25.8日
- ・申請から認可決定までの平均日数 252.7日

ただし認可まで数年を要した事件もある。

⑤ 弁済率

弁済率	2008年	2001年
10%未満	75	23
10～30%未満	77	57
30～50%未満	8	26
50%～75%未満	0	9
75%以上	3	4
合計	163	119

注: 全体的に弁済率が悪くなっている。

⑥ 終結までの期間

計画終結までの期間	2008年	2001年
10年超	0	6
10年	55	66
5～10年未満	24	24
1～5年未満	14	6
1年未満(一括弁済)	60	9
合計	153	111

資料: 帝国データバンク「民事再生法の動向調査」より筆者作表

3. 産業廃棄物処理業の売上高規模別、業種別計数値(18年度版TKC BASTより筆者作表)  
図表15-3.1 廃棄物処理業財務数値

区分	規模(売上高)	黒字企業平均	5千万円未満	1億円未満	2億5千万円未満	5億円未満
	対象企業数・平均従業員数	1361件 18.9名	261件 4.9名	312件 9.0名	440件 15.5名	215件 29.7名
貸	1企業当り年平均総資産	232,345	26,149	55,224	126,705	330,150
	流動資産	106,238	13,749	29,935	61,603	147,148
借	当座資産	86,234	11,575	24,623	53,406	129,118
	(現金預金)	55,898	8,147	16,867	35,595	84,092
	(売上債権)	30,702	3,361	7,532	17,399	42,703
	たな卸資産	1,938	330	679	1,368	2,765
	その他流動資産	16,065	1,843	4,633	6,828	15,264
	固定資産	134,599	12,888	27,363	69,494	191,025
	有形固定資産	112,535	10,919	22,068	56,641	158,811
	無形固定資産・投資	22,064	1,968	5,294	12,853	32,214
	繰延資産	288	61	79	122	205
	総資産	241,125	26,699	57,378	131,220	338,380
対	流動負債	55,652	6,035	12,778	27,528	69,045
	(買入債務)	10,189	436	1,156	3,957	9,259
	(短期借入金)	17,960	1,629	3,685	6,428	22,321
	(割引手形)	1,049	28	87	337	946
	固定負債・引当金	93,202	8,796	18,098	44,285	115,264
	長期借入金	75,681	6,433	14,202	37,928	97,019
	資本	92,171	11,867	26,501	59,406	154,070
	(資本金)	8,790	5,359	5,981	8,010	11,676
	(剰余金)	83,381	6,507	20,519	51,396	142,394
	照	純売上高	244,818	31,610	73,565	159,014
売上原価		116,845	7,181	20,509	54,382	141,065
売上総利益		127,973	24,429	53,056	104,632	211,944
販売費・一般管理費		114,243	23,185	50,354	97,114	191,085
販売費		28,880	5,028	12,353	23,882	51,704
一般管理費		85,362	18,156	38,001	73,232	139,381
(役員報酬)		21,343	7,171	13,448	20,872	32,336
(役員外販管人件費)		42,517	6,639	17,474	36,180	75,921
(減価償却費(A))		6,409	1,168	2,476	5,208	10,710
営業利益		13,730	1,244	2,701	7,518	20,859
計	営業外収益	4,690	676	1,605	3,294	7,599
	(受取利息・配当金)	219	24	60	93	218
	営業外費用	3,311	267	648	1,856	4,552
	(支払利息割引料)	2,331	176	451	1,105	3,141
	経常利益	15,109	1,653	3,659	8,955	23,906
	特別損益	△901	157	86	△417	△1,139
	税引前当期利益	14,207	1,811	3,746	8,537	22,766
	減価償却費計(A+B)	11,064	1,467	3,247	7,348	17,121
	売上原価	116,845	7,181	20,509	54,382	141,065
	算	商品売上原価	27,319	2,709	6,380	16,410
製品売上原価		89,525	4,472	14,129	37,972	107,425
材料費		6,877	268	613	2,296	6,960
労務費		27,030	1,534	5,850	15,460	38,335
外注加工費		24,677	1,271	2,836	9,188	27,640
減価償却費(B)		4,655	299	770	2,139	6,410
その他経費		26,313	1,109	4,054	9,007	27,885
(△)たな卸高増減		28	11	△4	119	△192
償却前営業利益(千円)		24,794	2,711	5,948	14,866	37,980
書		債務償還年数	3.8	3.0	3.0	3.0
	自己資本比率(%)	38.2	44.4	46.2	45.3	45.5

図表15-3.1 続き

金額単位:千円

区分	規模(売上高)	10億万円未満	20億万円未満	30億万円未満	30億円以上	全企業平均
	対象企業数・平均従業員数	75件 44.0名	44件 84.1名	8件 84.1名	64件 117.1名	1971件 16.1名
貸	1企業当り年平均総資産	706,796	1,134,899	4,018,573	5,056,707	193,917
	流動資産	295,930	528,321	2,006,328	1,904,632	85,012
借	当座資産	249,449	459,312	1,495,046	1,207,601	69,936
	(現金預金)	137,449	278,876	1,158,724	516,395	43,056
	(売上債権)	98,037	173,684	323,340	689,957	25,665
	たな卸資産	6,049	10,465	22,091	8,707	1,956
	その他流動資産	40,430	58,544	489,190	688,323	13,119
	固定資産	437,366	656,618	2,362,784	3,174,049	113,990
	有形固定資産	385,812	581,024	1,851,467	2,507,626	96,376
	無形固定資産・投資	51,553	75,594	511,317	666,423	17,614
	繰延資産	1,509	1,716	5,889	2,916	901
	総資産	734,806	1,186,656	4,375,002	5,081,598	199,903
対	流動負債	158,235	325,692	826,241	1,735,809	49,459
	(買入債務)	28,311	54,143	161,067	644,510	8,424
	(短期借入金)	46,415	125,081	269,739	683,239	16,975
	(割引手形)	5,228	1,831	1,008	93,437	819
	固定負債・引当金	288,620	450,386	2,221,047	2,590,528	85,330
	長期借入金	263,098	369,655	1,436,826	1,975,410	70,675
	資本	287,950	410,578	1,327,713	755,260	65,113
	(資本金)	15,524	19,886	67,625	13,833	8,451
	(剰余金)	272,426	390,691	1,260,088	741,427	56,662
	照	純売上高	686,000	1,318,021	2,569,428	4,355,500
売上原価		388,743	759,380	1,737,653	3,337,709	95,270
売上総利益		297,256	558,641	831,774	1,017,791	105,959
販売費・一般管理費		257,519	497,621	570,355	689,514	96,630
販売費		57,741	125,726	158,779	230,309	24,656
一般管理費		199,777	371,894	411,575	459,205	71,973
(役員報酬)		41,913	59,184	92,254	59,982	18,374
(役員外販管人件費)		87,467	209,860	229,143	135,341	35,350
(減価償却費(A))		16,425	27,662	28,747	61,993	5,651
営業利益		39,737	61,019	261,419	328,277	9,329
計	営業外収益	13,597	21,647	46,622	46,295	4,020
	(受取利息・配当金)	602	450	9,951	6,768	171
	営業外費用	10,452	15,510	45,627	101,248	3,333
	(支払利息割引料)	8,182	1,151	33,975	74,828	2,285
	経常利益	42,882	67,156	262,414	273,324	10,016
	特別損益	△2,611	△4,113	△1,878	△79,092	△1,474
	税引前当期利益	40,271	63,043	260,537	194,232	8,542
	減価償却費計(A+B)	33,860	53,154	143,558	120,330	9,328
	売上原価	388,743	759,380	1,737,653	3,337,709	95,270
	算	商品売上原価	74,367	176,795	324,771	679,455
製品売上原価		314,375	582,585	1,412,881	2,658,258	72,708
材料費		12,851	42,998	3,493	618,058	6,559
労務費		102,425	169,708	241,819	405,762	21,895
外注加工費		65,243	178,852	360,113	1,123,315	19,639
減価償却費(B)		17,434	25,491	114,811	58,337	3,676
その他経費		117,336	164,584	692,579	452,780	20,940
(△)たな卸高増減		916	△949	△65		3
償却前営業利益(千円)		73,597	114,173	404,977	448,607	18,657
書		債務償還年数	4.2	4.3	4.2	5.9
	自己資本比率(%)	39.2	34.6	30.3	14.9	32.6



図表15-3. 2産業廃棄物収集運搬業

区分	規模(売上高)	黒字企業平均	5千万円未満	1億円未満	2億5千万円未満	5億円未満
	対象企業数・平均従業員数	326件 16.2名	62件 4.4名	73件 7.9名	86件 12.0名	68件 21.8名
貸	1企業当り年平均総資産	182,587	24,195	46,916	106,615	233,952
	流動資産	91,251	11,915	24,198	52,399	105,102
借	当座資産	77,976	10,397	19,918	46,101	92,749
	(現金預金)	39,437	6,781	11,886	25,537	46,804
対	(売上債権)	37,668	3,584	7,942	20,402	45,648
	たな卸資産	1,532	193	456	792	1,882
照	その他流動資産	11,742	1,324	3,823	5,505	10,469
	固定資産	99,985	12,658	25,431	58,066	136,202
表	有形固定資産	86,802	11,331	20,558	50,107	119,097
	無形固定資産・投資	13,182	1,326	4,873	7,959	17,104
損	繰延資産	393	186	50	112	226
	総資産	191,630	24,760	49,680	110,578	241,531
計	流動負債	56,778	7,194	12,186	26,032	63,191
	(買入債務)	15,024	834	1,334	3,804	12,720
算	(短期借入金)	15,894	1,480	3,691	7,352	21,178
	(割引手形)	974	70	198	430	1,487
書	固定負債・引当金	82,418	7,731	22,414	48,963	100,224
	長期借入金	72,822	5,875	18,464	41,588	91,415
簿	資本	52,432	9,834	15,079	35,582	78,114
	(資本金)	8,339	6,233	5,554	8,620	9,163
分	(剰余金)	44,092	3,601	9,524	26,961	68,951
	純売上高	268,048	33,445	74,446	165,683	347,117
析	売上原価	141,050	10,291	26,510	69,150	150,578
	売上総利益	126,997	23,154	47,936	96,531	196,540
値	販売費・一般管理費	116,924	22,142	45,499	90,016	182,486
	販売費	34,455	5,361	12,127	24,453	63,592
分	一般管理費	82,469	16,781	33,372	65,562	118,894
	(役員報酬)	19,476	6,609	11,796	17,283	27,559
析	(役員外販管人件費)	37,311	4,688	12,954	27,047	57,183
	(減価償却費(A))	6,968	1,411	2,653	5,386	11,200
簿	営業利益	10,073	1,011	2,436	6,515	14,053
	営業外収益	3,595	701	1,086	2,463	4,784
分	(受取利息・配当金)	97	5	42	66	120
	営業外費用	2,841	275	766	1,958	3,647
析	(支払利息割引料)	2,130	150	559	1,202	2,801
	経常利益	10,827	1,437	2,756	7,020	15,190
簿	特別損益	△ 597	17	341	△ 182	95
	税引前当期利益	10,229	1,454	3,098	6,837	15,286
分	減価償却費計(A+B)	10,427	2,014	3,304	7,641	15,348
	売上原価	141,050	10,291	26,510	69,150	150,578
析	商品売上原価	45,530	3,257	10,009	27,069	61,679
	製品売上原価	95,520	7,034	16,500	42,081	88,898
簿	材料費	4,783	448	923	1,001	7,935
	労務費	21,059	2,037	5,585	11,372	24,913
分	外注加工費	35,379	1,835	3,592	14,690	27,398
	減価償却費(B)	3,459	602	650	2,254	4,148
析	その他経費	30,750	2,098	5,684	12,624	24,336
	(△)たな卸高増減	△ 87	△ 11	△ 63	△ 136	△ 165
簿	償却前営業利益(千円)	20,500	3,025	5,740	14,156	29,401
	債務償還年数	4.3	2.4	3.9	3.5	3.8
分	自己資本比率(%)	27.4	39.7	30.4	32.2	32.3

図表15-3. 2続き

区分	規模(売上高)	10億万円未満	20億万円未満	30億万円未満	30億円以上	全企業平均
	対象企業数・平均従業員数	20件 38.2名	14件 55.5名	2件 87.0名	0社	487件 13.4名
貸	1企業当り年平均総資産	509,422	941,592	1,664,080		151,114
	流動資産	245,421	492,029	948,068		73,429
借	当座資産	203,331	450,212	827,828		61,139
	(現金預金)	98,365	234,993	332,462		29,314
対	(売上債権)	102,796	201,149	494,961		31,239
	たな卸資産	672	11,000	45,263		2,071
照	その他流動資産	41,417	30,817	74,977		10,218
	固定資産	298,650	528,726	794,287		84,259
表	有形固定資産	272,652	448,550	735,835		73,537
	無形固定資産・投資	25,998	80,176	58,452		10,722
損	繰延資産	1,747	3,597	1,273		400
	総資産	545,819	1,024,353	1,743,629		158,089
計	流動負債	135,546	313,250	882,963		46,386
	(買入債務)	34,264	67,890	168,052		12,096
算	(短期借入金)	45,228	75,289	384,915		12,379
	(割引手形)	4,087	1,527	4,034		783
書	固定負債・引当金	262,464	471,750	621,384		78,289
	長期借入金	247,500	409,278	531,493		69,840
簿	資本	147,808	239,352	239,282		33,413
	(資本金)	11,915	16,357	37,500		7,589
分	(剰余金)	135,893	222,995	201,782		25,824
	純売上高	686,923	1,287,527	2,493,268		215,388
析	売上原価	455,260	726,759	1,531,385		117,290
	売上総利益	231,663	560,767	961,882		98,097
簿	販売費・一般管理費	207,627	497,840	895,713		90,774
	販売費	49,955	119,390	445,976		25,822
分	一般管理費	157,672	378,450	449,736		64,952
	(役員報酬)	37,312	55,294	79,149		16,321
析	(役員外販管人件費)	59,240	189,236	434,614		27,986
	(減価償却費(A))	10,912	31,864	47,770		5,489
簿	営業利益	24,036	62,927	66,169		7,322
	営業外収益	13,201	12,563	18,079		3,232
分	(受取利息・配当金)	346	456	595		77
	営業外費用	9,613	12,714	26,334		2,662
析	(支払利息割引料)	7,482	10,251	21,687		2,061
	経常利益	27,623	62,776	57,915		7,893
簿	特別損益	△ 6,066	△ 5,832	△ 6,515		△ 1,747
	税引前当期利益	21,557	56,944	51,400		6,145
分	減価償却費計(A+B)	28,676	46,434	47,770		8,392
	売上原価	455,260	726,759	1,531,385		117,290
析	商品売上原価	112,806	287,096	556,234		34,412
	製品売上原価	342,454	439,663	975,151		82,877
簿	材料費	13,434	40,688	0		8,332
	労務費	91,376	72,946	0		18,069
分	外注加工費	51,748	190,645	347,810		27,276
	減価償却費(B)	17,763	14,570	0		2,902
析	その他経費	168,249	120,635	627,341		26,290
	(△)たな卸高増減	117	△ 177			△ 5
簿	償却前営業利益(千円)	52,712	109,361	113,939		15,714
	債務償還年数	5.6	4.4	8.0		5.2
分	自己資本比率(%)	27.1	23.4	13.7		21.1



図表15-3. 3産業廃棄物処分量財務数値

区分	規模(売上高)		黒字企業平均		5千万円未満		1億円未満		2億5千万円未満		5億円未満	
	対象企業数・平均従業員数		276件	17.8名	4件	3.7名	48件	7.7名	82件	11.6名	52件	19.7名
貸	1企業当り年平均総資産		441,433		33,048		75,051		141,449		374,112	
	流動資産		182,817		15,994		32,720		57,573		131,601	
借	当座資産		140,145		12,421		26,063		44,767		110,540	
	(現金預金)		86,548		8,657		17,774		25,630		62,853	
対	(売上債権)		49,530		3,727		8,017		19,115		46,557	
	たな卸資産		4,516		791		1,735		4,536		6,261	
照	その他流動資産		38,155		2,781		4,921		8,269		14,799	
	固定資産		276,339		17,871		45,889		89,685		253,901	
表	有形固定資産		234,693		16,182		42,445		80,924		227,055	
	無形固定資産・投資		41,646		1,689		3,443		8,760		26,845	
損	繰延資産		506		39		250		280		175	
	総資産		459,663		33,905		78,859		147,539		385,678	
益	流動負債		113,813		8,019		17,707		40,547		93,157	
	(買入債務)		23,073		648		1,565		9,890		13,484	
計	(短期借入金)		42,035		2,061		5,569		10,002		35,820	
	(割引手形)		3,652		63		127		887		1,966	
算	固定負債・引当金		222,204		14,148		29,221		65,677		178,512	
	長期借入金		170,618		10,680		21,991		54,159		146,810	
書	資本		123,644		11,738		31,930		41,314		114,008	
	(資本金)		10,859		6,347		9,118		7,319		14,088	
上	(剰余金)		112,785		5,390		22,811		33,994		99,920	
	純売上高		368,589		29,771		73,308		166,315		351,782	
原	売上原価		228,601		9,984		28,273		76,473		194,222	
	売上総利益		139,987		19,786		45,034		89,841		157,560	
価	販売費・一般管理費		114,750		17,780		40,808		81,558		138,380	
	販売費		24,991		4,293		9,611		16,304		26,674	
明	一般管理費		89,758		13,486		31,196		65,254		111,706	
	(役員報酬)		22,373		4,264		10,952		19,111		27,514	
細	(役員外販管人件費)		30,880		4,602		10,040		22,824		35,772	
	(減価償却費(A))		8,739		1,036		2,523		7,639		10,675	
書	営業利益		25,236		2,006		4,226		8,282		19,179	
	営業外収益		7,117		658		2,530		3,126		7,864	
分	(受取利息・配当金)		584		22		62		59		133	
	営業外費用		7,212		443		1,127		2,375		6,616	
析	(支払利息割引料)		5,275		293		717		1,655		4,982	
	経常利益		25,142		2,220		5,629		9,034		20,427	
値	特別損益		△ 2,433		270		△ 325		△ 502		△ 1,938	
	税引前当期利益		22,708		2,491		5,303		8,532		18,488	
分	減価償却費計(A+B)		21,411		1,575		4,643		11,344		24,558	
	売上原価		228,601		9,984		28,273		76,473		194,222	
析	商品売上原価		43,920		4,030		5,250		25,898		35,098	
	製品売上原価		184,681		5,954		23,023		50,575		159,123	
値	材料費		21,066		451		829		6,031		9,793	
	労務費		38,910		1,634		8,088		13,732		42,544	
分	外注加工費		51,356		1,530		4,974		13,846		40,842	
	減価償却費(B)		12,671		539		2,120		3,705		13,883	
析	その他経費		60,790		1,883		7,025		13,896		51,457	
	(△)たな卸高増減		113		85		14		637		△ 602	
分	償却前営業利益(千円)		46,647		3,581		8,869		19,626		43,737	
	債務償還年数		4.6		3.6		3.1		3.3		4.2	
析	自己資本比率(%)		26.9		34.6		40.5		28.0		29.6	

図表15-3. 3続き

区分	規模(売上高)		10億万円未満		20億万円未満		30億万円未満		30億円以上		全企業平均	
	対象企業数・平均従業員数		24件	37.5名	12件	53.4名	5件	67.5名	5件	101.2名	400件	15.4名
貸	1企業当り年平均総資産		735,183		1,247,672		5,091,895		5,503,629		382,448	
	流動資産		304,605		567,433		2,580,747		1,906,289		144,990	
借	当座資産		257,572		489,528		1,827,392		1,244,167		111,861	
	(現金預金)		104,006		315,749		1,626,461		566,211		67,650	
対	(売上債権)		115,278		172,298		180,322		676,457		41,354	
	たな卸資産		9,144		5,811		17,241		10,448		3,920	
照	その他流動資産		37,888		72,093		736,113		651,673		29,208	
	固定資産		453,775		705,923		2,996,198		3,661,907		245,647	
表	有形固定資産		414,331		647,597		2,247,944		2,912,738		213,265	
	無形固定資産・投資		39,443		58,325		748,253		749,169		32,381	
損	繰延資産		1,095		618		8,506		3,500		3,547	
	総資産		759,476		1,273,975		5,585,451		5,571,697		394,184	
益	流動負債		215,899		310,898		891,470		1,727,790		105,001	
	(買入債務)		36,964		68,345		152,015		456,467		19,025	
計	(短期借入金)		54,497		154,135		263,017		816,002		41,130	
	(割引手形)		10,575		4,932				102,198		2,719	
算	固定負債・引当金		316,082		691,142		2,757,186		2,982,577		206,267	
	長期借入金		293,061		564,727		1,655,327		2,272,070		164,557	
書	資本		227,494		271,933		1,936,795		861,329		82,916	
	(資本金)		15,666		26,416		33,200		12,600		11,298	
上	(剰余金)		211,827		245,517		1,903,595		848,729		71,618	
	純売上高		682,973		1,223,128		2,584,511		4,172,151		303,768	
原	売上原価		423,756		900,205		1,753,730		3,029,213		182,059	
	売上総利益		259,217		322,922		830,781		1,142,938		121,708	
価	販売費・一般管理費		232,870		275,266		460,973		755,646		103,645	
	販売費		62,397		34,237		48,201		271,373		23,690	
明	一般管理費		170,473		241,028		412,771		484,272		79,954	
	(役員報酬)		41,145		51,973		102,988		64,106		18,901	
細	(役員外販管人件費)		60,553		87,854		155,590		160,555		27,757	
	(減価償却費(A))		15,999		14,912		26,105		73,263		9,293	
書	営業利益		26,346		47,656		369,808		387,292		18,063	
	営業外収益		12,691		25,837		57,988		48,313		6,091	
分	(受取利息・配当金)		845		591		15,517		8,106		425	
	営業外費用		10,468		24,666		47,116		118,733		8,266	
析	(支払利息割引料)		8,377		17,680		32,839		87,031		5,536	
	経常利益		28,569		48,827		380,680		316,872		15,888	
値	特別損益		△ 574		△ 8,177		12,740		△ 95,781		△ 2,749	
	税引前当期利益		27,995		40,650		393,421		221,091		13,139	
分	減価償却費計(A+B)		43,471		66,394		170,979		141,736		19,147	
	売上原価		423,756		900,205		1,753,730		3,029,213		182,059	
析	商品売上原価		42,204		96,037		297,141		815,346		37,680	
	製品売上原価		381,552		804,168		1,456,589		2,213,866		144,379	
分	材料費		14,487		55,436		5,589		741,632		16,045	
	労務費		86,698		167,727		243,304		324,836		31,025	
析	外注加工費		106,181		231,093		434,593		621,688		40,846	
	減価償却費(B)		27,472		51,481		144,874		68,473		9,853	
値	その他経費		147,477		297,403		628,123		457,236		46,541	
	(△)たな卸高増減		763		△ 1,026		△ 104				△ 67	
分	償却前営業利益(千円)		69,817		114,050		540,787		529,028		37,210	
	債務償還年数		5.0		6.3		3.5		5.8		5.5	
析	自己資本比率(%)		30.0		21.3		34.7		15.5		21.0	



4. その他経営数値

図表15-4. 1産業廃棄物処理業一人当たり平均給与  
資料出所:TKCBAST 18年版より作表

項目	業種別	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	参考17年度		
							平均従業員数	限界利益率	
給与月額	全産業	367	355	348	344	344	平均従業員数	16.4	
	建設業	431	414	400	393	393		11.8	
	運輸業	383	367	354	347	349		32.1	
	廃棄物処理業(全体)	410	415	407	408	401		18.9	
	内訳	一廃収集運搬	422	417	403	395		397	19.3
		一廃処分	336	341	353	386		394	18.8
		産廃収集運搬	413	403	392	397		401	16.2
		産廃処分	473	446	447	443		432	17.8
		全産業	54.1	54.8	54.4	53.7		53.5	限界利益率
	建設業	59.8	60.1	59.8	58.8	58.6		36.6	
運輸業	52.5	52.6	52.6	51.3	51.4	73.2			
廃棄物処理業(全体)	50.4	50.4	50.4	48.8	49.3	75.3			
内訳	一廃収集運搬	55.0	55.9	56.0	56.7	57.4	85.9		
	一廃処分	62.1	56.5	65.5	57.4	57.6	75.1		
	産廃収集運搬	46.5	44.5	43.3	43.0	43.0	67.6		
	産廃処分	33.5	33.5	37.7	35.8	37.2	67.2		
	償却前営業利益	全産業	17,529	15,324	15,621	16,064	15,773	債務償還年数	
建設業		10,775	9,572	9,207	9,471	8,973	6.7		
運輸業		24,500	21,831	22,356	24,321	24,511	4.9		
廃棄物処理業(全体)		30,735	27,042	25,986	26,673	24,794	3.8		
内訳		一廃収集運搬	20,604	18,966	18,949	17,550	17,867		3.1
		一廃処分	22,510	18,042	16,436	17,936	19,856		3.1
		産廃収集運搬	22,337	21,275	20,357	20,152	20,500		4.3
		産廃処分	63,355	52,677	49,568	57,446	46,648		4.6

金額単位：千円  
率単位：％  
年数単位：年

労働分配率は限界利益に対するものである。  
償却前営業利益は、ほぼキャッシュフローと一致する。

図表15-4. 2 廃棄物処理業 役員報酬 金額単位：千円

区分	規模(売上高)	金額単位：千円				全企業平均
		5億～10億円未満	20億円未満	30億円未満	30億円以上	
黒字企業平均	対象企業数	65	26	5	5	946
	従事者数	47.0	97.6	85.4	84.7	19.6
	平均売上高：千円	685,850	1,287,210	2,250,690	3,772,140	241,490
	労働分配率	45.0	50.2	35.1	22.4	50.2
	役員報酬分配率	7.5	6.1	3.3	5.2	11.9
	会長	60.0	165.0			89.4
	社長	170.2	197.7	210.5	260.0	105.0
	役員取締役	40.0	118.5	95.0	312.5	64.5
	取締役	98.4	120.0	62.6	190.0	64.6
	監査役	76.9	103.0	93.0	195.0	65.3
赤字企業平均	対象企業数	2				225
	従事者数	48.0				12
	売上高	570,070				113,220
	労働分配率	47.3				60
	役員報酬分配率	5.9				19
	会長					840
	社長	130				768
	役員取締役	92.5				710
取締役	40.0				450	
監査役					425	
黒字企業平均	規模(売上高)	5千万円未満	1億円未満	2億5千万未満	5億未満	
	対象企業数	161	245	298	141	
	従事者数	5.2	9.0	16.8	29.2	
	平均売上高：千円	35,810	73,330	162,060	342,290	
	労働分配率	59.3	59.8	56.8	52.8	
	役員報酬分配率	29.3	21.8	16.6	11.7	
	会長	42.0	68.0	79.7	200.0	
	社長	60.7	77.0	108.9	134.1	
	役員取締役	25.0	41.0	73.0	76.0	
	取締役	33.6	47.9	66.4	128.7	
監査役	35.0	42.8	63.0	62.9		
赤字企業平均	対象企業数	79	67	57	20	
	従事者数	5.7	9.2	18.0	23.8	
	売上高	34,030	69,940	147,080	342,290	
	労働分配率	67.3	68.4	58.6	53.9	
	役員報酬分配率	29.9	26.9	16.2	12.8	
	会長	50.0	92.5		165.0	
	社長	55.1	67.8	89.4	142.3	
	役員取締役		70.0	58.4	77.9	
取締役	60.0	51.8	30.5	30.0		
監査役	35.0	50.0				

資料出所：TKC 14年現在より作表

図表15-4. 3業種別標準報酬月額

出典:日本実業出版社「定年」前後の手続きと生活プラン105P

業種	男性	女性
全業種平均	360,709	226,012
農林水産業	299,410	194,801
総合工事業	361,902	222,869
職別工事業	340,399	225,754
設備工事業	361,253	230,328
金融・保険業	453,921	250,222
不動産業	355,542	241,578
道路貨物運送業	326,649	216,086
電気・ガス・熱供給・水道業	441,334	276,445
宿泊業	292,893	196,187
医療業・保険衛生	378,689	257,614
社会保険・社会福祉・介護事業	289,333	222,353
廃棄物処理業	327,457	246,643
学術研究機関	433,369	240,635

金額単位:円

図表15-4. 4産業廃棄物処理業(各種調査データとの比較)

金額単位:千円

	赤字企業割合		28.4%		28.8%		20.0%		0%		72.4%	
	業 界 上 位(帝国データバンク)		T K C(黒字企業)		中小企業庁		財務省		全企業平均			
対 象 企 業	申告所得上位10社	任意の処分業者	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	全企業平均	
対象企業数及び平均従業員	10社 288名	10社 161名	248社 154名	240社 169名	24社 29名	8社 29名						
貸	流 動 資 産	5,074,953	5,938,209	86,648	135,590	199,882	239,536	235,910				
	当 座 資 産	4,147,558	3,373,781	73,054	106,898	184,615	217,660					
	( 現 金 預 金 )	2,866,975	2,087,854	36,399	52,805	123,917	113,620					
	( 売 上 債 権 )	1,235,164	1,283,868	36,248	53,520	60,698	104,040					
	た な 卸 資 産	691,483	42,804	1,658	4,443	800	3,580					
借	そ の 他 流 動 資 産	243,080	2,521,621	11,936	24,248	14,467	18,296					
	固 定 資 産	5,772,576	7,503,438	93,346	237,445	315,637	636,805	276,459				
	有 形 固 定 資 産	4,447,559	6,592,831	78,245	204,439	260,976	490,174					
対	無 形 固 定 資 産・投 資	1,325,017	910,607	15,101	33,006	54,661	146,631					
	繰 延 資 産	28,582	5,822	724	6,451	2,026	430	1,485				
照	総 資 産	10,876,111	13,447,474	180,719	379,487	517,545	876,771	513,854				
	流 動 負 債	2,351,702	2,055,911	58,129	101,001	119,689	204,144	213,607				
表	( 買 入 債 務 )	534,385	1,143,204	15,132	20,375	33,831	34,673					
	( 短 期 借 入 金 )	670,159	522,380	17,698	31,574	40,753	61,960					
	( 割 引 手 形 )			1,837	3,160							
損	固 定 負 債・引 当 金	2,416,470	10,132,027	73,638	176,823	176,543	424,263	168,160				
	長 期 借 入 金	1,763,470	8,888,650	66,703	136,618	133,395	396,123					
益	資 本 本	6,107,939	1,259,534	48,950	101,661	221,313	248,364	131,980				
	( 資 本 金 )	553,956	71,180	8,464	12,450	14,442	35,125					
計	( 準 備 金・剰 余 金 )	5,553,983	1,188,354	40,486	89,210	206,871	213,239					
	負 債・資 本 合 計	10,876,111	13,447,474	180,719	379,487	517,545	876,771	513,854				
算	純 売 上 高	7,389,374	7,057,664	243,535	340,410	454,162	716,650	563,109				
	売 上 原 価	4,450,891	4,374,140	130,482	207,797	242,001	440,355					
書	売 上 総 利 益	2,938,483	2,683,523	113,052	132,613	212,161	276,295					
	販 売 費・一 般 管 理 費	1,763,716	2,102,781	102,489	101,034	166,115	185,886					
書	販 売 費			26,346	22,244							
	一 般 管 理 費			76,143	78,790							
計	( 役 員 報 酬 )	92,094		18,801	21,890	24,281	24,325					
	( 役 員 外 販 管 人 件 費 )	943,419		30,989	27,290	50,694	66,013					
算	( 減 価 償 却 費 ( A ) )		446,476	6,707	6,680	22,755	15,428					
	営 業 利 益	1,174,767	580,740	10,563	31,578	46,046	90,409	14,779				
書	営 業 外 収 益	76,788	134,785	3,497	6,848							
	( 受 取 利 息・配 当 金 )	8,267	14,612	154	177							
計	営 業 外 費 用	79,899	269,481	3,575	13,211							
	( 支 払 利 息 割 引 料 )	60,080	266,466	2,224	5,136							
書	経 常 利 益	1,171,656	446,045	10,484	25,215			14,073				
	特 別 損 益	△ 11,940	△ 316,217	28	△ 4,015							
計	税 引 前 当 期 利 益	1,159,716	129,828	10,513	21,199	30,343	36,484	3,302				
	減 価 償 却 費 計 ( A + B )		446,476	10,712	21,098	22,755	15,428					
書	売 上 原 価	4,540,891	4,374,140	130,482	207,797	242,001	440,355					
	商 品 売 上 原 価			31,209	27,528							
計	製 品 売 上 原 価			99,273	180,268	242,001	440,355					
	材 料 費			6,125	5,722	67,529	168,364					
書	労 務 費			24,793	41,567	70,106	77,990					
	外 注 加 工 費			37,097	45,430	70,906	154,043					
計	減 価 償 却 費 ( B )			4,004	14,418							
	そ の 他 経 費			27,156	71,862	33,460	39,958					
書	( △ ) た な 卸 高 増 減			△ 96	△ 1,267							
	自 己 資 本 比 率 %	56.2	9.4	27.1	26.8	42.8	28.3	25.7				
計	手 元 流 動 性 月	4.7	3.5	1.8	1.9	3.3	1.9					
	総 資 本 回 転 率 %	0.68	0.52	1.35	0.90	0.88	0.82	1.10				



図表15-4.5産業廃棄物処理業(同データベース内年度別比較)

全対象会社数		378	337	487	400	1,971
赤字企業割合		28.4%	28.8%	33.0%	31%	30.9%
調査年度		平成15年版		平成18年版		
データベース		TKC(黒字企業)		TKC(黒字企業)		
対象業種		収集運搬業		処分業		廃棄物処理業
対象企業数及び平均従業員		248社 1548名	240社 16.9名	326社 16.2名	276社 17.8名	1361社 18.9名
貸借対照表	流動資産	86,648	135,590	91,251	182,817	106,238
	当座資産	73,054	106,898	77,976	140,145	88,234
	(現金預金)	36,399	52,805	39,437	86,548	55,898
	(売上債権)	36,248	53,520	37,668	49,530	30,702
	たな卸資産	1,658	4,443	1,532	4,516	1,938
	その他流動資産	11,936	24,248	11,742	38,155	16,065
	固定資産	93,346	237,445	99,985	276,339	134,599
	有形固定資産	78,245	204,439	86,802	234,693	112,535
	無形固定資産・投資	15,101	33,006	13,182	41,646	22,064
	繰延資産	724	6,451	393	506	288
総資産	180,719	379,487	191,630	459,663	241,125	
流動負債	58,129	101,001	56,778	113,813	55,652	
(買入債務)	15,132	20,375	15,024	23,073	10,189	
(短期借入金)	17,698	31,574	15,894	42,035	17,960	
(割引手形)	1,837	3,160	974	3,652	1,049	
固定負債・引当金	73,638	176,823	82,418	222,204	93,302	
長期借入金	66,703	136,618	72,822	170,618	75,681	
資本	48,950	101,661	52,432	123,644	92,171	
(資本金)	8,464	12,450	8,339	10,859	8,790	
(準備金・剰余金)	40,486	89,210	44,092	112,785	83,381	
負債・資本合計	180,719	379,487	191,630	459,663	241,125	
損益計	純売上高	243,535	340,410	268,048	368,589	244,818
売上原価	130,482	207,797	141,050	228,601	116,845	
売上総利益	113,052	132,613	126,997	139,987	127,973	
販売費・一般管理費	102,489	101,034	116,924	114,750	114,243	
販売費	26,346	22,244	34,455	24,991	28,880	
一般管理費	76,143	78,790	82,469	89,758	85,362	
(役員報酬)	18,801	21,890	19,476	22,373	21,343	
(役員外販管人件費)	30,989	27,290	37,311	30,880	42,517	
(減価償却費(A))	6,707	6,680	6,968	8,739	6,409	
営業利益	10,563	31,578	10,073	25,236	13,730	
営業外収益	3,497	6,848	3,595	7,117	4,690	
(受取利息・配当金)	154	177	97	584	219	
営業外費用	3,575	13,211	2,841	7,212	3,311	
(支払利息割引料)	2,224	5,136	2,130	5,275	2,331	
経常利益	10,484	25,215	10,827	25,142	15,109	
特別損益	28	△ 4,015	△ 597	△ 2,433	△ 901	
税引前当期利益	10,513	21,199	10,229	22,708	14,207	
減価償却費計(A+B)	10,712	21,098	10,427	21,411	11,064	
売上原価	130,482	207,797	141,050	228,601	116,845	
商品売上原価	31,209	27,528	45,530	43,920	27,319	
製品売上原価	99,273	180,268	95,520	184,681	89,525	
材料費	6,125	5,722	4,783	21,066	6,877	
労務費	24,793	41,567	21,059	38,910	27,030	
外注加工費	37,097	45,430	35,379	51,356	24,677	
減価償却費(B)	4,004	14,418	3,459	12,671	4,655	
その他経費	27,156	71,862	30,750	60,790	26,313	
(△)たな卸高増減	△ 96	△ 1,267	△ 87	113	28	
自己資本比率%	27.1	26.8	27.4	26.9	38.2	
手元流動性月	1.8	1.9	1.8	2.8	2.7	
総資本回転率%	1.35	0.90	1.40	0.80	1.02	

図表15-4.4の注

- ① 手元流動性=現預金(期末)/月平均売上
- ② 中小企業庁及び財務省データにおける税引前当期利益欄は税引後当期純利益である。
- ③ 各種計数は、次の資料から筆者が作表したものである。
  - ・帝国データバンク 調査資料から作表した。
  - いづれの会社も産業廃棄物業界としては売上規模で上位となる会社である。
  - 申告所得上位10社は、法人税の申告所得上位10社の加重平均値である
  - 任意の処分業者は、申告所得上位10社以外の会社の加重平均値である。
  - ・TKC(黒字企業)は、TKCBAST平成15年版から作表したものである。
  - ・中小企業庁は、中小企業庁の「中小企業の経営指標」から作表した。
  - ・財務省は、財務省が公表している該当資料から作表した。
- ④ 経理的基礎に関する留意事項(平成12年9月29日)が公表された当時のデータと比較するためTKCその他のデータの年度を合わせている。  
中小企業の経営指標は平成15年度までしか公表されていないので、これと年度を合わす必要があった。

図表15-4.5の注

- ① TKCBASTより作表した。
- ② 平成15年版と平成18年版で計数が劇的に変化したということはないが、赤字企業割合が増加している。
- ③ 廃棄物処理業には、産業廃棄物処理業のみでなく、一般廃棄物処理業、浄化槽業等も入っている。詳しくは下表参照のこと。  
一般廃棄物収集運搬業、浄化槽業等設備投資負担が少なく、車両をリース処理している業種の自己資本比率の高さに引きずられて、全体の自己資本比率が高くなっている。
- ④ 収集運搬業者と処分業者の数があまり変わらないのも特徴である。  
産業廃棄物については、禁止の解除であるという許可の性質上兼業が多いことと関係があると思われる。  
業種分類はあくまで、その法人にとってどの部門の売上が一番多いかで区分される。  
なお、廃棄物処理業者の内訳は次のようになっている。(TKCBAST18年度版)

廃棄物処理業者内訳	し尿収集運搬業	240	清掃事務所	111
	し尿処分業	10	産業廃棄物収集運搬業	487
	浄化槽清掃業	147	産業廃棄物処分業	400
	浄化槽保守点検	122	特別管理産廃収集運搬業	9
	ごみ収集運搬業	331	他に分類されない	78
	ごみ処分業	32	不明	4

産業廃棄物処理業者数は、1971業者中、896業者で45%である。

Q 1 6 減価償却は必ず実施しなければならないか

Q 1 6 減価償却は必ず、実施しなければならないものであるか。

A 1 6 法人は、公共団体も含め当然正規の減価償却を実施しなければならない。しかし、各社のビジネスモデルが異なるため減価償却方法を一つに決めることはできない。そのため一般に公正妥当と認められる減価償却の基準からどれか一つを選択するように制度設計されている。そしてその選択した減価償却方法に従って、每期継続的に、減価償却を実施していれば、その決算は適正であると認めることとなっている。每期継続的にというのは、利益調整のために減価償却方法を変更するのは粉飾なので認められないということである。なお、一般的な減価償却方法以外の方法も理論上ありうるということにも留意が必要である。実際に選択適用している事例も多数ある。また、特別償却は政策的なものであって、正規の減価償却とは性格の違うものである。臨時償却、減損会計と資産除去債務についてはここでは触れない。補正の対象とは考えていない。

解説

減価償却に関する解説は多数あるので、ここで繰り返すことはしない。本質論に関しては、筆者が第一法規から出版した「産業廃棄物の経営実務」に詳しいのでそれを参照していただきたい。今回委員会報告で固定資産の存在と減価償却の実施状況を確認するために固定資産台帳と法人税確定申告書の別表 1 6 の各表を提出させることとした意味と活用方法については Q 1 と Q 2 1 で解説したのでそちらを参照していただきたい。

#### 実情に合わせた耐用年数と減価償却方法の事例

##### 1. 耐用年数

理論的には会社の実情に合わせた耐用年数を採用すべきであるが、見積もりが困難であるため、一般的に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の各別表に記載された耐用年数を採用することが多い。しかし、一般的な減価償却資産と実態が違う場合に会社の実情に合わせるために、耐用年数の短縮制度を利用する会社も多数存在する。

##### 2. 特殊な減価償却方法

理論的には、可能な限り収益と費用とは直接対応させるべきであるが、一般的には減価償却資産の使用と収益獲得には直接的な対応関係がない。そこで、やむをえず、定率法か定額法で償却を実施するという期間的対応をとっている。しかし、最終処分場の場合埋立処分するという一つの行為が、減価償却資産の使用による価値の低下と売上の獲得に直接繋がっている。この場合埋立量あるいは埋立容量ないし埋立済容積を、キーとして償却を実施するのが一番理論的にも正しいし、かつ、その計算も可能である。なぜならば、埋立済容積を最低毎期測定しなければならないので、キーとなる埋立量等は毎期把握できるからである。この場合生産高比例法に準じた方法で減価償却すればよい。税法を考慮して国税局長の承認を得ておくことが望ましいが、経理的基礎の有無判断の観点からは必須ではない。

Q 1 7 未処理廃棄物の取扱い

Q 1 7 中間処理場に搬入がされたにもかかわらず、未処理となっている廃棄物についてその処理コストを未払に計上する必要があるのか。

A 1 7 今回の委員会報告でも確認されたことであるが、当然未払計上すべきである。

解説

##### 1. ありうる補正

未処理廃棄物については、申請会社の業態によって様々な会計処理方法が考えうる。会社法では個別注記表の重要な会計方針に関する注記において収益費用の計上基準を記載することが義務づけられている。しかし、一般に公正妥当と認められた会計処理の基準による場合は、省略することができるという例外規定があるので、注記していない会社も多数見受けられる。この点については、深入りしないが、大部分の会社は、廃棄物を受け入れた時点で売上計上をしていると考えられる。これが一般的な会計処理方法であるので、これと違う場合は、会計処理方法を注記する必要がある。すなわち、入荷時点、展開検査、看貫、マニフェスト発行時等産廃入荷時に売上を計上する会社が一番多いと思われるのでこの前提で説明する。

国際会計基準等厳格な基準を適用すれば上記処理が必ずしも認められるとか限らないが、現時点で一番多く採用されている方法を実質的な業界基準として考える。また排出事業所への請求金額総額を売上計上していると考ええる。中間処理業が中間処理業であると言えるためには、何らかの自主裁量的処理の部分が存在することが必要なので、総額主義を原則と考える。それならば売上計上時点では、その自主裁量的処理のコストを原価として引き当て計上するのが厳格な会計処理方法であるが、そこまで厳格な会計処理を行っている会社はごく少数であると考えられる。一般的な会計処理を行っている会社の場合未処理廃棄物については、少なくとも決算時には未払計上処理をすべきである。これにより当然当期純利益はそれだけ減少し、純資産は同額減少し、かつ、負債はそれだけ増加する。

申請会社が自主的に未払計上しない場合は、審査に際し補正する必要がある。自主的に計上している会社も多数存在するので、そうしないと、不公平になる。従って審査における利益基準適合性又は自己資本比率基準適合性については補正後で計算することとなる。

自己資本比率については、分母は変わらないが、分子が減少した分だけ比率が低下する。未処理廃棄物の量と計算時点の処理単価を把握するのが困難であるが、量に関しては、申請時点の量、単価に関しては申請会社の平均処理原価を参考にして計算すればよい。

現在産業廃棄物処理業の決算値において黒字法人割合が高い原因の一つが売上計上と費用計上の時間差であると考えられるので補正が必要である。一種の預り金を資金利用しているともいえる。



行政としては、未処理廃棄物で保管上限を超えるものについては、速やかに処理すること、処理後でないとして許可しないと指導又は命令することは必要であるが、その一方で、経理的基礎審査に当たっては保管上限以内であっても、金額換算すると多額になる可能性があるため、計算しなおす必要がある。

決算日と申請時点にタイムラグがあるが、どの時点の保管量を採用するかについて神学問答を行っても実務的ではないので、申請に伴って現場視察を行う際に未処理廃棄物があればその分を補正計上することになる。

## 2. 補正が必要であることの理論的根拠

保管量上限を超えていなければ、未払処理する必要が無いという意見もあるが、保管数量の上限を超えていなくても次のような重要な金額となる。

### 保管基準

収運 1日当たり平均的な搬出量の7倍 すなわち 7日分  
 処分 1日当たり処理能力の1.4倍 すなわち 1.4日分

仮に計算する。

収運  $7 \div 365 = 1.9\%$

処分  $1.4 \div 365 = 0.38\%$

これは対売上高であり、実際の処理費等がいくらかかるかは別として、中小企業基盤整備機構の経営自己診断システムの最新データによると売上高経常利益率ですら、1.4% (中央値) なので、これから法人税等を差し引けば当期純利益率はさらに低くなることを考えれば、未処理廃棄物の処理費は審査において有意味である。

別のデータとしては「中小企業の財務指標」では、実数分析が可能な程度のデータを開示できている会社の場合、売上高当期純利益率は2.55%程度であるが、比率分析しかできない程度の開示の会社の場合、平均値が1.6%となっている。いずれにしても未処理廃棄物の処理コストは、申請会社にとって軽微とはいえない可能性が高い。

なお処理後廃棄物の保管については、明確でない部分もあり、法制度委員会でも提言があるが、会計的にいえば、長く保管されているものは正常販売できない場合が多く、相場待ちであったとしても過去のコストを回収できる金額は僅少であると考えるのが、常識である。

産廃処理業の赤字割合が30%であり、他業種の黒字割合が30%というのと対照的である。経営努力もあるが、先に廃棄物とお金をもらい後で処理を行い、その時点でお金を支払うという経理処理をしていることも大きく影響しているものである。儲かっているというのはただの幻想にしか過ぎない業者が存在している可能性があるということになる。

注 Q15の図表15-1.1「中小企業の財務指標」及び図表15-2.1「経営自己診断システム」による財務数値を参照のこと

## Q18 維持管理積立金の積み立ては経費とはならないのではないか

Q18 事業収支計画書、経営収支改善計画書の原価内訳欄に「維持管理積立金」という科目名があるが、環境再生保全機構への積立金は原価にはならないのではないか。

A18 用語が紛らわしいのと、廃棄物処理法上の義務と、会計上の費用収益対応の原則により経理処理すべきものとさらに税法上の取扱いの3つの視点が必要であるので、まず結論のみを述べて、解説欄で理論的根拠を説明する。

1. 埋め立て期間中の維持管理に要する費用は原価又は経費処理する。一部資本的支出として資産計上し、減価償却の手続きで経費処理されるものはあるが、基本的に経費となる。

2. 埋め立て終了後の維持管理に要する費用

### ① 原資の確保

特定最終処分場設置者は、廃棄物処理法の規定により、埋め立て終了後の維持管理に必要な費用を環境再生保全機構へ積み立てる義務がある。この積立額は、資産計上となる。環境再生保全機構はあくまで、この積立金の管理業務を行うだけなので、機構からすると一種の預り金である。特定最終処分場設置者は、この積立金を資産に計上する必要がある。埋め立て終了後一定の手続きにより取り戻した金額は、資産の減少として処理する。

### ② 会計上の必要性

埋め立てるという行為によって、売り上げが計上されるが、その売上獲得に要した原価のすべてが、埋め立て期間中に発生するのではない。埋め立て終了後の維持管理が必要であり、その費用は埋め立て期間中に売上に対応させるべきものである。費用収益対応の原則に従って維持管理費として引き当て計上しなければならない。計上していなければ粉飾決算である。

### ③ 税法上の必要性

費用収益対応の原則に従って経費計上された引当金額が、税法上経費になるかどうか(税法上の用語としては損金という。)は別問題である。税法上損金とするためには、特定災害防止準備金として積み立てる必要がある。この特定災害防止準備金は、負債の部に計上されるとともに準備金繰入額は損金となる。ただし、会計上経費処理をせず剰余金の処分として処理しても税法上は損金とすることができる。

3. 結論 法人は、関係法令のすべてをクリアする必要があるので次のようにする。

(積み立て時) 維持管理積立金(資産) ×× 現金預金 ××

(経費処理) 特定災害防止準備金繰入(原価又は経費) ×× 特定災害防止準備金 ××

(取り戻し時) 現金預金 ×× 維持管理積立金 ××

(同) 特定災害防止準備金 ×× 特定災害防止準備金戻入 ××

もし、特定災害防止準備金を剰余金の処分として処理した場合は、会計上あるべき処理と公平性を保つため、許可審査上当期純利益から差引する必要がある。

## 解説

維持管理費用には大きく分けて2種類ある。

### 1. 埋め立て期間中の維持管理費

廃棄物処理法によれば、維持管理に関する技術上の基準に従い、維持管理する義務が、最終処分場設置者にはある。これにより、多額の維持管理費用が発生する。一部資産計上すべき資本的支出が発生する可能性があるが、大部分は原価又は経費となる。その場合の勘定科目は、維持管理費を使用する法人もあるが、大部分は人件費、薬剤費、電力費、修繕費その他の勘定科目に振り分けられて原価または経費処理されている。

### 2. 埋立終了後、廃止までの維持管理費

廃棄物処理法の規定により、特定最終処分場の設置者は最終処分場の埋め立て終了後その適正な維持管理に必要となる費用を、あらかじめ埋め立て期間中に環境再生保全機構に積み立てておくべきことが義務付けられている。

環境再生保全機構の業務内容の5. では廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務となっている。

- ① 最終処分場の設置者（業者に対してではなく）に対し、都道府県知事が「積み立てるべき維持管理積立金の額」を算定・通知する。
- ② 最終処分場設置者は、環境再生保全機構に、埋め立て期間中、維持管理積立金を積み立てる。
- ③ 埋め立て終了後、維持管理に充てるために、一定の手続きにより、環境再生保全機構から、最終処分場設置者は維持管理積立金を取り戻すこととなる。

環境再生保全機構はあくまで、この積立金の管理業務を行うだけなので、機構からすると一種の預り金である。特定最終処分場設置者は、この積立金を資産に計上する必要がある。外部団体への拠出という点では企業年金の場合と似ているが、例えば中小企業退職年金基金の場合、拠出した資金を会社が使用することはあり得ない。社員が退職した場合には直接その退職した社員に支払われる。この点において根本的な差異がある。この積立金が申請会社の資産である証拠に利息が付く。従って維持管理積立金は資産に計上する。この資産計上額は、環境再生保全機構から毎年送付される「維持管理積立金の利息について」の添付書類「維持管理積立金利息計算書」の前年度までの積立金残高と今年度積立額で確認できる。

### 3. 原価として計上されるのはなにか。

原価として計上されるのは租税特別措置法に基づく特別災害防止準備金繰入額という勘定科目である。これが、事業収支計画書あるいは経営収支改善計画書に記載されることになる。記載場所は維持管理積立金となっている箇所である。

もちろん勘定科目名を維持管理積立金繰入等としても間違いではないが、維持管理積立金（原価又は販管費）×× 現金預金 ××という仕訳だけでは会計上も間違い、税務上も間違いとなる。

事業収支計画書では、維持管理積立金を納付したという事実が必要である。もし納付していなかった場合は、納付後申請してくださいということである。それでも納付しなかった場合は、許可審査どころか、許可取り消しでありうることになる。これを経理的に表現すると、会社が作成した計算書類の当期純利益から納付すべき維持管理積立金の額を差し引いて（補正）して審査するということである。

正確には、当期純利益を減少させて、未払額を負債の部に計上することになるが、納付が済むまでは審査しないので、この議論はあまり意味がない。納付されているが、原価または経費に計上する仕訳がされていない場合は、当期純利益を減少させて、特定災害防止準備金相当額を負債に計上してその後の数値で審査することになる。納付済であるにもかかわらず、経費計上しない理由は、見かけ上の当期純利益を確保するためであると考えられるので補正する必要がある。特に繰越欠損金がある場合、納税が発生しないので、経費計上する必要が無いという理由も考えられるので、補正が必要である。



Q19 適正役員報酬

Q19 職務に見合った適正は役員報酬が計上されているかをチェックする必要があるとされているが、いくらを適正報酬とすればいいのか。

A19 誰もこれに回答を出せないと思われる。

解説

この規定そのものは必要であるし、妥当な表現である。職務に見合った適正報酬が計上されていないため利益が計上できていても、無報酬の役員の無償の役務提供が長続きすることはなく、いずれ破綻をきたすか不適正処理につながる可能性があるという危惧は正しと考えられる。しかしながら、多額の役員報酬を支払っていたとしても、このような危険性がないとは言えない。結局その役員がどの程度の報酬が必要かは、役員個人の借入金、生活状況をすべて把握しないと算定不可能である。

しかし、そのようなところまで踏み込んで審査することは予定されていないため、この規定を発動させることはなかなかできないのが現状である。

平均的な産業廃棄物処理業界の役員報酬及び給料賃金額はQ15図表15-4。2売上規模別役員報酬に掲載しているのでそれを参考にすることは可能であるが、その金額に足らない場合、その差額を役員報酬不足額として、当期純利益から差し引けば、当期純損失となっているのであれば経営改善計画書と経営収支改善計画書を提出させるということにすることができるのかどうか疑問である。

従来役員報酬をできるだけ多くとることが節税であるとされて時代があったが、最近中小企業の法人税率が低くなったこと、留保金課税がなくなったこと及び業務主宰役員報酬について損金算入が制限されたことなどから会社の利益を留保することの方が節税効果が高い状況となった。22年度の税制改正ではこの業務主宰役員の規定が外れたがいずれ抜本的改正が行われる。この状況変化によって多額の役員報酬をとっていた会社に変化が出ることとなる。古い役員報酬の平均額はその意味でも当期純利益を補正すべきであるというところまでの基準数値足りえない。

なお、上場会社及び上場準備中の会社の子会社である場合、親会社と子会社の役員を兼務している場合役員報酬は親会社で全額とることとされているので、このような場合に対する考慮も必要である。

また他の会社を経営している場合等は全体としての役員報酬で判断する必要がある。

結局職務に見合った適正な役員報酬をとることという場合、業務執行に携わる常勤役員が一般社員の平均給与よりも低いというのでは補正が必要という程度に考えるべきである。他業種の場合でも中小企業の下の方は役員報酬年額600万円程度も普通であることも考慮すべきである。

なお役員報酬については、法人税確定申告書の勘定科目内訳明細書14に役員ごとの報

酬額が記載されるのでこれと計算書類の役員報酬額とを照合することになる。また、実質役員報酬とも考えられる役員に対する仮払金、貸付金、渡し切り交際費、役員からの土地等の賃借料等を総合的に判断しないと役員報酬という勘定科目に計上された数値のみでは適正であるかどうかは判断できない。また家族の給料、報酬についても検討が必要である。

Q21を参照のこと。

## Q20 借入金に関するチェック方法

Q20 借入金のチェックはどのように行うか。簿外負債を見つける方法があるのか。

A20 中小企業の場合、所要資金を借入金に依存する場合が大部分である。上場していないため増資等直接金融が困難なためである。金融機関から借り入れる場合、必ず融資審査がある。第三者の厳しい意見を聞くというのは経営の健全性を保つためにもよいことであるが、利息と元金の返済が必要となるので、十分な経営計画が必要となる。許可申請事業に係る所要資金をどのように調達するかは、許可申請書類等で明らかとなるので重ねて説明する必要はない。むしろ申請書類に書かれていない負債特に借入金等の有無をどのようにしてチェックするかが問題である。しかし、簿外負債の確実な発見方法は無いのが実情である。しかし、少なくとも提出書類間の整合性をチェックして、簿外負債の兆候があるかないかは見ておく必要がある。

なお今回、簿外負債については、計算書類を作成し開示する義務がある経営者の自己責任とするようにロジックを転換していることを明らかにしておかなければならない。すなわち、計算書類に記載されていない借入金、未払金等いわゆる簿外負債がある場合、許可申請に虚偽があったということとなり、その簿外負債の重要性によっては許可が取り消される可能性があるということである。

### 解説

借入金については、借入先、借入残高、年間返済額と利率等を確認する必要がある。さらに、抵当権、債務保証等を確認する必要もある。許可申請時提出される申請書類の記載事項が正確であることを確認するための書類としては、銀行等からの残高証明書、金銭消費貸借契約書と計算書類等がある。また法人税の確定申告書に添付する義務のある「勘定科目内訳明細書」の記載も貴重な資料となる。

### チェックポイント

前提 許可申請、特に設置許可申請の場合、審査対象の事業は許可後展開することとなるため、審査時点で提出された計算書類等には、所要資金が反映されていないことが多いと思われる。使用前検査が完了し業許可申請時点となると反映されるはずであるが、決算期との関係で必ずしもそうとは限らない。新規に法人を設立して設置許可申請に及ぶ場合はこのようになるが、設置許可申請までに長期間を要することが多く、実務的には何らかの借入金が発生していることが多いと思われる。

#### 1. 資料間の整合性チェック

目的 計算書類に記載された借入金の網羅性と総額のチェック

#### 対象となる資料と金額

##### ①貸借対照表の負債の部

短期借入金

1年内返済予定の長期借入金

長期借入金

役員借入金

従業員借入金

株主借入金

関係会社借入金

仮受金

#### ②法人税確定申告書添付勘定科目内訳明細書 1 1

借入金及び支払利子の内訳書

#### ③同法人事業概況説明書

代表者との取引額欄

#### ④事業報告 株式会社の現況に関する事項

主要な借入先及び借入額

#### ⑤個別注記表 役員等に対する金銭債務、債務保証等の記載

#### 留意点1 1年内返済予定の長期借入金

次の金額は長期借入金から、この勘定科目に振り替える必要がある。

①借入時に返済期限が1年以上の長期借入金で、返済期限が1年内に迫った借入金

②分割返済の約定で長期借入をした場合、返済期限が1年内に到来する部分

理由：当初から1年内返済とされている借入金は短期借入金とする。短期借入金は借り換え等を行うことが多いが、分割返済約定の長期借入金は約定通り返済を続ける必要があるため、この部分を区分表示する。

根拠：会社計算規則第75条2項1号

次に掲げる負債は流動負債とする。

同号ル「その他の負債であって、1年内に支払われ又は返済されると認められるもの」ただし、分割返済の定めがある長期借入金で1年内返済予定金額が総資産の100分の1以下である場合は、振り替えなくてもよいとされている。

(上場会社に適用される財務諸表等規則47条及び同ガイドライン47の6第3号)

留意点2 環境省の留意事項には示していないが、行政によっては、経営分析手法のうち流動比率を重視するところがあるが、この規定によって区分表示した場合としない場合で流動比率に差が出る。劣った会計処理による方が、原則処理よりも不利な取り扱いを受ける場合がある。そもそも流動比率などは、経理的基礎には無関係な概念であるので、即刻停止すべきである。設置許可を要する施設であれば多額の投資を行うため初期ステージにおいては流動比率が低くなるのは当然である。なお最近の調査によれば流動比率と経営の安全性は無関係なことが証明されている。(白田教授等)

#### 2. 役員借入金等

役員・従業員・株主から借入れがあった場合、金融機関からの借入金とは区分表示



をしなければならない。

理由：例外的な借入である。特に次のようなリスクがある可能性が高いためである。

- ①金融機関からの借入が限度に達している。直接銀行から借りることができないため、役員等からの迂回融資の形をとっている可能性がある。
- ②役員、従業員又は株主に有利な条件で借りている可能性がある。実質高金利等の融資を受けていると同じとなる。
- ③役員、従業員又は株主に不利な条件で借りている可能性がある。実質無担保・無保証・無利息かつ返済期限の定めなし等の会社に特に有利な条件による融資を受けている場合がある。
- ④デフォルト等の事態に至ったとき、いち早く引上げ等が行われ、一般債権者に不測の損害を与える可能性がある。

このような恐れがあるため会社計算規則には特に定めがないが、個別注記表の記載事項である。(計算規則134条7, 8) 財務諸表規則では、50条で区分表示が義務付けられている。重要性の原則はこの規定にも適用される。

3. 金融庁の「金融審査マニュアル 中小企業編」には次のような配慮をすることが、銀行には必要であると記載されている。これも考慮に入れて審査する必要があるが、そこまで立ち入って審査することは実務上不可能である。しかしながらQ21程度のことは許可申請に添付された書類からでも審査可能である。Q21を参照されたい。

金融審査マニュアル 中小企業編の規定「企業の実態的な財務内容」

マニュアルによると「代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるものとする。なお、代表者等が返済を要求することが明らかとなっている場合には、この限りではない。

また、当該企業に代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、その回収可能性を検討し回収不能額がある場合には当該企業の自己資本相当額から減額する。」とされている。実務的には役員借入金を資本金に振り替えることは可能なので妥当な規定である(DES)。ただしこれは金融機関が貸出金について自己査定を行うためのマニュアルであるので、廃掃法の審査とは直接の関係がない。

4. 関係会社・子会社借入金

これも役員借入金と同様なリスクがあるために、区分表示することとなっている。

関係会社に対する債権・債務は区分表示しなければならない。

関係会社に対する注記事項も必要である。

5. 計算書類の借入金残高が確認できたならば次にその利息と元金返済の計画表とを照合する。これと事業収支計画書を照合する。なお、仮受金をみるのは、ここに実質借入金に該当するものが含まれている可能性があるからである。

Q21 以上の説明を実例でもって示してほしい。

Q21 以上の説明を実例でもって示してもらいたい。

A21 中小企業庁の「中小企業の財務指標」の計数値を利用して解説する。

解説

「中小企業の財務指標」等分析数値がさまざま提供されていて、一般に利用可能となっているのは、喜ばしいことである。しかしながら、売上高当期純利益率〇〇%、自己資本比率が××%といってもそこから事業主体である会社の実像が浮かび上がってこないところに問題がある。もちろん統計数値であるので提供される数値はすべて平均値である。いくらきめ細かくデータを提供しても平均値であるという問題点、すなわちそのような会社は実在しないという限界はあるが、ここで一種のリバースエンジニアリングを試みることにする。統計数値は計算書類等の財務諸表から作成されていくのであるが、ここでは逆に統計数値から計算書類と確定申告書を作成することとする。これまで説明してきた廃棄物処理法にもとづく許可審査において必要な書類が具体的にはどのようなものか、どの程度のレベルのものを要求しているのかを明らかにすることにした。同時に審査ポイントも示した。

#### 1. 作成した書類の範囲

本来の決算業務においては遙かに多数の書類が必要となるが、ここでは今まで許可審査について説明してきた手続きに必要な書類に絞って作成することとする。会社法等に詳しい立場からすると必要書類が抜けていると思われるかもしれない。またレベルがあまり高くないと思われるかもしれないが、このAの目的が許可審査に必要な書類等の例示することと、行政と申請会社両方に具体的イメージを持ってもらうということなので了解されたい。計算書類等の全体についてはQ22を参照のこと

- ①計算書類等 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表  
事業報告、代表取締役の署名、監査報告書、(附属明細書は省略)  
販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書
- ②確定申告書 法人税、都道府県民税及び市町村税(消費税等は省略)  
法人税確定申告書の別表及び添付書類、勘定科目内訳明細書
- ③固定資産台帳

補足説明

許可申請に添付を求める書類の中心は、あくまで計算書類である。この計数でもって経理的基礎の有無を判断するものである。この計数のうちの法人税等関連の勘定科目の真実性、正確性を検証するために確定申告書の添付を求めるものである。法人が会社法及び法人税法で作成・開示・申告を義務付けられている義務を果たしていることの証明ともなる。

また、法人税確定申告書には勘定科目内訳明細書の添付も求められているためこれ

を参照すれば許可審査に必要な情報を入手することも可能であるという利便性もある。そのため確定申告書の提出を求めている。

また、勘定科目内訳明細書のみでは許可審査に不足する情報も当然ありうるので、それ以外の勘定科目の明細書等が必要な事態が想定される。今回は固定資産台帳の提出を求めて、申請に係る固定資産の実在性と取得価格及び減価償却費関係のチェックを行うことを想定している。

## 2. 計算書類等の相互関連性・整合性

計算書類等の相互関連性が保たれていなければならない。

- ①損益計算書の当期純利益＝株主資本等変動計算書のその他の利益剰余金の当期変動額の当期純利益の増加額
- ②株主資本等変動計算書の前期末残高および当期末残高＝貸借対照表の純資産の各項目の前期末残高および当期末残高
- ③個別注記表の記載は貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の数値と整合性がなければならない。
- ④事業報告は、当事業年度を含む過去の経営成績と財産の状況などを記載しており、そのような数値情報に関しては貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書などと整合しなければならない。
- ⑤附属明細書は、貸借対照表、損益計算書、事業報告を補足する目的で作成されるものであるから、その内容はそれぞれの計算書類および事業報告と整合性がなければならない。

## 3. 計算書類等と確定申告書の相互関連性・整合性

- ①損益計算書の当期純利益と確定申告書別表4の①の①の当期利益が一致しているか。  
20,320,000円で一致している。
  - ②損益計算書の法人税・住民税及び事業税の金額と確定申告書別表4の⑤の①「損金の額に算入した納税充当金」が一致しているか。別表5(二)の③②「損金の額に算入した納税充当金」に一致しているか。  
16,859,000円で一致している。
  - ③貸借対照表の未払法人税等の金額が、確定申告書別表5(一)の②⑦の④の「納税充当金」及び同別表5(二)の④②「期末納税充当金」の金額と一致しているか。  
8,500,000円で一致している。
  - ④貸借対照表の未払法人税等の金額が、確定申告書別表5(二)の⑥「期末未納税額」欄の合計と一致しているか。  
8,500,000円で一致している。
- 注 厳密にいうと計算書類は、中小企業の財務指標の数値をそのまま採用したため、

千円未満を無視している。申告書は、円単位まで出しているため、200円の差異が生じている。

- ⑤減価償却について、個別注記表の重要な会計方針に記載されている償却方法に従って減価償却されているかどうかを、固定資産台帳と確定申告書別表16によって確認すること。別表16の各表は、償却方法ごとに記載されるため確認可能である。  
一致している。
- ⑥貸借対照表の固定資産の帳簿価額が正しいかどうかを、固定資産台帳と確定申告書別表16によって確認する。固定資産台帳に減価償却資産だけしか記載されていない場合が非常に多いが、そのため、土地、書画・骨董品等減価償却しない資産が計上されていないことがある。注意が必要である。  
一致している。
- ⑦減価償却費が適正かどうかを、固定資産台帳と確定申告書別表16の各表で行う。
  - ・耐用年数が妥当かどうか。耐用年数省令で定められている耐用年数以外を採用する場合は、その根拠を確認する必要がある。国税当局の承認を得ている場合その他様々な制度もあるので、短絡的に一般的な耐用年数でないからだめとはいえない。
  - ・減価償却に過不足があるかどうかを確認すること。確定申告書別表16(一)では、③⑥「償却不足額」と③⑦「償却超過額」の欄である。16(二)では④①と④②の欄である。過不足が生じているから単純にだめとはいえないが、その原因・理由等を申請会社に確認すべきである。事例社では、204,169円の償却超過となっている。そのため確定申告書別表4では⑦の「減価償却の償却超過額」欄で加算されて、所得がそれだけ大きくなっている。償却超過なので、償却限度額を減価償却費に計上した場合に比べてそれだけ当期純利益が少なく表示されていることになる。補正すれば当期純利益が増加することになる。
  - ・損益計算書の減価償却費と確定申告書別表16各表の①④欄「損金に計上した当期償却額」の金額が一致していることを確認する。販売費及び一般管理費と製造原価報告書の両方に記載されている場合が多いので注意が必要である。なお、減価償却費勘定で有形固定資産の減価償却費のほか、ソフトウェア、税務上の繰延資産の償却費を計上している場合もあるのでこの点にも留意が必要である。
- ⑧貸借対照表の特定災害防止準備金と確定申告書別表12(四)の①②「貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金」欄の金額が一致しているか。さらに「勘定科目内訳明細書」16「雑益、雑損失の内訳書」で維持管理積立金の受取利息が計上されていることを確認することによって維持管理積立金の実在性を検証する。  
43,926,000円で一致している。  
注 法人税法上の特定災害防止準備金と貸借対照表の特定災害防止準備金の金額が一致していない場合の原因についても、別表12(四)では記載する欄があるので、原因を確認することができる。



⑨役員報酬について、損益計算書に役員報酬として区分表示がされていれば、その役員  
の報酬額が確認できるが、給料手当として総額で表示されていることが多い。そこで  
「勘定科目内訳明細書」14の「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」によって、役  
員の各人別支払額を確認することが必要となることがある。家族分合計も記載されて  
いる。なお、確定申告書の添付書類である「法人事業概況説明書」には、代表者に対  
する報酬等の金額として、報酬、貸付金、仮払金、賃借料、支払利息、借入金と仮受  
金を記載することになっている。役員報酬のみでは所得が著しく低い場合でも、所得  
を合計すればかなりの額となることがある。この添付書類で確認することができる。

⑩借入金と利息の関連性のチェック

計算書類に表示されている借入金以外の借入金を発見することは、非常に難しく特別  
な方法はない。しかし、次の程度のチェックは必要である。

- ・「勘定科目内訳明細書」11の「借入金及び支払利子の内訳書」の借入金の金額が、  
貸借対照表の金額と一致していることを確認する。
- ・同時に支払利息と損益計算書の支払利息額が一致することを確認する。
- ・異常な利率でないことを確認する。異常に高い利率はいわゆる高利貸し等からの借  
り入れが推測される。
- ・「勘定科目内訳明細書」16の「雑益、雑損失の内訳書」の雑損失等の欄に記載され  
ている支払利息以外の勘定科目、たとえば手形売却損、割引料、保証料等の勘定科  
目の内訳の有無を確認する。雑益の欄に受取保証料等が記載されているかどうかも  
確認する。記載されていれば債務保証を行っている可能性がある。
- ・個別注記表の債務保証等の記載を確認する。
- ・借入金の残高に利率を掛けた金額は「期中の支払利子額」に一致しないが、これは  
期中に借入金の残高が増減すること、利率が変更になることなどが原因であること  
が多い。しかし、期中の平均借入金残高に利率を掛けた金額と支払利息額があまり  
にも大きく違う場合は、簿外の借入金存在を一応疑う必要がある。この場合は支  
払利息の明細の提示を求めるべきである。

⑪「勘定科目内訳明細書」15の「地代家賃等の内訳書」の地代・家賃の支払先と金額、  
権利金等の支払の発生額と賃貸借契約書を照合して、契約書が生きていることを確  
認すべきである。

⑫「勘定科目内訳明細書」4の「仮払金（前渡金）の内訳書」の内容を吟味すること。  
登記等あるいは保証料等が仮払金のまま放置されていることもある。

4. 計算書類等の全般的事項

- ①タイトル、会社名、住所、代表者、年度について確認をする。
- ②金額の表示単位の記入を忘れないこと。
- ③代表者に作成・開示の責任があることを明記するために、経営者の署名・捺印が必  
要である。

# 決 算 報 告 書

(第2期)

自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日

株式会社 様式例

大阪市中央区〇〇一××

電話： - -

事業報告

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

具体的に書くと差し障りがあるので、項目のみを記載する。

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

① 全般的な概況

世界経済、我が国経済、業界の動向

② 我が社の概況

(2) 資金調達状況

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

期別 項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
売上高				
当期純利益				
総資産				
純資産				

注当該会社は設立3期であるが、一般的には4年分の推移を記載する。直前3年間及び当該事業年度である。

(4) 対処すべき課題

産業廃棄物の資源化工場の設置許可取得及び早期稼働

(5) 主要な借入先及び借入額

貸借対照表

平成22年 3月31日 現在

株式会社 様式例

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	328,314,000	<b>【流動負債】</b>	241,834,000
現金及び預金	142,407,000	買掛金	46,105,000
売掛金	110,804,000	短期借入金	97,333,000
原材料及び貯蔵品	3,350,000	未払金	89,896,000
仮払金	2,314,000	未払法人税等	8,500,000
その他流動資産	69,439,000	<b>【固定負債】</b>	461,718,000
<b>【固定資産】</b>	600,769,000	長期借入金	417,792,000
<b>【有形固定資産】</b>	529,569,000	特定災害防止準備金	43,926,000
建物	99,930,547	<b>負債の部合計</b>	703,552,000
車両運搬具	5,250,000	<b>純資産の部</b>	
廃棄物処理施設	424,388,453	<b>【株主資本】</b>	228,686,000
<b>【無形固定資産】</b>	3,415,000	資本金	27,747,000
借地権	3,415,000	資本剰余金	20,742,000
<b>【投資その他の資産】</b>	67,785,000	資本準備金	20,742,000
関係会社株式	23,859,000	利益剰余金	180,197,000
維持管理積立金	43,926,000	利益準備金	3,202,000
<b>【繰延資産】</b>	3,155,000	その他利益剰余金	176,995,000
同業者団体加入金	3,155,000	繰越利益剰余金	176,995,000
<b>資産の部合計</b>	932,238,000	<b>純資産の部合計</b>	228,686,000
		<b>負債及び純資産合計</b>	932,238,000



損益計算書

自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日

(単位： 円)

株式会社 様式例

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	797,195,000	
売 上 高 合 計		797,195,000
【売上原価】		
当 期 製 品 製 造 原 価	484,633,000	
合 計	484,633,000	
製 品 売 上 原 価		484,633,000
売 上 原 価		484,633,000
売 上 総 利 益 金 額		312,562,000
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		260,328,000
営 業 利 益 金 額		52,234,000
【営業外収益】		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	744,000	
そ の 他	13,178,000	
営 業 外 収 益 合 計		13,922,000
【営業外費用】		
支 払 利 息	12,421,000	
そ の 他	3,792,000	
営 業 外 費 用 合 計		16,213,000
経 常 利 益 金 額		49,943,000
【特別利益】		
そ の 他	14,400,000	
特 別 利 益 合 計		14,400,000
【特別損失】		
固 定 資 産 売 却 損	18,000,000	
固 定 資 産 除 却 損	9,164,000	
特 別 損 失 合 計		27,164,000
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		37,179,000
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		16,859,000
当 期 純 利 益 金 額		20,320,000

販売費及び一般管理費内訳書

自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日

(単位： 円)

株式会社 様式例

科 目	金 額	
給 料 手 当	106,009,000	
接 待 交 際 費	8,000,000	
賃 借 料	9,263,000	
租 税 公 課	5,704,000	
減 価 償 却 費	1,319,717	
雑 費	130,032,283	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		260,328,000

製造原価報告書

自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日

(単位： 円)

株式会社 様式例

科 目	金 額
<b>【材料費】</b>	
期首材料棚卸高	3,150,000
当期材料仕入高	120,000,000
合 計	123,150,000
期末材料棚卸高	3,350,000
材料費合計	119,800,000
<b>【労務費】</b>	
給料手当	45,233,000
労務費合計	45,233,000
<b>【製造経費】</b>	
減価償却費	37,786,283
賃借料	5,812,000
廃棄物処理費	49,162,000
その他製造原価	203,078,717
租税公課	1,035,000
特定災害防止準備金繰入額	22,726,000
製造経費合計	319,600,000
総製造費用	484,633,000
合 計	484,633,000
当期製品製造原価	484,633,000

株主資本等変動計算書

自 平成21年 4月 1日  
至 平成22年 3月31日

(単位： 円)

株式会社 様式例

【株主資本】

資 本 金	前期末残高	27,747,000
	当期末残高	27,747,000
資 本 剰 余 金		
資 本 準 備 金	前期末残高	20,742,000
	当期末残高	20,742,000
資 本 剰 余 金 合 計	前期末残高	20,742,000
	当期末残高	20,742,000
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	前期末残高	3,202,000
	当期末残高	3,202,000
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰越利益剰余金	前期末残高	156,675,000
	当期変動額	当期純利益金額 20,320,000
	当期末残高	176,995,000
利 益 剰 余 金 合 計	前期末残高	159,877,000
	当期変動額	20,320,000
	当期末残高	180,197,000
株 主 資 本 合 計	前期末残高	208,366,000
	当期変動額	20,320,000
	当期末残高	228,686,000
純 資 産 の 部 合 計	前期末残高	208,366,000
	当期変動額	20,320,000
	当期末残高	228,686,000



株式会社 様式例

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（最終処分場を除く）…定率法ただし、平成10年4月1日以降取得の建物については定額法によっている。

廃棄物処理施設（最終処分場）…定額法、耐用年数については、埋立予定期間

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。なお、未経過リース料は 17,808千円である。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式

(5) 収益及び費用の計上基準

収益 産業廃棄物処分売上については、廃棄物検品後マニフェスト発行時

産業廃棄物収集運搬売上については、指定場所持ち込み検収時

費用 売上に対応する廃棄物処理費はすべて費用計上、従って期末未処理廃棄物の処理費については、見積もりの上未払計上している。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数

普通株式 554,94株（なお期中における増減はない。）

(2) 自己株式の数 なし

(3) 剰余金の配当に関する事項 なし

(4) 新株予約権に関する事項 なし

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 58,727,000円

(2) 担保に供している資産

建物 99,930千円

廃棄物処理施設 424,388千円

計 524,318千円

上記に対応する債務

長期借入金 417,792千円

以上のおり報告します。

平成22年 6月25日

株式会社 様式例

代表取締役 環境 太郎

監査の結果、いずれも適法かつ正確であることを認めます。

平成22年 5月15日

監査役 環境 一郎

平成 年 月 日  
東 税 務 署 長 殿

納税地 大阪市中央区大手前〇〇-△△  
電話( ) -

法人名 カブシキガイシャヨウシキレイ  
株式会社様式例

代表者 環境 太郎  
代表者住所

事業種目 産業廃棄物の資源化  
期末現在の資本の額又は出資金の額 27,747,000 円

同非区分 特 定 同 族 会 社 同 族 会 社 非 同 族 会 社  
一般社団・財団法人の区分 非営利型法人 普通法人  
経理責任者 環境 花子  
旧納税地及び旧法人名等

添付書類

青色申告 一連番号 〇〇〇〇1

整理番号 〇〇〇〇1

事業年度(至) 年 月 日

売上金額 年 月 日

申告年月日 年 月 日

申告区分 序指 定 局指 定 指 導 等 区 分

通信日付印 確認印 省略 年 月 日

平成 21 年 4 月 1 日

事業年度分の 確定 申告書

平成 22 年 3 月 31 日 (中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日 平成 年 月 日)

税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額(別表四「39の①」)	1	十億 百万 千 円	4 0 3 3 4 0 0 0
法人税額(36)又は(37)	2		1 1 1 4 0 2 0 0
法人税額の特別控除額	3		
差引法人税額(2)-(3)	4		1 1 1 4 0 2 0 0
リース特別控除取戻税額	5		
課税土地譲渡利益金額	6		0 0 0
同上に対する税額(38)+(39)+(40)+(41)	7		
課税留保金額(別表三(一)「31」)	8		0 0 0
同上に対する税額(別表三(一)「39」)	9		
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	10		1 1 1 4 0 2 0 0
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11		
控 除 税 額	12		
差引所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)	13		1 1 1 4 0 2 0 0
中間申告分の法人税額	14		5 4 7 7 5 0 0
差引確定法人税額(13)-(14)	15		5 6 6 2 7 0 0
中小法人等の場合(1)の金額(30)+(31)	32		4 0 3 3 4 0 0 0
所得金額(1)	33		0 0 0
土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	38		0
同上(別表三(二)「28」)	39		0
控 除 税 額	42		
外国税額(別表六(二)「21」)	43		
計+(43)	44		
控除した金額(12)	45		
控除しきれなかった金額(44)-(45)	46		
この申告による還付金額	16		
中間納付額(14)-(13)	17		
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18		
計(16)+(17)+(18)	19		
所得金額又は欠損金額	20		
課税土地譲渡利益金額	21		
課税留保金額	22		
法人税額	23		
還付金額	24		
この申告により納付すべき法人税額は減少する還付請求税額(11)-(23)若しくは(11)+(24)又は(25)-(19)	25		0 0
欠損金又は貸借損失等の当期控除額(別表三(一)「27」若しくは別表七(一)「11」・「12」又は「31」)	26		0
控除しきれなかった金額(別表三(一)「39」)	27		0
この申告による修正申告である場合	28		
この申告による修正申告である場合	29		
(30)の18%相当額	34		1 4 4 0 0 0 0
(31)の30%相当額	35		9 7 0 0 2 0 0
法人税額(34)+(35)	36		1 1 1 4 0 2 0 0
法人税額(33)の30%相当額	37		
土税額の譲内訳	40		0 0
同上(別表三(四)「15」)	41		
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額	47		
還付を受ける機関等		銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所	
口座番号		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	
※税務署処理欄			

決算確定の日 平成 年 月 日

法0301-0101

税 署 理 士 印  
名 押 印

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 平21・4・1 法人名 株式会社様式例  
平22・3・31

同族会社等の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	27,747,000	特定同族会社	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11	
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	27,747,000		株式数等による判定	12	%
	株式数等による判定	3	100.0		(11) (1)		
	期末現在の議決権の総数	4			(22)の上位1順位の議決権の数	13	
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5			議決権の数による判定	14	%
	議決権の数による判定	6			(13) (4)		
	期末現在の社員の総数	7			(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数	8			社員の数による判定	16	%
	社員の数による判定	9			(15) (7)		
	同族会社の判定割合(3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	10	100.0	判定結果	特定同族会社(同族会社)非同族会社	17	

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	株式数等	議決権数	判定基準となる株主等との続柄	判定基準となる株主(社員)及び同族関係者			
				住所又は所在地	氏名又は法人名	被支配会社でない法人株主等	その他の株主等
				株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
				19	20	21	22
1	1		本人	環境 太郎		20,000,000	
2	2		本人	〇〇 △△		7,747,000	

別表二 平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分



所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 平21・4・1 法人名 株式会社様式例  
平22・3・31

区 分	総 額	分 配	
		留 保	社 外 流 出
①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	20,320,000	20,320,000	配当 その他
加			
損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)			
損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)			
損金の額に算入した道府県民税利子割額			
損金の額に算入した納税充当金	16,859,000	16,859,000	
損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)			その他
加算金、延滞金(延滞分を除く。)			
減価償却の償却超過額	204,169	204,169	
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額	2,600,000		2,600,000
役員給与	3,968,831		3,968,831
小 計	23,632,000	17,063,169	6,568,831
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額	3,618,000	3,618,000	
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「12」又は「24」)			※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)			※
法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額			※
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			※
小 計	3,618,000	3,618,000	外 ※
仮 計	40,334,000	33,765,169	6,568,831
(1)+(11)-(21)			
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	0		その他
沖縄の認定法人の所得の特別控除額(別表十一(一)「9」又は「12」)			※
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)			その他
税額控除の対象となる外国法人税の額等(別表六(二)「10」-別表十七(二)「39」の計)			その他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(四)「10」)			外 ※
合 計	40,334,000	33,765,169	6,568,831
((22)から(27)までの計)			
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(二)「42」)			※
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額(別表十三(三)「19」、「20」又は「22」)			外 ※
総 計	40,334,000	33,765,169	6,568,831
((28)+(29)-(30))又は((28)+(29)+(30))			
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)			※
商工組合等の留保所得の特別控除額(別表十(四)「47」)			※
商工組合等の社外流出による益金算入額(別表十(五)「38」)			※
特定目的会社等の支払配当又は特定目的債権に係る受取法人の利益の分配の損金算入額(別表十四(三)「13」若しくは「23」)			※
非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			外 ※
差 引 計	40,334,000	33,765,169	6,568,831
((31)から(36)までの計)			
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「12」の計、(別表七(二)「11」、「22」又は「31」)	0		※
所得金額又は欠損金額	40,334,000	33,765,169	6,568,831

別表四 平二十一・四・一以後終了事業年度分

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度 平21・4・1 法人名 株式会社様式例  
平22・3・31

別表五(一) 平二十一・四・一以後終了事業年度分

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。  
 1 期首現在利益積立金額合計31① - ① + 別表四留保総計30① - ①  
 2 差引翌期首現在利益積立金額合計31④ - ④  
 3 差引資本金等合計31④ - ④  
 4 中間分、確定分法人税額市民税の合計額  
 5 付表(別表五(一)付表(別表五(一)付表)の記載が必要となりますので御注意ください。

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	期首現在利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在利益積立金額 ①-②+③			
		減	増				
①	②	③		④			
利益準備金	1						
積立金	2						
減価償却超過額	3		204,169	204,169			
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
	21						
	22						
	23						
	24						
	25						
繰越損益金(損は赤)	26	156,675,000	156,675,000	176,995,000			
納税充当金	27	8,500,000	16,859,000	8,500,000			
未納法人税等 (退避するものを除く)	未納法人税(附帯税を除く。)	28	△5,618,500	△11,096,000	中間 確定	△5,477,500 △5,662,700	△5,662,700
	未納道府県民税(均等割額及び利子割額を含む。)	29	△317,500	△635,000	中間 確定	△317,500 △314,500	△314,500
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	30	△755,000	△1,510,000	中間 確定	△755,000 △745,200	△745,200
差引合計額	31	158,484,000	160,293,000	180,785,769		178,976,769	

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期首現在資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在資本金等の額 ①-②+③
		減	増	
①	②	③		④
資本金又は出資金	32	27,747,000		27,747,000
資本準備金	33	20,742,000		20,742,000
	34			
	35			
差引合計額	36	48,489,000		48,489,000

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度 平21・4・1 法人名 株式会社様式例  
平22・3・31

別表五(二)

税目及び事業年度	期首現在未納税額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末現在未納税額 ①+②-③-④-⑤
			充当金取崩しによる納付	仮払経理による納付	損金経理による納付	
	①	②	③	④	⑤	⑥
法人税	1					
平20・4・1	2	5,618,500	5,618,500			0
平21・3・31						
当期分	3	5,477,500	5,477,500			0
中間	4	5,662,700				5,662,700
確定	5	5,618,500	11,140,200	11,096,000		5,662,700
計						
道府県民税	6					
平20・4・1	7	317,500	317,500			0
平21・3・31						
当期分	8					0
利子割	9	317,500	317,500			
中間	10	314,500				314,500
確定	11	317,500	632,000	635,000		314,500
計						
市町村民税	12					
平20・4・1	13	755,000	755,000			0
平21・3・31						
当期分	14	755,000	755,000			0
中間	15	745,200				745,200
確定	16	755,000	1,500,200	1,510,000		745,200
計						
事業税	17	1,777,800				1,777,800
平21・4・1						
平22・3・31	18	1,809,000	1,809,000			0
平20・4・1						
平21・3・31	19	1,809,000	1,809,000			0
当期中間分	20	1,809,000	3,586,800	3,618,000		1,777,800
計						
その他	21					
損金算入のもの	22					
利子税	23	6,439,000			6,439,000	0
延滞金(延納に係るもの)	24	300,000			300,000	0
固定資産税	25					
印紙税	26					
加算税及び加算金	27					
損金不算入のもの	28					
延滞税	29					
延滞金(延納分を除く。)	30					
過怠税						
納税充当金の計算						
期首納税充当金	31	8,500,000				
繰入額	32	16,859,000				
損金の額に算入した納税充当金	33					
計(32)+(33)	34	16,859,000				
取崩額	35	13,241,000				
法人税額等(5の③)+(11の③)+(16の③)	36	3,618,000				
事業税(20の③)	37					
損金算入のもの	38					
損金不算入のもの	39					
仮払税金消却	40					
計(35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)	41	16,859,000				
期末納税充当金(31)+(34)-(41)	42	8,500,000				

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 平21・4・1 株式会社様式例  
平22・3・31 法人名 ( )

別表十二(四)

特定廃棄物最終処分場の所在地	特定廃棄物最終処分場の名称	期首特定災害防止準備金の金額	6	21,200,000
大阪府〇〇市△△町1番地	1			
管理型最終処分場	2	翌期繰越額の計算	7	0
		当期益金算入額	8	0
		同上以外の場合による益金算入額	9	0
当期準備金積立額	3	当期準備金積立額のうち損金算入額(3)-(5)	10	22,726,000
		期末特定災害防止準備金の金額(6)-(9)+(10)	11	43,926,000
積立限度額	4	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金	12	43,926,000
		差引(12)-(11)	13	0
積立限度超過額	5	貸借対照表の取崩不足額(9)-((3)-((12)-前期の(12)))	14	0
		当期に生じた差額の合計額(5)+(14)	15	0
		前期末における差額(前期の(13))	16	0



①

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度 平21・4・1 平22・3・31 法人名 株式会社様式例

御注意

1 「2」欄には、期末の資本金の額又は出資金の額が... 2 「支出交際費等の額の明細」は科目に... 3 租税特別措置法第61条の4第3項第2号の飲食等の費用について同号の規定を適用する場合には、租税特別措置法施行規則第21条の4に規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。

Table with 4 columns: 支出交際費等の額 (7の計), 定額控除限度額 (0円又は60万円) x 12/12, 損金算入限度額 ((1)と(2)のうち少ない金額) x 90/100, 損金不算入額 (1)-(3)

支出交際費等の額の明細

Main table for expenses with columns: 科目, 支出額, 交際費等の額から控除される費用の額, 差引交際費等の額. Includes a total row at the bottom.

① 御注意

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 平21・4・1 平22・3・31 法人名 株式会社様式例

Large table for depreciation calculation with columns: 種別, 取得年月日, 耐用年数, 取得価額又は製作価額, 償却額, etc. Includes a '備考' section at the bottom.

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して、「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。(2)租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

別表十六(一) 平二十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分





役員報酬手当等及び人件費の内訳書

借入金及び支払利子の内訳書

借入先 所在地(住所)	法人・代表者との関係	期末現在高	期中の支払利子額		借入理由	担保の内容 (物件の種類、数量、所在地等)
			利率	利率		
〇〇銀行 大阪市〇〇区	無	417,792,000	10,888,000	2.5	設備投資	建物、廃棄物処理施設
〇〇銀行 大阪市〇〇区	無	37,333,000	933,000	2.5	設備投資	上記の1年内返済分
環境 太郎 大阪市	本人	60,000,000	600,000	1	運転資金	無短期借入金
計		515,125,000	12,421,000			

(法0302-11)

(注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。  
 2. 期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。  
 3. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。  
 4. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

役員報酬手当等の内訳

役職名 担当業務	氏名 住所	代表者との関係	常勤・非常勤の別	役員給与計	使用人職務分	左の内訳				退職給与	
						定期同額給与	事前届出給与	定額給与	利益連動給与		その他
(代表者) 代表取締役	環境太郎	本人	常	4,000,000		4,000,000					
常務取締役	環境花子	妻	非常	3,000,000		3,000,000					
監査役	環境一郎	父	非常	2,000,000		2,000,000					
計			非常	9,000,000		9,000,000					

人件費の内訳

区分	総額	総額のうち代表者及びその家族分
役員報酬手当	9,000,000	9,000,000
従業員	給料手当	97,009,000
	賃金手当	45,233,000
計	151,242,000	9,000,000

(法0302-15)

(注) 1. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する報酬の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。  
 2. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。  
 3. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。  
 4. 「使用人職務分以外」の「事前届出届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。  
 5. 「使用人職務分以外」の「利益連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。  
 6. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記3. 4. 5以外の給与の金額を記入してください。  
 7. 「従業員」の「給料手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工員等の賃金等製造原価(又は売上原価)に算入されるものを記入してください。

地代家賃等の内訳書

地 代 家 賃 の 内 訳				
地代・家賃 の区分	借地（借家）物件の用途 所在地	貸主の名称（氏名）		摘要
		貸主の所在地（住所）		
地代	廃棄物処理施設 大阪市中央区大手前〇〇-××	〇〇	平21・4～平22・3	円 12,075,000
		大阪府××	支払賃借料	
地代	本社土地 大阪市	環境太郎	平21・4～平22・3	円 3,000,000
		大阪府	支払賃借料	
			～	円
			～	円
			～	円
			～	円
			～	円
			～	円

権 利 金 等 の 期 中 支 払 の 内 訳

支払先の名称（氏名） 支払先の所在地（住所）	支払年月日	支払金額	権利金等の内容	摘要
		円		

(注) 1. 借地又は借家に際して支払った権利金等がある場合には、「権利金等の期中支払の内訳」の各欄に記入してください。  
 2. 権利金等を数回に分けて支払っている場合には、支払年月日ごとに記入してください。  
 3. 外国人又は非居住者に支払うものについては、「貸主の所在地（住所）」及び「支払先の所在地（住所）」の各欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

工業所有権等の使用料の内訳書

名称	支払先の名称（氏名） 支払先の所在地（住所）	契約期間	使用料等		摘要
			支払対象期間	支払金額	
		～	～	円	
		～	～		
		～	～		

(法0302-16)

(注) 1. 「名称」欄には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の名称を記入してください。  
 2. 外国人又は非居住者に支払うものについては、「支払先の所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

雑益、雑損失等の内訳書

科目	取引の内容	相手先	所在地（住所）	金額
雑	受取利息	銀行利息	〇〇銀行	円 740,000
	受取利息	維持管理積立金利息	環境再生保全事業団	円 4,000
益				
等				
雑				
損				
失				
等				

(法0302-17)

(注) 1. 雑収入、雑益（損失）、固定資産売却益（損）、税金の還付金、貸倒損失等について記入してください。  
 2. 科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。ただし、税金の還付金については、その金額が10万円未満であってもすべて記入してください。





受付印 平成 年 月 日 受理事項 整理番号 法人番号 申告年月日

所在地 阪市中央区大手前〇〇-△△ (電話) 事業種目 産業廃棄物の資源化

法人名 株式会社様式例 期末現在の資本金の額又は出資金の額 48489000

代表者氏名印 かんきょう たろう 環境 太郎 環境 花子

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの事業年度分又は連結事業年度分の市町村民税の確定申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	11140200		11140200
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額			
みなし配当の25%相当額の控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③-④+⑤	11140000	12.3	1370220
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥/②) × ⑦	000	100	
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨ 又は ⑦-⑧-⑨			1370200
既に納付の確定した当期分の法人税割額			690000
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫			680200
均等割額	12月	130,000円 × 12	130000
既に納付の確定した当期分の均等割額			65000
この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯			65000
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑰			745200
⑱のうち見込納付額			
差引 ⑱-⑲			745200

受付印 平成 年 月 日 受理事項 整理番号 法人番号 申告年月日

所在地 阪市中央区大手前〇〇-△△ (電話) 事業種目 産業廃棄物の資源化

法人名 株式会社様式例 期末現在の資本金の額又は出資金の額 48489000

代表者氏名印 かんきょう たろう 環境 太郎 環境 花子

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの事業年度分又は連結事業年度分の確定申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得金額総額	40334000		
年400万円以下の金額	4000000	2.7	108000
年400万円を超える年800万円以下の金額	4000000	4.0	160000
年800万円を超える金額	32334000	5.3	1713700
計 ③+④+⑤	40334000		1981700
軽減税率不適用法人の金額	000		00
付加価値額総額			
付加価値額	000		00
資本金等の額総額			
資本金等の額	000		00
収入金額総額			
収入金額	000		00
合計事業税額 ⑦+⑧+⑨+⑩ 又は ⑮+⑯+⑰+⑱			1981700
仮装経理に基づく事業税額の控除額			00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			1981700
所得割	1981700		00
資本割	00		00
均等のうち見込納付額			1981700
摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得割に係る地方法人特別税額	1981700	81.0	1605100
収入割に係る地方法人特別税額	00		00
合計地方法人特別税額 (⑳+㉑)			1605100
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額			1809000
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額			△203900
⑳のうち見込納付額			△203900
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(31)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))			40334000
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額			
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額			
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額			
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額			0
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額			40334000
所得金額差引計 ㉕+㉖+㉗-㉘-㉙-㉚			40334000
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(39)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(47))			40334000
決算確定の日	平成 年 月 日		
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 (有)・無 (有)・無 (有)・無	法人税 (有)・無 (有)・無	法人税の申告書の種類 (青色)・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間	申告期限の延長の処分(承認)の有無 (要)・否 (要)・否	申告の中間申告の要否 (要)・否	外国関連者の有無 (有)・無





(3) 財団法人、社団法人、事業協同組合その他会社以外の組織形態で産業廃棄物処理業を営む場合があるが、これらの計算書類についても説明を省略するが、これらの組織形態についても、企業会計とほぼ同じ会計基準となっている。様式等には違いがあるが、例えば減価償却は強制適用となっている。

### 3. 作成方法

計算書類等の作成方法については次ページからの様式例とチェックリストを参考にして作成するのが一番わかりやすいと考えられる。かなりな分量となるが、一般の申請会社においては大部分が無関係な項目である。該当事項がない場合は、何も書かなくても良いことになっている。その点は安心してかまわない。

なお、中小企業においては、Q21の事例研究で仮に作成した様式に申請会社のその他の一般的な勘定科目を使用した程度のもので差し支えないと考えられる。これは市販の一般的な会計ソフトを使用して作成している。初年度で数万円、その後のバージョンアップ代は4万円以下程度のものである。このソフトのスタンダード版でも差し支えない。当然プロフェッショナル版よりも低額である。

事業報告については、簡易なもので差し支えないので、ぜひとも作成されたい。会社の現況に対する事項として ①事業の経過及びその成果、②資金調達等についての状況、③直前3事業年度の財産及び損益の状況、④対処すべき課題、⑤主要な事業内容、⑥主要な営業所及び工場並びに使用人の状況、⑦主要な借入先及び借入額程度の記載でもかまわないと考える。

様式については 経団連の「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)、チェックリストについては公認会計士協会中小監査事務所連絡協議会「会社法計算書類等に関するチェックリスト」を参考にして、廃棄物処理業の特性及び廃棄物処理業許可審査対応を盛り込んで作成している。専門的な箇所もあるため、使用に際しては公認会計士等の専門家の助言を求める等の配慮が必要である。

## 計算書類様式記載例

### 第1 貸借対照表

貸借対照表			
(平成〇年〇月〇日現在)		(単位：円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	×××	支払手形	×××
受取手形	×××	買掛金	×××
売掛金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	未払金	×××
棚卸資産	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
繰延税金資産	×××	前受金	×××
その他	×××	預り金	×××
貸倒引当金	△×××	〇〇引当金	×××
固定資産	×××	その他	×××
有形固定資産	×××	固定負債	×××
建物	×××	社債	×××
構築物	×××	長期借入金	×××
機械装置	×××	リース債務	×××
車両運搬具	×××	〇〇引当金	×××
工具器具備品	×××	特定災害防止準備金	×××
土地	×××	その他	×××
リース資産	×××		
建設仮勘定	×××	負債合計	×××
その他	×××	(純資産の部)	
無形固定資産	×××	株主資本	×××
ソフトウェア	×××	資本金	×××
リース資産	×××	資本剰余金	×××
のれん	×××	資本準備金	×××
その他	×××	その他資本剰余金	×××
投資その他の資産	×××	利益剰余金	×××
投資有価証券	×××	利益準備金	×××
関係会社株式	×××	その他利益剰余金	×××
長期貸付金	×××	〇〇積立金	×××
繰延税金資産	×××	繰越利益剰余金	×××
維持管理積立金	×××	自己株式	△×××
その他	×××	評価・換算差額等	×××
貸倒引当金	△×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
社債発行費	×××	土地再評価差額金	×××
		新株予約権	×××
		純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××



(記載上の注意)

- (1) 新株式申込証拠金あるいは自己株式申込証拠金がある場合には、純資産の部の株主資本の内訳項目として区分掲記する。
- (2) ファイナンス・リース取引の貸主側の場合には、リース債権、リース投資資産により表示する。
- (3) 棚卸資産として一括表示した場合、商品・製品、仕掛品、原材料等の内訳を示す科目及び金額を注記することが必要である。
- (4) 資産除去債務については、1年以内に履行されると認められるものは、流動負債において資産除去債務により表示し、それ以外のものは、固定負債において資産除去債務により表示する。
- (5) 工事損失引当金の残高は、貸借対照表に流動負債として計上する。ただし、同一の工事契約に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産または工事損失引当金として流動資産または流動負債に表示することができる。
- (6) 資産除去債務に係る規定は、平成22年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である(「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)附則第8条第1項)。
- (7) 工事契約及び工事損失引当金に係る規定は、平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る計算関係書類については適用されない。ただし、早期適用は可能である(「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年法務省令第7号)附則第8条第2項)。
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金は、その金額に係わらず投資等の部に維持管理積立金等の独立科目をもって表示する。
- (9) 法人税法の規定によって損金算入した場合は、固定負債の部に特定災害防止準備金等の独立科目をもって表示する。積立金方式でもって損金算入したばあいは、利益剰余金の部に特定災害防止準備金積立金等の独立科目をもって表示する。旧制度における信託方式により積み立てていた金額については、投資等の部に維持管理信託預金等の独立科目で表示する。法人税法上の勘定科目については、維持管理積立金の場合と同じとする。
- (10) 計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位で表示する。表示単位未満の端数処理については、注記する。

第2 損益計算書

損益計算書		
(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)		
(単位：円)		
科 目	金 額	
売上高		×××
売上原価		×××
売上総利益		×××
販売費及び一般管理費		×××
営業利益		×××
営業外収益		
受取利息及び配当金	×××	
その他	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	
その他	×××	×××
経常利益		×××
特別利益		
前期損益期損益	×××	
固定資産売却益	×××	
その他	×××	×××
特別損失		
前期損益修正損	×××	
固定資産売却損	×××	
減損損失	×××	
その他	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税、住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

(記載上の注意)

(1) 会社法上の損益計算書としては、この記載例程度の精粗で問題はないが、実務上「製造原価報告書」と「販売費及び一般管理費内訳書」は作成・開示することとなっている。実務上というのは、国税当局、銀行、監督官庁等が詳細な報告書ないし内訳書を求めているので、必ず作成・開示するということである。廃棄物処理法上の許可申請に当たっても、「製造原価報告書」及び「販売費及び一般管理費内訳書」を添付すべきである。許可審査に必要な事項が記載例では開示されていないからである。申請会社としても、計算書類の作成過程で自動的に作成される書類であるので、特別な事務負担は生じない。なお、製造原価報告書はそれぞれの業種特性に応じて様々な名称となっている。事例「売上原価明細書」(タケエイ、フジコー)、「製造原価明細書」(ダイセキ)、「地上資源製造原価明細書」「環境サービス原価明細書」(アマタ)、「契約関係収入原価明細書」(セコム)「建設コンサルタント事業売上原価明細書」(日本工営)

(2) 維持管理積立金の積み立ては、現金及び預金から投資勘定への資産間の振替であるので、損益計算書に直接勘定科目が記載されることはない。維持管理積立金の利息が受取利息に計上されるのみである。

(3) 法人税法上、独立行政法人環境再生保全機構に積立てた積立金を損金に算入するには次の二つの方法がある。

① 損益計算書で費用として経理処理する。この場合損益計算書には 特定災害防止準備金繰入額という勘定科目が表示されることになる。勘定科目名はこれ以外もありうるが、維持管理積立金という勘定科目を使用すると、独立行政法人への積立金と紛らわしいので、法人税法上の用語である、特定災害防止準備金を貸方科目として使用し、借方科目としては、法人税法上租税特別措置法の適用を受けるために会計処理しているということを明瞭に示す勘定科目を使用すべきである。

② 法人税法では、租税特別措置法を適用して税務上の経費(損金という)とする場合剰余金の処分として積立てても損金として経理されたと見なすということになっている(租税特別措置法55条の7第1項)。この方法を積立金方式という。

この場合(借方)特定災害防止準備金積立 (貸方)特定災害防止準備金積立金となる。すなわち借方側の処理では、損益計算書を通らずに直接株主資本等変動計算書に表示される。また貸方側では負債の部に表示されずに、純資産の部の利益剰余金の部に表示される。

この場合、一般に公正妥当と認められる会計処理をした場合は、当期純利益が減少し、その一方負債が増加するのであるが、これと比較した場合、積立金方式では当期純利益が過大に表示され、一方負債が過小に表示されていることになる。廃棄物処理法の許可審査においては、積立金方式によって会計処理している場合には、当期純利益および自己資本比率算定時に、次の処理をすることとなっている。会計処理間の公平性を保つために必要な補正である。

- ・ 株主資本等変動計算書において剰余金処分をした金額を、当期純利益から差し引く。この処理は、過去3年間に亘ってそれぞれの事業年度で行う必要がある。
- ・ 純資産の部に表示されている特定災害防止準備金相当額を、負債の部に移し替える。
- ・ 補正後の計数でもって、経理的基礎の有無の判定のうち第1段階の判定すなわち過去データに基づく判定を行う。

(4) 計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位で表示する。表示単位未満の端数処理については、注記する。

### 第3 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書		(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)		(単位:円)
資本金	前期末残高			×××
	当期変動額	増資		×××
	当期末残高			×××
資本剰余金				
資本準備金	前期末残高			×××
	当期末残高			×××
資本剰余金合計	前期末残高			×××
	当期末残高			×××
利益剰余金				
利益準備金	前期末残高			×××
	当期変動額	配当		×××
	当期末残高			×××
その他利益剰余金				
特定災害防止準備金積立金	前期末残高			×××
	当期変動額	当期積立額		×××
	当期末残高			×××
繰越利益剰余金	前期末残高			×××
	当期変動額	当期純利益		×××
		配当		△×××
		災害防止準備金積立		△×××
	当期末残高			×××
利益剰余金合計	前期末残高			×××
	当期変動額			△×××
	当期末残高			×××
自己株式	前期末残高			△×××
	当期末残高			△×××
株主資本合計	前期末残高			×××
	当期変動額			×××
	当期末残高			×××
純資産の部合計	前期末残高			×××
	当期変動額			×××
	当期末残高			×××

(記載上の注意)

- 1 形式としては横書きと縦書きがある。会社法では様式が規定されていないが、近い将来XBRLが導入される予定である。XBRL導入後の有価証券報告書に含まれる様式は上記の縦並び形式である。市販の会計ソフトにおいても、縦並び形式が多いが、そのまま使用しても良いということである。
- 2 貸借対照表の純資産の部の各項目との整合性に注意する必要がある。なお、繰越利益剰余金の金額と法人税確定申告書別表5(1)の繰越損益金の金額が一致している必要がある。
- 3 積立金方式による特定災害防止準備金の事例を紹介しているが、積立金方式は望ましい会計処理ではない。粉飾といってよい処理方法であるが、この方式による申請会社がないとは言い切れないので、それに対処するために事例として紹介した。



第4 個別注記表

1. 機関設計による作成義務のある個別注記表の差異

注記事項	会 社 法				廃棄物 処理法 許可申 請会社
	会計監査人 非設置会社		会計監査人 設置会社		
	非公開会 社	公開会 社	大会社で あって有 価証券報 告書提出 義務のあ る会社	左記以 外の会 社	
1. 継続企業の前提	×	×	○	○	×
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	○	○	○
3. 貸借対照表に関する注記	×	○	○	○	○
4. 損益計算書に関する注記	×	○	○	○	○
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○	○	○
6. 税効果会計に関する注記	×	○	○	○	×
7. リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○	○	○	○
8. 金融商品に関する注記	×	○	○	○	×
9. 賃貸等不動産に関する注記	×	○	○	○	×
10. 持分法損益等に関する注記	×	×	○	×	×
11. 関連当事者との取引に関する注記	×	○	○	○	×
12. 1株当たり情報に関する注記	×	○	○	○	×
13. 重要な後発事象に関する注記	×	○	○	○	×
14. 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×	○	○	×
15. その他の注記	○	○	○	○	○

注1 ×となっているのは作成義務がないことを意味する。注記することは差し支えない。

注2 許可申請会社は、機関設計にかかわらず最低限上記表の注記が必要となる。

(記載事項の説明)

全般的な説明

1. 個別注記表という表題をつける必要はない。独立の1表としてもよいが、貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書の脚注としてもよい。
2. 該当事項がない場合は、記載する必要はない。該当事項なしと記載する必要はない。従って、多くの項目があるが、大部分の中小企業にとって記載が必要なのはごく少数の項目であると思われる。
3. 作成すべき注記表は、会計監査人の設置会社であるかどうか、公開会社かどうか、有価証券報告書の提出義務の有無により上記のように異なる。ただし、廃棄物処理法による許可申請に際しては、許可審査に必要な項目については機関設計に係らず記載する必要がある。
4. 貸借対照表、損益計算書、または株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記についてはその関連を明らかにしなければならない。
5. 委員会報告の個別注記表に追加された事項があるが、これは委員会報告後の法改正によるものである。

個別事項の説明

1. 継続企業の前提に関する注記

(記載上の注意)

事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象または状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く）に注記する。なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、総合的かつ実質的に判断を行う。この場合、次の事項の記載が必要である。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策（少なくとも当該事業年度の末日の翌日から1年内に講じるもの）
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

記載方法の説明

重要な会計方針に係る事項に関する注記として、次の事項（重要性の乏しいものを除く。）について記載する。

- ① 資産の評価基準及び評価方法
- ② 固定資産の減価償却の方法
- ③ 引当金の計上基準
- ④ 収益及び費用の計上基準
- ⑤ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2-1. 資産の評価基準及び評価方法  
記載例

1. 資産の評価基準及び評価方法	
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法	
売買目的有価証券	時価法(売却原価は移動平均法により算定)
満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のないもの	移動平均法による原価法
(2) デリバティブの評価基準及び評価方法	
デリバティブ	時価法
(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法	
製品、原材料、仕掛品	移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
貯蔵品	最終仕入原価法

(記載上の注意)

企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」は、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されている(ただし、平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。)。決算期と適用時期の関係から、当該会計基準を適用しておらず、従来の会計処理方法を、従来の会計処理方法を採用している場合には、以下のようになる。

通常の販売目的で保有する棚卸資産	移動平均法による低価法
製品、原材料、仕掛品	
貯蔵品	最終仕入原価法

2-2. 固定資産の減価償却の方法

[記載例]

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
  - 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
  - 定額法を採用しております。
- (3) リース資産
  - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(記載上の注意)

- ①有形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	〇年～〇年
構築物	〇年～〇年
機械装置	〇年～〇年
車両運搬具	〇年～〇年
工具器具備品	〇年～〇年

- ②無形固定資産の各項目別の主な耐用年数についても記載することが考えられる。この場合には、以下のような記載を追加することが考えられる。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	〇年～〇年
のれん	〇年～〇年

- ③決算期と適用時期の関係から、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」を適用していない場合には、[記載例]の「(3)リース資産」に関する記載を行わない。

- ④所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)について、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第79項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合には、その旨及び「リース取引に係る会計基準」で必要とされていた事項を注記するとされているので、以下の記載を追加することが考えられる。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。



## 2-3. 引当金の計上基準

[記載例]

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異(×××百万円)は、〇年にわたり均等償却しています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(〇年)にわたり均等償却しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(〇年)にわたり、それぞれ発生翌期から均等償却しております。

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

## 2-4. 収益及び費用の計上方法

[記載例]

### 4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

## 2-5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費…社債償還期間(〇年間)にわたり均等償却しております。

#### (2) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び金利スワップについては振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(記載上の注意)

(1) 「5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」では、「計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項」(「会計方針」という。)のうち、上記1から4以外の重要なものを記載する。

(2) 「中小企業の会計に関する指針」の「74-3.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理」に基づいて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合には、以下の記載を追加する。

#### (〇) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 2-6. 重要な会計方針の変更

[記載例]

### 5. 重要な会計方針の変更

#### (1) 〇〇〇の評価基準及び評価方法

〇〇〇の評価基準及び評価方法は、従来、〇〇法によっておりましたが、当事業年度より〇〇法に変更いたしました。この変更は、〇〇〇(変更理由を具体的に記載する)ために行ったものであります。この結果、従来の方々と比較して、営業利益及び経常利益は×××百万円減少し、税引前当期純利益は×××百万円減少しております。

#### (2) 〇〇〇に関する会計基準の適用

当事業年度より、「〇〇〇に関する会計基準」を適用しております。この変更に伴い、営業利益及び経常利益は×××百万円減少し、税引前当期純利益は×××百万円減少しております。

#### (3) 〇〇の表示方法の変更

〇〇の表示方法は、従来、貸借対照表上、〇〇(前事業年度×××百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、〇〇(当事業年度×××百万円)として表示しております。

(記載上の注意)

(1) 会計方針を変更した場合には、次の事項(重要性の乏しいものを除く)を記載する。

① 会計処理の原則または手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

② 表示方法を変更したときは、その内容

(2) 重要な会計方針の変更については、重要な会計方針の記載の箇所にあわせて記載することができる。

(3) 会計基準及び法令の改正等に伴い、重要な会計方針を採用または変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象または取引が存在しないときは、重要な会計方針の変更の記載は要しない。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### 3-1. 担保に供している資産及び担保に係わる債務

[記載例]

##### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (1) 担保に供している資産

定期預金	×××百万円
建 物	×××百万円
土 地	×××百万円
合 計	×××百万円

###### (2) 担保に係る債務

短期借入金	×××百万円
長期借入金	×××百万円
合 計	×××百万円

#### 3-2. 資産から直接控除した引当金

[記載例]

##### 2. 資産から直接控除した貸倒引当金

売掛金	×××百万円
破産更生債権等	×××百万円
長期貸付金	×××百万円

(記載上の注意)

貸借対照表上、資産に係る引当金（貸倒引当金等）を直接控除して表示している場合には、各資産の資産項目別に当該引当金の金額を注記する。ただし、一括して注記することが適当な場合には、各資産について、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産または繰延資産ごと一括した引当金の金額を注記する。

#### 3-3. 資産に係る減価償却累計額

[記載例]

3. 有形固定資産の減価償却累計額	×××百万円
-------------------	--------

(記載上の注意)

貸借対照表上、資産に係る減価償却累計額を直接控除して表示している場合には、各資産の資産項目別に減価償却累計額を注記する。ただし、一括して注記することが適当な場合は、各資産について一括した減価償却累計額を注記する。

なお、当然のことであるが、貸借対照表について減価償却累計額勘定を使用して表示している場合は、注記の必要はない。直接控除している場合は、減価償却累計額及び固定資産の取得価額が分からないために、この注記が必要となる。

#### 3-4. 資産に係る減損損失累計額（減損損失累計額を減価償却累計額に含めて表示している場合に必要注記）

[記載例]

4. 有形固定資産の減損損失累計額	
貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。	

#### 3-5. 保証債務

[記載例]

##### 5. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

株式会社〇〇〇	×××百万円
株式会社〇〇〇	×××百万円
そ の 他	×××百万円
計	×××百万円

(記載上の注意)

(1) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額を注記する。

(2) 重要なものは会社ごとに記載し、その他は一括して記載する。

#### 3-6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

[記載例]

##### 6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	×××百万円
長期金銭債権	×××百万円
短期金銭債務	×××百万円
長期金銭債務	×××百万円

(記載上の注意)

貸借対照表上、関係会社に対する金銭債権または金銭債務を他の金銭債権または金銭債務と区分して表示していない場合には、当該関係会社に対する勘定科目ごとの金額または複数の勘定科目について一括した金額を注記する。

#### 3-7. 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

[記載例]

##### 7. 取締役、監査役（執行役）に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	×××百万円
金銭債務	×××百万円

(記載上の注意)

取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権、金銭債務それぞれの総額を注記する。

#### 3-8. 親会社株式

[記載例]

8. 親会社株式	
流動資産（関係会社株式）	×××百万円



(記載上の注意)

- (1) 親会社株式を保有している場合には、貸借対照表で関係会社株式の項目をもって別に表示するとともに、親会社株式の各表示区分別の金額を注記する。
- (2) 連結配当規制適用会社の子会社に該当するなどの場合には、親会社株式を投資その他の資産の区分に計上することもありうる。

### 3-9. 土地の再評価

[記載例]

#### 9. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公公布法律34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第○号に定める○○○により算出
- ・再評価を行った年月日……平成○年○月○日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
×××百万円

(記載上の注意)

土地の再評価に関する法律に基づき土地の再評価を行った会社において、再評価を行った事業用土地の再評価後の決算期における時価の合計額が、再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合、その差額を注記する。（土地の再評価に関する法律第10条）

### 4. 損益計算書に関する注記

[記載例]

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	×××百万円
仕入高	×××百万円
営業取引以外の取引による取引高	×××百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

[記載例]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	○○株

(記載上の注意)

(1) 次の事項を記載する。ただし、連結注記表を作成する株式会社は、②以外の事項は、省略することができる。上記の記載例は、連結注記表を作成する株式会社の記載例である。

- ① 当該事業年度の末日における発行済株式の数（株式の種類ごと）
  - ② 当該事業年度の末日における自己株式の数（株式の種類ごと）
  - ③ 当該事業年度中に行った剰余金の配当（当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための基準日が当該事業年度中のものを含む。）に関する次に掲げる事項その他の事項
    - イ 金銭配当の場合におけるその総額
    - ロ 金銭以外の配当の場合、配当した財産の帳簿価額の総額（当該剰余金の配当をした日において時価を付した場合、当該時価を付した後の帳簿価額）
  - ④ 当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数（株式の種類ごと）
- (2) 上記の記載例の他、自己株式、発行済株式及び新株予約権について、当事業年度中に重要な変動があった場合は、変動事由の概要等を注記することが考えられる。

### 6. 税効果会計に関する注記

[記載例]

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

(記載上の注意)

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因を注記する。ただし、重要でないものは記載を要しない。
- (2) 上記の記載例の他、会計基準の定めに基づいて、原因別の内訳金額を記載することも考えられる。この場合の記載例は以下のとおりである。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
減価償却費	×××百万円
投資有価証券評価損	×××百万円
退職給付引当金	×××百万円
その他	×××百万円
繰延税金資産小計	×××百万円
評価性引当額	×××百万円
繰延税金資産合計	△×××百万円
	×××百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	×××百万円
その他	×××百万円
繰延税金負債合計	×××百万円
繰延税金資産の純額	×××百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

[記載例]  
貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(記載上の注意)  
固定資産に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引について、借主が賃貸借取引として処理している場合に注記する。

そのため、注記対象となるのは、所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）について、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」第79項に基づいて、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する場合、あるいは「中小企業の会計に関する指針」の「74-3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理」に基づいて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合となる。

上記の記載例の他、会計基準の定めに基づいて、当該リース物件の全部または一部に関して次の事項を注記することもできる。

- ① 期末日における取得原価相当額
  - ② 期末日における減価償却累計額相当額
  - ③ 期末日における未経過リース料相当額
  - ④ その他、当該リース物件に係る重要な事項
- この場合の記載例は以下のとおりである。

[取得原価相当額の金額等を記載した例]  
貸借対照表に計上した固定資産のほか事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	×××百万円	×××百万円	×××百万円
機械装置	×××百万円	×××百万円	×××百万円
工具器具備品	×××百万円	×××百万円	×××百万円
合計	×××百万円	×××百万円	×××百万円

2. 未経過リース料期末残高相当額
- |     |        |
|-----|--------|
| 1年内 | ×××百万円 |
| 1年超 | ×××百万円 |
| 合計  | ×××百万円 |
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
- |          |        |
|----------|--------|
| 支払リース料   | ×××百万円 |
| 減価償却費相当額 | ×××百万円 |
| 支払利息相当額  | ×××百万円 |
4. 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

8. 持分法損益に関する注記

[記載例]

関連会社に対する投資の金額	×××百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	×××百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	×××百万円

- (記載上の注意)  
(1) 損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。  
(2) 連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表における注記を要しない。

9. 関連当事者との取引に関する注記

[記載例]

1. 親会社及び法人主要株主等 (単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
親会社	A社	被所有 直接○% 間接○%	当社製品の販売 役員の兼任	〇〇製品の販売(注1)	×××	売掛金	×××
その他の関係会社	B社	被所有 直接○% 間接○%	B社製品の購入	原材料の購入(注2)	×××	買掛金	×××
主要株主(会社等)	C社	被所有 直接○% 間接○%	技術援助契約の締結	技術料の支払(注3)	×××	未払費用	×××

- 取引条件及び取引条件の決定方針等  
(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。  
(注2) 原材料の購入については、B社以外からも複数の見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。  
(注3) 技術料の支払については、C社より提示された料率を基礎として毎期交渉の上、決定しております。  
(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
子会社	D社	所有 直接○%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	×××	長期貸付金 その他流動資産	×××
関連会社	E社	所有 直接○%	役務の受入れ 役員の兼任	増資の引受(注2)	×××	—	—
関連会社の子会社	F社	なし	なし	債権放棄(注3)	×××	—	—

- 取引条件及び取引条件の決定方針等  
(注1) D社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間3年、半年賦返済としております。なお、担保は受け入れておりません。  
(注2) 当社がE社の行った第三者割当てを1株につき××円で引き受けたものであります。  
(注3) 債権放棄については、経営不振のF社の清算終了により行ったものであります。  
(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。



3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高
親会社の子会社	G社	なし	事業譲渡	事業譲渡(注1)			
				譲渡資産合計	×××	—	—
				譲渡負債合計	×××	—	—
				譲渡対価	×××	—	—
事業譲渡益	×××	—	—				
その他の関係会社の子会社	H社(B社の子会社)	被所有 直接〇%	なし	旧〇〇工場跡地の譲渡(注2)		その他流動資産	×××
				売却代金	×××	—	—
				売却損	×××	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 事業譲渡については、親会社の方針に基づいて〇〇部門の事業を譲渡したものであり、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。  
 (注2) 不動産鑑定士の鑑定価格を勘案して交渉により決定しており、支払条件は引渡時50%、残金は5年均等年賦払、金利は年〇%であります。  
 (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注8)	科目	期末残高
主要株主(個人)及びその近親者	a	被所有 直接〇%	前当社取締役 当社の外注先であるJ社の代表取締役	コンピュータ・プログラムの製作(注1)	×××	未払金	×××
役員及びその近親者	b	被所有 直接〇%	当社取締役 債務保証	債務保証(注2) 保証料の受入れ(注2)	×××	—	—
	c	被所有 直接〇%	当社取締役 債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注3)	×××	—	—
	K社(注4)	なし	なし	有価証券の売却(注5) 売却代金  売却益	×××	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	L社(注6)	なし	担保の被提供	当社の銀行借入金に対する土地の担保提供(注7)	×××	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コンピュータ・プログラムの製作については、J社から提示された価格と、他の外注先との取引価格を勘案してその都度交渉の上、決定しております。  
 (注2) bの銀行借入(×××百万円、期限〇年)につき、債務保証を行ったものであり、年率〇%の保証料を受領しております。  
 (注3) 当社は、銀行借入に対して取締役cより債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。  
 (注4) 当社の主要株主aが議決権の100%を直接所有しております。  
 (注5) 有価証券の売却価格は、独立した第三者による株価評価書を勘案して決定しており、支払条件は一括現金払であります。  
 (注6) 当社役員dが議決権の51%を直接保有しております。  
 (注7) 当社の銀行借入金に対する土地の担保提供については、L社からの原材料購入のための資金借入に対するものであります。  
 (注8) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(記載上の注意)

- (1) 株式会社と関連当事者との間に取引がある場合で、重要な取引について記載する。  
(当該株式会社と第三者との間の取引で当該株式会社と当該関連当事者との間の利益相反するものを含む。)
- (2) 関連当事者の範囲は次のとおりである。
- ① 当該株式会社の親会社
  - ② 当該株式会社の子会社
  - ③ 当該株式会社の親会社の子会社 (当該親会社が会社でない場合には、当該親会社の子会社に相当するものを含む。)
  - ④ 当該株式会社のその他の関係会社 (当該株式会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下同じ。) 並びに当該その他の関係会社の親会社 (当該その他の関係会社が株式会社でない場合には、親会社に相当するもの) 及び子会社 (当該その他の関係会社が会社でない場合には、子会社に相当するもの)
  - ⑤ 当該株式会社の関連会社及び当該関連会社の子会社 (当該関連会社が会社でない場合は、子会社に相当するもの)
  - ⑥ 当該株式会社の主要株主 (自己または他人の名義をもって当該株式会社の総株主の議決権の総数の 100 分の 10 以上の議決権 (次に掲げる株式に係る議決権を除く。) を保有している株主をいう。) 及びその近親者 (保有している株主をいう。) 及びその  
イ 信託業を営む者が信託財産として所有する株式  
ロ 有価証券関連業を営む者が引受けまたは売出しを行う業務により取得した株式  
ハ 金融商品取引法第 156 条の 24 第 1 項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式
  - ⑦ 当該株式会社の役員及びその近親者
  - ⑧ 当該株式会社の親会社の役員又はこれらに準ずる者及びその近親者
  - ⑨ ⑥から⑧に掲げる者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合における当該会社等及び当該会社等の子会社 (当該会社等が会社でない場合には、子会社に相当するもの)
  - ⑩ 従業員のための企業年金 (当該株式会社と重要な取引 (掛金の拠出を除く。) を行う場合に限り。)
- (3) 関連当事者との取引に関する注記には、関連当事者ごとに、下記の事項を記載する。
- ① 関連当事者が会社等であるときは、次に掲げる事項  
イ その名称  
ロ 関連当事者の総株主の議決権の総数に占める株式会社が有する議決権の数の割合  
ハ 株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
  - ② 関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項  
イ その氏名  
ロ 株式会社の総株主の議決権の総数に占める関連当事者が有する議決権の数の割合
  - ③ 株式会社と関連当事者との関係
  - ④ 取引の内容
  - ⑤ 取引の種類別の取引金額
  - ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針
  - ⑦ 取引により発生した債権または債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
  - ⑧ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に

与えている影響の内容

- (4) 公開会社で会計監査人非設置会社では、下記の事項を省略することができる。その場合には省略した事項について、附属明細書に記載する。
- ① 取引の内容
  - ② 取引の種類別の取引金額
  - ③ 取引条件及び取引条件の決定方針
  - ④ 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- (5) 重要性の判断については、企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」第 15 項から第 18 項及び第 20 項等を参考に判断することが考えられる。この判断に際しては、原則として、各関連当事者との取引 (類似・反復取引についてはその合計) ごとに行う。
- (6) 企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」では、連結子会社と関連当事者との間の取引は開示対象となるが、本注記表では開示対象とはならない。一方、同会計基準では、連結計算書類において相殺消去されている連結子会社との取引については開示対象とならないが、本注記表では開示対象となる。
- (7) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引は開示対象から除外される。
- (8) 会社と関連当事者との開での増資の引受けと自己株式の取得は、開示対象の取引となる。ただし、公募増資は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引に該当するため、開示対象外の取引と考えられる。
- (9) 取締役、会計参与、監査役または執行役に対する報酬 (ストック・オプションの付与を含む。)、賞与及び退職慰労金の支払いは、開示対象外となる。関連当事者である役員と会社が報酬、賞与及び退職慰労金の支払い以外の取引をする場合においても、当該役員が従業員としての立場で行っていることが明らかな取引 (例えば、使用人兼務役員が会社の福利厚生制度による融資を受ける場合など) は、開示対象外とする。
- (10) 会社計算規則第 112 条第 2 項第 3 号の規定は、本注記が連結子会社との取引も開示対象に含まれることなどから生ずる計算書類の作成のスケジュール上の制約や実務上の事務負担の問題等に鑑み、本注記を必要とすることとした趣旨からすれば開示させる必要が乏しいと思われる取引について、開示対象から外すことを明記したものである。この規定により開示対象から除外される「当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白」な取引とは、例えば、製品の販売等について市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定している場合や、建物の賃貸等で近隣の地代、取引実勢に基づいて一般的な取引条件と同様の賃料を決定している場合などが考えられる。一般の取引の条件とは、必ずしも一定の金額であるとは限らず、ある程度幅をもった金額の範囲内であることが通常と考えられる。また取引の条件を検計するにあたっては、社会通念上、取引条件を決定する要素はすべて考慮対象となり得、例えば、一般的には、長期的・継続的な取引であるという事情は考慮することとなる。
- (11) 資金貸借取引、債務保証等及び担保提供または受入れについても開示する場合は、資金貸借取引は貸付・借入金額を取引金額として記載するとともに、当該取引に関する期末残高を記載する。債務保証等は期末残高を取引金額として記載するとともに、保証・被保証の別や内容を注記する。担保提供または受入れは、担保資産



にに対応する債務の期末残高を取引金額として記載するとともに、担保提供・受人の別や内容等を注記する。

(12) 事業年度の途中で関連当事者に該当することとなった場合や、該当しなくなった場合には、関連当事者であった期間中の取引が開示対象となる。

(13) 関連当事者との無償取引（無利子貸付や寄付など）や、低利貸付などのように取引金額が時価に比して著しく低い場合には、実際の取引金額ではなく、第三者間取引であると仮定した場合の金額を見積もって重要性の判断を行う。

(14) 形式的・名目的に第三者を経由した取引で、実質上の相手先が関連当事者であることが明らかな場合には、開示対象に含める。

#### 10-1. 一株あたり情報に関する注記

[記載例]

1株当たり純資産額	×××円××銭
1株当たり当期純利益	×××円××銭

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

[記載例]

(新株発行の決議)

当社は、平成〇年〇月〇日開催の当社取締役会において、平成〇年〇月〇日を払込期日として、普通株式〇〇株を一般募集の方法によって発行することを決議いたしました。

払込金額、払込金額中の資本に組み入れる額、その他の新株式発行に必要な一切の事項は、平成〇年〇月中旬開催の取締役会において決定する予定であります。

(記載上の注意)

事業年度の末日後、翌期以降の財産または損益に重要な影響を及ぼす事象（いわゆる開示後発事象と解される。）が発生した場合に注記する。

#### 12. 連結配当規制適用会社

[記載例]

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

#### 13. その他の注記

(記載上の注意)

(1) 上記の個別注記表に記載すべき事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書により会社の財産または損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

(2) 例えば、以下のような会計基準等で注記すべきとされている事項や有価証券報告書提出会社が有価証券報告書で開示する事項について、重要性を勘案のうえ、記載することができる。

- ① 退職給付に関する注記
- ② 減損損失に関する注記
- ③ 企業結合・事業分離に関する注記
- ④ 資産除去債務に関する注記
- ⑤ その他追加情報の注記

### 個別注記表のチェックリスト

番号	項目
1	<p>(個別注記表の区分)</p> <p>注記表は、次に掲げる項目に区分しているか（注記表を作成しない場合は他の計算書類に注記事項を注記しているか）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 継続企業の前提に関する注記</li> <li>(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記</li> <li>(3) 貸借対照表等に関する注記</li> <li>(4) 損益計算書に関する注記</li> <li>(5) 株主資本等変動計算書に関する注記</li> <li>(6) 税効果会計に関する注記</li> <li>(7) リースにより使用する固定資産に関する注記</li> <li>(8) 金融商品に関する注記</li> <li>(9) 賃貸不動産等に関する注記</li> <li>(10) 持分法損益等に関する注記</li> <li>(11) 関連当事者との取引に関する注記</li> <li>(12) 1株あたり情報に関する注記</li> <li>(13) 重要な後発事項に関する注記</li> <li>(14) 連結配当規制適用会社に関する注記</li> <li>(15) その他の注記</li> </ol> <p>(留意事項)</p> <p>(1) 上記(8)(9)の項目は平成22年3月31日以前に終了する事業年度に係る計算書類については注記は必要ないが平成21年4月1日以後の作成されるものについては注記することができる。</p>
注記の方法	
2	<p>(注記の方法)</p> <p>貸借対照表等、損益計算書等または株主資本等変動計算書等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしているか。</p>
継続企業の前提の注記	
3	<p>継続企業の前提の注記は注記表の会計方針の冒頭に記載しているか。</p>
4	<p>継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該株式会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在する場合であって、当該事象または状況を解消し、または改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く)以下の項目を注記しているか。</p> <p>但し、決算日後において当該重要な不確実性が認められなくなった場合は注記を要しない。</p>
5	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該事象または状況が存在する旨及びその内容</li> <li>(2) 当該事象または状況を解消し、または改善するための対応策</li> <li>(3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</li> </ol>

	(4) 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別
6	継続企業の前提に関する評価は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況を解消し、または改善するための対応策を含み、合理的な期間（少なくとも貸借対照表日から1年間）にわたり、企業が事業活動を継続できるかどうかについて入手可能な情報に基づいて行っているか。
7	事業報告の「当該事業年度における事業の経過及び成果」、「直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「対処すべき課題」、貸借対照表、損益計算書などとの整合性はとれているか。
<b>重要な会計方針に係る事項に関する注記</b>	
8	重要な会計方針に係る事項に関する次に掲げる事項を注記しているか。但し、重要性の乏しいものを除く。 (1) 資産の評価基準及び評価方法 (2) 固定資産の減価償却の方法 (3) 引当金の計上基準 (4) 収益及び費用の計上基準 (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
9	(会計方針の変更) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項も重要な会計方針に関する注記としているか。但し、重要性の乏しいものを除く。 (1) 会計処理の原則または手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 (2) 表示方法を変更した場合には、その内容を注記しているか。
10	以下の重要な貸借対照表または損益計算書の作成方法に関する会計方針を注記しているか。但し、その採用が原則とされている会計方針についてはこの限りではない。
11	(有価証券の評価方法及び評価基準) 有価証券の評価基準と評価方法は保有目的毎に記載しているか。
12	その他有価証券について、(時価の有無により区分して) 時価法の旨、時価の算定方法、評価差額の処理について記載しているか。
13	子会社及び関連会社株式の評価基準(原価法)について記載しているか。
14	デリバティブの評価基準(時価法)について記載しているか。
15	運用目的の金銭の信託の評価基準(時価法)について記載しているか。
16	(たな卸資産の評価方法及び評価基準) たな卸資産の評価基準及び評価方法を記載しているか。
17	(耐用年数または残存価額の変更) 固定資産の耐用年数または残存価額を変更したときには、その旨を注記しているか。
18	改正前の税法耐用年数の継続適用がある場合、その旨、理由を記載しているか。
19	(重要なソフトウェアの減価償却方法) 重要なソフトウェアの減価償却の方法、見込有効期間及び見込利用期間を記載しているか。
20	ソフトウェアの見込有効期間及び見込利用期間の変更が重要である場合には、その旨、その内容、その影響額を記載しているか。

21	監査委員会報告71により投資損失引当金を計上している場合、計上基準を記載しているか。
22	(繰延資産の処理方法) 繰延資産の処理方法に関する会計方針が注記されているか。
23	(外貨基準) 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準を記載しているか。 (平均レートを採用した場合、決算日レート、平均レートを注記)
24	外貨基準に定めのない事項に関する換算基準または外貨基準以外の基準を採用した場合には当該選択した基準等を注記しているか。
25	(ヘッジ会計の方法) ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等、リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るものについて概括的に記載しているか。
26	(消費税等) 消費税等の会計処理が税抜方式の場合、その旨、控除対象外消費税を開示しているか。
27	(消費税等) 消費税等の会計処理が税込方式の場合、その旨を開示しているか。
28	(保有目的変更) 販売用不動産及び固定資産の保有目的の変更がある場合には、その旨及びその金額を記載しているか。
29	(休止固定資産) 重要な休止固定資産がある場合には、その旨、金額を記載しているか。
30	(厚生年金基金の代行返上) 厚生年金基金の代行返上を行う場合以下の状況に応じて注記を行っているか。 (1) 将来分返上認可を受けたときは、当該認可の日の属する事業年度から過去分返上認可の日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度の計算書類に ① 将来分返上認可の日 ② 期末日現在において測定された返還相当額(責任準備金) ③ 期末日現在において測定された返還相当額(責任準備金)の支払いが期末日において行われたと仮定して退職給付会計に関する実務指針44-2を適用した場合に生じる損益の見込み額 (2) 過去分返上認可を受けたときまたは現金の納付が完了したときは、当該認可の日または当該返還の日の属する事業年度に係る計算書類にその旨及び損益に与えている影響額 なお、将来返上分認可の日と過去分返上認可または現金納付の完了が同一事業年度内にあったときは上記(1)の②、③の記載を要しない。
<b>別記事業の特例</b>	
31	別記事業を営む会社が所管官庁に提出する計算関係書類について、特に法令の定めがある場合または所管官庁が計算書類準則を制定している場合には、法令または準則



	の定めに従って（注記されて）いるか。 なお、定めのない事項はこの限りでない。
32	別記事業の2以上を兼上を兼ねて営む会社の場合、主要事業に関して適用される法は準則の定めに従って（注記されて）いるか。 但し、主要事業以外の別記事業に関する事項については、主要事業以外の別記事業に関して適用される法令または準則の定めによる（注記をする）ことができる。
33	別記事業とその他の事業とを兼ねて営む会社の主要事業が別記事業でない場合、会社計算規則146（1）の規定を適用しないことができる。 但し、別記事業に関係ある事項については、別記事業に関して適用される法令または準則の定めによる（注記をする）ことができる。
金額の表示単位	
34	（金額単位） 金額の単位（円、千円、百万円）は計算書類等と一致しているか。
貸借対照表に関する注記	
35	（担保資産） 担保に供されている資産については、次に掲げる事項が注記されているか。 ① 資産が担保に供されていること ② 担保に供されている資産の内容及びその金額 ③ 担保に係る債務の額
36	（引当金） 資産にかかる引当金を直接控除した場合のその金額を注記しているか。
37	（減価償却累計額） 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）
38	（減損損失累計額） 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨の注記が記載されているか。
39	（保証債務等） 保証債務、手形遡及義務、重要な係争事件にかかる損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）は、その内容及び金額を注記しているか。
40	（関係会社に対する金銭債権または金銭債務） 関係会社に対する金銭債権または金銭債務をその金銭債権または金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権または金銭債務と区分表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権または金銭債務の当該関係会社の金銭債権または金銭債務の属する項目ごとの金額または2以上の項目について一括した金額で注記しているか。
41	（取締役等に対する金銭債権） 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときはその総額を注記しているか。
42	（取締役等に対する金銭債務） 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する

	金銭債務があるときはその総額を注記しているか。
43	（親会社株式の表示区分別金額） 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額を注記しているか。
44	（特別法により計上が強制される準備金等） 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金または準備金は、①その法令の条項、②1年内に使用されると認められるものであるかの区分を注記しているか（区分が困難な場合は不要）。
45	（金融資産） 有価証券の消費貸借契約等がある場合、有価証券の貸手は、その旨、貸借対照表価額を記載しているか。
46	有価証券の消費貸借契約等がある場合、有価証券の借手は、その旨、貸借対照表日の時価を記載しているか。
47	自由処分権を有する担保受入金融資産がある場合に担保の差入側は、その旨、貸借対照表価額を記載しているか。
48	自由処分権を有する担保受入金融資産がある場合に担保の受入側は、その旨、貸借対照表日の時価を記載しているか。
49	現先取引及び現金担保付債券貸借取引がある場合には、差入側は、その旨、貸借対照表価額を記載しているか。
50	現先取引及び現金担保付債券貸借取引がある場合には、受入側は、その旨、貸借対照表日の時価を記載しているか。
51	（休日受取手形） 期末日に休日受取手形がある場合には、その処理方法、金額を注記しているか。
52	（固定資産圧縮記帳） 収用等により固定資産の圧縮記帳がある場合、その旨、圧縮額（処理年度のみ）を注記しているか。
53	（固定資産圧縮記帳） 国庫補助金、工事負担金等により固定資産の圧縮記帳がある場合、その旨、圧縮額（処理年度以降も記載）を注記しているか。
54	（不動産SPC） 不動産SPCへの譲渡取引を金融取引として処理した場合、その旨、関連する債務を示す科目名、金額を注記しているか。
55	（圧縮未決算特別勘定） 圧縮未決算特別勘定がある場合、その旨、内容、金額を注記しているか。
56	（休日支払手形） 期末日に休日支払手形がある場合には、その処理方法、金額を注記しているか。
57	（債務保証） 債務保証は、保証先毎に総額表示で注記しているか。
58	根保証がある場合には、貸借対照表日現在の債務額または保証極度額の少ない金額（または保証極度額）を記載しているか。
59	自己の債務保証を他者が再保証している場合には、再保証額控除前の自己の債務保証額を記載しているか。
60	他社の債務保証を自己が再保証している場合には、自己の再保証額を記載している

	か。
61	遅延未払金利も債務保証の対象となっている場合には、債務額+遅延未払い金利額等を記載しているか。
62	債務保証損失引当金が設定してある場合、総額から債務保証損失引当金を控除しているか。
63	外貨建保証債務は、決算時の為替相場による円貨額を注記しているか。
64	(繰上割増償還権付外貨建転換社債) 繰上割増償還権付外貨建転換社債に損失の可能性がある場合、引当金の要件を満たさない場合には、内容及び金額を注記しているか。
65	(自己株式) 取締役会決議による自己株式を消却する場合に、決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、当該自己株式の帳簿価額または株式数に重要性がある場合、その自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を注記しているか。
66	(当座貸越契約等) 当座貸越契約等、貸出コミットメントの貸手は、その旨、極度額または貸出コミットメント額から借手の実行残高を差し引いた額、定性情報を注記しているか。
67	当座貸越契約等、貸出コミットメントの借手は、その旨、借入枠から実行残高を差し引いた額を注記しているか。
68	(連結納税制度) 連結納税制度を適用した場合または取りやめた場合における最初の計算書類においてはその旨を注記しているか。
損益計算書に関する注記	
69	(関係会社に対する取引高) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記しているか。
70	(通常の販売目的で保有する棚卸資産に係る損益の注記) 通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下げ額(前期に計上した簿価切下げ額を戻入れる場合には、当該戻入額相殺後の額)を、売上原価に独立掲記していない場合には、注記で開示されているか。
71	(資産除去債務に関する会計基準を早期適用する場合) 資産除去債務の会計処理に関連して、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記する。 (1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明 (2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件 (3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容 (4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額 (5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積ることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積ることができない旨及びその理由
72	(工事契約に関する会計基準を適用する場合) 工事契約に関して次の事項を注記しているか。 (1) 工事契約に関する認識基準 (2) 決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法

	(3) 当期の工事損失引当金繰入額 (4) 同一の工事に関する棚卸資産と工事損失引当金がともに計上されることとなる場合には、次の①また②のいずれかの金額(該当する工事契約が複数存在するときはその合計額) ① 棚卸資産と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示した場合 その旨、当該棚卸資産の額のうち工事損失引当金に対応する額 ② 棚卸資産と工事損失引当金を相殺して表示した場合 その旨、相殺表示した棚卸資産の額 (5) 本会計基準を適用する最初の事業年度の期首に存在する工事契約のすべてについて一律に本会計基準を適用することができる。この結果、従来、工事完成基準によっていた工事契約について工事進行基準によることとなるときは、過年度の工事進捗に見合う損益(該当する工事契約が複数存在する場合には、その合計額)は特別損益または特別損失として計上することとなる。その場合には、その旨及び過年度工事の工事進捗に見合う工事収益の額と工事原価の額を注記しているか。 (注) 平成19年12月27日以降、平成21年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる。
株主資本等変動計算書に関する注記	
73	当該事業年度末日における発行済株式の数について記載されているか。 種類株式発行会社にあつては、事業年度末日における種類ごとの発行済株式の数について記載されているか。(連結注記表を作成する場合は省略可)
74	当該事業年度末日における自己株式の数について記載されているか。 種類株式発行会社にあつては、事業年度末日における種類ごとの自己株式の数について記載されているか。
75	当該事業年度中に行つた剰余金の配当(当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法124(1)に規定する基準日が当該事業年度中のものを含む。)に関する次に掲げる事項その他の事項を記載しているか。 (イ) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額 (ロ) 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額(当該剰余金の配当をした日においてその時の時価を付した場合にあつては、当該時価を付した後の帳簿価額)の総額
76	当該事業年度の末日後における会社の発行している新株予約権(会社法第236(1)④の期間の初日が到来していないものを除く)に関する事項について記載されているか。 種類株式発行会社にあつては、種類及び種類ごとの数 (連結注記表を作成する場合は省略可)
税効果に関する注記	
77	税効果に関する注記は、次に掲げるもの〔重要でないものを除く〕の発生の主な原因を注記しているか(率の注記は要求されていない。) (1) 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合にはその金額を含む) (2) 繰延税金負債



リースにより使用する固定資産に関する注記	
78	リースにより使用する固定資産に関する注記として、ファイナンス・リース取引の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件に関する事項を記載しているか。 (1) 当該事業年度の末日における取得原価相当額 (2) 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 (3) 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 (4) 上記(1)から(3)のほか、リース物件に係る重要な事項
金融商品に関する注記	
79	金融商品に関する注記は次に掲げるもの(重要性が乏しいものを除く)としているか (1) 金融商品の状況に関する事項 (2) 金融商品の時価等に関する事項 連結計算書類を作成する株式会社は計算書類における上記(1)、(2)の作成を要しない。
賃貸等不動産に関する注記	
80	賃貸等不動産に関する注記は次に掲げるもの(重要性が乏しいものを除く)としているか (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項 (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項 連結計算書類を作成する株式会社は計算書類における上記(1)、(2)の作成を要しない。
持分法損益等に関する注記	
81	次に掲げる区分に応じて、次の注記があるか (1) 関連会社がある場合 ① 関連会社に対する投資の金額 ② 当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額 ③ 投資利益または投資損失の金額 (留意事項) 損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社を除外することができる。 (2) 開示対象特別目的会社がある場合 ① 開示対象特別目的会社の概要 ② 開示対象特別目的会社との取引の概要 ③ 開示対象特別目的会社との取引金額 ④ その他重要な事項 (留意事項) 連結計算書類を作成する株式会社は上記(1)、(2)の作成を要しない。
関連当事者との取引に関する注記	

82	関連当事者との取引に関する注記は、株式会社と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であって重要なものを注記しているか。 (1) <関連当事者が会社等であるとき> 関連当事者が会社等であるときは、次の事項を注記しているか。 ① その名称 ② 当該関連当事者の総株主の議決権に占める株式会社が有する議決権の数の割合 ③ 当該株式会社の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
83	(2) <関連当事者が個人であるとき> 関連当事者が個人であるときは、次の事項を注記しているか。 ① その氏名 ② 当該関連当事者の総株主の議決権に占める株式会社が有する議決権の数の割合 (3) 当該株式会社と当該関連当事者との関係 (4) 取引の内容 (5) 取引の種類別の取引金額 (6) 取引条件及び取引条件の決定方針 (7) 取引により発生した債権または債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高 (8) <取引条件の変更がある場合> 取引条件の変更があった時には、その旨、変更の内容、当該変更が計算書類に与えている影
84	関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、注記不要。 (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 (2) 取締役、会計参与、監査役または執行役(以下この条において「役員」という。)に対する報酬等の給付 (3) (1)(2)のほか当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引
85	関連当事者との取引に関する注記は上記の区分に従い関連当事者ごとに注記しているか。
1株当たり情報に関する注記	
86	(1株当たり純資産) 1株当たりの純資産額を注記しているか。
87	(1株当たり当期純損益) 1株当たりの当期純利益(金額)または当期純損失(金額)を注記しているか。
重要な後発事象に関する注記	
88	当該株式会社の事業年度の末日後、当該株式会社の事業年度以降の財産または損益に影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象を注記しているか。
連結配当規制適用会社に関する注記	

89	(連結配当規制適用会社に関する注記) 連結配当規制適用会社は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社になる旨を注記しているか。
<b>その他の注記(追加情報の注記)</b>	
90	<p>会社計算規則等において特に定められた注記事項のほか、利害関係人が事業年度に関する会社の財政及び経営の状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しているか。</p> <p>(1) 会計方針の記載に併せて注記すべき事項</p> <p>① 会計上の見積りの変更 &lt;例&gt; ・製品保証引当金の算定の基礎となる過去の修理期間の見直し ・固定資産の耐用年数の変更</p> <p>② 会計処理の対象となる会計事象等の重要性が増したことに伴う本来の会計処理への変更 &lt;例&gt; ・売上割戻の計上について、支出時に売上控除処理する方法から売上割戻見積額を未払計上する方法への変更 ・ポイント制度について、顧客の利用時に費用化する方法からポイント付与時に見積りに基づいて費用化する方法への変更</p> <p>③ 会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用 &lt;例&gt; ・新たに開始した倉庫業に係る流通倉庫の減価償却方法について、既存事業の有形固定資産の減価償却方法とは異なる方法の採用 ・新たに開始した割賦販売について、既存の出荷基準とは異なる売上計上基準の採用</p> <p>(2) 計算書類等の特定の科目との関連を明らかにして注記すべき事項</p> <p>① 資産の使用・運用状況等の説明 &lt;例&gt; ・重要な休止固定資産 ・販売用不動産等の保有目的の変更</p> <p>② 特殊な勘定科目等の説明 &lt;例&gt; ・損益計算書における特別損益科目の説明 ・業種特有の科目の説明 ・収用等に伴う圧縮記帳</p> <p>③ 会計基準の適用に係る実務指針等で注記を求めている事項 &lt;例&gt; ・企業会計基準委員会による企業会計基準適用指針等による注記事項 ・監査委員会報告第61号「保証債務及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」による注記事項 ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」による注記事項</p>

	<p>(3) その他</p> <p>① 期間比較上説明を要する事項 &lt;例&gt; ・期末日が休日 ・新規事業の開始、取引形態の変更</p> <p>② 後発事象に該当しないが説明を要する事項 &lt;例&gt; ・当該事業年度中に合併の合意及び公表はなされたが、合併承認手続が未了の場合 ・当該事業年度中に合併承認総会で合併契約書が承認されたが、いまだ合併期日が到来していない場合 ・新株式の発行について、当該事業年度中に取締役会の承認決議はあったが、いまだ払込期日が到来していない場合 ・過年度に後発事象として開示した事項で、開示した内容を更改または補正し、あるいは経過等を引続き開示する場合</p>
<b>減損会計の注記</b>	
91	<p>(減損損失) 減損損失を認識した資産または資産グループがある場合には、重要性が乏しい場合を除き、当該資産または資産グループごとに、以下の事項を注記しているか。</p> <p>(1) 当該資産または資産グループについて、以下が注記されているか。</p> <p>① 用途 ② 種類 ③ 場所 ④ その他当該資産または資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容</p> <p>(2) 減損損失を認識するに至った経緯が注記されているか。</p> <p>(3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳が注記されているか。</p> <p>(4) 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法が注記されているか。</p> <p>(5) 回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算定方法が注記されているか。</p> <p>(6) 回収可能価額が使用価値の場合には、その旨及び割引率が注記されているか。</p> <p>(留意事項) 多数の資産グループにおいて重要な減損損失が発生している場合には、資産の用途や場所等に基づいて、まとめて記載することができる。</p>



ストック・オプションの注記	
92	<p>(1) スtock・オプション会計基準の適用による財務諸表への影響額</p> <p>① サービスを取得した場合には、当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称(ストック・オプションを付与した場合は、これに該当する。当該会計期間に新たに付与したストック・オプション等に係る当期の費用計上額と、当該会計期間より前に付与されたストック・オプション等に係る当期の費用計上額の双方を含む。)を記載しているか。</p> <p>② 財貨を取得した場合には、その取引による当初の資産計上額(または費用計上額)と科目名称を記載しているか。</p> <p>③ 権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した額を記載しているか。</p>
93	<p>(2) 各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模(付与数)及びその変動状況</p> <p>当該会計期間において存在したストック・オプションについて、ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況として、次の事項を注記しているか。</p> <p>① 付与対象者の区分(役員、従業員、などの別)及び人数</p> <p>② スtock・オプションの数(権利行使された場合に交付することとなる株式の数で表示する。当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。)</p> <p>③ 付与日</p> <p>④ 権利確定条件(付されていない場合にはその旨)</p> <p>⑤ 対象勤務期間(定めがない場合にはその旨)</p> <p>⑥ 権利行使期間</p> <p>⑦ 権利行使価格</p> <p>⑧ 付与日における公正な評価単価(会社法施行日以後に付与されたストック・オプションに関する評価単価をいう。)</p> <p>⑨ 権利行使時の株価の平均値(当該会計期間中に権利行使されたものを対象とする。)</p> <p>上記②のストック・オプションの数に関しては、下記の区分ごとに記載する(②、③、⑤及び⑥については、当該会計期間中の数を記載し、④及び⑦については、期首及び期末の数を記載する。)</p> <p>① 付与数</p> <p>② 権利不確定による失効数</p> <p>③ 権利確定数</p> <p>④ 権利未確定残数</p> <p>⑤ 権利行使数</p> <p>⑥ 権利不行使による失効数</p> <p>⑦ 権利確定後の未行使残数</p>

94	<p>(集約した記載及び簡便な算定方法)</p> <p>上記(2)の注記は、次のいずれかの方法で記載する。</p> <p>① 契約単位で記載する方法</p> <p>② 複数の契約を集約して記載する方法</p> <p>付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間や権利行使期間の長さが概ね類似しているものに関しては、(2)の記載方法によることができる。</p> <p>但し、株式の公開前に付与したストック・オプションと、公開後に付与したストック・オプションを集約して記載することはできない。権利行使価格の設定方法が著しく異なるものについても、集約して記載することはできない。</p> <p>なお、第25項(9)の計算については月中の平均株価を用いる等、簡便で合理的な算定方法によることができる。</p> <p>前項(2)により記載を行う場合、第25項(7)、(8)及び(9)の項目に関する集約の方法は次による。</p> <p>① 権利行使時の株価の平均値については当該会計期間中の権利行使数に基づく加重平均値</p> <p>② 付与日における公正な評価単価及び権利行使価格については当該会計期間中の権利行使数に基づく加重平均値と当該会計期間末の残存数(権利未確定数と権利確定未行使数との合計)に基づく加重平均値</p>
95	<p>(3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法</p> <p>当該会計期間中に付与されたストック・オプション及び当該会計期間中の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションにつき、公正な評価単価の見積方法として使用した算定技法並びに使用した主な基礎数値及びその見積方法を記載しているか。使用した算定技法と使用した主な基礎数値の見積方法に関し、内容が同一のものについては集約して記載することができる。</p>
96	<p>(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法</p> <p>ストック・オプションの権利確定数の見積方法として、勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載しているか。</p>
97	<p>(5) 未公開企業におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法</p> <p>未公開企業においてストック・オプションを付与している場合には、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法(会計基準第16項(3))として、その価値算定の基礎となる自社の株式の評価方法についても注記しているか。</p>
98	<p>(単位当たりの本源的価値によった場合の開示に関する簡便な算定方法)</p> <p>未公開企業において、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値によった場合には、各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額を注記しなければならない(会計基準第16項(5))が、この計算は、月中の平均株価を基礎として算定する等の簡便で合理的な算定方法によることができる。</p>
99	<p>(6) スtock・オプションの条件変更の状況</p> <p>ストック・オプションの条件変更を行った結果、ストック・オプションの内容として注記した事項に変更が生じた場合は、その変更内容について注記しているか。</p> <p>条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行わなかった場合(会計基準第10項(2)の場合)にも、その旨を注記する。</p>

100	<p>(7) 財貨またはサービスの取得の対価として自社株式オプションまたは自社の株式を用いる場合</p> <p>財貨またはサービスの取得の対価として自社株式オプションまたは自社の株式を用いた場合には、該当する項目につき、ストック・オプションの場合の注記に準じて開示をしているか。この場合、取得した財貨またはサービスの内容及び財貨またはサービスの取得価額の算定を当該財貨またはサービスの公正な評価額によった場合には、その旨を併せて注記する。</p>
-----	---

附属明細書のチェックリスト

	項 目																																																																																						
1	<p>(一般的事項)</p> <p>附属明細書には、規則で定めるもののほか、貸属明細書には、規則で定めるもののほ動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を記載しているか。</p> <p>該当項目のないものは作成を要せず、該当項目なしと特に記載する必要はないがそのようになっているか。</p>																																																																																						
2	<p>(金額単位)</p> <p>金額の記載単位については、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の金額の記載単位に合わせて記載しているか(単位未満の端数の処理を含む)。</p>																																																																																						
3	<p>1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細</p> <p>(1) 固定資産の増減が、下記いずれかの様式に従って作成されているか。</p> <p>① 帳簿価額による記載</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資産の 種 類</th> <th>期 首 帳簿価額 円</th> <th>当 期 増 加 額 円</th> <th>当 期 減 少 額 円</th> <th>当 期 償 却 額 円</th> <th>期 末 帳簿価額 円</th> <th>減価償却 累計額 円</th> <th>期 末 取得原価 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 取得原価による記載</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資産の 種 類</th> <th>期 首 残 高 円</th> <th>当 期 増 加 額 円</th> <th>当 期 減 少 額 円</th> <th>期 末 残 高 円</th> <th>期末減価 償却累計 額又は償 却累計額 円</th> <th>当 期 償 却 額 円</th> <th>差引期末 帳簿価額 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">有形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	資産の 種 類	期 首 帳簿価額 円	当 期 増 加 額 円	当 期 減 少 額 円	当 期 償 却 額 円	期 末 帳簿価額 円	減価償却 累計額 円	期 末 取得原価 円	有形固定資産									計								無形固定資産									計								区分	資産の 種 類	期 首 残 高 円	当 期 増 加 額 円	当 期 減 少 額 円	期 末 残 高 円	期末減価 償却累計 額又は償 却累計額 円	当 期 償 却 額 円	差引期末 帳簿価額 円	有形固定資産									計								無形固定資産									計							
区分	資産の 種 類	期 首 帳簿価額 円	当 期 増 加 額 円	当 期 減 少 額 円	当 期 償 却 額 円	期 末 帳簿価額 円	減価償却 累計額 円	期 末 取得原価 円																																																																															
有形固定資産																																																																																							
	計																																																																																						
無形固定資産																																																																																							
	計																																																																																						
区分	資産の 種 類	期 首 残 高 円	当 期 増 加 額 円	当 期 減 少 額 円	期 末 残 高 円	期末減価 償却累計 額又は償 却累計額 円	当 期 償 却 額 円	差引期末 帳簿価額 円																																																																															
有形固定資産																																																																																							
	計																																																																																						
無形固定資産																																																																																							
	計																																																																																						
4	<p>(2) 「①帳簿価額による記載」については「期首帳簿価額」「当期増加額」「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によって記載し、「期末帳簿価額」と「減価償却累計額」の合計額を「期末取得原価」の欄に記載しているか。</p>																																																																																						
5	<p>(3) 「②取得原価による記載」については「期首残高」「当期増加額」「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は取得原価によって記載し、「期末残高」から「期末減価償却累計額または償却累計額」を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載しているか。</p>																																																																																						
6	<p>(4) 有形固定資産若しくは無形固定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、または有形固定資産若しくは無形固定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、(1)①における「期末帳簿価額」または(1)②における「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができるが、こ</p>																																																																																						



	項 目
	の場合、その旨を脚注しているか。
7	<p>(5) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」に基づき減損損失を認識した場合には、次のように記載しているか。</p> <p>(直接控除形式の場合)</p> <p>貸借対照表上、直接控除形式(減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式)により表示しているときは、当期の減損損失を「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載しているか。</p> <p>(独立間接控除形式の場合)</p> <p>貸借対照表上、独立間接控除形式(減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除する形式)により表示しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、減損損失累計額については①における「期末帳簿価額」または②における「期末残高」の欄の次に「減損損失累計額」の欄を設けて記載しているか。</p> <p>(合算間接控除形式の場合)</p> <p>貸借対照表上、合算間接控除形式(減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除し、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示する形式)を採用しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、減損損失累計額については①における「減価償却累計額」または②における「期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載しているか。この場合には、いずれの場合も減損損失累計額が含まれている旨を脚注しているか。</p>
8	(6) 合併、会社分割、事業の譲受けまたは譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注しているか。
9	(7) 上記(6)以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額を脚注しているか。
10	(8) 投資その他の資産に減価償却資産が含まれている場合には、当該資産についても記載することが望ましい。この場合には、表題を「有形固定資産及び無形固定資産(投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。)の明細」等に適宜変更しているか。
11	(9) 貸借対照表の期末残高、注記(減価償却累計額)と整合しているか。
12	(10) 当期償却費(販売費及び一般管理費部分)は附属明細書「3. 販売費及び一般管理費の明細」の減価償却費と整合しているか。
13	(11) 当期の減損損失の金額は損益計算書の減損損失の金額と整合しているか。

	項 目																																
14	<p>2. 引当金の明細</p> <p>(1) 下記の様式に従って作成されているか(期首または期末のいずれかに残高がある場合のみ作成する)。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">期首残高</th> <th rowspan="2">当期増加額</th> <th colspan="2">当期減少額</th> <th rowspan="2">期末残高</th> </tr> <tr> <th>目的使用</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	目的使用	その他		円	円	円	円	円																		
区 分	期首残高				当期増加額	当期減少額		期末残高																									
		目的使用	その他																														
	円	円	円	円	円																												
15	(2) 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれの総額で記載しているか。																																
16	(3) 「当期減少額」の欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注しているか。																																
17	(4) 退職給付引当金について、退職給付に関する注記(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の13に規定された注記事項に準ずる注記)を個別注記表に注記しているときは、附属明細書にその旨を記載し、記載を省略することができる。																																
18	(5) 重要な会計方針の引当金の計上基準、附属明細書「3. 販売費及び一般管理費の明細」に記載された金額(販売費及び一般管理費分)と整合しているか。																																
19	(6) 貸借対照表の期末残高と整合しているか。																																
20	<p>3. 販売費及び一般管理費の明細</p> <p>(1) 以下の様式に従って作成しているか(おおむね販売費、一般管理費の順に、その内容を示す適当な科目で記載する)。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	適用		円								計																			
科目	金額	適用																															
	円																																
計																																	
21	(2) 損益計算書の販売費及び一般管理費の金額と整合しているか。																																
22	<p>4. その他重要な事項</p> <p>附属明細書に、上記のほか、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を記載する場合、上記ひな型との整合性を考慮に入れて、適宜工夫しているか。</p>																																

## 卷末資料集

① 経理的基礎検討委員会に提出した意見書・・・・・・・・・・ 1 ページ

(大仲委員提出)

② 経理的基礎検討委員会報告書・・・・・・・・・・・・・・ 15 ページ



平成12年改正で「経理的基礎」が導入され、当初産廃指導課という技術者が多い部門では戸惑いもあったが試行錯誤の結果近時かなりこなれた運用がされてきている。しかし、行政間での基準及び運用の違いが目立つところでもあり、次のような調整を行う必要があると思料する。

#### I 用語

経理的基礎という用語は、他の法令でも多数規定されているので定義規定が必要である。

また、複数個所で規定されている役員報酬、減価償却額、未処理廃棄物の処理費、維持管理積立金の計上等に関する注意規定は利益及び純資産の計算式として定義した方が分かりやすい。

他法令でもその法令独特の規定がある場合は計算式を示している。

また、申請者が採用する会計基準の違いによる不公平を補正するためにも必要である。

#### II データについて

##### 1. 廃棄物処理業許可申請 経理的基礎審査必要データ

###### (1) 経理的基礎の規定の目的

経理的基礎は、次の目的から必要とされる。(環境省メモより)

施設を建設し適切に運用していくためには、建設費、維持管理費等が必要となる。これらの資金が不十分ならば、施設自体の欠陥による稼働率の悪化、維持管理不足による不適切な処理、保管量の上限超過等の問題を起こすおそれがある。

したがって、地域の生活環境保全上支障のない施設が建設され維持管理されることをねらいとして、当該要件を設けているところである。

なお、審査の内容については、審査時点における財務状態(資金の調達方法、資産や負債の状況、維持管理経費を含む事業収支の見込み等)の確認を行うものであり、将来に渡る事業の安定性を保証するものではない。

###### (2) 必要データ

審査は、審査時点における財務状態(資金の調達方法、資産や負債の状況、維持管理費を含む事業収支の見込み等)の確認を行うものであるから、最低限次のデータが必要となる。

###### ① 資金の調達方法

ア 増資または過去の蓄積等自己資金によるのか、

イ 銀行融資等によるのかの見込み

(単なる見込みではなく、増資引き受け先リスト及び同意書等、融資証明またはこれに準ずる書類等が必要である。)

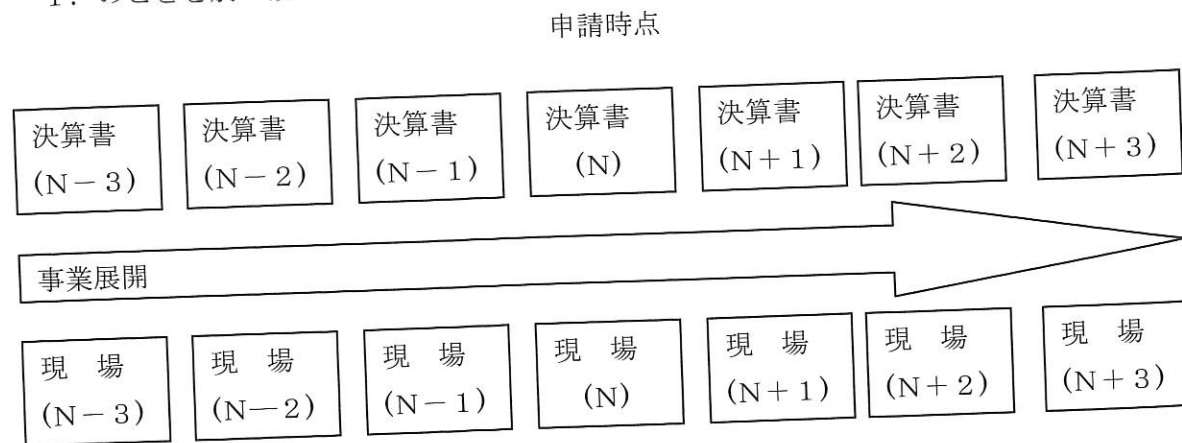
- ② 資産や負債の状況  
計算書類及びその記載内容を確認できる書類（残高証明書、確定申告書、勘定科目明細、固定資産台帳等）
  - ③ 維持管理費を含む事業収支の見込み等
    - ア 必要と見込まれる維持管理費の額
    - イ 未処理廃棄物の未払い処理料の額
    - ウ その他廃掃法及び条例により積立あるいは寄付すべき額
    - エ 行政指導等により改善のために必要とされる金額等
- なお、その基礎資料(技術データ、棚卸量、処理量等)が必要である。

留意点1 以上より審査には、計算書類等過去データ以外に、将来費用を見積り、算定するためのデータ等が必要である。

留意点2 以上より計算書類等貨幣的データ以外に未払額算定等をするための基礎資料としてのデータも必要である。例えば、未処理廃棄物の処理費用見積もりに必要な基礎データすなわち未処理廃棄物の棚卸データとか、あるいは改善命令等行政指導をクリアするために必要な金額の算定資料等が必要となる。許可申請時経理的基礎審査以外の目的で申請者より提出された資料を活用するとともに、別途作成の上提出させるデータもある。

## 2. 産業廃棄物処理業許可申請のイメージ

### 1. のことを別の観点から説明する。



新規、変更、更新あるいは収集運搬、中間処理、最終処分等の許可申請の区分は別として、また、申請者が新規法人設立をするのか、既存法人なのかは別として、継続して事業を営むことが望まれる事業であるので、上記イメージとなる。

経営の成果を示すデータには次のものがある。

- ① 貨幣的評価によるデータ  
決算書に集約される。経営の結果、収支が長期間バランスしない場合は、継

続が望まれる事業の主体足り得ない。

### ② 貨幣以外の量的データ

会計処理以外のデータであるが、廃棄物処理業は廃棄物を収集運搬、中間処理、最終処分することが売上となる事業であるので、廃棄物の流れと処理効率を示す物理量が必要である。

### ③ 廃棄物処理の結果（あえて現場という言葉を使用する。）

廃棄物処理を実際行った結果は現場として残っている。不適正処理、違法処理が行われていないかを判断するために必要であるとともに、もし改善すべき事項がある場合は、その改善のために必要な資金額を算定する基礎資料ともなる。廃棄物処理施設、保管地の汚染等のデータも当然必要となる。

これは主として行政による立ち入り調査で明らかとされる。

## III 経理的基礎(廃棄物処理業の場合)

### (1) 会計処理能力の必要性

廃棄物処理業には会計処理を適切に行うことにより経営の成果を計算書類に正確に表現するとともに計数に基づくマネージメントを行う能力が必要である。他事業でも当然必要とされるが、廃棄物処理業は長期間事業継続することが環境の観点から強く望まれる事業であるのでこの能力がないと業を許可することができない。この能力に支えられてはじめて適切な施設を設置するとともに維持管理を行うことができることになる。また経営計画の達成可能性も高まることになる。

もちろん事業継続の十分条件ではないが、必要条件である。

### (2) 廃棄物処理施設設置許可申請の特徴

施設を設置することにより従来の経営環境とは大きく変動する申請者の将来計画の結果を審査する必要がある。

従来の経営状態+施設設置及び稼働による将来の経営状態の変化  
を見込んだ収支計画書をもって経理的基礎を判断する必要があることになる。

またこれは許可の通りの施設が設置されたのち申請者が経営に行き詰った場合でも、技術的基準及び維持管理が適切に行われた施設であれば、経営者交代により環境に安全に稼働させることも可能である。旧経営者からすれば、それによって資金回収ができることとなり、経営が苦しいからと言って不適正処理を行わない経営改善策が担保されていることになる制度設計である。

従って次の点に留意が必要となる。

#### ① 過去の実績のみから経理的基礎の有無を審査することはできないこと

施設設置によって経営環境が大きく変動するが、どのように変化するかが正確に把握されていないなければならない。

#### ② 決算書等の貨幣的価値で測定されたデータのみでは、審査できない。

廃棄物の数量 × 単価 = 売上または処分費



のレベルまで少なくとも分解しない限り将来の収支計画の適否は審査できない。

- ③ 設置される施設の処理能力が明らかにされなければならない。  
メーカーの公称能力の通り稼働した事例は皆無である。
- ④ 処理残渣の正確な把握  
いかに処理能力及び申請者の運転能力が優れていても、処理残渣が発生するがこの残渣発生率及び処理費が適正に見積もられていなければならない。また残渣物の引き取り処理先が確保されている必要がある。また、未処理残渣の在また、未する能力がなければならない。残渣量の把握のためには、法定帳簿と測量等による実際棚卸が必要である。また、残渣の処理単価を、契約書等によって正確に把握していなければならない。
- ⑤ 収支計画とともに資金繰り表が作成され、運用されなければならない。資金が尽きた時が、事業の停止時点となる。収支と資金繰りとは短期的には一致しないので、資金の管理能力が必要である。

### (3) 単なる更新許可申請の場合

従来から行われていた許可に係る事業を継続するだけであり、行政による立ち入り調査等により実態把握ができていないことと、その際に経理的基礎の調査すなわち財務状況、資金繰り状況等も調査しているので経営環境に激変があるか（事故等）明らかに経営が破綻（破産等）している等の状況がなければ簡易な審査で済ますことができる。手法としては次のようなものが考えられる。

- ① 計算書類の分析 産廃処理業者の経営実態等が優良性評価により開示が進んだこともあり解明されてきたので、従来の融資審査的経営分析によるものではなく実態に即した分析も可能となりつつあるので、活用することができる（データとして優良性評価により開示データ、CRD協議会のデータを利用して開示される中小企業庁のデータ等）。

ただし、決算書には貨幣的に測定されたデータしか反映されていないので物理量を反映する工夫をする必要がある。

また廃掃法違反等がないかどうか等現場のありさまを把握しておく必要があるが許可という観点でとらえると先ほど環境省より改訂の上発遣された「立ち入り調査のチェックリスト」によって許可権者は現場を十分把握しているのだから、立入調査結果に特に問題がなければこのような簡易審査によって許可をすることも可能である。

要は、過年度の経営実績の延長上に将来もあると見込まれる場合に可能となる審査方法である。

注 銀行等の融資審査は、融資額が全額返済されることがどれほど確実かを審査している。行政による経理的基礎の審査はそれより長期に事業が継続され施設

が廃止されるまでを視野に入れる必要がある。また銀行は金融庁による規制等があり、経理的基礎の審査とは観点が違うので銀行の審査をもって行政の審査に変えることはありえない。また、銀行等と協力して申請者を管理ないし監視することもありえない。行政が危惧を持っているというのでは銀行は手を引くことにつながるからである。

### (4) その他の論点

#### ① 会計基準

会社法によれば株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとするとして431条で定められている。それでは一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行とは何かということであるが、上場企業に強制適用される会計基準が該当することは明らかであるが、中小企業の場合上場会社及びその関係会社ほどの事務能力がないことからある程度簡易な「中小企業の会計指針」でもよいとされている。

それでは、廃棄物処理業の許可申請の場合、これらの会計基準に従っていないと考えるべきであるかを検討する必要がある。次の点でその必要がないと考える。

- ・ 経理的基礎の有無の審査に差し支えない計算書類であればよいこと
- ・ 計算書類は主として会社の財政状態および経営成績を示すものであるが、経理的基礎の審査はそれ以外に資金繰り、将来の収支計算等をも総合的に審査することとなること
- ・ ただし、採用している会計基準によって財政状態及び経営成績に違いが生じるので経理的基礎の審査に不公平が発生する。会計基準による差を補正するためにデータを提出させる必要はある。

結論として、申請者が自らの会社の経理能力を高めることは良いことであるが、経理的基礎の審査に「中小企業の会計基準」は本質的に要請されるものではない。

- ② 分析方法としては絶対分析といわれるものと比率分析がある。事業規模、投資規模によって必要とされる資金の絶対額が違うことを無視して比率分析のみによって経理的基礎の有無を審査してはならない。

#### ③ 行政間による基準の違いの補正

基本的に、税金さえ払っていればよいというところから本格的に審査するところまでである。同一申請者が行政によって許可される場合と許可されない場合がある危険性がある。

また、広域に事業を行っている場合、時期がずれて申請を繰り返すことになるが、その場合添付する決算書が違うことから、申請の結果が不安定となる危険がある。

経理的基礎の審査については何らかの統一的審査または統一的基準による審査

を行う必要があるが、一番の困難はいわゆる決算書のみで審査することはできないので、決算書以外のデータをどのように収集集積するかである。さらに、建設業の場合のように点数をつけるだけでは経理的基礎を審査したことにはならない。この点が建設業の場合の経営事項審査とは違うところである。また、毎年すべての許可取得行政に決算書を提出することは、申請者にとっても、行政にとっても大きな負担となる。このような困難はあるが、統一センター構想は検討に値すると思料する。

#### IV 施設設置許可申請の場合の経理的基礎とは

##### 施設設置許可の場合

##### 第1条 目的規定

環境省メモの通り

##### 第2条 定義規定

###### ① 経理的基礎

廃棄物処理施設設置資金及び廃止確認までの維持管理資金を調達できること  
+健全経営できる資金調達が可能なこと ただし、長期的観点でとらえる必要がある。

・健全経営とは、必ずしも大きな利益を残すことを意味しないが、少なくとも 収支相償し、諸税金、社会保険、労働保険、給与等の滞納・未払い、その他負債の不払い等を来さず、また、当然廃掃法及び廃棄物関連の条例に定める積立金、寄付金等の滞納・未納を来すことなく経営できることをいう。したがって事業開始直後巨額の赤字を計上し、仮に債務超過となってもその原因が当初事業開始までに発生した赤字あるいは当初の減価償却費等に起因するものであった場合で、長期的に黒字転換し収支バランスがとれるのであれば特に経理的基礎がないとする必要はない。

・廃掃法に定める積立金 維持管理積立金、信託預金による特定災害防止準備金、未処理廃棄物処理費用

・条例に定める積立金等 産廃税（全国28自治体）、環境保全協力金（廃税（全国実施中、大分県と福島県が導入検討中、任意公害防止保証金（赤磐市）

注このように定義すると、設置許可申請時未だ発生していない廃掃法及び条例による廃棄物処理に係る諸費用を申請時に必要資金として見積もり計上させることができる。

なお 健全経営できるためには、経理処理・財産管理の適正性を保つことができる能力が必要である。また開示能力も要請される。この能力も経理的基礎の有無を判断する際検証する必要がある。特にコンサル等に依頼して経営計画を作成した場合、その履行能力が申請者にあるかどうかを検証しておく必要がある。

② 決算書 株式会社における会社法が規定する計算書類、公益法人、特殊法人、事業協同組合、その他法人にあつてはそれぞれの根拠法によって作成が義務付けられている計算書類同等の決算報告書、別記事業においてはそれぞれの法令により作成したものであること

計算書類とは貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表とされる。大会社においてはこれにキャッシュフロー計算書の作成も必要となる。

###### ③ 税務申告書

法人の場合

株式会社、公益法人、事業協同組合、特殊法人等にあつては法人税確定申告書、都道府県民税確定申告書、法人市民税確定申告書、消費税及び地方消費税確定申告書及び添付書類

個人事業の場合

所得税確定申告書、都道府県民税確定申告書、市民税賦課決定通知書、消費税及び地方消費税確定申告書及び添付書類

④ 利益 廃掃法における利益とは次のものをいう。

決算書における当期純利益または当期純損失 ± 廃掃法に定める立金の積立過不足額 ± 条例に定める積立金等 ± 給与・諸税金・諸負債の未計上額または過剰計上額 - 行政指導改善必要費

留意点 決算書が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計上されていること（会社法431条）を前提としているため、負債の計上不足、収益の過大計上または架空計上があればその分を是正して計算することになる。

・決算書における当期純利益または当期純損失

計算書類でいえば損益計算書の最終の部分、税引き後の「当期純利益金額」または「当期純損失金額」をいう。

###### ⑥ 純資産

決算書における貸借対照表純資産合計 ± 特定災害防止準備金（維持管理積立金）の積み立て過不足額 ± 保管未処理廃棄物処理費の未計上額または過剰額 ± 廃掃法以外の法令上の積立金等 ± 給与・預り金・諸税金。諸負債の未計上額または過剰計上額 - 行政指導改善必要費

留意点 計算書類規則及び会計慣行においては、期末までに納付すべきことが確定した納付税額を計上すべきであるが、納付すべき税額を全額または一部を計上していない決算書があるので、未計上または不足額を加減しなければ不公平である。



⑦ 自己資本比率

純資産 ÷ 総資産 であるが、

⑥の純資産とすべきである。ただし、特定災害防止準備金については環境保全再生機構等に積み立てがあること（使用することができる資産）および税法上は損金処理でなく、積立金処理でも損金となることとのバランスをとるため、負債の部に計上されている特定災害防止準備金の額を、純資産にプラスして考えるものとする。

リースについては所有権移転外リース取引の場合に、支払額をリース料として経理している場合は、原則的処理方法である資産計上をする申請者とのバランスをとるため、リースの未払い総額を負債に計上したものを総資産として計算すべきである。

経理的基礎の有無審査のための必要添付書類

基本的考え方

廃棄物処理施設設置許可申請に際して要求される添付書類は各自治体においてほぼ同様であると考えられるので、経理的基礎検討委員会第3回参考資料3-6の長野県の資料が添付されているものとして、経理的基礎を審査するために特に必要と思われる書類を明確にする。

第3条 経理的基礎の有無を審査するために設置許可申請書に添付すべき書類

実務においては申請に先立って事前協議等を行うがこの事前協議においても以下の書類に準じたものを添付させることとなる。ただし、事前協議書提出時にすべて内容が完備することまでは要求しない。

1. 決算書 これが基本の添付すべき書類である。現行施行規則にもある。

なお、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表のほか販売費及び一般管理費の明細及び製造原価報告書も提出させること

有価証券報告書でも可としてもよいが、内訳明細が極めて大まかであるため別途必要な勘定科目については作成提出させる必要がある。上場会社であるから経理的基礎はあると判断することは適切ではない。

税務申告書としない理由1 法人の代表者を含めた役員が株主をはじめステークホルダーに経営の説明責任を果たす書類は決算書である。これには経営の成果がすべて集約されている。

法人税法において、貸借対照表等は添付書類とされている。法人税の確定申告という観点からはそれでよいが、施設設置許可申請の添付書類という観点からは

申請者の経営の結果が報告・説明される決算書が本来の申請のための添付書類であり、税務申告書はその決算書の数値の一部を検証するための付属書類の位置づけとなる。

理由2 公益法人等においては納税義務があるのは一部事業に限られるので、税務申告書は法人全体としての財政状態等を表さない。

なお、個人事業の場合現行の規定では所得税の確定申告書と資産調書と損益計算書を提出させていることが多いが、処理施設を設置する場合高度な経理能力が必要なので資産調書ではなく貸借対照表と損益計算書、科目内訳、固定資産台帳を提出させるべきである。

2. 決算書が真正であることの検証

(1) 代表者による署名・捺印による原本証明

(2) 株主総会あるいは社員総会議事録の添付

3. 決算書の中身を検証または証明するために必要な書類

許可時には最新のものを再提出させること、以下添付書類間の整合性を重点審査のこと

(1) 決算書の各勘定科目の内訳明細（後述の法人税確定申告書添付の勘定科目内訳明細書で代用できる部分については、勘定科目内訳明細書を活用する。）

確定申告書の添付書類については（2）および別添書類を参照のこと

留意点

法人税確定申告書添付の明細書のみでは不十分であることの理由

確定申告書の添付書類としての勘定科目内訳明細書及び法人事業概況書または会社事業概況書は国税庁のホームページで確認できるが、

① これでは設置許可申請時の申請者の決算書に多く見受けられる建設仮勘定についてその内訳を提出すべきかどうか明確でない。

あえて言えば、その他の書式を利用するか仮払金または固定資産の内訳明細を利用することができるが、その場合を利用することができる

② 件数基準または金額基準があるため、網羅できるとは限らない。

その他の部分に重要な情報が隠れている場合がある。

③ 損益計算書または販売費及び一般管理費、製造原価報告書等の内容を知る必要がある場合少なくとも、建設仮勘定、長短の借入金、貸付金、仮払金、仮受金、寄付金、交際費、処分委託費、支払手数料等は全明細を提出させる必要がある。

将来の売上を担保にして資金調達する場合があることにも留意すべきである。いわゆる産廃処理券である。

特に建設仮勘定は

- ① 投資した金額を後日明らかにするため
  - ② 赤字決算を避けるため
  - ③ 会計上工事が完成していないのであるから当然に建設仮勘定である等の理由から、施設設置許可申請時には存在することが多いと思われるので、全明細を提出させその支出の内容、金額等を検証する必要がある。
- (2) 納税額及び未納額として決算書に計上された金額が正確であることを検証する資料
- ① 法人税法第2条に定義される確定申告書及び修正申告書（ある場合には）
  - ② 財務省令第35条で定める確定申告書の添付書類
  - ③ 添付書類のうち勘定科目内訳明細書及び法人事業概況書（税務署所管法人用）  
または会社事業概況書〔調査課書簡法人、国税局管轄の法人用〕については、国税庁より提供される様式による。
  - ④ 都道府県民税確定申告書、法人市民税確定申告書
  - ⑤ 消費税及び地方消費税確定申告書
  - ⑥ 各申告書が真正であることを検証するために、税務署等の受付印のあるものまたは電子申請等証明書を添付させること
- (3) 固定資産台帳（減価償却台帳ではない）減価償却台帳＋土地＋建設仮勘定及び投資等及び繰延資産並びに土地以外の非減価償却資産を個別に記載したもの 取得日、取得金額、取得先、面積等を記載したもの
- (4) 検証のために添付または提示させる書類
- (4-1) 別途添付させるもの
- ① 現金 経営者による証明
  - ② 銀行預金、郵便貯金 銀行等の残高証明
  - ③ 金融資産（有価証券、外貨取引、デリバティブなど） 保管証明、残高証明等
  - ④ 固定資産については、固定資産台帳（減価償却一覧表ではない）と不動産登記簿謄本、固定資産税の賦課決定通知、償却資産税の申告書  
固定資産台帳の金額、年月日等の検証のために契約書、領収証等  
将来取得または工事をを行う施設については、見積書等
  - ⑤ 経理処理・財産管理の能力を持っているかどうかを検証するという観点から総勘定元帳を提示させ。これと決算書の数値の整合性を確認する。  
（会社法上誘導法による計算書類の作成が要請されているため  
最低限この程度のことは確認する必要がある。）  
個人の場合でも、処理施設を設置する場合高度な経理能力が必要であるため、

- 法人の場合と同等の書類を提出させる必要がある。この程度の経理能力がないと会社を健全に経営していくことが困難と考えられる。
- ⑥ 預り金の納付 納付書  
諸税金の納税証明書との照合
  - ⑦ 法定福利費計上額と社会保険料納付書及び労働保険料確定申告書と納付書等を照合する。
  - ⑦ 中小企業の会計指針によっていること等の証明書  
監査法人等による独立監査人による監査報告書  
あるいは意見書等  
あるいはコンサル等による経営改善意見書等は  
申請者にとって有益なことであるが、経理的基礎判断の本質的要素ではないことを明記すべきである。一定の場合必要という行政と必要でない行政とがあるが、現行規定のように望ましい等というあいまいな表現をすると独り歩きしてしまう可能性がある。前述書類は融資において貸出金利を若干下げるといような利用のしかたはあり得ると考えられるが、廃掃法でいうところの経理的基礎とは異質のものである。
- 理由 設置許可申請時には必要な情報が入手できないことがほとんどであり、鑑定ないし意見は述べるできない。
- 間違えてはいけないのは、提出された決算書等が正しいあるいは不備があることをいかに証明しても、申請時点において経理的基礎がないと証明したとしても、申請された施設設置が許可されて、業許可を取得して、事業を展開した結果がうまくいくかどうかに関しては、なんら証明したことにならないことである。将来のまだ見ぬ事業に対する経営計画が妥当であるかどうか、経理的基礎があるかどうかは申請時点の決算書の延長線上にあるのではない。
- ただし更新許可申請時であればさまざまな実績データが揃っていることと大幅な将来の変化はないと考えられるため特別に廃棄物に関する知見がなくとも、意見表明は可能である。専門家意見を範囲を限定して補足的に活用することもまた可能である。
- ⑧ 融資証明  
基本的には銀行等の融資証明または少なくとも重大な関心を持っていることを表明する書類あるいは自己資金または関を表明する書類あるいは自己であることを証明しなければならない。ノンバンクによるものであるから疑わしいとはいえないが、融資証明自体が有料であったり、また、期間を限定しているため意味をなさないこともありうることに留意すべきである。  
工事着工許可時点でも再確認する必要がある。
- この書類に附されている融資条件があればその条件の実現可能性を審査



する。

さらに条件を成就するためのコストを所要資金に加算する。

⑨ 留意点 比率による審査

設置する施設によって、所要資金金額が全く違うので比率によって調達可能かどうかを判定することには無理がある。経理的基礎の審査に一般的な分析手法を導入している自治体が多い。これは現行環境省の規定に引きずられているのであるが、比率分析によるのではなく、個別の必要資金調達能力を審査しなければならない。(併用することはかまわないが) この場合も環境省の現行規定が設置許可申請を前提にしたものではないことから、この趣旨を明記する方がいいと思料する。

⑩ リース契約書

リースの未払残高を検証するために利用する。

⑪ 部門別の貸借対照表及び損益計算書

申請された設置許可に係る事業そのものの経理的基礎を検証する。

⑫ 関係会社の決算書、同族関係者がいる場合はその資産負債状況表

一種の連結による経理的基礎の有無の検証

⑬ 第三者に対する保証の有無、あれば内容、保証債務一覧表

第三者から受けている保証の有無、あればその内容、保証料等

⑭ 役員の兼務状況

活用方法1 役員の報酬を支払わないことによってかろうじて収支バランスがとれている場合、社員の給料の未払いと同様に、当期純利益、純資産を計算する時に加減算すべきであるが、他社特に親会社において適正な役員報酬を受け取っている場合は、この限りではない。特に上場を目指している場合、ガバナンスの観点から親会社で一括して支給することが求められている。

活用方法2 兼務している場合、兼務先の欠格要件該当性等のチェックに必要である。

⑮ 就業規則、賞与規定、退職金規定等、人員表

未払給与等の有無、未計上の検証

人員表によって、支給総額との検証、確定申告書の法人事業概況書等との人数の突き合わせによって、未払給与等の有無を検証する。

⑯ 資金繰実績表 キャッシュフロー計算書

資金繰りを管理する能力を検証するために利用する。

資金繰り状況を見るのが目的ではない。

(2-2) 設置許可申請に添付された書類の活用 貨幣的評価以外のデータ

○書類名 商業・法人登記の登記事項証明書(新規許可申請の場合は、「履歴事項全部証明書」とする。有価証券報告書でも可)

決算書の 役員報酬記載額、給与の内訳等と照合し、支給額を確認する。

○書類名 事業の開始に必要な資金の総額及びその資金の調達方法を書類

活用方法 総額の妥当性及び調達が可能かどうかの検証

○書類名 処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類(処理を委託する場合は、委託先の許可証の写しを添付すること)

活用方法 排出される廃棄物の処分費用が適正に計上されているかを検証する。

○書類名 ・申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書(有価証券報告書でも可)、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1))

・申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書(その1))

活用方法 これについては経理的基礎審査のための添付書類を利用することとする

○書類名 処理により生産される製品の種類、量及び販売価格(単価等)を記載した書類

活用方法 販売に伴うコストが適正に計上されているか

○書類名

公図の写し及び不動産登記の登記事項証明書または土地を使用する権原を有すること証する書類または施設を使用する権原を有することを証する書類(申請者が所有権を有しない場合は、賃貸借契約書の写し、)見込みでも可とするが(見込みであることを説明する書類を添付)、許可申請時等には必ず添付すること

活用方法1 所有であればそれに要したあるいは要する資金の調達方法借り入れであればその返済方法と利息及び返済額の推移を検証する。担保提供の有無、あればその金額、担保設定・抹消等の費用なども計上すること

土地代金の額及び授受の事実及び相手方等を検証する。

第三者のために担保に差し入れているかどうかを検証する。

活用方法2 賃借であれば賃借に伴う権利金、毎月の賃貸料が適正に計上されているかどうかを検証する。

活用方法3 賃貸借の場合、契約書によって立ち退き時の費用負担関係を検証すること。立ち退き時の土壌汚染等の発生の恐れの有無の検討がなされているか、及び除去が必要な場合その除去費用等が計上されているか。

3. 決算書作成及び開示の責任者が経営者であることを表明する書類

経営者による決算書の中身の保証

簿外負債等がないこと等の誓約書

例として経営者確認書

4. 廃掃法独特の経理処理等については省略するが、資産除去債務に関し廃棄物処理業と似た性格の準備金がある日本鉱業協会が、特定災害防止準備金を税法の規定通り積んでおれば資産除去債務を計上したことになるかどうかについて会計基準委員会あてにコメントを提出しているので、産廃業界としても何らかのコメントを行うべきである。

以 上

平成20年度

石綿廃棄物無害化処理認定及び技術検討業務

報 告 書

～産業廃棄物処理業許可申請者等の経理的基礎の審査に係る留意事項等の検討～

平成21年3月

廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会  
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



## 目

## 次

I. 用語の定義	1
II. はじめに	2
III. 業務概要	3
III-1 業務内容	3
III-2 業務実施期間	3
III-3 委員会構成	4
III-4 委員会開催日程	4
III-5 委員会設置要項	5
IV. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の 許可における経理的基礎の有無に係る審査のあり方の 検討結果について（本委員会における結論）	6
V. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の 許可における経理的基礎の背景と 検討方向	25
V-1 経理的基礎の明確化要望の背景	25
V-2 類似の行政訴訟例の整理	26
V-3 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の 許可に係る整理について	36
V-4 自治体における産業廃棄物処理業及び 産業廃棄物処理施設設置の許可に係る審査手続きの 公表状況について（処分業の新規許可を主として）	42
V-5 登記簿謄本及び新会社法の整理	51
参考資料集	55

## I. 用語の定義

本報告書は文章が煩雑になるのを避けるため、あらかじめ用語を定義して、本文中では略称を用いて表記した。

No.	名称	本文中の表記名称
1	廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会	経理的基礎検討委員会
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	法
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)	施行規則
4	平成12年9月29日付け衛生第79号厚生省産業廃棄物対策室長通知「産業廃棄物処理業等及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可業務の取扱について」	12年許可事務通知
5	平成12年9月29日付け衛生第79号厚生省産業廃棄物対策室長通知「産業廃棄物処理業等及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可業務の取扱について」(平成18年一部改正)	現行許可事務通知
6	平成13年5月15日付け環産第260号「行政処分の指針について(通知)」	旧行政処分指針通知
7	平成17年8月12日付け環産発第050823003号「行政処分の指針について(通知)」	行政処分指針通知
8	千葉県内を予定地とする産業廃棄物最終処分場設置者の経理的基礎の有無に係る許可権者の審査の適否が争われた裁判における平成19年8月21日付け千葉地方裁判所判決	平成19年8月21日 千葉地裁判決

## II. はじめに

現在、法では産業廃棄物処理業（本報告書では文が煩雑になるのを避けるため、特別管理産業廃棄物処理業を含めてこの表現を用いており、条文を示す際にも産業廃棄物処理業に係る条文のみを示している。「産業廃棄物処分業」についても同様。）及び産業廃棄物処理施設設置の許可基準の1つとして「申請者の能力に係る基準」が設けられており、さらに施行規則において具体的な基準が「産業廃棄物の処分等を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」等と規定されている。また、この経理的基礎の有無に関する基準の審査に係る留意事項等については現行許可事務通知で示されているほか、平成17年8月12日付け環産第050812003号環境省産業廃棄物課長通知において経理的基礎に関して許可の取消に相当する状態が数件例示されている。

一方、千葉県知事が平成13年3月1日付けで株式会社エコテックに対して行った法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置の許可の取消を求めて住民らが提訴した裁判において、平成19年8月21日、千葉地方裁判所は、申請者の経理的基礎については法の要求する程度を満たしていないとの理由から当該許可を取り消す旨の判決を下した。この判決を受けて、千葉県をはじめとする複数の自治体から環境省に対して、経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にするよう要望がなされたところである。

このことから、平成20年7月、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団は環境省から委託を受けて学識経験者等からなる検討会を設置し、法に基づく産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可申請、特に高額な初期投資を伴う産業廃棄物処理施設設置及び処分業許可申請における経理的基礎に係る審査のあり方等について検討を行うこととなった。

なお、当該検討会では、上記のことに併せ、石綿廃棄物の無害化処理認定制度に係る申請者の経理的基礎の有無の判断に当たっての環境省への助言、日本環境安全事業株式会社がPCB処理事業を的確かつ継続的に行うに足りる経理的基礎を確保するための方策等に関する検討及び助言等を行うこととなった。

本報告書は、これらの検討課題のうち、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に係る経理的基礎の審査のあり方について、とりまとめたものである。

## III. 業務概要

### III-1 業務内容

「廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会」の行う検討内容は、以下の3点である。

- (1) 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可申請者の経理的基礎の審査に係る留意事項等に関する事項  
○千葉県内を予定地とする産業廃棄物最終処分場設置者の経理的基礎の有無に係る許可権者の審査の適否が争われた裁判における平成19年8月21日千葉地裁判決に対する本委員会の見解をとりまとめる。  
○法に基づく産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可申請、特に高額な初期投資を伴う産業廃棄物処理施設設置及び処分業許可の申請者の経理的基礎の有無に係る審査のあり方について検討を行うとともに、審査に必要な添付書類の見直しを検討し、結果をとりまとめる。
- (2) 石綿廃棄物無害化処理認定申請に係る経理的基礎の審査に関する事項  
環境省が行う石綿廃棄物無害化処理認定の審査において経理的基礎を有するか否かの判断が可否かの判断が困難な事案に対し、当該委員会は専門的な立場が必要な助言を与える。
- (3) 日本環境安全事業株式会社に係る経理的基礎等に関する事項  
日本環境安全事業株式会社北九州事業所においては、平成21年度から高圧トランスや高圧コンデンサ以外のPCB廃棄物の処理を開始する予定であり、同社はその処理料金を設定することとしているが、具体的な処理料金の設定を含め、PCB廃棄物の処理事業を的確かつ継続的に行うに足りる経理的基礎を確保するために必要な収支改善策について委員会で検討を行い、とりまとめを行う。

本報告書は(1)に係る事項についての検討結果をとりまとめたものである。なお、(2)については本年度石綿廃棄物無害化処理認定に関する申請がなかった。また(3)については、別報告書としてとりまとめる。

### III-2 業務実施期間

自 : 平成20年 7月15日  
至 : 平成21年 3月31日



### Ⅲ-3 委員会構成

委員会 (五十音順)

委員長	細田 衛士	慶應義塾大学経済学部 教授
委員	大仲 清	大仲事務所 公認会計士・税理士
委員	斉藤 崇	杏林大学総合政策学部 講師
委員	山田 咲道	エース会計事務所 公認会計士・税理士
※委員	風祭 英人	東京都環境局廃棄物対策部 副参事
※委員	村山 武彦	早稲田大学創造理工学部 教授

※ 風祭委員及び村山委員は、日本環境安全事業株式会社に関する議題にのみ審議に参加

※※ オブザーバ 仁井 正夫 (社)全国産業廃棄物連合会 専務理事  
※※ オブザーバ 能條 靖雄 千葉県環境生活部廃棄物指導課 副主幹  
※※ オブザーバは、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に関する議題にのみ委員会に参加

事務局

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

### Ⅲ-4 委員会開催日程

第1回委員会	平成20年8月21日(木) 10時~12時30分	駐健保会館 会議室(港区芝3-41-8)
第2回委員会	平成20年9月25日(木) 10時~12時30分	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室
第3回委員会	平成20年11月18日(火) 14時~16時	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室
第4回委員会	平成21年2月3日(火) 14時~16時30分	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室
第5回委員会	平成21年2月26日(木) 10時~12時30分	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室

※「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可申請者の経理的基礎の有無の審査に係る留意事項等に関する事項」に関しては、第1回から第5回の全ての委員会において審議され、「日本環境安全事業株式会社における処理料金の設定及び収支改善策について」に関しては、第1回、第2回及び第5回委員会において審議された。

### Ⅲ-5 委員会設置要綱

第1回委員会において、以下に示す委員会設置要綱が承認され、委員長が互選された。

#### 「廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会」 設置要綱

(目的)

第1条 経理的基礎検討委員会は、①産業廃棄物処理業許可申請者等の経理的基礎の審査に係る留意事項等の検討、②石綿廃棄物無害化処理認定申請者の経理的基礎に係る審査、並びに、③日本環境安全事業株式会社に係る経理的基礎等の審査に資することを目的とする。

(組織及び任期等)

第2条 委員会は、委員6名程度をもって組織するが、2名の委員は第1条③項にのみ係わるものとする。

- 2 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 委員会に2名程度のオブザーバを置き、第1条①項に関し助言等を行う。
- 5 委員及びオブザーバの任期は承認日から平成21年3月末までとする。

(招集等)

第3条 委員長が、委員会を招集する。

- 2 委員長は、第1条に定める委員会の目的に応じて委員会を開催する。
- 3 委員長は、委員会に検討又は審査事項に応じて必要な利害関係者等に出席を要請し、発言等を求めることができる。

(委員会の公開等)

第4条 委員会は、非公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

- 2 事務局を 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団に置業廃

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

付則 この要綱は、平成20年8月21日より施行する。

#### IV. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可における申請者の経理的基礎の有無に係る審査のあり方の検討結果について

本委員会の審議の結論を本章で述べる。なお、一部のオブザーバから、「現時点での決算で表される経営主体の体力がそれなりにあること。」と「申請事業に係る計画が経理的に見ても杜撰でないこと。」といった程度の審査であり、以下の記述はそれを大きく超えるものを求めているのではないかとの異論があった。

##### 1. 検討の概要

(1) 平成19年8月21日千葉地裁判決において、申請者のいわゆる簿外債務の存在、及び、施設設置予定地の抵当権抹消費（いわゆる第三者債務）の経費への計上の必要性が指摘されたことから、この判決の評価を行うとともに必要な対応策について検討を行った。

(2) 現行では、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可申請に係る経理的基礎の審査に当たって必要とされる添付書類を施行規則において規定し、また、現行許可事務通知において審査の留意事項等を示しているところであるが、相当額のイニシャルコスト及びランニングコストを要する産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置に係る許可の審査における経理的基礎の有無の判断について、これまで示されてきた提出書類及び留意事項以外に必要なものがないか考察し、新たに追加すべきものについて検討を行った。

##### 2. 平成19年8月21日千葉地裁判決について

###### (1) いわゆる簿外債務について

当該判決で指摘されている簿外債務については、施設設置許可後、新たに不動産登記簿に抵当権が登記されたことにより明らかになったものであり、許可審査当時は知り得なかった債務（土地の使用権原の取得に必要な債務）である。仮にこれを明らかにしようとする通常想定されるレベルを超えた膨大な行政コストをかける必要があり、ルーチンの審査においてこれを実践することは事実上困難である。

なお、不正な手段での許可取得は許可の取消事由となっている（法第14条の3の2第1項第3号及び第15条の3第1項第3号）ことから、債務の存在を秘匿して事業資金計画等を提出するなど不正な手段を講じて許可を取得した場合は当該許可を取り消さねばならないこととなっている。

###### (2) いわゆる第三者債務について

① 産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、通常、建設予定地の所有権又は使用権を確保するための経費、施設自体の建設費、維持管理費等が必要となるが、平成19年8月21日千葉地裁判決において、当該事業計画には施設建設予定地に係る事業を的確かつ継続的に行う上で必要な担保権の抹消費が見積もられておらず事業収支計画が適当でないこと（具体的には、不動産登記簿の「権利部乙区」に示された抵当権等の抹消のための費用の積み上げ額が不足し、事業の継続性が証明されないこと）及び許可権者による審査が不適切であったことが指摘されたところである。

② 現行許可事務通知の「第1 処分業の許可」「4. 経理的基礎」(3)では、事業の開始に要する資金の総額（施行規則第10条の4第2項第7号）に含まれるべき費用の具体的な項目について例示しているところであるが、新たに「事業の用に供する土地の継続的な使用権原を取得するための費用」を追加することにより、平成19年8月21日千葉地裁判決で指摘されたような事態は回避できるのではないかと考えられる。

##### 3. 経理的基礎に係る審査について

###### (1) 経理的基礎に係る許可要件を設けている理由

###### ① 産業廃棄物処理業の許可

処理業者が経理的基礎を有しない場合、経営破綻による廃棄物の処理の滞りや放置といった事態を招くおそれや、適正な処理費用の拠出を怠ることによる不適正処理の誘発のおそれが高まる。したがって、こうした経理的基礎を有しないことによる不適正処理等の未然防止を図り、悪質業者の排除等に資するため、当該要件を設けているところである。

なお、許可審査においては、審査時点における財務状態（資産や負債の状況等）及び申請に係る事業の計画の経理的見通し（所要資金額、資金の調達方法、事業収支の見込み等）の確認を行うものであるが、将来に亘る事業の安定性を保証するものではない。

###### ② 産業廃棄物処理施設設置の許可

施設を建設し適切に運用していくためには、建設費、維持管理費等が必要となる。経理的基礎を有さずこれらの資金が調達できなければ、施設自体の欠陥、不適正な維持管理、保管量の上限超過等の問題を起こすおそれが高まる。したがって、こうした経理的基礎を有しないことによる不適正処理等の未然防止を図るため当該要件を設けているところである。

なお、審査においては、審査時点における財務状態及び申請に係る事業計画の経理的見通しの確認を行うものであるが、将来に亘る事業の安定性を保証するものではない。

###### (2) 経理的基礎の有無の判断について

###### ① 経理的基礎の有無の判断基準

次のア及びイの条件を満たしている場合、経理的基礎を有するものとする。

###### ア 経営主体について

過去3年間の損益平均値から判断して利益を計上できていること

又は

自己資本比率が1割を超えていること

###### イ 申請に係る事業について

申請事業に係る事業計画に沿った収支計画（事業収支計画書）において、少なくとも収支相償していること

申請事業に係る事業収支計画書が収支相償していない場合、廃棄物処理部



門あるいは企業全体としては少なくとも収支相償していること

## ② 経理的基礎の有無の判断に当たっての留意事項

ア 経営主体が上記ア(IV3(2)①ア)の条件を満たさない場合であっても、「直前期が黒字であること」又は「債務超過でないこと」が確認できる場合、許可権者は申請者から経営主体に係る経営改善計画書(赤字計上等の要因、事業改善方策、改善スケジュール、実施管理体制と実施責任者等を記載したものをいう。以下同じ。)及び経営収支改善計画書を徴し、審査の結果、容認される余地があるものとする。

当然のことながら、各種税金、社会保険、労働保険、維持管理積立金(最終処分場を有する場合)等が完納されている必要がある。

イ 申請事業にかかる事業収支バランスの審査に当たっては、必要な資金の総額の妥当性やその資金を調達できるか否かに留意する。

ウ 産業廃棄物処理業更新許可の審査に当たり、現に保管場所に未処理の産業廃棄物が残留しているなどの場合は、これらの全量を速やかに処分できるだけの費用が計上されている必要があり、これらの要素を加味して財務状況の審査を行う必要がある。

エ 許可権者は、経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局など他部局の協力を求めるほか、補完的に中小企業診断士、公認会計士等専門家から意見を求めるなどして、慎重に判断するものとする。

## 4. 経理的基礎を判断する上で必要な提出書類等の検討について

経理的基礎の有無を審査するために施行規則及び現行許可事務通知において示されている提出書類に不足がないか根本的に見直しを行い、その結果、必要と思われる書類の追加等について提言することとする。

### (1) 会社法の施行に伴う見直し

平成18年5月1日、会社法が施行され、計算書類等が大幅に整理された。これにより、これまで申請者が法人の場合に施行規則に基づき提出を求めていた貸借対照表及び損益計算書の内容が、会社法では「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」に盛り込まれることとなった。

「個別注記表」は計算書類を構成するものであるが、会社の種類や機関設置の有無によって記載すべき項目の種類が異なるという特徴を持つ。記載項目のうち、当該許可審査に関連するものは、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」、「貸借対照表に関する注記」、「損益計算書に関する注記」、「株主資本等変動計算書に関する注記」及び「リースにより使用する固定資産に関する注記」である。

「貸借対照表に関する注記」、「損益計算書に関する注記」及び「株主資本等変動計算書に関する注記」は、貸借対照表及び損益計算書の内容を詳細に示すもの

であり審査に必要な書類である。また、「リースにより使用する固定資産に関する注記」については、ファイナンスリースが資産を構成する要素となることから、自己資本比率等の算定に必要な書類である。

このほか、申請者が法人である場合、企業の財産又は損益の状態を正確に判断するため、「事業報告」、「計算書類附属明細書」及び「事業報告附属明細書」の提出を求めることが望ましい。また、必要に応じて「固定資産台帳」、「建設仮勘定内訳書」等の提出を求めるケースも予想される。

なお、現行許可事務通知において過去3年間程度の評価を奨励していることから、引き続き過去3年間分の書類の提出が必要であると考えられる。

### (2) 現行制度を補完するための見直し

① 現行許可事務通知では、法人が納付すべき法人税の額及び個人が納付すべき所得税の額の具体例として「確定申告書の写し」の提出を求めているが、その妥当性を確認するための資料が備わっていない。このため、「税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し」及び「確定申告書の別表、勘定科目内訳明細書及び添付書類」を直前3年間分提出させることが適当である。また、住民税、事業税並びに消費税及び地方消費税の確定に関する書類の提出も3年間分必要である。

このほか、直近3年の「納税証明書(その1)納税額等証明用:所得税、法人税、消費税及び地方消費税」、「納税証明書(その2)所得金額の証明」及び「納税証明書(その3)未納税額のないことの証明用:所得税、法人税、消費税及び地方消費税」、並びに直近3年の事業税及び住民税の「納税証明書」(課税された額に対する納税された額の証明)の提出を求める必要がある。

② 現行許可事務通知の第1の4. 経理的基礎(3)には、事業の開始に要する資金の総額(施行規則第9条の2第2項及び同第10条の4第2項)の例として「最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用」が挙げられているが、さらに「維持管理積立金」を具体例として示すことが適当である。

③ 一般的に土地には担保権(債務が返済できなかった場合にその不動産を競売してその代金から返済を受けることのできる権利)や用益権(他人の不動産の使用ができる権利)に関する登記がなされている場合があり、土地の売買に当たっては事業の継続的運営に支障を来すおそれのある抵当権等の登記を基本的にすべて抹消する必要がある。

したがって、これに必要な経費の額の確認を行うため、事業用地の不動産登記簿謄本(全部事項証明書。以下同じ。)、公図及び施設計画図の提出を求める必要がある。そして、不動産登記簿謄本の「権利部甲区」で差押等を含め所有権に関する事項を確認するとともに、「権利部乙区」で抵当権等の抹消に必要な金額を確認する必要がある。

また、事業用地を賃貸借により使用する場合は土地賃貸借契約書等の確認が必要であるが、これは法定書類(事業の開始に要する資金の総額を記載した書類等)の裏付け書類として提出されるべきものであることから、当然ながら経理的基礎の有無の審査においても活用されるべき書類である。

これらの提出書類は直近3ヶ月以内のもの(土地賃貸借契約書については現行のもの)であることが重要である。なお、慎重を期すため許可権者において許可直前に再度最新の不動産登記簿謄本等(現在事項全部証明書。以下同じ)の内容を確認することが望ましい。

④ 申請者が法人の場合には、当該法人が実体として存在することを確認するために、商業登記簿謄本の提出を求めることが適当であり、個人の場合にあつては、住民票の写しの提出を求めることが適当である。(いずれもすでに施行規則に規定されている。)これらの提出書類は直近3ヶ月以内のものであることが重要である。なお、慎重を期すため、許可権者において許可直前に再度最新の商業登記簿謄本等の内容を確認することが望ましい。

⑤ 産業廃棄物処理施設の設置の許可に当たっては、初期費用として多額の設備投資が必要となることが一般的であり、この設備投資に対して長期的には少なくとも収支相償する計画となっているかが重要なポイントとなる。

よって、現行の法定書類(施設の設置及び維持管理に要する資金総額を記載した書類及び資金の調達方法を記載した書類、事業計画書等)の他に事業収支計画書の提出を求め、事業計画書の内容に沿った事業収支計画書が作成されているかどうか、事業収支計画書において設備投資が資金調達と当期純利益(ここでは、事業収支計画書で算定された値を指し、経営主体全体分を意味しない。算定に当たり、一般管理費や各種税金等といった、申請に係る事業のみからでは算定できない費用については、経営主体全体分から案分して計上する。)により少なくとも収支相償しているかどうかなどを確認することが必要である。

なお、事業収支計画書の提出については、産業廃棄物処理業の許可に当たっても必要であると考えられる。

また、各種税金、社会保険料、労働保険料、維持管理積立金は、法令で支払が義務付けられたものであり、現に未納の場合は明らかに経理的基礎を有するとは言い難い状態である。この場合、申請者は速やかに納税を行うなど是正措置を講じる必要がある。

経理的基礎を有する経営とは、必ずしも大きな利益を残すことを意味するものでなく、長期的には少なくとも収支相償し、各種税金、社会保険、労働保険、給与等の滞納や未払い、その他負債の不払い等を来さず、また廃棄物処理関連法令にもとづく積立金等の滞納を来すことなく経営できることをいうものと考えられる。

⑥ 必要となる提出書類の一覧及び事業収支計画書等の様式例(施設設置を伴う産業廃棄物処理業の許可の例)を別表に記載する。

## 5. 現行許可事務通知に見られる文言の解釈等について

### (1) 文言の解釈について

#### ① 「利益」の定義

現行許可事務通知の第1の4. 経理的基礎(6)に「利益が計上できている

こと」の文言があるが、損益計算書では「収益-費用=利益」であることから、これは法人税等の支払も織り込まれた「当期純利益」を指しているものと考えられるべきである。

② 「中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること」の意味

現行許可事務通知の第1の4. 経理的基礎(6)において示されている、事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有するかを判断するにあつての留意事項の②にある「中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること」の文言については、処分業(中間処理業)許可更新申請書が提出された際、現に保管場所に残留している未処理の廃棄物の全量を速やかに処分できるだけの費用が会計上費用計上されていることを指している。なお、計上されていない場合は、その分を勘案して純資産を見ることとなる。

### (2) その他

・平成17年8月12日付け環産発第050812003号「行政処分指針について(通知)」の「第2 産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し」の中で、取消し要件「その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第14条第5項第1号又は第10項第1号に規定する基準(その事業の用に供する施設及び申請者の能力に関する基準)に適合しなくなったとき」の一例として、「債務超過に陥っている法人」が挙げられているが、現行許可事務通知の記述と一致しないため、上記4で整理した考え方との整合がとれるように表現を修正すべきである。(例:過去3年間程度の損益平均値から判断して利益が計上できておらず、さらに直前期も赤字であつて、かつ債務超過に陥っている法人など)



経理的基礎を審査するに当たり必要な書類

	申請者が法人である場合	申請者が個人である場合
提出 必要 書類	○不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（直近のもの）、公図 ○土地の貸借契約証書、土地の売買契約書等売買を約する書類 ○構造図等の施設に関する提出書類 ○商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）（直近のもの）  ○事業の開始に要する資金の総額を記載した書類 ・事業の用に供する施設の整備に要する費用 （事業用地、施設、機械設備等） ○資金の調達方法を記載した書類 ・借入金の調達方法 （借入残高、年間返済額、返済期限、利率 他） ・利益をもって資金に充てる場合の見込額 ○決算書関係書類（計算書類及びその附属明細書）：直近3年 （許可審査のために追加書類を要求する場合がある） ○経営改善計画書（赤字計上等の要因、事業改善方策、改善スケジュール、実施管理体制と実施責任者を記載したもの）と経営収支改善計画書 （本報告書のIV-3-(2)-②-アに該当する場合） ○税務署の受付印のある確定申告書の写し若しくは電子申請等証明書、及びその内訳書、並びに各種諸税の納税を証明する書類：直近3年 ○税務署交付の直近3年間の「納税証明書（その1, その2, その3）及び直近3年間の事業税及び住民税の「納税証明書」 ○事業計画書及び事業収支計画書 ・売上高算定根拠 ・最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用 ・損害賠償保険の保険料 ・維持管理積立金の額 他 ○金融機関からの融資の状況を証明する書類	○同 左（直近のもの） ○同 左 ○同 左 ○住民票の写し（直近のもの） ○同 左  ○同 左  ○資産に関する調書  ○同 左  ○所得税、住民税等の各種諸税の納税証明書類  ○同 左  ○同 左  ○同 左
	判断基準	●望ましくは過去3年間の平均で利益が計上されているか自己資本比率1割超であること ●少なくとも、直前期が黒字に転換しているか債務超過の状態でないこと ●事業収支計画書で少なくとも収支相償することが確認できること
留意事項	◎法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること ◎役員報酬が著しく少なく計上されていないこと ◎中間処理では、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が会計上費用計上されていること ◎最終処分では、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が積み立てられていること ◎事業収支計画書に、各種税金並びに保険料等が計上されていること ☆高額の設備投資を要する場合にあっては、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案し判断	

審査手続きにおける書式例

年 月 日			
事業計画書(例)			
申請者		担当者	電話番号
年 月 日付で提出した許可申請に係る事業概要は次のとおりです。			
1. 事業の種類 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物 ( 収集運搬業 ・ 処分業 ) <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 ( 収集運搬業 ・ 処分業 ) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理施設許可 ( 施設の種類の )			
2. 取り扱う廃棄物の種類 :			
3. 取引先金融機関 金融機関が発行した現在の借入残高証明書及び返済予定表を添付すること。			
4. 主要取引先			
5. 資本金 直近の商業登記簿を添付すること。			
6. 今後5年間の収支に関する見通し(最終処分場にあつては埋立完了までとし、事業収支計画書に記載した数値の具体的な根拠等を記入し、関係書類を添付)			
7. 設備投資の内容(事業に要する土地・建物の所有・賃貸関係を記入し、根拠等を示す書類を添付)			
8. 事業開始に当たり必要資金を調達する場合の明細(数値の具体的な根拠等を記入し、関係証明書類を添付) (1) 必要な資金総額: 円 (2) 調達先(融資等を証明する資料を添付) (3) 返済計画			
9. その他、特記すべき事項			
注記: 申請事業に係る計画について記載すること。			

事業収支計画書 (例)

<作成区分>

注記1を確認して、該当する箇所に○印を施すこと。

<input type="checkbox"/>	申請事業
<input type="checkbox"/>	廃棄物処理部門
<input type="checkbox"/>	企業全体

		(実績)	1期	最終期	備考
A 売上高合計					
原価内訳	材料費				
	外注費				
	労務費				
	減価償却費				最終処分場のみ
	維持管理積立金				
	その他				
B 売上原価					=A-B
C 売上総利益					
内訳	役員報酬				
	人件費				
	減価償却費				
	その他				
D 一般管理・販売費					=C-D
E 営業利益					
F 営業外収益					
G 営業外費用					=D+E-F
H 経常利益					
I 特別利益					
J 特別損失					=H+I-J
K 税引前当期純利益					
L 法人税、住民税及び事業税					=K-L
M 当期純利益					
①前期繰越金					=M+減価償却費
②償却前利益					
③借入実行					
④その他の資金調達					
⑤設備投資支払額					
⑥年間返済額					=②+③+④-⑤-⑥
⑦次期繰越金					
要返済残高合計					

注記1：申請事業に係る事業計画に沿った収支計画（事業収支計画書）を作成すること。申請事業に係る事業収支計画書が長期的に収支相償していない場合、廃棄物処理部門あるいは企業全体の収支計画を作成すること。

注記2：D 一般管理・販売費、L 法人税、住民税及び事業税は、企業全体の経費から本計画書を作成する区分に応じて、案分して計上すること。

注記3：本計画書における当期純利益とは、一般管理費や各種税金等においては企業全体から案分された費用を計上して、本計画書で算定されたものとする。

注記4：各項目を証明する書類として「決算書」並びに「各種納税証明書」に記載なき事項については証明する書類を添付すること。



経営改善計画書 (例)

申請者	担当者	電話番号
-----	-----	------

年 月 日付けで提出した許可申請に係る事業概要は次のとおりです。

1. 今後5年間の収支に関する見通し(最終処分場にあつては埋立完了までとし、経営収支改善計画書に記載した数値の具体的な根拠等を記入し、関係書類を添付)

(1) 赤字計上等の要因

(2) 事業改善方策

(3) 改善スケジュール

(4) 実施管理体制と実施責任者

2. その他、特記すべき事項

経営収支改善計画書 (例)

予定

	(実績)	1期	最終期	備考
A 売上高合計				
原価内訳	材料費			
	外注費			
	労務費			
	減価償却費			
	維持管理積立金			
その他				
B 売上原価				
C 売上総利益				=A-B
内訳	役員報酬			
	人件費			
	減価償却費			
	その他			
D 一般管理・販売費				
E 営業利益				=C-D
F 営業外収益				
G 営業外費用				
H 経常利益				=D+E-F
I 特別利益				
J 特別損失				
K 税引前当期純利益				=H+I-J
L 法人税、住民税及び事業税				
M 当期純利益				=K-L
①前期繰越金				
②償却前利益				=M+減価償却費
③借入実行				
④その他の資金調達				
⑤設備投資支払額				
⑥年間返済額				
⑦次期繰越金				=②+③+④-⑤-⑥
要返済残高合計				

注記：各項目を証明する書類として「決算書」並びに「各種納税証明書」に記載なき事項については証明する書類を添付すること。

(法人用)

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請時及び(特別管理) 産業廃棄物処理施設の設置(変更)の許可申請時におけるチェックリストの例

申請者住所	
申請者氏名 (法人名称・代表者)	
電話番号	

※該当事項を○で囲む

申請の種類	(特別管理) 産業廃棄物処理施設の設置許可		(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可		
	新規・変更		新規・更新		
申請の区分	新規・変更		新規・更新		
申請の種別	中間処理施設	最終処分場	収集運搬業	処分業	
				中間処理	最終処分
令 第 七 条 区 分	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設(機械)	汚泥の乾燥施設(天日)		
	汚泥の焼却施設	廃油の油水分離施設	廃油の焼却施設		
	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類の焼却施設		
	木くず又はがれき類の破碎施設	コンクリート固型化施設	水銀等含有汚泥のばい焼施設		
	シアン化合物の分解施設	石綿等の熔融施設	PCB廃棄物の焼却施設		
	PCB廃棄物の分解施設	PCB廃棄物のCB廃棄物の洗浄	産業廃棄物の焼却施設		
	遮断型最終処分場	安定型最終処分場	管理型最終処分場		

1. 直前3年の税金の納付状況(該当事項を○で囲む)

	直前3年前		直前2年前		直近年	
国税庁関係証明	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし
地方税関係証明	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし

※諸税の滞納・未納がある場合は、経理的基礎があるとはみなされません。  
直ちに諸税の納入をして下さい。

2. 直前3年の各事業年度の当期純利益の平均又は直前決算の当期純利益について

前々々期(円)	前々期(円)	直前期(円)	直前3期の平均(円)
当期純利益:A	当期純利益:B	当期純利益:C	$D = \frac{A+B+C}{3}$

3. 直前決算の自己資本比率について

直前決算の負債・資本合計額(円): E	
直前決算の自己資本額(円): F	
直前決算の自己資本比率(%): $G = \frac{F}{E} \times 100$	

4. 申請時の留意事項等(対応している場合、○印を記すこと。)

事業の用に供する土地について自己保有又は賃貸契約が締結されているか	
事業の用に供する施設は、法定耐用年数に見合った減価償却を行っているか	
事業の用に供する不動産に抵当権が設定されている場合は、これを抹消するために必要な費用が計上されているか	
最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用は計上されているか (施設申請時には、計算書に織り込まれていること) (業申請時には、維持管理積立金の積立金額が確定していること) (業更新時には、維持管理積立金が滞納されていないこと)	
損害賠償保険の保険料等は計上されているか	
職務に見合った適正な役員報酬が計上されているか	

なお、必要な場合によっては追加資料を要求することがあります。

※該当事項に○印を施すこと。なお、申請に該当しない項目については-を施すこと。

また、業の更新許可申請に当たっては、許可申請書に加えて「資格」、「収支等」と「謄本・納税関係」の提出でよい。

		チェック項目	チェック	備考
表紙		許可申請書		
位置		位置図関係図書		
		施設計画図関係図書		
		不動産登記簿謄本及び公図(直近3ヶ月以内のもの)		
方式		計画の概要		
		処理工程図・フローシート等		
設備		全体配置図		
		主要設備の平面図・立面図(断面図)		
		主要設備の構造図		
排ガス・排水		主要機器リスト及び機器図		
		処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び性状		
		排出の方法		
公害防止・災害防止		処理方法		
		排出口の位置、排出先の明示図書		
		放出排ガス性状・放流水の水質		
		排ガス・放流水の生活環境への影響対策		
構造		周辺地域の生活環境の保全のための事項		
		産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
		火災の発生の防止に関する事項		
		最終処分場に係る災害の防止に係る事項		最終処分場のみ
		構造等に関する技術上の基準への対応		



チェック項目		チェック	備考		
技術事項 (つづき)	維持管理	維持管理計画書 (公害関係測定頻度、達成数値等含む)			
		維持管理に関する技術上の基準への対応			
	技術計画	処理に伴う廃棄物の処分計画		最終処分場のみ	
		最終処分場の埋立処分計画			
		産業廃棄物の搬入・搬出計画			
許可申請 添付事項	資格	技術的能力を説明する書類			
	資金総額	事業の用に供する用地の入手 (借入を含む)・整備の費用		賃貸契約書等含む	
		事業の用に供する施設の整備に要する費用に係る事項		証拠書類添付	
		維持管理費に係る費用の見込額に関する書類			
		最終処分場における維持管理積立金に係る事項		最終処分場のみ	
		損害賠償保険等の保険料に係る事項		証拠書類添付	
	資金調達	資本金の調達方法に係る事項			
		設備投資資金の調達方法に係る事項		証拠書類添付	
		借入先、年間返済額、返済期限、利率等の書類			
		金融機関からの融資の状況を証明する書類			
		利益をもって資金に充てる場合の見込額に関する書類			
	収支等		貸借対照表及びその勘定科目内訳明細書 (直近3年)		
			損益計算書及びその勘定科目内訳明細書 (直近3年)		
			株主資本等変動計算書 (直近3年)		
			重要な会計方針に係る事項に関する注記 (直近3年)		
			貸借対照表に関する注記 (直近3年)		
			損益計算書に関する注記 (直近3年)		
			株主資本等変動計算書に関する注記 (直近3年)		
			リースにより使用する固定資産に関する注記 (直近3年)		証拠書類添付
			事業報告 (直近3年)		
		計算書類附属明細書及び事業報告附属明細書 (直近3年)			
		事業計画書			
		事業収支計画書		必要な場合	
		経営改善計画書		必要な場合	
	経営収支改善計画書				
	固定資産台帳の写し				
	建設仮勘定内訳書				
	役員の住民票の写し				

チェック項目		チェック	備考	
許可申請 添付事項	収支等	発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主の住民票の写し		
	謄本・納税関係	商業登記簿謄本 (現在事項全部証明書) (直近3ヶ月以内のもの)		
		定款又は寄付行為		
		税務署の受付印若しくは電子申請等証明書のある確定申告書の写し (直近3年)		
		確定申告書の別表、勘定科目内訳明細書、添付書類 (直近3年)		
		「納税証明書 (その1~3): 諸税」 (直近3年)		
		事業税及び住民税の「納税証明書」 (直近3年)		

なお、必要な場合によっては追加資料を要求することがあります。

(個人用)

(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可申請時及び(特別管理) 産業廃棄物処理施設の設置(変更)の許可申請時におけるチェックリストの例

申請者住所	
申請者氏名	
電話番号	

※該当事項を○で囲む

申請の種類	(特別管理) 産業廃棄物処理施設の設置許可		(特別管理) 産業廃棄物処理業の許可		
	新規・変更		新規・更新		
申請の種別	中間処理施設	最終処分場	収集運搬業	処分業	
				中間処理	最終処分
令 第 七 条 区 分	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設(機械)	汚泥の乾燥施設(天日)		
	汚泥の焼却施設	廃油の油水分離施設	廃油の焼却施設		
	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破碎施設	廃プラスチック類の焼却施設		
	木くず又はがれき類の破碎施設	コンクリート固型化施設	水銀等含有汚泥のばい焼施設		
	シアン化合物の分解施設	石綿等の熔融施設	PCB廃棄物の焼却施設		
	PCB廃棄物の分解施設	PCB廃棄物の洗浄又は分離施設	産業廃棄物の焼却施設		
	遮断型最終処分場	安定型最終処分場	管理型最終処分場		

1. 直前3年の税金の納付状況(該当事項を○で囲む)

	直前3年前		直前2年前		直近年	
国税庁関係証明	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし
地方税関係証明	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし	滞納あり	滞納なし

※諸税の滞納・未納がある場合は経理的基礎があるとはみなされません。

直ちに諸税の納入をして下さい。

2. 直前3年の各事業年度の当期純利益の平均又は直前決算の当期純利益について

前々々期(円)	前々期(円)	直前期(円)	直前3期の平均(円)
当期純利益:A	当期純利益:B	当期純利益:C	$D = \frac{A+B+C}{3}$

3. 申請時の留意事項等(対応している場合、○印を記すこと。)

事業の用に供する土地について自己保有又は賃貸契約が締結されていますか	
事業の用に供する施設は、法定耐用年数に見合った減価償却を行っていますか	
事業の用に供する不動産に抵当権が設定されている場合は、これを抹消するために必要な費用が計上されているか	
最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用は計上されているか (施設申請時には、計算書に織り込まれていること) (業申請時には、維持管理積立金の積立金額が確定していること) (業更新時には、維持管理積立金が滞納されていないこと)	最終処分場のみ
損害賠償保険の保険料等は計上されているか	

なお、必要な場合によっては追加資料を要求することがあります。

※該当事項に○印を施すこと。なお、申請に該当しない項目については-を施すこと。

また、業の更新許可申請に当たっては、許可申請書に加えて「資格」、「収支等」と「謄本・納税関係」の提出でよい。

		チェック項目	チェック	備考
表紙		許可申請書		
技 術 事 項	位置	位置図関係図書		
		施設計画図関係図書		
		不動産登記簿謄本及び公図(直近3ヶ月以内のもの)		
	方式	計画の概要		
		処理工程図・フローシート等		
	設備	全体配置図		
		主要設備の平面図・立面図(断面図)		
		主要設備の構造図		
	排 ガ ス ・ 排 水	処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び性状		
		排出の方法		
処理方法				
排出口の位置、排出先の明示図書				
技 術 事 項 ( つ づ き)	公害 防止	放出排ガス性状・放流水の水質		
		排ガス・放流水の生活環境への影響対策		
		周辺地域の生活環境の保全のための事項		
	災害 防止	産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項		
		火災の発生の防止に関する事項		
		最終処分場に係る災害の防止に係る事項		最終処分場のみ
	構造	構造等に関する技術上の基準への対応		
	維持 管理	維持管理計画書(公害関係測定頻度、達成数値等含む)		
		維持管理に関する技術上の基準への対応		
	技術 計画	処理に伴う廃棄物の処分計画		
最終処分場の埋立処分計画			最終処分場のみ	
産業廃棄物の搬入・搬出計画				



チェック項目		チェック	備考	
許可申請添付事項	資格	技術的能力を説明する書類		
	資金総額	事業の用に供する用地の入手（借入を含む）・整備の費用		賃貸契約書等含む
		事業の用に供する施設の整備に要する費用に係る事項		証拠書類添付
		維持管理費に係る費用の見込額に関する書類		
		最終処分場における維持管理積立金に係る事項		最終処分場のみ
		損害賠償保険等の保険料に係る事項		証拠書類添付
	資金調達	資産に関する調書		
		設備投資資金の調達方法に係る事項		
		借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率等の書類		証拠書類添付
		金融機関からの融資の状況を証明する書類		
		利益をもって資金に充てる場合の見込額に関する書類		
	収支等	貸借対照表及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）		
		損益計算書及びその勘定科目内訳明細書（直近3年）		
		重要な会計方針に係る事項に関する注記（直近3年）		
		貸借対照表に関する注記（直近3年）		
		損益計算書に関する注記（直近3年）		
		リースにより使用する固定資産に関する注記（直近3年）		証拠書類添付
		事業報告（直近3年）		
		計算書類附属明細書及び事業報告附属明細書（直近3年）		
		事業計画書		
		事業収支計画書		
		経営改善計画書		必要な場合
		経営収支改善計画書		必要な場合
		固定資産台帳の写し		
		建設仮勘定内訳書		
		住民票の写し（直近3ヶ月以内のもの）		
謄本・納税関係	税務署の受付印若しくは電子申請等証明書のある確定申告書の写し（直近3年）			
	確定申告書の別表、勘定科目内訳明細書、添付書類（直近3年）			
	「納税証明書（その1～3）」（直近3年）			
	事業税及び住民税の「納税証明書」（直近3年）			

なお、必要な場合によっては追加資料を要求することがあります。

## V. 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可における経理的基礎の背景と検討方向

「廃棄物処理法の規定に基づく経理的基礎の審査等に係る経理専門委員会」における、「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の経理的基礎の審査のあり方の検討について」の検討過程において検討した事項を本章において整理する。

### V-1 経理的基礎の明確化要望の背景

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可基準にある経理的基礎を有することの運用に当たっての考え方については、現行許可事務通知で示されている。しかし、許可の審査において、申請者が経理的基礎を有さないという判断は示しにくいのが実情である（実態として、許可権者による審査は、企業経理に通じた者ではなく一般職員が担当している）。また、許可権者には裁量権があり、審査基準は完全に同一のものではない。

このような中、千葉県旧海上町（現旭市）、銚子市、東庄町にまたがる株式会社エコテックの産業廃棄物最終処分場建設に対し、法に基づき平成13年3月に同県が行った廃棄物処理施設設置許可を巡り、地元住民は県を相手に許可取消を求め行政訴訟を起こした。千葉地裁は、「本件処分場の設置及び維持管理についての経理的基礎については、法の要求する程度を満たしていない」との理由から、産業廃棄物処理施設の設置許可を取り消した（平成19年8月21日付け千葉地裁判決。県は東京高裁に控訴、現在係争中）。

千葉県は12年許可事務通知等に従って審査を行っており、当該判決について同県は、「その実質は現在の廃棄物処理施設の許可制度（経理的基礎の審査）に改善すべき点があることを示唆したもの」であると主張している。また、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会から環境省に対し、平成20年3月27日付けで経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にするよう要望書が提出された。さらに、同様の要望書が平成20年11月7日付けで八都県市首脳会議からも提出された。

エコテック裁判の論点については、以下のとおり参考資料として添付した。

#### 《参考資料集②》

- ・(株)エコテックに係る最終処分場の許可取消請求事件の概要について（千葉県作成）

#### 《参考資料集③》

- ・エコテック裁判の判決要旨、千葉県の主張等（環境省作成）

#### 《参考資料集④》

- ・エコテック裁判判決要旨の添付資料

（裁判所として産業廃棄物の処分場及び業の許可申請に添付されると考えられる書類より得られる情報から、土地の入手に要する債務取消の費用の算定がなされていないことのみを指摘している。施設の技術的基準や経理的基礎に対して規定した現行法令の不備を指摘したものではない。）

## V-2 類似の行政訴訟例の整理

### 1. 経理的基礎が問題となった裁判事例の整理

産業廃棄物処理業者が経理的基礎を有することが審議されたエコテック裁判が特異なケースであるかどうか見極める必要があるため、「判例データベース」を用いて「経理的基礎」をキーワードに検索し、得られた46件の事例を「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理」に示した。この中から、基準等が異なる原子力施設に関する事例である20件、建築基準法等の規定に基づく事例である5件、法に関する訴訟である経理的基礎以外を問題とした事例である8件、その他該当しない事例である4件及び当該エコテック裁判2件を除いた。その結果、判決文で産業廃棄物処理業者の会社の規模や経理的状況について具体的に指摘し判断した事例が6件得られた。これらのうち、3件は住民が事業者を訴えたもの、残りの3件は事業者が許可権者を訴えたものである。

エコテック裁判は、知事が許可をした審査の中身を争点として住民が知事を訴えており、上記6件とはその構図は異なるが、判決文において行政による審査の基準に関してどのような判断がなされているかの分析のため、「経理的基礎判例の整理」において整理を試みた。

ここで掲げた3件の住民訴訟において、裁判所は事業者の維持管理能力の程度を財務面から判断し、これをもとに維持管理能力、事業計画の確かさ等について判決文で述べている。しかし、行政の審査基準との対応でいえば、「利益の計上」、「自己資本比率3割」、「債務超過でない」については触れられた例があったが、他の事項については言及されていなかった。(なお、「提出を求める書類」については、原告から提出がなく分析できなかった事案が1件あった。)

また、判決において経理的基礎の有無の結論が述べられている部分を「判決の最終的判断を示した部分における記述」にまとめた。

以上の結果を踏まえ、経理的基礎の審査に係るに運用を如何にするかを検討していくこととした。

### 2. 抵当証券規制法における財産権に係る賠償請求訴訟案件判決

(平成19年6月6日大阪地方裁判所における大和都市管財株式会社事案)

本事案は廃棄物処理法に関するものではないが、許認可権限を有する行政を相手に訴訟を行ったという点で、また、行政の権限行使の実行過程を問題視したという点では同種の事案と考えられる。しかしながら、財産的基礎の有無を問題視した本事案は原告が直接的に金銭的被害を被ったものであるが、経理的基礎を問題視したエコテック事案では原告が事業者の経理的基礎の欠落により間接的に生活環境への悪影響を被るものであるという点では異なっている。また、本事案の判決においても、平成19年8月21日付け千葉地裁判決と同様に法体系上の不備等を指摘する記述は見あたらない。

### 判決要旨 大和都市管財国家賠償訴訟【共同通信配信】

大和都市管財国家賠償訴訟で、大阪地裁が6日言い渡した判決の要旨は次の通り。規制権限の不行使は、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く場合は国賠法上、違法となる。抵当証券業規制法は、抵当証券の販売業が営業の自由の保障の下にあり、これを尊重し、業務の適正な運営を確保し、購入者の保障を図る目的で登録制を採用している。1997年3月末時点で、大和都市管財の融資先だった関連会社6社は累積債務を抱え、事業で解消させる見込みがなかった。大和都市管財は貸倒引当金設定すべきで、純資産はマイナスになり資本欠損に陥っていた。同社には更新登録拒否事由(財産的基礎の欠如)があった。本件更新登録時点で、大和都市管財が更新抵当証券購入者への利払いのため抵当証券などの金融商品の販売代金を充てざるを得ないという自転車操業状態だったことは容易に推認し得た。大和都市管財グループが透明性を欠いた会計処理をし、近畿財務局の検査に資金の流れの解明を妨げる方向での言動を繰り返していたことなどを考えると、大和都市管財が詐欺的商法を行っているのではないかという合理的な疑いが存在した。近畿財務局長には、更新登録拒否事由の有無を慎重に審査すべき職務上の注意義務が生じていた。近畿財務局は関連会社の帳簿の検査を放棄し、大和都市管財の預貯金口座の検証を怠るなど、必要不可欠で基本というべき検査を怠った。業務改善命令を受けて大和都市管財が提出した実現の見込みがあるとは考えがたい経営健全化計画を、必要な裏付け調査を行うことなく受理した。近畿財務局長は、短期間のうちに大和都市管財グループの資金繰りが行き詰まり、破たんする危険が切迫している事態を容易に認識し、大和都市管財が資本欠損の状態と認定することができた。注意義務を尽くすことなく、漫然と本件更新登録をしたというほかない。許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くというほかない。国は98年以降に抵当証券を購入した原告らに対し、損害を賠償すべき国賠法上の責任がある。98年1月以降に抵当証券を購入し、本件更新登録以前に購入していた金融商品の償還金が購入原資に含まれていないと認められる原告は267人で、抵当証券購入額の相当額を因果関係のある損害と認めることができる。抵当証券を購入しようとするものは、高いリスクを内包する可能性を認識すべきで、国が賠償すべき額は、損害額のうち6割を控除した額を限度とするのが相当。回収済みと認められる額を控除し、260人について認容する。



「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理（1/5）」

経理的基礎が問われた判例

選択No.	文献番号/題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
1	28132466	平成19年8月21日	千葉地裁	平成13年(行ウ)第17号	第一審	千葉県エコテック行政訴訟	当該行政訴訟案件
	産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求事件	被告がF社に対して、産業廃棄物処理施設の設置許可処分をしたところ、建設予定地の周辺に居住する原告らが、本件許可処分は、法15条の1項等に規定された設置許可に係る要件を欠き違法であると主張して、本件許可処分の取消を求めた事案で、原告A、同B、同C及び同Dについては、原告適格を有しないとし、訴えを却下し、F社の経理的基礎は、本件許可処分時において、原告Eらが、生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠く状態であり、本件許可処分は違法であるとし、その余の原告らの請求を認容した事例。					
2	28131029	平成19年1月31日	千葉地裁	平成15年(ワ)第2419号	第一審	千葉県エコテック民事訴訟	当該民事訴訟案件
	産業廃棄物最終処分場建設・操業差止め等請求事件	原告らが、本件予定地において産業廃棄物管理型最終処分場の建設、使用及び操業を予定している被告に対し、本件処分場が建設、使用及び操業されると健康被害を被る等とし、本件処分場の建設、使用及び操業の差止めを求めた事案で、営利を目的とする私企業である被告には、本件処分場の操業につき適切な維持管理を継続するだけの経済的な基盤を認めることができず、とりわけ、侵害されるおそれのある原告らの利益が、身体的人格権に基づく重大なものであり、被害の回復が困難なものであることを考慮すると、事後的な行政的な手続きのみによって、原告らに対する違法な侵害のおそれのある行為を十分予防することはできないとし、請求を一部認容した事例。					
3	28111283	平成18年6月16日	青森地裁	平成3年(行ウ)第6号	第一審	六ヶ所村低レベル放射線廃棄物貯蔵センター	原子炉に係わる事例として削除
	「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター」廃棄物埋設事業許可処分取消...	青森県上北郡六ヶ所村から遠くは国外ロンドン市内に居住する原告ら138名が、Aが同村に「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センター」を建設するために原子炉等核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律51条の2に基づいて廃棄物埋設事業の許可申請に対して許可処分がなされたこと...					
4	28131668	平成18年5月9日	仙台高裁	平成14年(行コ)第5号	控訴審	六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分	原子炉に係わる事例として削除
	六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取消請求控...	A社がウラン濃縮工場を建設するためにした核燃料物質の加工事業許可申請に対し、許可処分がされたことに関し、控訴人らが、ウラン濃縮事業が加工事業に該当しないこと等を理由に、上記処分の無効確認を求めるとともに、その取り消しを求めたこと...					
5	28110929	平成18年3月24日	金沢地裁	平成11年(ワ)第430号	第一審	志賀原発運転差止め民事訴訟第1審	原子炉に係わる事例として削除
	志賀原子力発電所2号機建設差止め請求事件/志賀原発運転差止め民事訴訟第一審判決	本件原子炉が運転されれば、環境中に放出される放射線及び放射性物質によって被曝することにより自己の生命・身体等に回復し難い重大な被害を受ける旨主張する原告らが、人格権又は環境権に基づき、本件原子炉を設置した被告に対し、その運転の...					
6	28112364	平成18年2月22日	大阪地裁	平成17年(行ウ)第58号	第一審	産業廃棄物処理業許可差止め請求事件	法の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	産業廃棄物処理業許可差止め請求事件	本件土地に建築廃材の中間処理業を営むこととして、法14条6項に基づいて行われた産業廃棄物の処理業の許可申請について、本件土地の周辺住民である原告らが、行政事件訴訟法37条の4第1項に基づき、本件許可処分の差止めを求めた事案で、本件土地に隣接して食品加工業を営む原告会社を除く原告らの原告適格を認めたと上で、本件許可処分がなされることにより原告らに生ずるおそれのある損害は、本件許可処分の取消の訴えを提起して行政事件訴訟法25条2項に基づく執行停止を受けることにより避けることが出来るような性質、程度のものであるといわざるを得ないとして、本件訴えを不適法として却下した事例。					
7	28111108	平成17年11月30日	横浜地裁	平成16年(行ウ)第18号	第一審	建築物確認処分取り消し請求事件	建築基準法の事例として削除
	建築確認処分取消請求事件	被告検査機構が参加人に対し、斜面地におけるマンション建築計画につき建築確認処分をしたところ、周辺に居住する原告らが、本件確認処分は建築物の高さ規制等に違反しているにもかかわらずなされた違法なものであるとして、被告検査機構に対して...					
8	28111602	平成17年11月22日	東京高裁	平成6年(行コ)第95号	控訴審	柏崎原子炉設置許可処分取り消し請求事件東京高裁	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分取消請求控訴事件	柏崎・刈羽原子力発電所の周辺に居住する控訴人らが、内閣総理大臣が電力会社に対してなした原子炉設置許可処分について、その安全審査に瑕疵があるために違法である等と主張して、その取消しを求めた事案の控訴審で、本件処分には、手続的違法は...					
9	28110754	平成17年7月25日	大阪地裁	平成17年(行ウ)第14号	第一審	仮の差止め申立事件	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	仮の差止め申立事件	A社はその所有地上に産業廃棄物を選別・破砕する中間処理施設を設置して産業廃棄物処分業を営むため、法14条6項に基づき、被告市長に対して許可申請をしたところ、近隣住民である原告らが被告に対し、被告は本件申請に対し許可をしてはならない旨の差止めを求めて提訴するとともに、行政事件訴訟法37条の5第2項に基づいて仮差止めを申し立てた事案において、住民である原告らに差止め訴訟の原告適格及び仮差止めの申立適格を認めたと上で、本件リサイクルセンターにおいて産業廃棄物が適正に処理されなかった場合に生じる粉塵の飛散、汚水の流出等が原告らの生命、健康を著しく害するよう性質のものとは認められず、本件申請に対する許可処分がなされることにより、原告らについて償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があると一応認めることはできないとして、申立を却下した事例。					
10	28101047	平成17年5月30日	最高裁-小法廷	平成15年(行ヒ)第108号	差戻上告審	もんじゅ行政訴訟第2次上告審判決	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件	本件原子炉「もんじゅ」施設の周辺に居住する被告原告らが、内閣総理大臣が動力炉・核燃料開発事業団に対して行った高速増殖炉「もんじゅ」に係る原子炉施設設置許可処分について、内閣総理大臣の事務承継者である上告人に対し、その無効確認等を...					

「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理（2/5）」

経理的基礎が問われた判例

選択No.	文献番号/題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
11	28130183	平成17年5月27日	大阪地裁	平成14年(行ウ)第145号	第一審	指定確認検査機関業務停止処分取消等請求事件	建築基準法の事例として削除
	業務停止処分取消等請求事件	指定確認検査機関である原告らにおいて確認検査員が実地に行うべき検査業務を補助員に単独で行わせていたなどとして、被告が原告らに対しそれぞれ1か月の業務停止処分及び監督命令処分をしたところ、原告が、これらの処分は建築基準法の解釈を誤...					
12	28111045	平成17年5月12日	千葉地裁 木更津	平成14年(ワ)第66号	第一審	千葉県富津市最終処分場建設差止め請求事件	法の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	産業廃棄物最終処分場建設等差止め請求事件	周辺住民である原告らが、被告に対し、人格権による妨害予防請求権に基づき、被告が予定している安定型産業廃棄物最終処分場の建設、使用、操業の差止めを求めた事案で、本件処分場内から雨水等が本件処分場外へ拡散することが認められ、井戸水を利用している原告7名は飲料水の汚染という被害を受け、その生命、身体を害する危険性があり、本件処分場は埋立量の多い大規模な処分場であり、ひとたび有害物質が地下に浸出して汚染が拡散し、人体に悪影響が発生した場合には、その被害を回復し、拡大を止めるのは著しく困難であるから、本件処分場を建設する前に妨害排除の予防請求をする要請は強く、本件処分場の建設、使用、操業については事前にそれを差止める必要があると認められるとして、原告7名の請求を認容した事例。					
13	28082840	平成15年6月25日	名古屋地裁	平成10年(ワ)第4037号	第一審	名古屋地裁廃棄物処理施設建設差止め請求事件	直近決算年度までの貸借対照表等の書類提出が無く、事業再開に向けた具体的な計画や融資見込みなく経理的基礎を有しているとは認められない。
	産業廃棄物処理施設建設差止め請求事件	知事から許可された産業廃棄物処理施設の建設につき、付近住民がその稼働により有害物質が拡散し健康被害を受けるおそれがあるとして求めた建設禁止の請求が認容された事例。					
14	28081476	平成15年3月26日	鹿児島地裁	平成14年(行ウ)第10号	第一審	産業廃棄物処理施設譲渡不許可処分取消請求鹿児島地裁	直前3年の貸借対照表・損益計算書の提出が無く、管理型処分場の維持管理が不適切で再整備の資金的裏付けが不十分。
	産業廃棄物処理施設の譲渡不許可処分取消請求事件	原告が、産業廃棄物処理施設の譲渡を受け、改正前の法に基づいて被告に対する届出をしたと主張して、同法に基づく許可を受けた者の地位にあることの確認を求め、予備的に、改正後の同法に基づいて原告がした譲渡許可申請に対して被告がした不許可処分はいずれも違法であると主張して、その取消を求めた事案で、破産により解散したAの清算人が裁判所により選任され、原告主張の譲渡契約がこの清算人との間で締結され、原告主張の譲渡契約がこの清算人との間で締結されていない等とし、請求を棄却した事例。					
15	28081336	平成15年1月27日	名古屋高裁 金沢	平成12年(行コ)第12号	差戻控訴審	もんじゅ行政訴訟差戻後第2審判決	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求控訴事件	原子炉設置許可処分の無効確認訴訟においては、(1)行政庁のした原子炉設置許可処分の判断に処分を無効とするに足る重大な瑕疵(違法事由)のあることの主張立証責任は原告が負担し、(2)被告行政庁は、当該判断に処分を無効とするに足る重大...					
16	28071723	平成14年3月15日	青森地裁	平成1年(行ウ)第7号	第一審	六ヶ所ウラン濃縮工場訴訟判決	原子炉に係わる事例として削除
	六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取消請求事件/六ヶ所ウラン濃縮工場訴訟判決	核燃料加工事業許可に対する取消訴訟において、判断の前提とすべき事情は処分当時存在していたものに限られるが、そこで用いられるべき科学技術水準は、経験則であるから、現在のものを用いるべきである。					
17	28061704	平成13年7月4日	東京高裁	昭和60年(行コ)第68号	控訴審	東海第2原発訴訟控訴審判決	原子炉に係わる事例として削除
	東海第二発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件	当初の原子炉設置許可処分に対する取消訴訟の係属中に変更許可がなされ、それに沿って施設の変更がなされた場合には、少なくともその安全性の問題に関しては、変更された内容が許可処分の内容となり、それが訴訟の審理、判断の対象となる。					
18	28060385	平成12年12月15日	松山地裁	昭和53年(行ウ)第2号	第一審	伊方原発第2号炉訴訟判決	原子炉に係わる事例として削除
	伊方発電所原子炉設置変更(二号炉増設)許可取消請求事件/伊方原発二号炉訴訟判決	原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、現在の科学技術水準に照らし、調査審議において用いられた具体的な審査基準に不合理な点があり、あるいは原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査...					
19	28052079	平成12年3月22日	福井地裁	平成4年(行ウ)第6号	差戻第一審	もんじゅ行政訴訟	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件/もんじゅ行政訴訟	原子炉設置許可の無効確認訴訟においては、まず、被告がその判断に重大かつ明白な瑕疵といえるだけの過誤、欠落のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があるが、被告が右主張、立証を尽くさない場合には、被告がした右判断に不都合...					



□ : 経理的基礎が問われた判例

選択 No.	文献番号/題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
20	28052185	平成 12 年 3 月 22 日	福井地裁	昭和 60 年 (行ウ) 第 7 号	第一審	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件/もんじゅ民事差止訴訟	個人の生命、身体を安全とする人格権は、物権の場合と同様に排他性を有する権利といふべきであり、生命、身体を違法に侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又…					
21	28042890	平成 11 年 11 月 24 日	横浜地裁	平成 7 年 (行ウ) 第 8 号	第一審	神奈川県農業者による廃棄物処理施設許可取消訴訟	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	産業廃棄物処分処分取消請求事件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 1 4 条 6 項は、産業廃棄物処理施設の周辺に居住し、右施設自体あるいは施設の事故がもたらす災害や悪影響により、直接的かつ重大な被害を受けることが想定される付近住民の生命身体を安全等を、個人の個別的利益として保護する趣旨を含むが、施設の周辺の茶畑で農作業に従事する者も、健康被害を被るおそれがあるため、周辺住民に準じた地位にあるといふことができ、産業廃棄物処分の許可を争う原告適格を有する。					
22	28050845	平成 11 年 1 月 25 日	東京高裁	平成 9 年 (行ケ) 第 218 号	第一審	有線テレビジョン許可決定取消請求事件	関連の乏しい事例として削除
	決定取消請求事件	有線テレビジョン放送施設の設置不許可処分に対する異議申立てについて、不許可処分が申請から約 7 年を経過した後になされたことは同処分の取消事由とはならない等として、これを棄却した郵政大臣の決定が相当であるとされた事例。					
23	28033443	平成 10 年 1 月 27 日	仙台地裁	平成 7 年 (行ウ) 第 15 号	第一審	仙台地裁設置許可拒否処分取消請求事件	当該会社の経理的基礎が無い場合でも、親会社に相応の人的・物的能力及び資金の基礎を有すると認定。
	産業廃棄物処理業の許可及び同処理施設の設置許可拒否処分取消請求事件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 1 4 条 4 項に基づく産業廃棄物処理業の許可申請書等の返戻行為について、右返戻は申請についての審査の拒否と認められるところ、同法は申請をした場合の行政庁の受理等の行為を予定せず、申請が行政庁に到達した以上直ちに審査の開始が義務づけられているといふべきであるから、審査の拒否はあくまでも事実上の措置といふほかないとされた事例。					
24	27827825	平成 6 年 8 月 9 日	広島地裁	昭和 61 年 (行ウ) 第 1 号	第一審	行政処分取消請求事件	事業計画の根拠が明白ではない。
	行政処分取消請求事件	免許基準に合致している免許申請を却下した処分が違法として取り消された事例。					
25	28021343	平成 6 年 3 月 30 日	奈良地裁	平成 1 年 (ワ) 第 130 号	第一審	廃液再生工場建築確認処分留保損害賠償事件	原子炉に係わる事例として削除
	損害賠償請求事件	廃液再生工場建設について、行政指導が行われていることを理由とする建築確認処分の留保が違法とされた事例。					
26	27818841	平成 6 年 3 月 24 日	新潟地裁	昭和 54 年 (行ウ) 第 6 号	第一審	柏崎原発訴訟第 1 審判決	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分取消請求事件/柏崎・刈羽原発訴訟第一審判決	遺言執行者の職務執行停止を求める保全処分の申立てを却下した原審判に対する即時抗告事件において、遺言執行者を解任すべき正当事由が認められないとして、抗告を棄却した事例。					
27	25000022	平成 4 年 9 月 22 日	最高裁三小法廷	平成 1 年 (行ツ) 第 130 号	上告審	もんじゅ行政訴訟上告審判決	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求事件/もんじゅ行政訴訟上告審判決	行政事件訴訟法 3 6 条の「法律上の利益を有する者」とは、行政との処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害されまたは必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、不特定多数者の具体的利益即ち個人個人の個別的利益をも含む…					
28	25000023	平成 4 年 9 月 22 日	最高裁三小法廷	平成 1 年 (行ツ) 第 131 号	上告審	港湾運送免許却下処分取消請求控訴事件	原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等請求上告事件/もんじゅ行政訴訟上告審判決	行政事件訴訟法 3 6 条は、行政処分の無効確認を求めるについて「法律上の利益」を有する者の要件が必要であるが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 2 3 条、2 4 条に基づく原子炉設置許可処分につき、原子炉…					
29	27806363	平成 2 年 3 月 20 日	仙台高裁	昭和 59 年 (行コ) 第 9 号	控訴審		原子炉に係わる事例として削除
	福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律二三条 (昭和五二年法律八〇号改正前) に基づく原子炉設置の許可申請が、同法二四条一項三号中の技術的能力に係る要件および災害防止に係る同項四号の要件に適合するとした内閣総理大臣の判断…					
30	27804941	平成 1 年 7 月 19 日	名古屋高裁金沢	昭和 63 年 (行コ) 第 2 号	控訴審		原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認等控訴事件/もんじゅ行政訴訟控訴審判決	原子炉設置予定地の周辺住民は、当該原子炉の設置許可処分の無効確認を求める法律上の利益を有する。					

□ : 経理的基礎が問われた判例

選択 No.	文献番号/題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
31	27801277	昭和 62 年 12 月 25 日	福井地裁	昭和 60 年 (行ウ) 第 7 号	第一審		原子炉に係わる事例として削除
	原子炉設置許可処分無効確認請求事件/もんじゅ行政訴訟事件第一審判決	原子炉施設周辺住民は、設置者に対する原子炉施設の建設、ないし運転の差止請求という民事上の有効、かつ適切な保護手段が存するから、内閣総理大臣がした原子炉設置許可処分の無効確認を求める利益はない。					
32	27803305	昭和 60 年 6 月 25 日	水戸地裁	昭和 48 年 (行ウ) 第 19 号	第一審		原子炉に係わる事例として削除
	東海第二発電所原子炉設置許可処分取消請求事件/東海第二原発訴訟第一審判決	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律二四条一項四号 (昭和五二年法律八〇号改正前) は、公共の安全という公益とともに当該原子炉施設周辺住民個人個人の利益をも保護している。					
33	27662812	昭和 59 年 7 月 23 日	福島地裁	昭和 50 年 (行ウ) 第 1 号	第一審		原子炉に係わる事例として削除
	福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律二三条 (昭和五二年法律八〇号改正前) に基づく原子炉設置の許可申請が同法二四条一項三号中の技術的能力に係る要件および同項四号の要件に適合するとした内閣総理大臣の判断は、専門技術的裁…					
34	27603660	昭和 53 年 4 月 25 日	松山地裁	昭和 48 年 (行ウ) 第 5 号	第一審		原子炉に係わる事例として削除
	伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件/伊方原子力発電所訴訟第一審判決	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律二三条に基づき内閣総理大臣のした原子炉設置許可処分につき、当該原子炉施設周辺の住民は、その取消を求める法律上の利益を有する。					
35	27486398	昭和 43 年 2 月 26 日	大阪高裁	昭和 41 年 (行コ) 第 115 号	控訴審		産廃処理以外的事例として削除
	港湾運送事業免許却下処分取消請求控訴事件	港湾運送事業法による港湾運送事業の免許は、同法が不確定概念であっても規制基準を定めている以上、いわゆる輻輳裁量行為である。					
36	27486397	昭和 42 年 1 月 12 日	神戸地裁	昭和 40 年 (行ウ) 第 42 号	第一審	港湾運送事業免許却下処分取消請求事件	産廃処理以外的事例として削除
	港湾運送事業の免許却下処分取消請求事件	港湾運送事業の免許申請を拒否した処分について、当該申請が港湾運送事業法六条一項三号所定の基準に適合するものとは認められないとして右拒否処分が違法性がないとされた事例。					
選択 A	28010378	平成 7 年 10 月 31 日	熊本地裁	平成 5 年 (ヨ) 第 137 号	第一審	熊本地裁建設工事差止め 710	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	各産業廃棄物処分場建設禁止等仮処分申立事件	一 人格権を侵害された者は、物権の場合と同様に、排他性の現れとして、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するために、侵害行為の差止めを求めることがものと解するのが相当である。二 人格権の一種である平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の間隔に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解され、将来侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するための事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有する。					
選択 B	28060154	平成 12 年 3 月 31 日	鹿児島地裁	平成 11 年 (ヨ) 第 260 号	第一審	鹿児島地裁 1203 産廃建設工事差止め	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	建設工事禁止仮処分命令申立事件	管理型の産業廃棄物最終処分場について、周辺住民らが生活用水である井戸水の汚染のおそれがあることを理由として人格権に基づき申し立てた建設の禁止を求める仮処分命令申立を認めた事例。					
選択 C	28042662	平成 11 年 3 月 15 日	水戸地裁	平成 10 年 (ヨ) 第 93 号	第一審	水戸地裁 1103 産廃処分場	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
	全県町産業廃棄物最終処分場建設差止め仮処分命令申立事件	いわゆる安定五品目の一部を処分対象とする安定型の産業廃棄物最終処分場について、周辺住民らが地下水等の水質汚染のおそれがあることを理由として人格権、水利権に基づき申し立てた建設、使用、及び操業禁止の仮処分命令申立を認めた事例。					
選択 D	27811813	平成 4 年 2 月 28 日	仙台地裁	平成 2 年 (ヨ) 第 252 号	第一審	仙台地裁 0402 工事中止等仮処分	業者が侵害発生の高度な蓋然性の無いことの立証がなければ、侵害発生の高度の蓋然性の存在を認めるのが相当
	工事中止等仮処分申請事件	一 憲法の規定は国の施策の基本的方針を定めたいわゆるプログラム規定であり、これを根拠として私法上の具体的権利が生ずると解することはできず、生活環境権の実定法上の根拠となると思われるものは見出し難いので、生活環境権は差止め請求権の根拠とはなりえない。二 人格権の重要性に鑑みれば、人格権を侵害された者が損害賠償請求をなすことができるのはもとより、物権の場合と同様に、排他性の現れとして、現に行われている侵害行為を排除し、または将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる。					
選択 E	28072033	平成 13 年 10 月 23 日	前橋地裁	平成 12 年 (ヨ) 第 9 号	第一審	前橋地裁 1310 工事禁止	産廃排出見込みと処分場の不足の算定、県としての設置・運営関与の決定と県有地の貸与・地元調整・モデル研究事業制度導入・助成等
	産業廃棄物最終処分場建設、使用、操業禁止仮処分申立、産業廃棄物最終処分場建設禁止仮処分申立事件	安定型の産業廃棄物最終処分場について、周辺住民らが飲用水及び農業用水の汚染のおそれがあることを理由として人格権に基づき申し立てた建設、使用及び操業禁止を求める仮処分命令の申立を被告発生の危険があることの疎明がないとして却下した事例。					



「経理的基礎事例対応訴訟案件の整理 (5/5)」

□ : 経理的基礎が問われた判例

選択No.	文献番号/題	判決年月日	裁判所	事件番号	審理	ファイル名称	事例対応
選択 F	27827682 産業廃棄物最終処分場使用操作差し止め等仮処分命令申立事件	平成7年2月20日	大分地裁	平成5年(ヨ)第23号	第一審	大分地裁産廃0702	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
選択 G	28061855 産業廃棄物処分場建設差し止め請求事件	平成12年1月26日	長野地裁	平成8年(ワ)第136号	第一審	長野地裁松本支部産廃処分場建設差し止め	施行規則の経理的基礎以外の記述のみであり事例として除外
判決 1	— 産業廃棄物最終処分場建設差し止め等仮処分命令申立事件	平成15年6月4日	千葉地裁	平成14年(ヨ)第52号	—	千葉地裁14年(3)第52号差し止め請求	収支の採算性の合理性、抵当権を事業計画に計上、維持管理体制の確立、法的裏付け積立金積立。
判決 2	—	—	鹿児島地裁	—	—	鹿児島県鹿屋管理型処分場建設差し止め事件	維持管理に関する具体的収支見込み提出無しと体制欠如。
判決 3	— 不作為の違法確認等請求事件	平成19年5月21日	長野地裁	平成18年(行ウ)第5号	—	長野県不作為の違法性確認訴訟19年5月21日判決 (産業廃棄物処理施設の設置許可を県に対して求めた裁判)	根拠当権の設定事実と会社経営状況調査。

「経理的基礎判例の整理 (1/3)」

番号	判決 1	1 3
件名	産業廃棄物最終処分場建設差し止め等仮処分命令申立事件	産業廃棄物焼却炉建設差し止め請求事件
判決日	平成15年6月4日	平成15年6月25日
裁判所名	千葉地裁	名古屋地裁
原告	住民	住民
被告	設置予定業者	設置予定業者
結果	却下	認容
審査留意事項	<p>利益が計上されていること、又は、自己資本比率が3割を超えていることが望ましい。</p> <p>被告が作成した事業計画書及びキャッシュフローの内容によれば、10年で埋め立てを完了した時点において、負債を返済した上で約9億4500万円が残るほか、各種積立金が残る見通しであることが一応認められ、上記計画の内容については、施設の補修等を含む維持管理費、安全管理のための費用等の事業経費が過小であるとはいえず、収支の採算性のある合理的な計画であると評価することができる。また、本件予定地には、現在、被告が本事業のために本件予定地の買収等を依頼したY社等を債務者とする抵当権等の担保権(元本総額20億7500万円)が設定されていること、他方、被告は当該被担保債権の主債務者でも連帯保証人でもないこと、被告とY社の間では、被告が土地代金の支払いをするのと引き替えに、同社において被告に対し、担保権の設定登記を抹消した上で土地所有権の移転登記をする旨の合意が成立していることが一応認められる上、被告はY社が上記担保権の設定登記の抹消をしなかった場合に備え、その抹消費用として、元本相当額に相当する額の子備費を事業計画の中に計上して、これを確保しているのであるから、上記担保権の存在が、本件事業計画に支障を与えるようなことはないものとの評価をするのが相当である。この点につき、原告らは、上記被担保債権には当然利息が発生していることをも考慮すると、上記元本額が確保されていると言っただけでは不十分である旨主張するが、被告は上記債務を支払う法的義務はない上、担保権が設定されていることにより直ちに土地の利用が阻害されるものではなく、さらに、本件処分場の営業を開始して産廃の搬入をするためには、千葉県の使用前検査を受けた後、県知事の業の許可を得る必要があるものであって、その際、事業遂行能力に関連して経済的審査もなされ、上記担保権の設定登記の抹消状況等についても考慮されることが見込まれるのであるから、原告らの批判をそのまま採用することはできない。</p>	<p>被告が本件施設の設置及び維持管理を的確に行うために必要とされる資産等を有しているとの事情はうかがわれない。むしろXに対する施設の新築工事請負代金のうちの出来高(数千円)が不払いとなっている。また、同型の焼却炉を使用している同業者6社のうち利益が出ているのは許可の6倍以上の量を焼却している1社のみであり産廃の焼却のみによって利益を出すことは容易ではないものと解され、被告の事業計画及び主張に根拠はないといわざるを得ない。</p>
施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること。		
役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。		
未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保されていること。		
利益が計上されているか否かについて、過去3年間程度の損益平均値をもって判断する。		
欠損である場合にあっては、直前期が黒字に転換しているか否かを勘案する。		
高額の設備投資をする場合にあっては、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案する。		
資金の総額を記載した書類		
資金の調達を記載した書類(借入先、利率等)		
貸借対照表		
損益計算書		
法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
判決の最終的判断を示した部分における記述	被告は本件事業計画を十分に遂行するに足りる経済的な基盤を有しているものと評価するのが相当である。	そもそも独立して経営活動を行う実体を有しているものとは認めがたい。本件施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識、足る知識、技能及び経営するものとは認められない。

「経理的基礎判例の整理 (2/3)」

	判決 2	2 3
番号		
件名	産業廃棄物最終処分場建設差止	産業廃棄物処理業許可及び同処理施設の設置許可拒否処分取消請求事件
判決日	平成18年2月3日	平成10年1月27日
裁判所名	鹿児島地裁	仙台地裁
原告	住民	設置予定業者
被告	設置予定業者	知事 (許可権者)
結果	一部認容、一部棄却	一部認容、一部棄却
審査留意事項	<p>利益が計上されていること、又は、自己資本比率が3割を超えていることが望ましい。</p> <p>少なくとも債務超過の状態ではないこと。</p> <p>被告は処分場の操業に要する費用として浸出液処理設備関係だけで年間2100万円程度を見込んでいるが、それ以外に要する費用としてどの程度を見積もっているのかについては具体的な立証をしない。なお、許可申請段階における計画では借入金償還を除く事務費と付帯工事費とで年間1億1300万円程度の費用を見込んでいたことが認められるが、浸出液処理設備の管理委託費等を考慮すると当初計画よりも相当高額になることは自明である。また、被告は処分場を稼働した場合に得られるであろう収益の見込みについても、具体的・客観的な裏付けのある立証をしていない。</p>	<p>原告自体としては現状では必ずしも本件計画に係る産廃施設を建設し運営していく十分な人的・物的能力、経理的基礎を有しているとは認めがたく、また本計画内容が十分に固まっているとはいえず、曖昧な部分があるほか、本件施設はかなり大規模なものであり、周辺地域の住民等に対しかなりの影響を及ぼす可能性があること等の諸事情が認められる。しかし、原告の株主であるX社はそれ相応の人的・物的能力及び資金的な基礎を有する会社と認められるし、同社は本件計画の実現のめどがつき次第、原告に資金を援助し、当該事業に参画する意思を有しているのであるから、直ちに本件計画が真摯に企画・立案されたものではないとか、責任の所在が不明確であるとはいえないと考えられる。</p>
提出を 求める 書類	<p>資金の総額を記載した書類</p> <p>資金の調達を記載した書類 (借入先、利率等)</p> <p>貸借対照表</p> <p>損益計算書</p> <p>法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p>	
判決の最終的 判断を示した 部分における 記述	被告が設置許可申請した後、住民や市長が公共関与を望んだのは、被告が資金面で処分場を継続的かつ安定的に運営できるか否かを心配していたからであるにもかかわらず、被告はその後も具体的な収支の見込みをたてることなく今日まで至っているものであり、この事実からは被告がその主張するような管理体制において本件処分場をその計画期間を通じて適切に維持管理できるかどうかは、相当に疑わしいものといわざるを得ない。	

「経理的基礎判例の整理 (3/3)」

	判決 3	1 4
番号		
件名	不作為の違法確認等請求事件	産業廃棄物最終処分場の譲受不許可処分取消請求事件
判決日	平成19年5月21日	平成15年3月26日
裁判所名	長野地裁	鹿児島地裁
原告	設置予定業者	譲受予定業者
被告	知事 (許可権者)	知事 (許可権者)
結果	認容	棄却
審査留意事項	<p>利益が計上されていること、又は、自己資本比率が3割を超えていることが望ましい。</p> <p>少なくとも債務超過の状態ではないこと。</p>	<p>被告が立入調査を行った結果、遮水シートに随所に破損が認められるなど管理型最終処分場として機能させるためには抜本的な再整備が必要であり相当高額の資金を要すると判断されること、金融機関に約1000万円程度の預金を有しているという事実だけでは原告が本件処分場の安定的な経営に適する財産的基礎を有しているとは認められない。</p>
提出を 求める 書類	<p>資金の総額を記載した書類</p> <p>資金の調達を記載した書類 (借入先、利率等)</p> <p>貸借対照表</p> <p>損益計算書</p> <p>法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p>	<p>原告は鹿児島銀行発行の残高証明書を提出した。</p> <p>原告は提出しなかった。</p> <p>原告は提出しなかった。</p>
判決の最終的 判断を示した 部分における 記述	<p>施設や申請者の能力に関する基準については、いずれもその文言から判断すべき内容が一義的に明確であるとはいえず、その判断に当たっては専門的、技術的な検討が不可欠である。被告が本件における主張で取り上げているものうち経理的基礎については、弁論の全趣旨によれば、原告が本件土地を買い受ける際に根拠当権設定登記は抹消されていることが認められるから、その主張にあまり根拠はないが、油水分離施設の点などを含め、なお、専門的、技術的見地からの検討を経て処分をする必要があることは否定できず、本件各申請に対し、「行政庁がその処分をすべきであることが法令の規定から明らかである」とも「行政庁がその処分をしないことが裁量権の範囲を超え若しくはその濫用になる」とも認めることはできない。</p>	<p>原告の今後の事業展開によりこれを維持管理していくための経済的基礎が確保されることは確実である旨の主張については、このような将来の予測を許可不許可の基準とすることはないと解される。</p>



### V-3 産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に係る整理について

第1回及び第2回経理的基礎検討委員会での審議に基づき、法に基づく産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可審査等に係る規定が十分なのかどうかについて、行政処分指針通知及び現行許可事務通知の内容を整理した。

#### 1. 不正手段発覚による施設設置許可または業の許可の取消

許可の取消事由であることから、行政処分指針通知に規定されている。

平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号「行政処分の指針について（通知）」より

不正の手段により第14条第1項若しくは第6項の許可（同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。）又は第14条の2第1項の変更の許可を受けたとき（法第14条の3の2第1項第3号）

「不正の手段」とは、例えば許可申請の際に許可申請書及びその添付資料（商業登記簿等）に虚偽の記載をすること、許可の審査に関する行政庁の照会、検査等に虚偽の回答をすること、あるいは暴行、脅迫その他の不正な行為により行政庁の判断を誤らせた場合などをいうこと。

なお、本来許可を受けることができないような者が、事実関係を偽るなどして処理業・施設設置の許可を受けた場合、当該者については到底適正な廃棄物処理は期待し得ず、不適正な処理を引き起こす可能性が高いほか、許可制度に対する信頼をも損なうなど、その悪質性は無許可営業に準ずるものと認められることから、平成17年10月1日よりこの場合は直罰の対象とされたことにかんがみ、不正の手段により許可を受けたことが判明した場合は厳正に対処されたいこと。

#### 2. 施設設置者の能力の不適合による施設設置許可の取消

行政処分指針通知には、施設設置者に能力がないと判断される事例として維持管理積立金が積み立てられていない場合が具体的に例示されているが、現行許可事務通知では触れられていない。

なお、維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられているかどうかを確認する書類は、許可申請時の提出書類に規定されていない。なお、積立額不足時には独立行政法人環境再生保全機構が都道府県知事に通知するシステムがある（施行規則第4条の11第2項）。

平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号「行政処分の指針について（通知）」より

#### 第4 2 (2)

産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第15条の2第1項第3号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき（法第15条の2の6第2号及び第15条の3第2項）

産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、又は産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものであること。特に最終処分場にあつては、法第15条の2の3において準用する第8条の5で規定する維持管理積立金制度に係る必要な積立額が現に積み立てられていない場合について、経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。このため機構（引用注：独立行政法人 環境再生保全機構）より都道府県知事に対して規則第4条の11第2項の通知があつた場合には、報告徴収等の積極的な活用を通じて経理的基礎の状況の把握に努めること。また、資金調達に支障を来している等の経済的な要因により、施設設置に係る工事の着工が相当期間なされていない場合や工事が相当期間中断している場合にも、経理的状況の推移、事業内容等から照らして経理的基礎を有しないと判断して差し支えないこと。

### 3. 法に基づく経理的基礎の審査内容の変遷

経理的基礎の審査に関する具体的内容は、12年許可事務通知で示された許可事務手続きの要領において定められている（最終改正平成18年9月4日付け環産産発第060904003号）。また、産業廃棄物行政（許可事務以外）に関連した他の通知としては、旧行政処分指針通知があるが、行政処分指針通知により廃止されている。

許可の種別としては、産業廃棄物処理業と産業廃棄物処理施設設置、処分業と収集運搬業、新規許可と更新許可などと区分されるが、12年許可事務通知、現行許可事務通知、旧行政処分指針通知及び行政処分指針通知それぞれにおいて、経理的基礎の規定内容は同様であった。

許可事務における経理的基礎の審査に係る留意事項について、12年許可事務通知と現行許可事務通知を比較したところ、下表の（6）項において自己資本比率基準が低減されたこと以外は、12年許可事務通知から大幅な変更はなされていない。

項目	12年許可事務通知	現行許可事務通知
(1)	申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。	同 左
(2)	申請者が個人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。	同 左
(3)	事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれるものであること。	同 左
(4)	資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載させること。	同 左

(5)	廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。	同 左
(6)	事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が3割を超えていることが望ましいものと考えられる（財政状態に関しては、少なくとも債務超過の状態でないことが相当である）が、なお、以下に留意して判断されたいこと。	事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましいものと考えられる（少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。）が、なお、以下に留意して判断されたいこと。
①	事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないことなどを確認すること。	同 左
②	中間処理業者にあつては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保され、最終処分業者にあつては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が積み立てられていることなどを確認すること。	同 左
③	利益が計上できているか否かについては、過去三年間程度の損益平均値をもって判断することとし、欠損である場合にあつても直前期が黒字に転換しているか否かを勘案して判断すること。	同 左
④	高額の設定投資を要する場合にあつては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案して判断すること。	同 左
⑤	経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること。	同 左



(参考)許可の種類

許可の種類	法での記載箇条	備考	
業の許可	収集運搬業許可	第14条第1項	再生利用目的では不要
	同上 更新	同上	5年以内ごと
	同上 変更許可	第14条の2第1項	添付書類は新規時準用
	処分業	第14条第6項	再生利用目的では不要
	同上 更新	同上	5年以内ごと
	同上 変更許可	第14条の2第1項	添付書類は新規時準用
施設の許可	処理施設設置許可	第15条第1項	
	同上 変更許可	第15条の2の5第1項	添付書類は新規時準用
	同上 譲り受け等	第15条の4	添付書類は新規時準用 相続の場合は届出

	<p>ることが含まれている。</p> <p>・「欠格要件」については、法第14条第10項第2号に規定されている。</p> <p>【参考】：平成17年8月12日付け環廃産発第050812003号 「行政処分の指針について（通知）」における能力の定義 能力：<u>産業廃棄物の処理を的確に行うに足りる知識若しくは技能、又は産業廃棄物の処理を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有しなくなることをいうものであること。</u></p>	<p>施設について適正な配慮」については、施行規則第12条の2の2に規定されている。</p> <p>・「能力が環境省令で定める基準に適合」は、施行規則第12条の2の3項に規定され、経理的基礎を有することが含まれている。</p> <p>・「欠格要件」については、法第15条の2第1項第4号に規定されている。</p>
--	---	--

4. 業の許可と処理施設の許可の差異

現行許可事務通知における「許可の性質」の記載内容について比較したところ、申請者の能力のうち、経理的基礎に関しては要求される点で基本的に差はない。なお、平成18年の改正時においても根本的な変更はされていない。

項目	業の許可	処理施設の許可
通知内容 (申請事項等)	法第14条第5項及び第10項並びに第14条の4第5項及び第10項は、申請者が <u>技術上の基準に適合する施設及び能力を有し、かつ欠格要件に該当しない</u> 場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えられているものではないこと。	法第15条の2第1項は、 <u>施設の設置に関する計画が技術上の基準に適合すること、施設の設置及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設について適正な配慮がなされたものであること、申請者の能力が環境省令で定める基準に適合すること及び申請者が欠格要件に該当しないこと</u> のいずれの要件にも適合する場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。
留意点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「技術に適合する施設」については、施行規則第10条の5に規定されている。</li> <li>・「能力」については、施行規則第10条の5に規定され、経理的基礎を有す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「処理施設設置に関する技術上の基準」については、施行規則第12条、第12条の2、第12条の6及び第12条の7に規定されている。</li> <li>・「周辺地域の生活環境の保全及び周辺</li> </ul>

V-4 自治体における産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に係る審査手続きの公表状況とその内容について（処分業の新規許可を主として）

各許可権者においては、一般的に産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可についての審査手続きマニュアル等を作成しているが、インターネットで公表されているものは少ない。検索したところ、以下の自治体に係るものが得られた。

公開等	自治体	対象
インターネット公開	宮城県	中間処分業・最終処分業
	愛知県（岡崎市でも公開）	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置
	岡山県	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置
	大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市	積替え・保管のない収集運搬業
	宮崎市	収集運搬業の更新の添付資料
今後公開予定	福島県	法人における産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置

なお、八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）廃棄物問題検討委員会では、平成19年度に環境省に「産業廃棄物処理施設の許可制度の改善に向けての要望」を提出したが、平成20年度には経理的基礎の有無の判断に利用可能なガイダンスの作成を予定している。

ここでは、宮城県、福島県、愛知県及び岡山県の4県を対象とし、自治体における産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可に係る審査手続きについて比較したところ、以下の共通点があった。

なお、経理的基礎については、4県いずれにおいても事前協議段階で要求していることに留意する必要がある。

- ① 施行規則に基づき経理的基礎を審査しており、債務超過を含む「自己資本比率」、「直前比率」、当期純利益の平均、及び「直前決算の当期純利益」の組合せで判断している。
- ② 「直近3年以上の産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の営業実績を有する法人または個人」と「産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の営業実績が3年未満の法人または個人」に類別している。
- ③ 基本的には、上記2種類の組合せ毎に、審査判断に用いる提出書類等を類別している。但し、各県により特徴がある。
- ④ 新規申請と更新申請で差違を設けていない。
- ⑤ 福島県を除き、基本的には収集運搬業と処分業で差違を設けていない。宮城県では、追加提出資料として処分業では未処理廃棄物に対する処分費用の留保の有無を確認している。

【宮城県における処理業等の許可における経理的基礎の審査手続き】

以下に該当する場合、それぞれに応じ、法定資料の他に追加資料の提出が必要である。

1. 営業実績が3年以上ある法人で以下に該当する場合

直前期自己資本比率	直前3期の経常利益の平均値	直前期分の経常利益	追加提出資料等
0～10%未満	赤字	赤字	・今後5年間の事業（改善）計画書 ・今後5年間の収支計算書 ・貸借対照表
マイナス（超過債務）	黒字	黒字	・今後5年間の事業計画書 ・今後5年間の収支計算書 ・貸借対照表 ・金融機関発行の借入残高証明書及び返済予定表 ・中小企業診断士による診断書
		赤字	
	赤字	赤字	不許可

2. 営業実績が3年以上ある個人で以下に該当する場合

直前期の資産の状況	直前3年間の所得税の納税状況	追加提出資料等
資産<負債	納税が発生している年あり 毎年納税していないが、青色申告特別控除前の金額（白色申告では収支内訳書の所得金額）がプラスである。	・今後5年間の事業（改善）計画書 ・今後5年間の収支計算書 ・貸借対照表 ・金融機関発行の借入残高証明書及び返済予定表 ・中小企業診断士による診断書
	毎年納税が発生していない	不許可

3. 営業実績が3年未満の場合

提出書類：

- |      |   |
|------|---|
| 法定資料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）</li> <li>・資産に関する調書（個人の場合）</li> <li>・直前3年の所得税の納付すべき額及び納付額を証する納税証明書</li> </ul> |
|------|---|
- （追加1）
- ・今後5年間の事業（改善）計画書
  - ・今後5年間の収支計算書
  - ・貸借対照表
  - ・金融機関発行の借入残高証明書及び返済予定表



【愛知県における経理的基礎に関する審査の考え方】

1. 営業実績が3年間以上ある法人の場合

直前期の自己資本比率	直前3年間の経常利益の平均値	直前期の経常利益	行政処分の内容		
			処分業	収集運搬業	
				積替保管あり	積替保管なし
10%以上	プラス	黒字	原則基礎認定		
		赤字			
	マイナス	黒字	①必要時診断書		
		赤字			
0~10%	プラス	黒字	原則基礎認定		
		赤字			
	マイナス	黒字	診断書	原則基礎認定	
		赤字		②必要時診断書	
マイナス	プラス	黒字	診断書	③必要時診断書	
		赤字		診断書	
	マイナス	黒字	診断書	診断書	
		赤字		不許可	

- 注) 1. 「診断書」では、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書の提出を要する。
2. 「①必要時診断書」とは、次のいずれかに該当する場合、診断書の提出を要する。
- (1) 経常損益において直前2期（直前期の1期前期、以下同じ。）の黒字から直前期に赤字に転落している場合で、経常損益の伸率（(直前期経常損失額-直前2期経常利益額) / 直前2期経常利益額）がマイナス200%を下回る。
- (2) 経常損益において直前2期、直前期ともに赤字の場合で、経常損益の伸率（(直前期経常損失額-直前2期経常損失額) / 直前2期経常損失額）が100%を上回る。

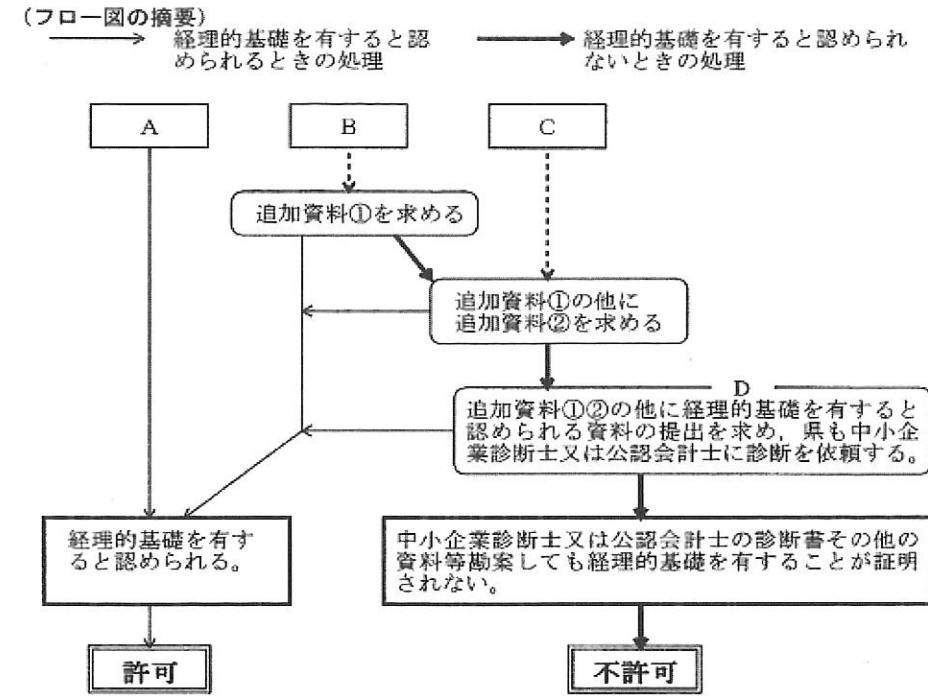
2. 営業実績が3年間以上ある個人の場合

直前期の資産状況	直前3年間の所得税の納税状況	行政処分の内容		
		処分業	収集運搬業	
			積替保管あり	積替保管なし
資産 ≥ 負債	毎年、納税している	基礎認定原則定		
	納税していない年あり	診断書	原則基礎認定	
資産 < 負債	納税している年がある	診断書		
	毎年、納税していない	不許可		

3. 営業実績が3年間に満たない法人又は個人の場合

今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書の提出を要する。

【岡山県における審査手続きの区分】



《直近3年以上の産廃処理業等の営業実績があるもの》

A~Cの適用対象（法人の場合）

適用	直前決算での自己資本比率	直前3期の当期純利益の平均	直前決算での当期純利益
A	10%以上	プラス	黒字 赤字
		マイナス	黒字 赤字
B	0~10%	プラス	黒字 赤字
		マイナス	黒字 赤字
C	債務超過	プラス	黒字 赤字
		マイナス	黒字 赤字

A~Cの適用対象（個人の場合）

適用	直前3期の所得税納付	X式
A	3期納付	X ≥ 0
	2期納付	
	1期納付	
B	納付無し	X < 0
	3期納付	
	2期納付	
C	1期納付	X < 0
	納付無し	

※  
X = 期末の事業主借 + 元入金 + 青色申告特別控除前の所得金額 - 期末の事業主貸

国の通知においては、「利益が計上できていること」となっており、『利益』として考えられるのは、一般的には「経常利益」、「税引き前当期利益」、「当期純利益」が考

えられる。岡山県では、最終的な当該決算期の利益は当期純利益であると考え、「利益」の指標として「当期純利益」を採用している。

《産廃業等の直近の営業実績が3年未満のもの》

①産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に関してはないが、その他の事業について3年以上の営業実績があるものはBに位置づける。

提出書類：

法定資料
・直前3年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書（法人の場合）
・資産に関する調書（個人の場合）
・直前3年の所得税の納付すべき額及び納付額を証する納税証明書

(追加資料①)

- ・提出可能な年数分の税務署受付印押印済みの確定申告書の写し
- ・今後5年間の事業（改善）計画書及び収支計算書（法人にあっては、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書を含む）
- ・債務超過又は利益計上が出来なかった理由書、その改善計画書及び知事が必要と認めた資料

(追加資料②)：追加資料①で経理的基礎が確認出来ないCの場合には、提出が必要である。

- ・中小企業診断士又は公認会計士の診断書
- ・金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書
- ・必要資金の確保を裏付ける書類（資産状況証明書、融資証明書等）
- ・関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類（財務諸表、事業報告書等）
- ・その他知事が必要と認めた書類

②その他の事業についても営業実績がないものは、別途に資料設定

提出書類：

- ・今後5年間の事業計画書及び収支計算書（法人にあっては、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書を含む）
- ・金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書
- ・必要資金の確保を裏付ける書類（資産状況証明書、融資証明書等）
- ・関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類（財務諸表、事業報告書等）
- ・中小企業診断士又は公認会計士の診断書
- ・その他知事が必要と認めた書類

上記書類で、経理的基礎を有することを申請者が証明できない場合には、不許可とするが、判断に当たっては、県が依頼する中小企業診断士又は公認会計士の診断結果等も勘案する。

【福島県の処理業等における経理的基礎の審査手続き準則】

岡山県の基準をブラッシュアップしたもので、産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可申請が法人によって行われている状況に鑑み法人用に限定している。法人が3年以上の実績があるか否かによって分類し、3年未満については、更に産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置に係る営業実績はないが、その他の事業については営業実績がある場合と、その他の事業についてもこれまで全く営業実績がない場合に分類し、く営業実績がない場合に分

なお、国の通知と同じく、岡山県においては、「利益が計上できていること」を求めており、「利益」の指標としては「当期純利益」を採用している。

1. 直近の3年以上申請に係る産廃処理業等の営業実績を有する法人

直前の自己資本比率	直前3年間の当期純利益の平均	直前決算の当期純利益	提出する書類等
10%以上	黒字	黒字 赤字	(A ケース)：法令で定める書類 ・直前3年の貸借対照表及び損益計算書 ・直前3年の税務署受付印押印の確定申告書の写し ・直前3年の所得税の納付額および納税証明書
	赤字	黒字 赤字	
0～10%未満	黒字	黒字 赤字	(B ケース) 上記に加え、下記追加書類① ・税務署発行の消費税の納税証明書 ・都道府県税に未納がない旨の証明書 ・直近3年の「売上（製造）原価」及び「販売費及び一般管理費の内訳書」 ・直近3年の勘定科目内訳明細書 ・直近3年の減価償却明細書 ・直近3年の計算書類についての『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』（日本税理士連合会制定） ・今後5年間の事業（改善）計画書、収支計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書（最終処分場の場合は、廃止までの間） ・債務超過又は利益が計上出来なかった理由書等、経営改善計画書 ・知事が必要と認めた資料
	赤字	黒字 赤字	
マイナス（債務超過）	赤字	黒字	



直前の自己 資本比率	直前3年間の 当期純利益 の平均	直前決算の 当期純利益	提出する書類等
マイナス (債務超過)	赤字	赤字	<p>(C ケース)</p> <p>B ケースの提出書類に加え下記追加書類②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書</li> <li>必要資金の確保を裏付ける書類（資産状況証明書、融資証明書等）</li> <li>関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類（財務諸表、事業報告書等）</li> <li>中小企業診断士又は公認会計士の診断書（過去5年間の財務状況の現状、事業運営に係る財務上の問題点、具体的な改善策及び改善効果）</li> <li>知事が必要と認めた資料</li> </ul>

2. 申請に係る産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の3年間の営業実績はないが、その他の事業の営業実績がある場合

直前の自己 資本比率	直前3年間の 当期純利益 の平均	直前決算の 当期純利益	提出する書類等
10%以上	黒字	黒字 赤字	<p>(B ケース) に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直前3年の貸借対照表及び損益計算書</li> <li>直前3年の税務署受付押印の確定申告書の写し</li> <li>直前3年の所得税の納付額および納税証明書（追加書類①）</li> <li>税務署発行の消費税の納税証明書</li> <li>都道府県税に未納がない旨の証明書</li> <li>直近3年の「売上（製造）原価」及び「販売費及び一般管理費の内訳書</li> <li>直近3年の勘定科目内訳明細書</li> <li>直近3年の減価償却明細書</li> <li>直近3年の計算書類についての『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』（日本税理士連合会制定）</li> <li>今後5年間の事業（改善）計画書、収支計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書（最終処分場の場合は、廃止までの間）</li> <li>債務超過又は利益が計上出来なかった理由書等、経営改善計画書</li> <li>知事が必要と認めた資料</li> </ul>
0～10%未満	黒字	黒字 赤字	
マイナス (債務超過)	赤字	黒字	<p>上記の提出書類に加え下記追加書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書及び返済計画書</li> <li>必要資金の確保を裏付ける書類（資産状況証明書、融資証明書等）</li> <li>関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類（財務諸表、事業報告書等）</li> <li>中小企業診断士又は公認会計士の診断書（過去5年間の財務状況の現状、事業運営に係る財務上の問題点、具体的な改善策及び改善効果）</li> <li>知事が必要と認めた資料</li> </ul>
マイナス (債務超過)	赤字	赤字	

3. 申請に係る産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の営業実績だけでなく、その他の事業についてもこれまで全く営業実績がない場合

当該場合については、本来、審査の基礎資料とすべき貸借対照表・損益計算書、確定申告書の写し等を提出できないことから、以下の資料を提出させる。

基本的追加資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後5年間の事業（改善）計画書、収支計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書（最終処分場の場合にあっては、廃止までの間）</li> <li>・金融機関、その他資金を借りている者への返済状況報告書、今後の返済計画書</li> <li>・必要資金の確保を裏付ける書類（資産状況証明書、融資証明書等）</li> <li>・関連企業等の債務保証の裏付けがある場合は、当該保証契約書の写し及び当該関連企業の財務状況を示す過去3年間の書類（財務諸表、事業報告書等）</li> <li>・知事が必要と認めた資料</li> </ul>
経理的基礎立証のための追加資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業診断士又は公認会計士の診断書</li> <li>・知事が必要と認めた資料</li> </ul>

## V-5 登記簿謄本及び新会社法の整理

### 1. 登記簿謄本の種類と記載事項について

産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の審査にあたっては、事業の用に供する土地の不動産登記簿謄本の提出を求め、当該土地について、事業の継続的運営に支障を来す恐れのある所有権・担保権・用益権に関する登記がないか確認する必要がある。

また、処理業許可及び施設設置許可の申請者が法人である場合には、商業登記簿謄本の提出を求め、当該法人が適法に設立登記された実在する法人であることの確認も必要である。

#### ① 登記簿謄本の種類（希望すれば誰でも閲覧・請求が可能）

○ 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書もしくは履歴事項全部証明書）

・ 会社の状況、代表取締役の住所、設立年月日、移転履歴など、基礎情報を得ることにより偽会社であるかどうかチェックできる。

○ 不動産登記簿謄本

・ 登記所が管理している不動産の物理的概要及び権利の得喪変更が、土地は「地番ごと」建物「家屋番号ごと」に記録されている。

#### ② 土地登記簿謄本（全部事項証明書）の記載事項

○ 登記簿は、「表題部」「権利部（甲区）」「権利部（乙区）」に分けられている。

○ 証明書の最終ページには法務局の捺印がある。

○ 「表題部」は、不動産の物理的概要を表すものである。

・ 「所在」：地番の上につく市町村名と「大字名」または「丁目」の表示

・ 「地番」：一筆ごとに土地につけられた番号で、所在表示とは異なる場合がある。公図に記載された数字と一致。

・ 「地目」：土地の種類で田、畑、宅地、山林などと表示される。現在利用されている実態とは必ずしも一致しない。

・ 「地積」：土地の登記簿上の面積を表す。実測面積とは相違する場合がある。

○ 「権利部甲区」は、その不動産の「所有権」に関する事項が記載されている。

・ 「所有権に関する事項」の登記には、所有権の登記・所有権移転の仮登記・差押・仮差押・売買の予約・買い戻し特約、競売の予約などがある。

・ 所有権登記以外の登記がある場合には、その抹消がどうなっているのか、必ず確認する必要がある。

・ 一番最後に記載されているのが登記簿上の所有者であるが、その前に仮登記などがある場合は本登記に変わった時に権利関係が変化する恐れがあり注意が必要となる。仮登記や差押などは、抹消されておれば抹消と記載されるので確認が必要である。

・ 「順位番号」：登記された順番を表す。

・ 「登記の目的」：「所有権移転」など登記の目的を表す。



- ・「受付年月日・受付番号」：法務局の登記受付年月日及び受付番号が表示される。
  - ・「原因」：「売買」「相続」「贈与」などの所有権に関する原因を示す。
  - ・「権利者その他の事項」：所有者の氏名と住所が記載され、共有の場合には持分なども記載されるほか、所有権移転の仮登記や差押などの場合にはその内容が記載される。
- 「権利部乙区」は、その不動産の「所有権以外」に関する事項が記載される。
- ・「所有権以外に関する事項」の登記には、抵当権、賃借権、地役権その他の権利などがある。
  - ・土地を売買する際には「権利部乙区」の登記を全て抹消するのが基本で、地役権を除く乙区の登記がある場合は、その抹消がどうなっているか確認する必要がある。  
なお、地役権は、看板などを出させて貰う権利や、通行だけを認める権利、下水管・高圧線を通す権利などを登記した物で、利用上支障がなければ抹消する必要はない。
  - ・抵当権設定の最後に「共同担保」と記載されている場合は、他の不動産も一緒に抵当に入っていることを示している。共同担保目録付きの全部事項証明書を取得すれば共同担保が何であるか確認できる。
  - ・抵当権には、継続的に発生する債務を一定の極度額まで担保する「根抵当権」と個別の債務に限定して設定される「(普通) 抵当権」がある。共に、融資などの担保として銀行などにより設定されるが、「(普通) 抵当権」は設定の原因となった借入金などの返済が進むと担保金額がそれに連れて自動的に減額されるのに対し、「根抵当権」はその担保権が登記された債権額を上限として反復利用される。  
抵当権者は、債務者が債務の返済を滞らせた場合など一定の条件に達すると、抵当権を実行(競売申立)し担保不動産の売却代金から貸金の回収を図ることとなる。
  - ・「順位番号」：登記された順番を表していて、権利関係の優劣は順位番号の通りに決まる。但し、順位変更をしている場合もある。
  - ・「登記の目的」：「抵当権設定」など所有権以外の権利についてどんな目的の登記がされているかを表す。
  - ・「受付年月日・受付番号」：法務局の登記受付年月日及び受付番号が表示される。
  - ・「原因」：登記目的の原因などを示す。
  - ・「権利者その他の事項」：ここを見ることでこの不動産にどんな内容の権利がついているのかがわかる。権利が抵当権なら、「債権額」「利息」「損害金」「債務者」「抵当権者」などが記載される。

## 2. 「会社法」における計算書類の概要

平成18年5月1日に「会社法」が施行された。それまで日本には会社法という正式名の法律はなく、会社や経営に係わる法律はカタカナ文語体で記された「商法第2編 会社」「有限会社法」「商法特例法」などに分かれており、これらを総称して「会社法」と便宜的に呼んでいた。新たに生まれた「会社法」は、現代の経済グローバル化の経営環境の進行に対応するために「企業の競争と自己責任を後押しする」ことを一貫した概念としたものである。

### ① 「会社法」での主な変更点

内 容	「会社法」	「旧商法」
条文の表記	ひらがな口語体	カタカナ文語体
設立できる会社	株式会社、合名会社、 合資会社、合同会社	株式会社、有限会社、 合名会社、合資会社
最低資本金額	制限なし	株式会社：1000万円 有限会社：300万円
発起設立時の 払込金保管証明	払込があったことを 証する書面で可	必 要
取締役の数	1人以上	株式会社：3人以上 有限会社：1人以上
取締役の任期	原則2年 (株式譲渡制限会社は最長 10年)	株式会社：原則2年 有限会社：制限なし
会計参与	全ての株式会社で設置可能 (新 設)	規定なし
同一市町村の 類似商号	可 能	不 可
M&A	規制を緩和	厳しく規制

### ② 計算関係書類

計算書類とは、会社法(又は旧商法)で定められている作成書類で、主に株主や債権者を対象として、会社の財政状態や経営成績を示す書類を言う。旧商法からの変更点としては、下記のような点が上げられる。

- ・利益処分案が益処分案が廃止され、かわりに、株主資本等変動計算書が新
- ・貸借対照表・損益計算書等の注記として取り扱われていた事項が、個別注記表という新しい計算書類に統合された(注記事項が追加されているものの、商法の取扱とは変更されていない)。
- ・商法では、「営業報告書」と呼ばれていたものの名称が、「事業報告」に変わった。
- ・「営業報告書」は旧商法では計算書類に含まれていたのが、「事業報告」は計算書類には含まれなくなった。

種類	会社法	
	計算書類等	計
算		損益計算書
書		株主資本等変動計算書
類		個別注記表
事業報告		
計算書類附属明細書 事業報告附属明細書		

旧商法	
計	貸借対照表
算	損益計算書
書	利益処分案（損失処理案）
類	営業報告書
附属明細書	

※「個別注記表」に記載すべき事項

注記項目	会社法				旧商法
	会計監査人 非設置会社		会計監査人 設置会社	持分 会社	
	非公開会社	公開会社	公開会社		
1. 継続企業の前提	×	×	○	×	○
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	○	○	○
3. 貸借対照表に関する注記	×	○	○	×	○
4. 損益計算書に関する注記	×	○	○	×	○
5. 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○	×	×
6. 税効果会計に関する注記	×	○	○	×	○
7. リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○	○	×	×
8. 関連当事者との取引に関する注記	×	○	○	×	×
9.1 株当たり情報に関する注記	×	○	○	×	○
10. 重要な後発事象に関する注記	×	○	○	×	営業報告書
11. 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×	○	×	×
12. その他の注記	○	○	○	○	○

注記) ○：要記載、×：省略可 □：多くの中小企業に相当

※※「事業報告」に新たに追加すべき事項

(旧商法の「営業報告書」に新たに追加すべき事項)

1. 取締役および監査役の報酬等の額
2. 社外役員に関する事項
3. 内部統制システムに関する事項
4. 会社の支配に関する基本方針
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針
6. 社外役員報酬の区分

## 【 参 考 資 料 集 】

- ① 施行規則【抜粋】 ..... 56
- ② (株)エコテックに係る最終処分場の許可取消請求事件の  
概要について(千葉県作成) ..... 62
- ③ エコテック裁判の判決要旨、千葉県の主張等(環境省作成) ..... 66
- ④ エコテック裁判の判決要旨に関する添付資料 ..... 68



① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 【抜 粋】

(昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)

最終改正：平成一九年二月一五日環境省令第四号

(産業廃棄物処分業の許可の申請)

第十条の四 法第十四条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 事業の範囲
  - 三 事務所及び事業場の所在地
  - 四 他に産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る許可番号（許可を申請している場合にあっては、申請年月日）
  - 五 事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立地（産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所をいう。第十二条の三十一から第十二条の三十五まで、第十二条の三十七及び第十二条の四十を除き、以下同じ。）の面積及び埋立容量。第十二条の十二の二十五第一項第八号並びに第十七条第二項第一号及び第二号を除き、以下同じ。）
  - 六 事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号
  - 七 保管を行う場合には、保管の場所に関する次に掲げる事項
    - イ 所在地
    - ロ 面積
    - ハ 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
    - ニ 処分等のための保管上限
    - ホ 第一条の六の規定の例による高さのうち最高のもの
  - 八 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
  - 九 第九条の二第一項第七号から第十号までに掲げる事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- 一 事業計画の概要を記載した書類
  - 二 事業の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第十五条第二項の許可を受けた施設である場合を除く。）
  - 三 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類
  - 四 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
  - 五 産業廃棄物の海洋投入処分を業として行う場合には、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十三条に規定する登録済証の写し
  - 六 当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
  - 七 当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - 八 第九条の二第二項第六号から第十四号までに掲げる書類
- 3 都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類並びに第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げる書類（申請者が個人である場合には、前項第一号、第四号及び第六号に掲げる書類）の添付を要しないものとすることができる。
- 一 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当せず、かつ、当該申請の際直前の五年以上にわたり法第十四条第六項の許可を受けて産業廃棄物の処分を業としての確に行っていること。
  - 二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該申請の際直前の五年以上にわたり、イ

ンターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

公開事項	更新すべき場合
イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	変更の都度
ロ 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の氏名及び就任年月日	変更の都度
ハ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業（他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係るものを含む。以下この表において同じ。）の内容	変更の都度
ニ 申請者が個人である場合には、事業の内容	変更の都度
ホ 事業計画（他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る事業に関するものを含む。）の概要	変更の都度
ヘ 第十条の六に規定する許可証の記載事項	変更の都度
ト 事業の用に供する施設の種類の、当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む）、設置場所、設置年月日、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要	変更の都度
チ 事業場の処理工程図	変更の都度
リ 当該申請に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（処理を委託する場合は、委託した処理の内容、受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含み、石綿含有産業廃棄物を受け入れる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）	変更の都度
ヌ 直前一年間の各月の受入量、処分方法ごとの処分量並びに処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量（産業廃棄物の種類ごとに算出し、石綿含有産業廃棄物に係るものについては別に算出するものとする。）	六月ごとに一回
ル 令第七条の二に掲げる産業廃棄物処理施設（他に産業廃棄物処分業の許可を受けている場合にあっては、当該許可に係る事業の用に供するものを含む。）を設置している場合には、直前一年間の法第十五条の二の三において準用する法第八条の四の規定による記録（第十二条の七の三第一号ハ及びニ、第三号の二ハからヘまで、第二号ハ及びニ、第三号ハ及びニ、第四号ハからホまで、第五号ロからヘまで、第六号ロからヘまで並びに第七号ロからチまでに掲げる事項に係る記録に限る。）	六月ごとに一回
ヲ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書	一年ごとに一回
ワ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提う料金を提	変更の都度
カ 業務を所掌する組織及び人員配置を明確にした図	変更の都度（人員配置については一年ごとに一回）
ヨ 産業廃棄物の処理その他環境保全に係る技術に関する資格の種類ごとの当該資格を取得した者の数	変更の都度
タ 産業廃棄物の処理に係る講習会の課程を修了した者の数	変更の都度

レ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する 事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）	変更の都度
--	-------

- 三 事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格等に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。
- 4 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、第二項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第六号及び第八号に掲げるものに代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。
- 5 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、この項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第二項の規定にかかわらず、同項第八号に掲げる書類のうち第九条の二第二項第九号から第十四号までに掲げるものの全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証（許可の更新の申請の場合にあつては、当該許可に係るものを除く。）を提出させることができる。
- 6 許可の更新を申請する者は、第二項の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、同項第一号から第五号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。

（産業廃棄物処分業の許可の基準）

- 第十条の五 法第十四条第十項第一号（法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合
- イ 施設に係る基準
- (1) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (2) 廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (3) 廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
- (4) 廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- (7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
- ロ 申請者の能力に係る基準
- (1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合
- イ 施設に係る基準
- (1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の

- 埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 海洋投入処分を業として行う場合には、産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。
- ロ 申請者の能力に係る基準
- (1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。
- (2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

（産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

- 第十一条 法第十五条第二項の申請書は、様式第十八号によるものとする。
- 2 前項の申請書に法第十五条第二項第六号の産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
- 一 産業廃棄物処理施設の位置
- 二 産業廃棄物処理施設の処理方式
- 三 産業廃棄物処理施設の構造及び設備
- 四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- 五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- 六 その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項
- 3 第一項の申請書に法第十五条第二項第七号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
- 一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- 二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- 三 その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
- 4 第一項の申請書に法第十五条第二項第八号の災害防止のための計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
- 一 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
- 二 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
- 三 火災の発生の防止に関する事項
- 四 その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項
- 5 法第十五条第二項第九号の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 令第七条第三号、第五号、第八号、第十号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設にあつては、焼却灰等の処分方法
- 二 令第七条第四号、第六号及び第十一号に掲げる施設にあつては、汚泥等の処分方法
- 二の二 令第七条第十一号の二に掲げる施設にあつては、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法
- 三 産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立処分の計画
- 四 当該産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 五 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 六 申請者が法第十四条第五項第二号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所
- 七 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号ニに規定する役員の名及び住所
- 八 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- 九 申請者に令第六条の上に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所
- 6 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。



- 一 当該産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
  - 二 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - 三 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
  - 四 当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図
  - 五 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
  - 六 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
  - 七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - 八 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - 九 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 十 申請者が個人である場合には、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - 十一 申請者が法第十四条第五項第二号 イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
  - 十二 申請者が法第十四条第五項第二号 ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - 十三 申請者が法人である場合には、法第十四条第五項第二号 ニに規定する役員住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - 十四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
  - 十五 申請者に令第六条の十 に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 7 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第七号及び第九号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。
- 8 都道府県知事は、申請者が法第十四条第一項 若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であつて、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（第九条の二第五項（第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第五項（第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及びこの項（第十二条の九第四項、第十二条の十一の四第三項、第十二条の十一の五第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）を受けている場合は、第六項の規定にかかわらず、同項第十号から第十五号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

（産業廃棄物処理施設の技術上の基準）

第十二条 法第十五条の二第一項第一号（法第十五条の二の五第二項 において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。次条、第十二条の六及び第十二条の七において同じ。）のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 二 削除
- 三 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤

- 等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 四 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
  - 五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
  - 六 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の設から排水を放流する場合のために必要な排水処理設備が設けられていること。
  - 七 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

## ② (株)エコテックに係る最終処分場の許可取消請求事件の概要について (千葉県作成)

### 1. 事件名

産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求事件

### 2. 当事者

原告 住民6名(廃棄物処理施設設置予定地の近隣住民)  
被告 千葉県知事 堂本暁子

### 3. 請求の主旨

千葉県知事が平成13年3月1日付けで、(株)エコテックに対してした廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条1項の規定による産業廃棄物処理施設設置の許可の取消を求める。

### 4. 経緯

平成10年6月8日 廃棄物処理法に基づく施設設置許可申請書受理  
平成11年4月27日 千葉県が不許可処分  
平成11年4月28日 事業者が厚生大臣に対し、行政不服審査請求  
平成12年3月30日 厚生省が不許可処分の取消の採決  
平成13年3月1日 千葉県が施設設置を許可  
平成13年5月29日 住民が設置許可の取消しを千葉地裁に提訴  
平成14年2月12日 第一回口頭弁論  
平成14年5月24日から平成18年10月27日まで21回の弁論準備  
平成19年3月13日 最終口頭弁論  
平成19年8月21日 判決言渡し  
平成19年9月4日 東京高裁に県控訴 現在、係争中

### 5. 争点

- ①適用法令(廃棄物処理法:平成7年改正法、9年改正法、12年改正法)
- ②許可基準の審査の適否
  - ア 「技術上の基準」の適合
  - イ 周辺地域の生活環境の保全についての適正な配慮
  - ウ 申請者の能力(経理的基礎の有無)
  - エ 属性(欠格要件)

### 6. 判決概要

平成13年3月1日付けで、(株)エコテックに対して産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を取り消す。

(理由)本件処分場の設置及び維持管理についての経理的基礎については、法の要求する程度を満たしていない。

### 7. 判決に対する県の基本的主張

- 今回の判決は、現行審査制度の枠を超えた審査を請求するものである。
- 現行法令のもとでは、県の審査は適法であり、それに基づく許可も適法である。
- 今回の判決には、県に簿外債務や第三者債務の把握など事実上不可能なことを要求したり、許可時に存在しない登記の抹消費用を加算するなど妥当性のない認定がある。

- ① 経理的基礎の審査に当たって、「申請書類として提出されているか否かなど被告の知・不知に関わらず審査すること」を要求しているが、現行制度では、法令で定められた提出書類に基づいて審査することとされている。
- ② 事業者の債務を把握することについて、どのような場合に、どこまで調査すべきかが法令上明確にされていない。特に、簿外債務や第三者債務などの実態把握は事実上困難である。
- ③ 判決の内容は、現行制度の枠を超えた審査と実質的に不可能な審査えた審査と課すもので、少なくとも法令等の改正を要するものである。
- ④ 以上、今回の判決は、県の審査の不十分さを指摘しているものであるが、その実質は現在の廃棄物処理施設の許可制度(経理的基礎の審査)に改善すべき点があることを示したものである。



(参考)

1 当裁判に関連した民事裁判の状況

住民と㈱エコテックが争っている「産業廃棄物最終処分場建設・操業差止請求事件」については、平成19年1月31日に住民側勝訴の判決がでており、現在、東京高裁で係争中。

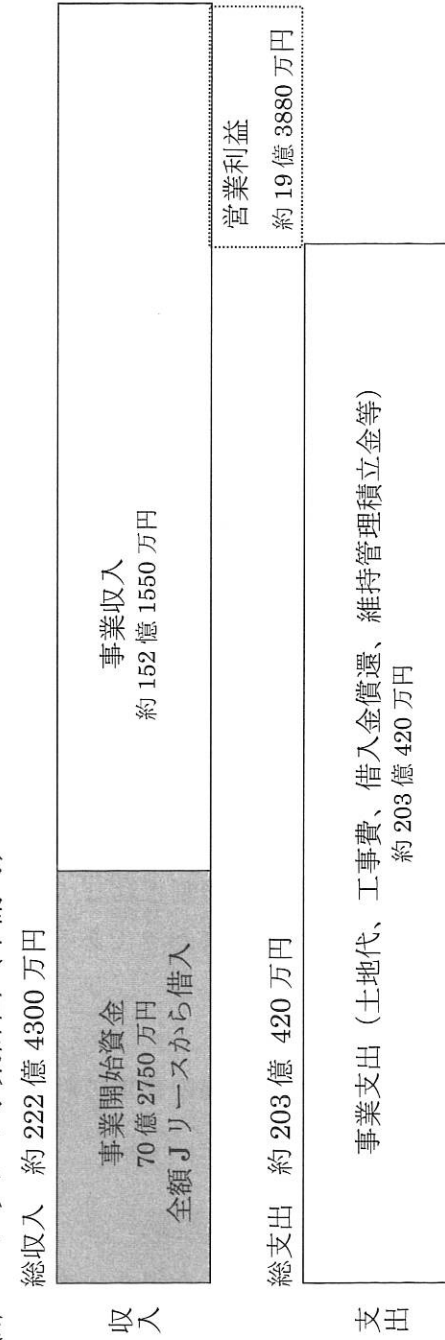
経緯

- 平成14年2月12日 住民が千葉地裁に業者の工事差止の仮処分を請求
- 平成15年6月4日 千葉地裁が工事差止の仮処分の申し立て却下
  - 6月17日 住民が東京高裁に抗告
  - 10月15日 住民が千葉地裁に建設差し止めを申し立て(本訴)
- 平成17年5月10日 東京高裁が工事差止の仮処分の抗告を棄却
  - 5月16日 住民が最高裁に特別抗告
  - 10月11日 最高裁が工事差止の仮処分の特別抗告棄却
- 平成19年1月31日 千葉地裁で建設差し止め申し立ての判決(住民勝訴)
- 2月13日 ㈱エコテックが東京高裁に控訴 現在係争中

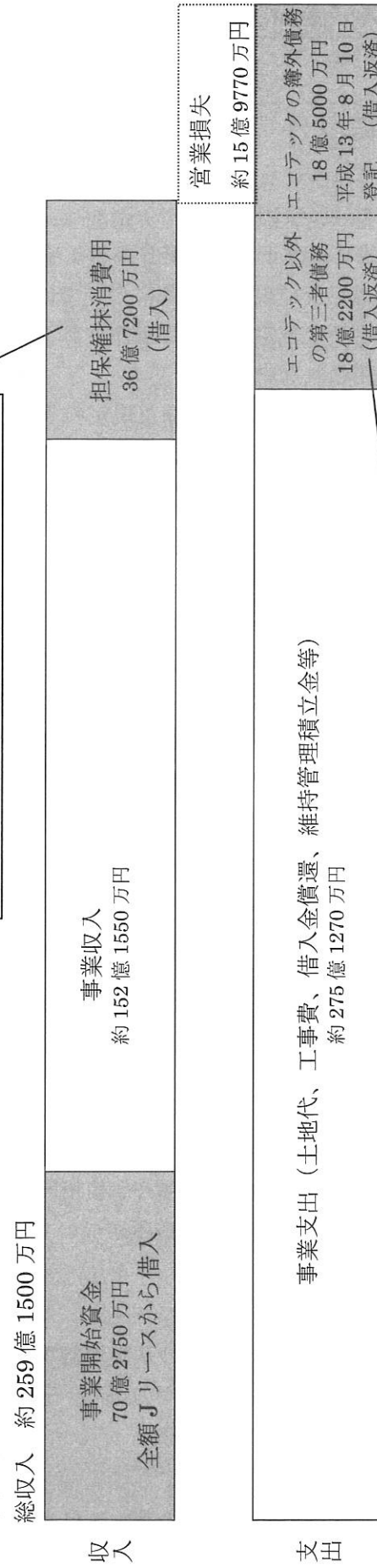
2 産業廃棄物最終処分場(管理型)計画の概要

- (1) 計画者 ㈱エコテック
- (2) 計画地 銚子市、旭市、東庄町
- (3) 処分場面積 62,196m<sup>3</sup>(埋立面積 47,854m<sup>3</sup>)
- (4) 埋立容量 742,838m<sup>3</sup>
- (5) 取扱品目 燃えがら、汚泥等11品目

㈱エコテックの事業計画(申請時)



裁判所の判断



70億2750万円を借入れるために建設地の担保権を抹消する費用を事業開始資金に加算する。

(県の主張)  
簿外債務のため、許可時点で把握することはできなかった債務である。また、許可時には登記されていない。

(県の主張)  
第三者の債務であり、全額をエコテックが負担するかわからない。

### ③エコテック裁判の判決要旨、千葉県の主張等 (環境省作成)

#### 経理的基礎以外の部分の判決内容

##### 1 適用法規について

- ① 平成9年改正法附則第5条第1項に規定された経過措置により平成7年法が適用される規定及び規定の一部については、平成12年改正法の規定に関わらず平成7年法の規定及び規定の一部が適用され、平成9年改正法及び平成12年改正法に係る規定は適用されない。
- ② 平成12年改正法に係る規定のうち、附則第4条により平成12年法第15条の2第2項の規定は適用されない。
- ③ これらを除く平成9年法を実質的に改正した平成12年法の規定及び規定の一部が適用されることになるというべき。

##### 2 原告適格について

- 原告(A~F)のうち、A, B, C, Dについては、有害な浸出水が排出された場合及び焼却灰の飛散があった場合にあっては、生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれがあると認めることはできないことから、本件許可処分の取消を求める原告適格を有さないというべきである。

##### 3 本件許可処分に当たり適用すべき共同命令の規定及び審査すべき技術上の基準への適合性について

- 本件許可処分において適用される共同命令第1条第1項の規定のうち共同命令第2条第1項第4号で例によるべき規定は、本件で争点に関係しない平成10年共同命令第1条第1項第1号を除外すると、同項第4号、第5号イ(3)、へ、第6号及び平成12年共同命令第1条第1項第5号へ(但し書き省略)並びに平成5年共同命令第1条第1項第5号イ及びロになるというべきである。

また、設置許可の段階における技術上の基準に係る審査においては、専ら、使用前検査によって確認すべき事項や、使用開始後の実際の維持管理において規制されるべき事項、廃止時の規制に係る事項については、その対象とはならないと解すべきである。

##### 4 擁壁等の設置について

- (原告らは本件予定地の基礎地盤が十分な強度を有しておらず、堰堤の自重に対して安全ではない旨主張するが、)原告らの主張はいずれも採用できない。

##### 5 遮水層の要件について

- (原告らは本件処分場の遮水工は地下水の有効な排水が行われなかった場合、遮水シ

ート自体に水圧がかかり破損するおそれがあるなどとして地下水の影響による遮水工の問題点を主張するが、)原告の主張は採用できない。また、原告の主張は理由がない。

##### 6 基礎地盤について

- 平成12年共同命令第1条第1項第5号イ(ハ)(2)の規定に係る要件は、本件許可処分の技術上の基準にはならないから、これを違法事由とする原告らの主張は失当であるというべきである。

##### 7 遮水層の表面の覆いについて

- 原告の主張は採用できない。

##### 8 地下水集排水設備について

- 原告らの主張は失当であるというべきである。

##### 9 保有水等集排水設備及び調整池について

- 原告の主張は理由がない。

##### 10 浸出液処理設備について

- 原告らの主張は採用できない。

##### 11 周辺地域の生活環境保全について

- 原告らの主張は採用できない。

##### 12 業務の不正又は不誠実について

- 原告らがいわゆる欠格事項該当性に係る違法を主張することは、自己の法律上の利益に関係のない違法に当たり、これを理由に本件許可処分の取消を求めることはできないというべきである。

##### 13 手続の欠如について

- 原告らの主張は理由がないというべきである。



④エコテック裁判の判決要旨に関する添付資料

経理的基礎に係る部分（争点（2）ウ） ※抜粋、一部要約

ア 経理的基礎を欠くことが違法となる場合について

法が経理的基礎があることを最終処分場の設置許可の要件とした趣旨は、産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に当たっては多額の資金を要することから、設置者の経理的な基礎が不十分であることにより不適正な産業廃棄物の処分や同処理施設の設置及び維持管理が行われることを防ぐために、産業廃棄物処理施設設置許可申請者の総合的経理能力並びに産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理のための資金計画を審査することにしたものであって、一次的には公衆の生命、身体及安全及び環境上の利益を一般的公益として保護しようとしたものと解され、産業廃棄物処理施設一般について、直接的に産業廃棄物処理施設の周辺に居住する者の生命、身体及安全等を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むと解することは困難である。

（確かにそうではあるが、）人体に有害な物質を含む産業廃棄物の処理施設である管理型最終処分場については、設置者の経理的な基礎が不十分であることにより不適正な産業廃棄物の処分や同処分場の設置及び維持管理が行われた場合には、有害な物質が許容限度を超えて排出され、その周辺に居住等する者の生命、身体に重大な危害を及ぼすなどの災害を引き起こすことがあり得る。

そうすると、経理的基礎は、単に健全な経営の維持にとどまらず、施設の安全面をも資金的観点から担保する機能を果たすものといえることができる。

このような法及び規則の規定の趣旨・目的及び前記災害による被害の内容・性質等を考慮すると、設置段階の設置者の資金計画等からして、およそ同処分場の適正な設置及び維持管理が困難であるとか、不適正な産業廃棄物の処分が行われるおそれが著しく高いなど、管理型最終処分場の周辺住民が生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠くような場合において、法及び規則の規定が前記被害が想定される住民の生命又は身体等の安全を保護する趣旨を含まないものとまでいうことはできないといふべきである。

したがって、法及び規則の規定は、周辺住民が重大な被害を被るおそれのある災害等が想定される程度に至る経理的基礎を欠くような場合には、もはや公益を図る趣旨にとどまらず、周辺住民の安全を図る趣旨から、周辺住民個人の法律上の利益に関係のある事由について定めているといふべきである。

そうすると、経理的基礎を欠くことにより違法となる場合は、設置段階の設置者の資金計画等からして、およそ管理型最終処分場の適正な設定及び維持管理が困難であるとか、不適正な産業廃棄物の処分が行われるおそれが著しく高いなど、管理型最終処分場の周辺住民が生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠くような場合に限られるといふべきである。

イ 認定される事実

（ア）平成11年度（平成11年3月1日～12年2月29日）の貸借対照表（別紙8の1、平成12年4月28日付け）によると、資産は22億8,043万5,757円でその構成は借入金为主体である。借入先は、Gが約11億8,000万円及びHが10億8,000万円である。

また、損益計算書（別紙8の2、平成12年4月28日付け）によると平成11年度に係る売上げ及び所得は計上されていない。

（イ）事業計画について

資料の名称	内 容
別紙8の3「事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類」	事業開始資金の総額（70億2,750万円）及びその資金の調達方法 ＜主な内容＞ 事業開始資金のすべてを金融機関等から融資を受けることを予定。その融資実行まではファイナンス会社からのつなぎ融資を受ける。
別紙8の4「資金計画書」 ”資金計画”という。	事業 計 画 という。 事業開始に係る資金の調達計画
別紙8の5「年度別資金計画書」 ”収支計画”という。	事業開始後の収支計画 ＜主な内容＞ 処分業の収益のみを基に下記支出を行い、埋め立て終了時において19億3,880万円3,000円が残ることとなっている。 ＜主な支出＞ 人件費、事務所経費、借入金の元金金の返済費用、土木工事保険費用、請負賠償責任保険費用、天災等不稼働保険費用、環境保険費用、維持管理積立金（8億4,000万円）
別紙8の6「事業収支の計算根拠について」	計画の前提とした条件を記載したもの
増資計画書（平成12年11月13日付け）	許可処分後、平成14年12月末までにGが自己資金及びエコテックへの貸付金を基にして1億8,000万円の増資を引き受ける。 ※Gは(株)エコテックの元代表取締役

(ウ) 事業開始資金の調達方法について

(株)エコテックは、I銀行(50億円)及びJ銀行等の金融機関(20億2,750万円)の協調融資を受ける予定だが、許可前には融資証明等が受けられないため、それまでの間は一時的にファイナンス会社から同額の融資を利用することとし、千葉県にその旨報告(平成12年11月13日付け)したが、その利息は明確にされていない。

また、(株)エコテックは、許可処分時までに、千葉県に対してKの融資内諾書(平成12年12月21日付)を提出した。

<融資内諾書の内容>

本件予定地に第1順位の抵当権を設定できることを条件に、Kは(株)エコテックに対して71億円を融資する。

(エ) 本件予定地に対する被担保債権について

別紙9「被担保債権一覧表」には、被担保債権の総額が36億7,200万円とされているが、本件各担保権の抹消にかかる費用は計上されていない。

(オ) その他借入金について

(株)エコテックは平成11年9月16日付けでLから18億5,000万円を借入れた。これは平成11年度貸借対照表に記載がない。

なお、(株)エコテックは借入を行ったのではなく、その旨の抵当権設定登記が無断でなされたものである旨を千葉県に報告しているが、登記申請書類に当時の代表取締役であるGの署名・印鑑証明書が添付されていることなどからすれば、この報告は信用できない。

(カ) カ) 厚生省通知につ

平成12年9月29日付け衛産第79号通知に経理的基礎の審査の目安が示されている。

## ウ 裁判所の判断

○(株)エコテックはその資本のほとんどが借入金で構成されており、自己資本が著しく少ない状態であったから、銀行等の金融機関から本件処分場の事業開始資金の融資を受けるに当たっては、本件予定地のすべてに融資元の金融機関の第1順位の抵当権等を設定する必要があったというべきである。

○そうすると、(株)エコテックは、本件許可処分当時、同社が本件予定地を所有していたか否か又は所有する予定であったか否か、同社は本件各被担保債務の債務者又は保証人であるか否かなど、法的に本件各被担保債務を弁済すべき義務を負う可能性があるか否かに関わらず、銀行等の金融機関から、本件処分場の事業開始資金70億2,750万円を借り入れるためには、本件各担保権を抹消する必要があったと認められる。

許可処分当時(平成13年3月1日)の本件各被担保債権額の残額は明らかではないが、本件各被担保債権の借入れ日が許可申請日(平成10年6月8日)に近接した前後の借入れ日であることや本件各被担保債権の利息のほとんどが15%であること、(株)エコテックは銀行等の金融機関からの融資を得ると同時に、これら負債をすべて返済した上で、本件予定地に融資元金融機関の第1順位の抵当権等を設定する計画であったと推認されることなどからすれば、本件事業資金を借り入れる時点においては、少なくとも本件各被担保債権額の元本相当額が残存している蓋然性が高いと言ふべきであり、同元本相当額が本件各担保権を抹消するために必要な費用額であると推認するに難くない。

○したがって、(株)エコテックは事業計画において、事業開始資金70億2,750万円に、本件各担保権の抹消に係る費用36億7,200万円を加えた106億9,950万円を事業開始資金として計上する必要があったというべきである。

○裁判所認定の年度別資金計画を別紙8の7に示す。

○(株)エコテックのように自己資本が著しく少額であって、その事業開始資金のすべてを借入金のみ依存して最終処分場を設置し、営業利益によって借入金を返済する計画である場合には、設置及び維持管理を的確かつ継続して行うに足りる程度に経理的基礎を有するか否かを判断するためには、本件許可処分時において、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率などの融資内容及びその条件が明確にされ、融資の実行を受けられることが相当程度確実であるといえる必要があるというべきである。しかし、イで認定した事実によると、融資元金融機関、融資内容及びその条件は明確ではなく、本件許可処分時において、最終的な資金調達方法及びその条件はおおよそ不明確であるといわざるを得ない。

そうすると、そもそも(株)エコテックが事業開始資金106億9,950万円の融資が受けられるか、仮に受けられる場合においても、本件収支計画で設定した借入条件(期間10年、年利2.3%)で融資を受けられるかについて重大な疑問が生じるというべきである。

○また、この点をさしおくとしても、別紙8の7裁判所認定の資金計画によると、(株)エコテ



ックは本件処分場での事業開始1年目から7年目までは黒字であるものの、8年目から11年目までは単年度収支が赤字となり、累計でも9年目からは赤字となる。さらに、埋め立てを終了する11年目には累計で15億9,771万4,430円の赤字となることになり、埋め立て完了時に計画どおりの利益を確保できないばかりか、埋め立て完了までに多額の赤字が発生することが想定される。

○他方、千葉県は、本県処分場の事業開始資金が106億9,950万円を前提とした場合に、それでもなお(株)エコテックの事業の収支計画が、少なくとも本件処分場で原告らに対して生命又は身体等に係る重大な被害を直接に生じさせるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠くものではないことについて、具体的な主張立証を行っていない。

○まとめ

- ・裁判所認定の収支計画を前提とする限り、(株)エコテックは本件許可処分時点ですでに処分場の十分な設置及び維持管理をするために必要な資金調達の裏付けを欠いていたといふべきである。
- ・仮に何らかの方法でその調達ができたとしても、その後の事業運営や借入金返済に必要な費用を支出した場合に事業が適正に運営される基礎を欠いていたといふべきである。
- ・すなわち、(株)エコテックの場合、財政面から、許可処分時点でおよそ処分場の設置及び適正な維持管理が困難であり、不適正な産業廃棄物の処分が行われるおそれが著しく高い状況にあったことが明らかである。
- ・そのような状況の下では、有害な物質が許容濃度を超えて排出され、その周辺に居住等する者の生命、身体に重大な危害を及ぼすなどの災害を引き起こす事故等が想定されるといふべきである。
- ・したがって、(株)エコテックの経理的基礎は、本件許可処分時点において、周辺住民である原告らが生命又は身体等に係る重大な被害を直接に受けるおそれのある災害等が想定される程度に経理的基礎を欠く状態であるといふべきである。

○その他

- ・Gによる1億8,000万円の増資計画については、このうち1億6,000万円はGの(株)エコテックに対する既存の貸付金の返済金を増資に係る株式の払込金に充当する計画としており、当該増資によっても借入予定の事業開始資金の額が変更されるものではないから、この増資を資金計画上格別考慮することはできない。

## エ 千葉県の主張について

(ア) 主張の内容

- ① 許可処分時(平成13年3月1日)にはLに対する18億5,000万円の借入に係る抵当権設定仮登記がなされておらず(登記の日は平成13年8月10日)、設置許可の申請書類からも見いだすことはできないから、これを理由に不許可とすることは不可能であり、許可処分自体の効力が失われるものではなく、職権による裁量取消が問題となるにすぎない。
- ② (株)エコテックは本件各被担保債務を支払う法的義務はないので、資金計画等にこれら抵当権の抹消費用が記載されずとも計画として不十分とはいえない。
- ③ 経理的基礎については、産業廃棄物処分業の許可の際に再度審査することになっており、千葉県が許可処分時に知り得なかった債務があった場合には、その時点で、その当時の資料を基に改めて判断することになるにすぎない。

(イ) 裁判所の判断

① 主張①に対して

経理的基礎を有するか否かについては、許可処分時点において、客観的に(株)エコテックが処分場を設置及び維持管理する経理的基礎を有していたか否かが問題になるといふべきであるから、許可処分時点において(株)エコテックが収支計画に反映させるべき債務がある場合には、それが申請書類として提出されているか否かなど被告の知、不知に関わらず、経理的基礎の判断に用いるべき事情に当たるといふべきである。

仮にこの点はさておくとしても、資金の借入の確実性を裏付ける資料としての融資内諾証明書には融資先が処分場予定地に第1順位の抵当権を設定できることが条件とされていたのであるから、これが可能であるかどうかについても、千葉県として調査すべき義務があるといふべきところ、この点の調査を十分行っていないことが明らかである。千葉県の主張はいずれにせよ採用することはできない。

② 主張②について

(株)エコテックが支払う法的義務の有無にかかわらず、各被担保債権額相当の金員は、事業開始資金として必要な金員であり、いかに調達するかによって事業の収支計画は著しく影響を受けるのであるから、(株)エコテックの経理的基礎を判断するための重要な審査事項にあたるといふべきである。

千葉県の主張は採用することはできない。

③ 主張③について

本件は、自己資本をほとんど有さず、借入金によって事業開始資金を調達して、産業廃棄物処分業を行い、その収益をもって借入金の返済資金等の費用に当てる計画であるから、設置許可の段階において、処分場の設置及び維持管理を的確かつ継続して行うに足りる資金計画及び収支計画を有しているか否かという観点から経理的基礎の要件を検討すべきものである。

この点は、後に処分業の許可の可否の審査の際に、経理的基礎を有することが要件と

なっているか否かとは別個の問題であり、その際に再審査が可能であるからといって、許可処分時において経理的基礎の要件審査を特に緩和することができるとする合理的根拠にはなり得ない。

千葉県の主張は採用することはできない。

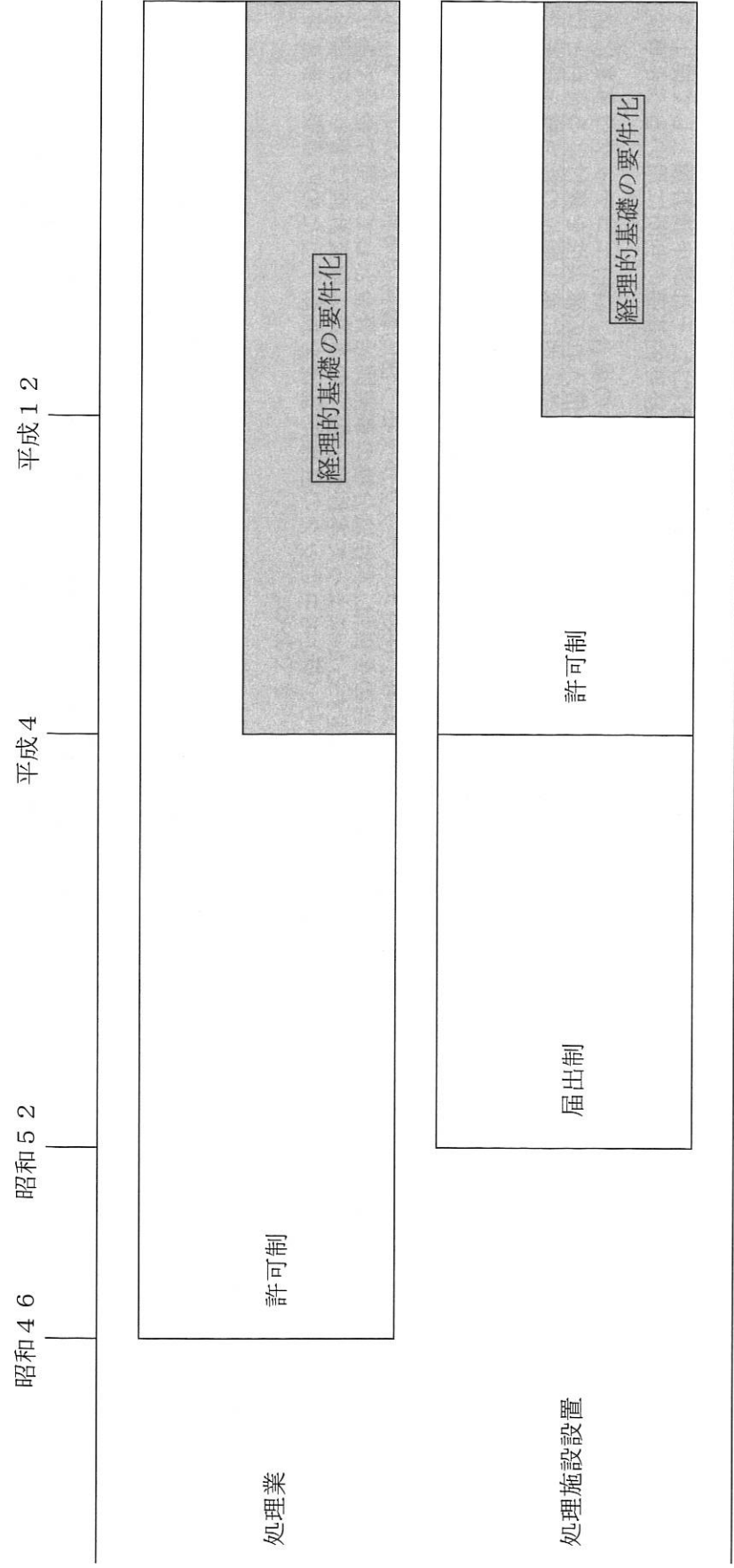
### 千葉県の主張と地裁の判断

千葉県 (被告) の主張	地裁の判断
<p>1 本県許可処分時にはLに対する18億5000万円の借入れに係る抵当権設定仮登記がなされおらず、設置許可の申請書類からも見いだすことはできないから、これを理由に不許可とすることは不可能であり、本件許可処分自体の効力が失われるものではなく、職権による裁量取消が問題となるにすぎない。</p>	<p>設置許可に係る経理的基礎を有するか否かは、本件許可処分時において、客観的に(株)エコテックが本件処分場を設置及び維持管理する経理的基礎を有していたか否かが問題になるというべきであるから、本件許可処分時において(株)エコテックが収支計画に反映させざるべき債務がある場合には、それが申請書類として提出されているか否かなど被告の知不知に関わらず、経理的基礎の判断に用いるべき事情に当たると言うべきである。</p> <p>また、仮にこの点はさておくとしても、本件の場合、(株)エコテックは事業に必要資金を借入れに依拠していたところ、その借入れの確実性を裏付ける資料として融資内諾証明書には、融資先が本件処分場に第1順位の抵当権を設定でき、被告とされたのだから、これが可能であるかどうかについても、被告として調査すべき義務があるというべきところ、被告は、前記認定によれば、この点の調査を十分行っていないことが明らかである。そうすると、被告の1の点についての主張はいずれにせよ採用することはできない。</p>
<p>2 被告は、(株)エコテックは本件各被担保債務を支払う法的義務はないので、資金計画等にこれら抵当権の抹消費用が記載されずとも計画として不十分とはいえない</p>	<p>前記ウ判示のとおり、(株)エコテックが支払う法的義務の有無にかかわらず、本件被担保債権額相当の金員は、本件処分場の事業開始資金として必要な金員であり、これをいかに調達するかによって本件処分場の事業の収支計画は著しく影響を受けるのであるから、(株)エコテックの経理的基礎を判断するための重要な審査事項に当たるといえるべきである。</p>
<p>3 経理的基礎については、産業廃棄物処分業の許可の際に再度、審査することになったおらず、被告が本件許可処分時に知り得なかった債務があった場合には、その時点で、その当時の資料を基に改めて判断することになるにすぎない</p>	<p>本件処分場の設置に係る資金計画及び収支計画は、(株)エコテックが自己資本をほとんど有さず、借入金によって事業開始資金を調達して、本件処分場での産業廃棄物処分業を行い、その収益をもって借入金の返済資金等の費用に当てる計画であるから、設置許可の段階において、最終処分場の設置及び維持管理を的確かつ継続して行うに足りる資金計画及び収支計画を有しているか否かという経理的基礎の要件を検討すべきものであり、この点は、その後産業廃棄物処分業の許可の可否の審査の際に、経理的基礎を有することが要件となっているか否かとは別個の問題であり、その際に再審査が可能であるからといって、本件許可処分時において経理的基礎の要件の審査を特に緩和することができるという合理的根拠にはなり得ない。</p>

よって被告の主張はいずれも採用できない。



経理的基礎の法定化の歴史



## 産業廃棄物処理業の経理的基礎のあり方

発行日：平成22年03月31日

発行所：社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5F

電話番号 06-6943-4016

FAX番号 06-6942-5314

URL <http://www.o-sanpai.or.jp/>

発行人：会長 國中賢吉

法政策調査委員長 片瀬昭人

定価：1500円

講師：大仲清（環境省経理的基礎検討専門委員会委員）

複写・転載を禁じます。